○防衛省告示第百七十六号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第六条第一項及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第四十七号）による改正後の同条第二項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、同法の施行の日（令和八年七月十四日）から施行する。

なお、令和元年防衛省告示第三十六号（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設等として指定した件）、令和元年防衛省告示第百三十六号（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設等として指定した件）、令和二年防衛省告示第百七十号（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設等として指定した件）、令和二年防衛省告示第二百五十四号（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設等として指定した件）、令和三年防衛省告示第百八十五号（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設等として指定した件）、令和三年防衛省告示第二百六十三号（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設等として指定した件）、令和四

年防衛省告示第百九十九号（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設等として指定した件）、令和四年防衛省告示第三百十九号（小型無人機等飛行禁止法に基づき防衛関係施設を指定する件）、令和五年防衛省告示第八号（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設等として指定した件）、令和五年防衛省告示第四十四号（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設等として指定した件）、令和五年防衛省告示第百八十一号（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設等として指定した件）、令和六年防衛省告示第八十二号（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設等として指定した件）、令和六年防衛省告示第百二十六号（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設等として指定する件）、令和六年防衛省告示第二百三十六号（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設等として指定した件）、令和七年防衛省告示第八十七号（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設等として指定した件）、令和七年防衛省告示第百五十六号（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定に基づき、対象防衛関係施設等として指

定した件）、令和七年防衛省告示第百六十九号（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定に基づき、対象防衛関係施設等として指定した件）及び令和七年防衛省告示第二百七十五号（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定に基づき、対象防衛関係施設等として指定した件）は、同日から廃止する。

令和八年七月三日

防衛大臣　小泉進次郎

一　防衛省市ヶ谷庁舎

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周
東京都新宿区市谷本村町五番一号	東京都新宿区市谷本村町五番（次の図面に示す部分に限る。）	東京都千代田区一番町（次の図面に示す部分に限る。）、紀尾井町（次の図面に示す部分に限る。）、九段北二丁目（次の図面に示す部分に限る。）

辺地域	
	から四丁目まで、九段南二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目まで、麹町二丁目から四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、五丁目及び六丁目、五番町、三番町（次の図面に示す部分に限る。）、二番町、富士見二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、四番町並びに六番町
東京都新宿区	愛住町、荒木町、市谷加賀町一丁目及び二丁目、市谷甲良町、市谷砂土原町一丁目から三丁目まで、市谷左内町、市谷台町、市谷鷹匠町、市谷田町一丁目から三丁目まで、市谷長延寺町、市谷仲之町、市谷八幡町、市谷船河原町、市谷本村町、市谷薬王寺町、市谷柳町、市谷山伏町、岩戸町、榎町（次の図面に示す部分に限る。）、神楽坂一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、五丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、片町、河田町、喜久井町（次の図面に示す部分に限る。）、北町、北山伏町、細工町、左門町、信濃町（次の図面に示す部分に限る。）、須賀町（次の図面に示す部分に限る。）、住吉町、大京町（次の図面に示す

		部分に限る。）、箪笥町、富久町（次の図面に示す部分に限る。）、戸山一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、中町、納戸町、二十騎町、払方町、原町一丁目から三丁目まで、東榎町（次の図面に示す部分に限る。）、袋町、舟町、弁天町（次の図面に示す部分に限る。）、南榎町、南町、南山伏町、矢来町（次の図面に示す部分に限る。）、横寺町（次の図面に示す部分に限る。）、余丁町、四谷一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、四谷坂町、四谷三栄町、四谷本塩町、若葉一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、若松町、若宮町並びに早稲田南町（次の図面に示す部分に限る。）
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路を		

いう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二　陸上自衛隊名寄駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設
北海道名寄市	北海道名寄市	北海道名寄市
	字内淵八十四番地	字内淵（次の図面に示す部分に限る。）	字大橋、字智恵文、字内淵、字日進及び字瑞穂（いずれも次の

に係る対象施設周辺地域		図面に示す部分に限る。）
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		
三　陸上自衛隊名寄駐屯地宗谷通信所		

対象防衛関係施設の所在地	北海道稚内市	大字宗谷村字大岬
対象防衛関係施設の区域	北海道稚内市	大字宗谷村（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道稚内市	大字宗谷村珊内及び大字宗谷村豊岩（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに大字宗谷村珊内及び大字宗谷村豊岩以外の次の図面に示す地域

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四　陸上自衛隊名寄駐屯地礼文分屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
北海道礼文郡礼文町	北海道礼文郡礼文町	北海道礼文郡礼文町
大字船泊村字沼の沢番外地	大字船泊村、大字船泊村タカヤマ及び大字船泊村沼の沢（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	大字船泊村（次の図面に示す部分に限る。）、大字船泊村ウエントマリ（次の図面に示す部分に限る。）、大字船泊村ウエンナイホ（次の図面に示す部分に限る。）、大字船泊村タカヤマ（次の図面に示す部分に限る。）、大字船泊村チイサントマリ、大字船

泊村沼の沢（次の図面に示す部分に限る。）、大字船泊村ノトウシ（次の図面に示す部分に限る。）及び大字船泊村ヲションナイ（次の図面に示す部分に限る。）	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び五に掲げる点と七に掲げる
一　北緯四十五度二十六分五十一秒、東経百四十一度三分八秒の点 二　北緯四十五度二十六分三十五秒、東経百四十一度三分五十一秒の点 三　北緯四十五度二十六分七秒、東経百四十一度三分五十八秒の点 四　北緯四十五度二十五分四十一秒、東経百四十一度三分四十九秒の点	五　北緯四十五度二十五分四十一秒、東経百四十一度二分三十秒の点 六　北緯四十五度二十五分五十二秒、東経百四十一度二分十三秒の点	

点とを結ぶ湖岸線により囲まれた水域	七　北緯四十五度二十六分八秒、東経百四十一度二分十二秒の点	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の所在地	北海道留萌市	緑ケ丘一丁目六番地
対象防衛関係施設の区域	北海道留萌市	緑ケ丘一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、南町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに元川町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道留萌市	五十嵐町一丁目から三丁目まで、泉町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、大字留萌村アイトシナイ、大字留萌村カモイワ（次の図面に示す部分に限る。）、大字留萌村バンゴベ（次の図面に示す部分に限る。）、東雲町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、住之江町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁目、高砂町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目まで、千鳥町一丁目から四丁目まで、潮静一丁目、二丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、

		野本町、花園町四丁目及び五丁目、浜中町（次の図面に示す部分に限る。）、堀川町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、緑ケ丘町一丁目及び二丁目、南町一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、見晴町七丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに元川町一丁目及び二丁目

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

六　陸上自衛隊遠軽駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	北海道紋別郡遠軽町	向遠軽二百七十二番地
対象防衛関係施設の区域	北海道紋別郡遠軽町	向遠軽（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道紋別郡遠軽町	二条通北一丁目から七丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、東町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、南町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、向遠軽（次の図面に示す部分に限る。）並びに弥生（次の図面に示す部分に限る。）
備考		

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

七　陸上自衛隊旭川駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設
北海道旭川市	北海道旭川市
春光町国有無番地	春光町（次の図面に示す部分に限る。）

の区域		
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道旭川市	秋月一条一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、字近文五線二号（次の図面に示す部分に限る。）、字近文五線三号（次の図面に示す部分に限る。）、字近文五線四号（次の図面に示す部分に限る。）、旭町一条一丁目から十五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、旭町二条一丁目から十六丁目まで、大町一条一丁目から十六丁目まで、大町二条一丁目から十七丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、大町三条四丁目から九丁目まで、川端町一条四丁目から七丁目まで、金星町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目、春光一条七丁目から九丁目まで、春光二条七丁目から九丁目まで、春光三条六丁目から九丁目まで、春光四条一丁目から九丁目まで、春光五条一丁目から九丁目まで、春光六条一丁目から九丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、春光七条二丁目、三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、五丁目から八丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び九丁目（次の図面

備考	
	に示す部分に限る。）、春光町、新富一条一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、新富二条一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、末広一条一丁目、末広二条一丁目、末広三条一丁目、末広四条一丁目、末広五条一丁目、末広六条一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、末広東一条一丁目、末広東二条一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、末広東三条一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、住吉四条一丁目及び二丁目、住吉五条一丁目及び二丁目、住吉六条一丁目及び二丁目、住吉七条一丁目、花咲町一丁目から七丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、東一条三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び四丁目、東三条五丁目から七丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで及び八丁目から十一丁目まで、東四条九丁目（次の図面に示す部分に限る。）から十一丁目まで、北門町七丁目から十五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで並びに本町一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

八　陸上自衛隊旭川駐屯地沼田分屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設
北海道雨竜郡沼田町	北海道雨竜郡沼田町字沼田千百四十二番一（次の図面に示す部分に限る。）

の区域	田町	
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道雨竜郡沼田町	字更新、字高穂、字沼田及び字真布（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

九　陸上自衛隊旭川駐屯地近文台分屯地

対象防衛関係施設の所在地	北海道旭川市	字近文七線一号
対象防衛関係施設の区域	北海道旭川市	字近文五線二号、字近文七線一号、字近文七線二号、字近文八線一号及び字近文八線二号（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道旭川市	字近文五線二号、字近文五線三号、字近文五線四号（次の図面に示す部分に限る。）、字近文六線一号、字近文六線二号、字近文六線三号、字近文六線四号、字近文六線南一号、字近文七線一号、字近文七線二号、字近文七線三号、字近文七線四号、字近文七線南一号、字近文八線一号、字近文八線二号、字近文八線三号、字近文八線四号、旭岡四丁目（次の図面に示す部分に限る。）から六丁目まで、旭町一条十一丁目（次の図面に示す部

	分に限る。）から二十一丁目まで、旭町二条十丁目（次の図面に示す部分に限る。）から二十丁目まで、大町一条十丁目（次の図面に示す部分に限る。）から二十丁目まで、大町二条十丁目（次の図面に示す部分に限る。）から二十丁目まで、春光四条一丁目から五丁目まで、春光五条一丁目から六丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、春光六条一丁目から六丁目まで、春光七条二丁目、三丁目及び五丁目から七丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、春光台一条一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、春光台二条一丁目、春光台三条一丁目、春光台四条一丁目、春光台五条一丁目、住吉四条一丁目及び二丁目、住吉五条一丁目及び二丁目、住吉六条一丁目及び二丁目、住吉七条一丁目、錦町二十一丁目から二十三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで及び二十四丁目並びに北門町十二丁目から十五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで及び十六丁目から二十二丁目まで
北海道上川郡鷹	八線一号、八線二号、八線三号、八線西一号、八線西二号（次

	栖町	の図面に示す部分に限る。）、九線一号、九線二号、九線三号（次の図面に示す部分に限る。）、九線西一号（次の図面に示す部分に限る。）、九線西二号（次の図面に示す部分に限る。）、北野西一条一丁目及び北野西二条一丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに八線一号、八線二号、八線三号、八線西一号、八線西二号、九線一号、九線二号、九線三号、九線西一号、九線西二号、十線二号、北野西一条一丁目及び北野西二条一丁目以外の次の図面に示す地域

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる

区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十　陸上自衛隊滝川駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	北海道滝川市	泉町二百三十六
対象防衛関係施設の区域	北海道滝川市	泉町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道滝川市	朝日町西一丁目から四丁目まで、朝日町東一丁目から四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、泉町、泉町一丁目及び二丁目、泉町河川敷地（次の図面に示す部分に限る。）、一の坂町西一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目まで、扇町三丁目、扇町河川敷地（次の図面に示す部分に限る。）、北

		滝の川（次の図面に示す部分に限る。）、黄金町西一丁目から四丁目まで、黄金町東一丁目から四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、幸町一丁目から四丁目まで、西滝川（次の図面に示す部分に限る。）、西町一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、六丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び八丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二の坂町、二の坂町西一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに二の坂町東一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	北海道樺戸郡新十津川町	字大和（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十一　陸上自衛隊上富良野駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域
北海道空知郡上富良野町	北海道空知郡上富良野町南町四丁目九百四十八番地
	東一線北二十二号、東一線北二十三号、東二線北二十二号、東二線北二十三号及び南町四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道空知郡上富良野町	旭町一丁目から三丁目まで、大町一丁目から五丁目まで、丘町一丁目から四丁目まで、基線北二十号（次の図面に示す部分に限る。）、基線北二十一号（次の図面に示す部分に限る。）、基線北二十二号、基線北二十三号（次の図面に示す部分に限る。）、基線北二十四号、桜町一丁目から三丁目まで、新町一丁目から三丁目まで、富町一丁目から三丁目まで、西一線北二十一号（次の図面に示す部分に限る。）、西一線北二十二号（次の図面に示す部分に限る。）、西一線北二十三号（次の図面に示す部分に限る。）、西一線北二十四号（次の図面に示す部分に限る。）、錦町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、東一線北二十号（次の図面に示す部分に限る。）、東一線北二十一号、東一線北二十二号、東一線北二十三号、東二線北二十号（次の図面に示す部分に限る。）、東二線北二十一号（次の図面に示す部分に限る。）、東二線北二十二号、東二線北二十三号、東三線北二十号（次の図面に示す部分に限る。）、東三線北二十一号（次の図面に示す部分に限る。）、東三線北二十二号、東三線北二十

		三号、東三線北二十四号、東三線北二十五号、東三線北二十六号（次の図面に示す部分に限る。）、東四線北二十一号（次の図面に示す部分に限る。）、東四線北二十二号（次の図面に示す部分に限る。）、東四線北二十三号（次の図面に示す部分に限る。）、東四線北二十四号（次の図面に示す部分に限る。）、東四線北二十六号（次の図面に示す部分に限る。）、東町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、光町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、緑町一丁目から三丁目まで、南町一丁目から四丁目まで、宮町一丁目から三丁目まで、向町一丁目並びに本町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区

域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十二　陸上自衛隊上富良野駐屯地多田分屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周
北海道空知郡上富良野町	北海道空知郡上富良野町	字上富良野
		国有無番地（次の図面に示す部分に限る。）
		国有無番地（次の図面に示す部分に限る。）、第一安井牧場（次の図面に示す部分に限る。）、中ノ沢（次の図面に示す部分に限

辺地域		る。）、倍本農場（次の図面に示す部分に限る。）、東五線北二十五号（次の図面に示す部分に限る。）、東六線北二十二号（次の図面に示す部分に限る。）、東六線北二十三号（次の図面に示す部分に限る。）、東六線北二十四号（次の図面に示す部分に限る。）、東六線北二十五号（次の図面に示す部分に限る。）、東六線北二十六号（次の図面に示す部分に限る。）、東七線北二十二号（次の図面に示す部分に限る。）、東七線北二十八号（次の図面に示す部分に限る。）、東十一線北二十一号（次の図面に示す部分に限る。）、東十二線北二十二号（次の図面に示す部分に限る。）及び東十二線北二十三号
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区		

域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十三　陸上自衛隊美幌駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周
北海道網走郡美幌町	北海道網走郡美幌町	北海道網走郡美幌町
字田中国有地	字田中（次の図面に示す部分に限る。）	字稲美、字田中、字報徳及び字都橋（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

十四	陸上自衛隊別海駐屯地	辺地域
対象防衛関係施設	北海道野付郡別	西春別四十二番地一

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

の所在地	海町		
対象防衛関係施設の区域	北海道野付郡別海町	西春別（次の図面に示す部分に限る。）	
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道野付郡別海町	西春別及び本別（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる

区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十五　陸上自衛隊美唄駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
北海道美唄市	北海道美唄市	北海道美唄市
南美唄町上一条四丁目	南美唄町上（次の図面に示す部分に限る。）	共練町東（次の図面に示す部分に限る。）、光珠内町上中の沢（次の図面に示す部分に限る。）、進徳町東（次の図面に示す部分に限る。）、東五条南六丁目及び七丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、東六条南六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、東七条南六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、南美唄町旭町

（次の図面に示す部分に限る。）、南美唄町大通り一丁目から七丁目まで、南美唄町上、南美唄町上一条二丁目及び三丁目、南美唄町上二条一丁目及び二丁目、南美唄町北町、南美唄町栄町北（次の図面に示す部分に限る。）、南美唄町栄町南、南美唄町桜井町、南美唄町下一条一丁目から七丁目まで、南美唄町下二条一丁目から七丁目まで、南美唄町下三条一丁目から七丁目まで、南美唄町下四条一丁目から六丁目まで、南美唄町下五条一丁目から六丁目まで、南美唄町下六条一丁目及び三丁目から六丁目まで、南美唄町下七条二丁目から四丁目まで及び六丁目、南美唄町下八条一丁目、二丁目及び六丁目、南美唄町下九条一丁目、二丁目及び六丁目、南美唄町下十条一丁目、二丁目及び四丁目から六丁目まで、南美唄町下十一条一丁目から五丁目まで、南美唄町下十二条二丁目から五丁目まで、南美唄町下十三条一丁目から五丁目まで、南美唄町下十四条一丁目、二丁目、四丁目及び五丁目、南美唄町下十五条一丁目、二丁目、四丁目及び五丁目、南美唄町下十六条一丁目から五丁目まで、南美唄町下十七条一丁目から三丁目まで、南美唄町下十八条二丁目及

び三丁目、南美唄町新富町、南美唄町中央通り一丁目から六丁目まで、南美唄町仲町、南美唄町西町、南美唄町東町（次の図面に示す部分に限る。）、南美唄町南町並びに南美唄町山の手（次の図面に示す部分に限る。）並びに共練町東、光珠内町上中の沢、進徳町東、東五条南六丁目及び七丁目、東六条南六丁目、東七条南六丁目、南美唄町旭町、南美唄町大通り一丁目から七丁目まで、南美唄町上、南美唄町上一条二丁目及び三丁目、南美唄町上二条一丁目及び二丁目、南美唄町北町、南美唄町栄町北、南美唄町栄町南、南美唄町桜井町、南美唄町下一条一丁目から七丁目まで、南美唄町下二条一丁目から七丁目まで、南美唄町下三条一丁目から七丁目まで、南美唄町下四条一丁目から六丁目まで、南美唄町下五条一丁目から六丁目まで、南美唄町下六条一丁目及び三丁目から六丁目まで、南美唄町下七条二丁目から四丁目まで及び六丁目、南美唄町下八条一丁目、二丁目及び六丁目、南美唄町下九条一丁目、二丁目及び六丁目、南美唄町下十条一丁目、二丁目及び四丁目から六丁目まで、南美唄町下十一条一丁目から五丁目まで、南美唄町下十二条二丁目から五

		丁目まで、南美唄町下十三条一丁目から五丁目まで、南美唄町下十四条一丁目、二丁目、四丁目及び五丁目、南美唄町下十五条一丁目、二丁目、四丁目及び五丁目、南美唄町下十六条一丁目から五丁目まで、南美唄町下十七条一丁目から三丁目まで、南美唄町下十八条二丁目及び三丁目、南美唄町新富町、南美唄町中央通り一丁目から六丁目まで、南美唄町仲町、南美唄町西町、南美唄町東町、南美唄町南町並びに南美唄町山の手以外の次の図面に示す地域
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる		

区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十六　陸上自衛隊釧路駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	北海道釧路郡釧路町	字別保百十二番地
対象防衛関係施設の区域	北海道釧路郡釧路町	字別保（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道釧路郡釧路町	字床丹（次の図面に示す部分に限る。）、字トリトウシ原野（次の図面に示す部分に限る。）、字別保（次の図面に示す部分に限る。）、字別保原野（次の図面に示す部分に限る。）、字別保原野南十八線（次の図面に示す部分に限る。）、字別保原野南十八線東（次の図面に示す部分に限る。）、字別保原野南十九線（次の

		図面に示す部分に限る。）、字別保原野南十九線東、字別保原野南二十線（次の図面に示す部分に限る。）、字別保原野南二十一線（次の図面に示す部分に限る。）、釧望台一丁目及び二丁目、中央八丁目から十丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで並びにわらび一丁目（次の図面に示す部分に限る。）
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		

十七　陸上自衛隊釧路駐屯地標津分屯地

対象防衛関係施設の所在地	北海道標津郡標津町	南二条西五丁目三番地一
対象防衛関係施設の区域	北海道標津郡標津町	南二条西五丁目及び南七条西三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道標津郡標津町	字標津（次の図面に示す部分に限る。）、字茶志骨（次の図面に示す部分に限る。）、北一条西一丁目から六丁目まで、北一条東一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、北二条西一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目まで、北三条西三丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目まで、北四条西四丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、北六条西四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、南一条西一丁目から六丁目まで、南一条東一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、南二

		条西一丁目から五丁目まで、南二条東一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、南三条西一丁目から四丁目まで、南三条東一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、南四条西一丁目から三丁目まで、南四条東一丁目、南五条西一丁目から四丁目まで、南五条東一丁目、南六条西一丁目から四丁目まで、南六条東一丁目、南七条西一丁目から三丁目まで、南七条東一丁目、南八条西一丁目及び二丁目並びに南八条東一丁目
備考		次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と三に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域 一　北緯四十三度三十九分二十七秒、東経百四十五度八分十二秒の点 二　北緯四十三度三十九分十五秒、東経百四十五度八分二十七秒の点 三　北緯四十三度三十八分四十六秒、東経百四十五度八分四十二秒の点

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十八　陸上自衛隊釧路駐屯地標津分屯地川北通信所

対象防衛関係施設の所在地	北海道標津郡標津町	字川北
対象防衛関係施設	北海道標津郡標	字川北（次の図面に示す部分に限る。）

の区域	津町	
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道標津郡標津町	字川北（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十九　陸上自衛隊釧路駐屯地標津分屯地羅臼分室

対象防衛関係施設の所在地	北海道目梨郡羅臼町	礼文町七番地二
対象防衛関係施設の区域	北海道目梨郡羅臼町	礼文町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道目梨郡羅臼町	栄町（次の図面に示す部分に限る。）、富士見町（次の図面に示す部分に限る。）、船見町（次の図面に示す部分に限る。）、本町、緑町（次の図面に示す部分に限る。）及び礼文町（次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる	一　北緯四十四度一分十三秒、東経百四十五度十一分五十秒の点 二　北緯四十四度一分八秒、東経百四十五度十一分五十五秒の

点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	三　北緯四十四度一分三十一秒、東経百四十五度十一分五十五秒の点 四　北緯四十四度〇分五十八秒、東経百四十五度十一分五十九秒の点 五　北緯四十四度〇分二十一秒、東経百四十五度十一分五十三秒の点 六　北緯四十四度〇分五秒、東経百四十五度十一分十六秒の点 七　北緯四十四度〇分十一秒、東経百四十五度十分四十五秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれ

るものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十　陸上自衛隊岩見沢駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
北海道岩見沢市日の出台四丁目三百十三	北海道岩見沢市日の出台四丁目（次の図面に示す部分に限る。）	北海道岩見沢市一条東十五丁目から十七丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、二条東十五丁目（次の図面に示す部分に限る。）から十八丁目まで、三条東十六丁目から十八丁目まで、四条東

		十五丁目から十八丁目まで、五条東十三丁目（次の図面に示す部分に限る。）から十八丁目まで、六条東十四丁目、かえで町四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目、栄町一丁目から八丁目まで、東町（次の図面に示す部分に限る。）、東町一条四丁目（次の図面に示す部分に限る。）から八丁目まで、東町二条七丁目及び八丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、日の出北一丁目から四丁目まで、日の出台一丁目から十丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、日の出町（次の図面に示す部分に限る。）、日の出南一丁目から四丁目まで並びに宝水町（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれ

るものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十一　陸上自衛隊札幌駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	北海道札幌市中央区	北海道札幌市中央区	北海道札幌市中
対象防衛関係施設の区域	南二十六条西十丁目	南二十四条西十丁目、南二十五条西十丁目、南二十六条西十丁目、南二十七条西七丁目から九丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで及び十丁目並びに南二十八条西九丁目及び十丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	伏見五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、南十七条西八丁目
対象防衛関係施設			北海道札幌市中

に係る対象施設周辺地域	央区
	から十二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、南十八条西五丁目から十四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、南十九条西五丁目から十六丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、南二十条西五丁目から十六丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、南二十一条西五丁目から十六丁目まで、南二十二条西六丁目から十五丁目まで、南二十三条西七丁目から十五丁目まで、南二十四条西七丁目から十五丁目まで、南二十五条西七丁目から十四丁目まで、南二十六条西七丁目から十四丁目まで、南二十七条西七丁目から十四丁目まで、南二十八条西七丁目から十三丁目まで、南二十九条西八丁目から十二丁目まで及び南三十条西九丁目から十一丁目まで並びに伏見五丁目、南十七条西八丁目から十二丁目まで、南十八条西五丁目から十四丁目まで、南十九条西五丁目から十六丁目まで、南二十条西五丁目から十六丁目まで、南二十一条西五丁目から十六丁目まで、南二十二条西六丁目から十五丁目まで、南二十三条西七丁目から十五丁目まで、南二十四条西七丁目から十五丁目まで、南二十五条西七丁目から十四丁目まで、南二十六条西七丁目か

ら十四丁目まで、南二十七条西七丁目から十四丁目まで、南二十八条西七丁目から十三丁目まで、南二十九条西八丁目から十二丁目まで及び南三十条西九丁目から十一丁目まで以外の次の図面に示す地域	北海道札幌市豊平区	中の島（次の図面に示す部分に限る。）、中の島一条四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）から十四丁目まで、中の島二条五丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）から十二丁目まで並びに平岸一条十三丁目から十六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、十七丁目、十八丁目（次の図面に示す部分に限る。）、十九丁目（次の図面に示す部分に限る。）から二十二丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び二十三丁目（次の図面に示す部分に限る。）
	北海道札幌市南区	澄川一条一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、澄川二条一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、南三十条西八丁

		目、南三十一条西八丁目から十一丁目まで、南三十二条西八丁目から十一丁目まで、南三十三条西八丁目から十一丁目まで、南三十四条西八丁目、十丁目及び十一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに藻岩山（次の図面に示す部分に限る。）並びに澄川一条一丁目及び二丁目、澄川二条一丁目、南三十条西八丁目、南三十一条西八丁目から十一丁目まで、南三十二条西八丁目から十一丁目まで、南三十三条西八丁目から十一丁目まで、南三十四条西八丁目、十丁目及び十一丁目並びに藻岩山以外の次の図面に示す地域
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。		

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十二　陸上自衛隊丘珠駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
北海道札幌市東区	北海道札幌市東区	北海道札幌市北区
丘珠町百六十一番地	丘珠町及び栄町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	篠路町上篠路（次の図面に示す部分に限る。）、篠路町太平（次の図面に示す部分に限る。）、百合が原二丁目及び十一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに百合が原公園

北海道札幌市東区	丘珠町（次の図面に示す部分に限る。）、北三十条東十九丁目及び二十丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、北三十一条東十八丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び十九丁目、北三十二条東十八丁目、北三十三条東十六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、十七丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び十八丁目、北三十四条東十六丁目から二十六丁目まで、北三十五条東十五丁目（次の図面に示す部分に限る。）から二十八丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、北三十六条東十五丁目から二十八丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、北三十七条東十四丁目から二十二丁目まで、二十五丁目から二十八丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び二十九丁目（次の図面に示す部分に限る。）、北三十八条東十三丁目（次の図面に示す部分に限る。）から二十一丁目まで、北三十九条東十三丁目から二十一丁目まで、北四十条東十二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から二十丁目まで、北四十一条東十二丁目から二十丁目まで、北四十二条東十二丁目から十九丁目まで、北四十三条東十三丁目から十九丁目まで、北四十四条東十三丁目から十五丁目まで、

		北四十五条東十三丁目から十九丁目まで、北四十六条東十三丁目から十九丁目まで、北四十七条東十三丁目（次の図面に示す部分に限る。）から十九丁目まで、北四十八条東十三丁目から十九丁目まで、北四十九条東十丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び十三丁目から十七丁目まで、北五十条東十四丁目及び十五丁目、北五十一条東十四丁目及び十五丁目並びに栄町

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対

象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十三　陸上自衛隊真駒内駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	北海道札幌市南区	真駒内十七番地
対象防衛関係施設の区域	北海道札幌市南区	真駒内（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道札幌市中央区	南二十八条西七丁目から九丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び十丁目（次の図面に示す部分に限る。）、南二十九条西八丁目から十丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び十一丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに南三十条西九丁目から十一丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで並びに南二十八条西七丁目から十丁目まで、南二十九条西八丁目から十一丁目まで及び南三十条西九丁目から十一丁目まで以外の次の図面に

北海道札幌市豊平区	示す地域
	中の島（次の図面に示す部分に限る。）、中の島一条九丁目（次の図面に示す部分に限る。）から十四丁目まで、中の島二条九丁目（次の図面に示す部分に限る。）から十二丁目まで、西岡一条九丁目から十一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、平岸一条十六丁目（次の図面に示す部分に限る。）から二十三丁目まで及び平岸二条十六丁目（次の図面に示す部分に限る。）から十八丁目まで
北海道札幌市南区	石山（次の図面に示す部分に限る。）、石山一条一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、石山二条二丁目及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、石山東一丁目から七丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、川沿一条一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、川沿十三条一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、川沿十四条一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、川沿十五条一丁目（次の図面に示す

部分に限る。）、澄川（次の図面に示す部分に限る。）、澄川一条一丁目から四丁目まで、澄川二条一丁目から五丁目まで、澄川三条一丁目から六丁目まで、澄川四条一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から十二丁目まで、澄川五条三丁目から十三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、澄川六条三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）から十丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、十一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び十二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、常盤一条一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、真駒内（次の図面に示す部分に限る。）、真駒内曙町一丁目から四丁目まで、真駒内柏丘一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、九丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び十丁目（次の図面に示す部分に限る。）から十二丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、真駒内上町一丁目から五丁目まで、真駒内公園（次の図面に示す部分に限る。）、真駒内幸町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目まで、真駒内東町一丁目から三丁目まで、真駒内本

町一丁目から七丁目まで、真駒内緑町一丁目から四丁目まで、真駒内南町二丁目から四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで及び五丁目から七丁目まで、南三十条西八丁目、南三十一条西八丁目から十一丁目まで、南三十二条西八丁目から十一丁目まで、南三十三条西八丁目から十一丁目まで、南三十四条西八丁目から十一丁目まで、南三十五条西九丁目から十一丁目まで、南三十六条西十丁目及び十一丁目、南三十七条西十丁目及び十一丁目、南三十八条西十丁目及び十一丁目、南三十九条西十丁目及び十一丁目、藻岩下（次の図面に示す部分に限る。）、藻岩下一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで並びに藻岩山（次の図面に示す部分に限る。）並びに石山、石山一条一丁目から三丁目まで、石山二条二丁目及び三丁目、石山東一丁目から七丁目まで、川沿一条一丁目、川沿十三条一丁目、川沿十四条一丁目、川沿十五条一丁目、澄川、澄川一条一丁目から四丁目まで、澄川二条一丁目から五丁目まで、澄川三条一丁目から六丁目まで、澄川四条一丁目から十二丁目まで、澄川五条三丁目から十三丁目まで、澄川六条三丁目

		から十二丁目まで、常盤一条一丁目、真駒内、真駒内曙町一丁目から四丁目まで、真駒内柏丘一丁目及び九丁目から十二丁目まで、真駒内上町一丁目から五丁目まで、真駒内公園、真駒内幸町一丁目から三丁目まで、真駒内東町一丁目から三丁目まで、真駒内本町一丁目から七丁目まで、真駒内緑町一丁目から四丁目まで、真駒内南町二丁目から七丁目まで、南三十条西八丁目、南三十一条西八丁目から十一丁目まで、南三十二条西八丁目から十一丁目まで、南三十三条西八丁目から十一丁目まで、南三十四条西八丁目から十一丁目まで、南三十五条西九丁目から十一丁目まで、南三十六条西十丁目及び十一丁目、南三十七条西十丁目及び十一丁目、南三十八条西十丁目及び十一丁目、南三十九条西十丁目及び十一丁目、藻岩下、藻岩下一丁目から三丁目まで並びに藻岩山以外の次の図面に示す地域
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。		

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十四　陸上自衛隊北千歳駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	
北海道千歳市	北海道千歳市北信濃七百二十四番地 北信濃及び大和四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道千歳市	泉沢（次の図面に示す部分に限る。）、春日町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、北信濃（次の図面に示す部分に限る。）、栄町一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、桜木二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、信濃一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、自由ケ丘一丁目から五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、六丁目及び七丁目、新星一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、真町（次の図面に示す部分に限る。）、新富一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、錦町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び四丁目、富士一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、北栄一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、北斗一丁目から六丁目まで、緑町一丁目から五丁目まで、大和一丁目から四丁目まで並びに蘭越（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十五　陸上自衛隊東千歳駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	
北海道千歳市	
祝梅千十六番地	

対象防衛関係施設の区域	北海道千歳市	祝梅（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道千歳市	柏台（次の図面に示す部分に限る。）、寿一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、駒里（次の図面に示す部分に限る。）、祝梅（次の図面に示す部分に限る。）、中央（次の図面に示す部分に限る。）、根志越（次の図面に示す部分に限る。）並びに流通二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる

区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十六　陸上自衛隊帯広駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	北海道帯広市	
対象防衛関係施設の区域	北海道帯広市	
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道帯広市	南町南七線三十一番地
		西十七条南六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、西十八条南六丁目、西十九条南六丁目、南町南六線（次の図面に示す部分に限る。）、南町南七線（次の図面に示す部分に限る。）及び南町南八線（次の図面に示す部分に限る。）
	北海道帯広市	稲田町西二線（次の図面に示す部分に限る。）、稲田町南八線西（次の図面に示す部分に限る。）、稲田町南九線西（次の図面に示す部分に限る。）、大空町一丁目（次の図面に示す部分に限

る。）、十丁目及び十一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、川西町西三線（次の図面に示す部分に限る。）、川西町西四線（次の図面に示す部分に限る。）、空港南町（次の図面に示す部分に限る。）、空港南町南十線、空港南町南十線西、空港南町南十一線（次の図面に示す部分に限る。）、空港南町南十一線西（次の図面に示す部分に限る。）、自由が丘一丁目から七丁目まで、西十三条南二十七丁目から三十六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、西十四条南二十八丁目から三十七丁目まで、西十五条南二十八丁目から四十一丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、西十六条南四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、六丁目及び二十七丁目から四十一丁目まで、西十七条南四丁目（次の図面に示す部分に限る。）から六丁目まで及び二十七丁目から四十一丁目まで、西十八条南四丁目（次の図面に示す部分に限る。）から六丁目まで及び二十七丁目から四十一丁目まで、西十九条南四丁目（次の図面に示す部分に限る。）から六丁目まで、三十五丁目から三十八丁目まで、四十一丁目及び四十二丁目、西二十条南四丁目

（次の図面に示す部分に限る。）、五丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び六丁目、西二十一条南六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、緑ケ丘（次の図面に示す部分に限る。）、緑ケ丘七丁目から九丁目まで、緑ケ丘一条通六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、緑ケ丘二条通四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、五丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び六丁目、緑ケ丘三条通四丁目から六丁目まで、南の森西一丁目から十丁目まで、南の森東一丁目から四丁目まで、南町南六線、南町南七線、南町南八線（次の図面に示す部分に限る。）並びに南町南九線（次の図面に示す部分に限る。）	北海道河西郡芽室町	北伏古東六線、北伏古東七線及び北伏古東八線（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十七　陸上自衛隊帯広駐屯地足寄分屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	
北海道足寄郡足寄町	北海道足寄郡足寄町	平和百七十三番地三 平和（次の図面に示す部分に限る。）

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道足寄郡足寄町	新町及び平和（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の所在地	北海道河東郡鹿追町	笹川北十二線十番地
対象防衛関係施設の区域	北海道河東郡鹿追町	笹川北十二線（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道河東郡鹿追町	笹川北十線、笹川北十一線、笹川北十二線、笹川北十三線及び笹川北十四線（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれ

るものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十九　陸上自衛隊北恵庭駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
北海道恵庭市	北海道恵庭市	北海道恵庭市
柏木町五百三十一番地	柏木町及び幸町一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	有明町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、五丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、大町一丁目から四丁目まで、柏木町（次の

		図面に示す部分に限る。）、柏木町一丁目から五丁目まで、北柏木町一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、恵央町、幸町一丁目から四丁目まで、桜森（次の図面に示す部分に限る。）、柏陽町一丁目、三丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、文京町一丁目から四丁目まで、牧場（次の図面に示す部分に限る。）、美咲野一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに本町（次の図面に示す部分に限る。）
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる		

区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三十　陸上自衛隊南恵庭駐屯地

対象防衛関係施設の所在地		対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
北海道恵庭市		北海道恵庭市	北海道千歳市	北海道恵庭市
恵南六十三番地		恵南（次の図面に示す部分に限る。）	上長都（次の図面に示す部分に限る。）	恵南（次の図面に示す部分に限る。）、駒場町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から六丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、桜町三丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に

限る。）、白樺町一丁目から四丁目まで、盤尻（次の図面に示す部分に限る。）並びに牧場（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三十一　陸上自衛隊島松駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	北海道恵庭市	西島松三百八番地
対象防衛関係施設の区域	北海道恵庭市	西島松（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道恵庭市	北柏木町一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目まで、桜森（次の図面に示す部分に限る。）、島松寿町一丁目及び二丁目、島松沢（次の図面に示す部分に限る。）、島松仲町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目まで、島松東町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び四丁目、島松本町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、西島松（次の図面に示す部分に限る。）、柏陽町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに恵み野里美一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目
備考		

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三十二　陸上自衛隊島松駐屯地苗穂分屯地

対象防衛関係施設の所在地	区	対象防衛関係施設
北海道札幌市東	苗穂町七丁目一番一号	北海道札幌市東
		苗穂町七丁目及び八丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

の区域		
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	区	
	北海道札幌市中央区	大通東十一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から十四丁目まで、北一条東十一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から十九丁目まで、北二条東十一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から二十丁目まで及び北三条東十丁目（次の図面に示す部分に限る。）から十五丁目まで並びに大通東十一丁目から十四丁目まで、北一条東十一丁目から十九丁目まで、北二条東十一丁目から二十丁目まで及び北三条東十丁目から十五丁目まで以外の次の図面に示す地域
	北海道札幌市東区	雁来町、北四条東十一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から十六丁目まで、北五条東十一丁目から十七丁目まで、北六条東十二丁目から二十丁目まで、北七条東十二丁目から二十丁目まで、北八条東十二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から十九丁目まで、北九条東十二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から十六丁目まで、北十条東十三丁目（次の図面に示す部分に

限る。）から十七丁目まで、北十一条東十四丁目（次の図面に示す部分に限る。）から十七丁目まで、北十二条東十六丁目及び十七丁目、苗穂町一丁目から十六丁目まで、東雁来一条一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、東苗穂一条一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、東苗穂二条一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、伏古一条二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目まで、伏古二条三丁目から五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、本町一条一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から十一丁目まで並びに本町二条一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から十一丁目まで	
菊水七条一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、菊水八条一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、菊水九条一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、菊水上町（次の図面に示す部分に限る。）、菊水上町一条一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、菊水上町二条一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、菊水上町三条一丁目から	北海道札幌市白石区

		三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、菊水上町四条一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、菊水元町、菊水元町一条一丁目から三丁目まで、菊水元町二条一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、菊水元町三条一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、菊水元町四条一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、菊水元町五条一丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに米里（次の図面に示す部分に限る。）
		備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる

区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三十三　陸上自衛隊島松駐屯地日高分屯地

対象防衛関係施設の所在地	北海道沙流郡日高町	字千栄七十五番地
対象防衛関係施設の区域	北海道沙流郡日高町	字千栄（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道勇払郡占冠村	字双珠別（次の図面に示す部分に限る。）
	北海道沙流郡日高町	字千栄（次の図面に示す部分に限る。）

三十四　陸上自衛隊安平駐屯地	対象防衛関係施設の所在地	北海道勇払郡安平町

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の区域	北海道勇払郡安平町	安平（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道勇払郡安平町	安平、追分豊栄及び早来富岡（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三十五　陸上自衛隊安平駐屯地早来分屯地

対象防衛関係施設の所在地	北海道勇払郡安平町	東早来
対象防衛関係施設の区域	北海道勇払郡安平町	東早来（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道勇払郡安平町	安平、早来富岡及び東早来（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考		
一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネッ		

トの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三十六　陸上自衛隊白老駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域
北海道白老郡白老町	字白老七百八十二番地一 字白老（次の図面に示す部分に限る。）
北海道白老郡白老町	

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道白老郡白老町	字石山、字白老及び字森野（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三十七　陸上自衛隊幌別駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	北海道登別市	緑町三丁目一番地
対象防衛関係施設の区域	北海道登別市	緑町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道登別市	青葉町（次の図面に示す部分に限る。）、片倉町四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、川上町（次の図面に示す部分に限る。）、桜木町一丁目から五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、新川町一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、中央町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、富岸町（次の図面に示す部分に限る。）、富岸町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、富士町三丁目、四丁目及び六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、幌別町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限

る。）、緑町一丁目から四丁目まで、大和町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに若山町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）		
	一　北緯四十二度二十四分十七秒、東経百四十一度六分十八秒の点 二　北緯四十二度二十四分三秒、東経百四十一度六分二十六秒の点 三　北緯四十二度二十三分二十七秒、東経百四十一度六分一秒の点 四　北緯四十二度二十三分十一秒、東経百四十一度五分三十八秒の点 五　北緯四十二度二十三分九秒、東経百四十一度四分五十二秒の点	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネッ

トの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三十八　陸上自衛隊倶知安駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	北海道虻田郡倶知安町	字高砂二百三十二番地二
対象防衛関係施設の区域	北海道虻田郡倶知安町	字高砂及び字比羅夫（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに字高砂及び字比羅夫以外の次の図面に示す地域

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道虻田郡倶知安町	字岩尾別（次の図面に示す部分に限る。）、字高砂（次の図面に示す部分に限る。）、字高嶺（次の図面に示す部分に限る。）、字比羅夫（次の図面に示す部分に限る。）、字富士見（次の図面に示す部分に限る。）、南八条東二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、南十一条西一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び南十一条東一丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに字岩尾別、字高砂、字高嶺、字比羅夫、字富士見、南八条東二丁目、南十一条西一丁目及び南十一条東一丁目以外の次の図面に示す地域

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれ

るものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三十九　陸上自衛隊静内駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
北海道日高郡新ひだか町	北海道日高郡新ひだか町	北海道日高郡新ひだか町
静内浦和百二十五番地	静内浦和（次の図面に示す部分に限る。）	静内浦和及び東静内（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一　北緯四十二度十七分四十一秒、東経百四十二度二十七分三十秒の点 二　北緯四十二度十七分四十一秒、東経百四十二度二十六分五十四秒の点 三　北緯四十二度十七分四十二秒、東経百四十二度二十六分十八秒の点 四　北緯四十二度十七分五十五秒、東経百四十二度二十五分四十二秒の点 五　北緯四十二度十八分九秒、東経百四十二度二十五分八秒の点 六　北緯四十二度十八分三十四秒、東経百四十二度二十四分五十七秒の点	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に

含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四十　陸上自衛隊函館駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設
北海道函館市	北海道函館市	北海道函館市
広野町六番十八	広野町（次の図面に示す部分に限る。）	柏木町（次の図面に示す部分に限る。）、金堀町、川原町（次の

に係る対象施設周辺地域	
	図面に示す部分に限る。）、駒場町、杉並町（次の図面に示す部分に限る。）、時任町（次の図面に示す部分に限る。）、乃木町、人見町、日乃出町（次の図面に示す部分に限る。）、広野町、深堀町（次の図面に示す部分に限る。）、松陰町（次の図面に示す部分に限る。）、湯川町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び湯浜町
次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一　北緯四十一度四十六分二十五秒、東経百四十度四十七分一秒の点 二　北緯四十一度四十六分二十一秒、東経百四十度四十六分五十九秒の点 三　北緯四十一度四十六分四秒、東経百四十度四十六分四十秒の点 四　北緯四十一度四十六分一秒、東経百四十度四十五分四十七秒の点 五　北緯四十一度四十六分十二秒、東経百四十度四十五分十七秒の点

	六　北緯四十一度四十六分十九秒、東経百四十度四十五分十一秒の点
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。	

対象防衛関係施設の所在地	青森県青森市	大字浪館字近野四十五番地
対象防衛関係施設の区域	青森県青森市	大字三内字丸山、大字浪館字近野及び大字安田字近野（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	青森県青森市	大字大野字鳴滝（次の図面に示す部分に限る。）、大字三内字稲元（次の図面に示す部分に限る。）、大字三内字里見、大字三内字沢部（次の図面に示す部分に限る。）、大字三内字玉作、大字三内字丸山（次の図面に示す部分に限る。）、大字浪館字泉川（次の図面に示す部分に限る。）、大字浪館字志田、大字浪館字近野、大字浪館字平岡、大字浪館字前田、大字安田字稲森（次の図面に示す部分に限る。）、大字安田字近野（次の図面に示す部分に限る。）、大字安田字若松（次の図面に示す部分に限る。）、金沢五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、久須志四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、里見一丁目及び二丁目、千富町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、浪館前田一丁目から四丁目ま

で、西大野二丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに西滝一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四十二　陸上自衛隊弘前駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	青森県弘前市	大字原ケ平字山中十八番地百十七
対象防衛関係施設の区域	青森県弘前市	大字原ケ平字山中（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	青森県弘前市	大字旭ケ丘二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、大字狼森字天王（次の図面に示す部分に限る。）、大字狼森字西元、大字大原一丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、大字大和沢字沢田（次の図面に示す部分に限る。）、大字小沢字井沢（次の図面に示す部分に限る。）、大字小沢字前沢（次の図面に示す部分に限る。）、大字小沢字山崎（次の図面に示す部分に限る。）、大字桜ケ丘一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び五丁目、大字城南三丁目から五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、大字館野一丁目及び二丁目、大字千年一丁目、二丁目及び四丁目（いずれも次

		の図面に示す部分に限る。）、大字中野五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、大字原ケ平一丁目から五丁目まで、大字原ケ平字奥野、大字原ケ平字山中、大字原ケ平字山元、大字富士見台一丁目及び二丁目並びに大字山崎一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目まで

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四十三　陸上自衛隊八戸駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	青森県八戸市
	大字市川町字桔梗野官地
対象防衛関係施設の区域	青森県八戸市
	大字市川町字桔梗野、大字市川町字桔梗野上、大字市川町字桔梗野上官地、大字市川町字桔梗野官地、大字市川町字下水目沢、大字市川町字長七谷地、大字市川町字水目沢、大字市川町字南大谷地、大字河原木字後平、大字河原木字北沼、大字河原木字小田平、大字河原木字宗斉久保及び桔梗野工業団地一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	青森県八戸市
	大字市川町字壁取下、大字市川町字上大谷地（次の図面に示す部分に限る。）、大字市川町字上水目沢、大字市川町字桔梗野、大字市川町字桔梗野上、大字市川町字桔梗野上官地、大字市川町字桔梗野官地、大字市川町字くご谷地（次の図面に示す部分

に限る。）、大字市川町字下大谷地、大字市川町字下水目沢、大字市川町字尻引堤沢（次の図面に示す部分に限る。）、大字市川町字尻引前山（次の図面に示す部分に限る。）、大字市川町字新堀（次の図面に示す部分に限る。）、大字市川町字田ノ沢頭（次の図面に示す部分に限る。）、大字市川町字長七谷地、大字市川町字長者久保（次の図面に示す部分に限る。）、大字市川町字堤下（次の図面に示す部分に限る。）、大字市川町字橋向（次の図面に示す部分に限る。）、大字市川町字浜（次の図面に示す部分に限る。）、大字市川町字吹上沖（次の図面に示す部分に限る。）、大字市川町字古館（次の図面に示す部分に限る。）、大字市川町字水目沢、大字市川町字南大谷地、大字市川町字向谷地前（次の図面に示す部分に限る。）、大字市川町字和野前山（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字青森谷地、大字河原木字後平、大字河原木字売場（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字大タルミ、大字河原木字海岸（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字北沼（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字久保（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字小

	田上（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字小田平、大字河原木字沢尻（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字簀子渡（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字宗斉久保、大字河原木字袖ノ沢（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字高館（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字高森（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字竹ノ沢、大字河原木字田ノ沢、大字河原木字田ノ沢頭、大字河原木字長円坊堀、大字河原木字中崎（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字二階堀（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字八太郎山（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字浜名谷地（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字日計上（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字程ノ沢（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字見立山（次の図面に示す部分に限る。）、桔梗野工業団地一丁目から三丁目まで、北インター工業団地一丁目及び六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに松ケ丘

次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と三に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一　北緯四十度三十四分五十九秒、東経百四十一度二十八分三十八秒の点 二　北緯四十度三十四分四十八秒、東経百四十一度二十八分五十六秒の点 三　北緯四十度三十四分十五秒、東経百四十一度二十九分十六秒の点	
四に掲げる点と五に掲げる点とを結んだ線及びこれらの点を結ぶ海岸線により囲まれた海域	四　北緯四十度三十四分五十二秒、東経百四十一度二十九分二十八秒の点 五　北緯四十度三十三分二十五秒、東経百四十一度二十九分十六秒の点	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネッ

トの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四十四　陸上自衛隊岩手駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	岩手県滝沢市
対象防衛関係施設の区域	後二百六十八番地四百三十三 後（次の図面に示す部分に限る。）

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	岩手県盛岡市	下田石羽根及び下田仲平（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	岩手県滝沢市	一本木（次の図面に示す部分に限る。）、後（次の図面に示す部分に限る。）、大森平、巣子（次の図面に示す部分に限る。）、砂込（次の図面に示す部分に限る。）、長太郎林（次の図面に示す部分に限る。）、留が森（次の図面に示す部分に限る。）、柳原及び弥兵エ林（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる

区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四十五　陸上自衛隊霞目駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	宮城県仙台市若林区	霞目一丁目一番一号
対象防衛関係施設の区域	宮城県仙台市若林区	霞目一丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	宮城県仙台市若林区	荒井一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、荒井梅ノ木、荒井遠藤西（次の図面に示す部分に限る。）、荒井沖谷地、荒井十呂盤（次の図面に示す部分に限る。）、荒井中在家、荒井松岡（次の図面に示す部分に限る。）、荒井南田中、沖野一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び五

		丁目から七丁目まで、沖野北門、沖野高野、沖野高野南（次の図面に示す部分に限る。）、沖野境、沖野舘東（次の図面に示す部分に限る。）、かすみ町、霞目一丁目及び二丁目、霞目稲荷堂、霞目田中、霞目谷風、霞目南、霞目八瀬川、蒲町、蒲町東、上飯田一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、上飯田天神（次の図面に示す部分に限る。）、長喜城御蔵堀、長喜城鉄砲前、長喜城宮浦、長喜城宮前、長喜城屋敷、長喜城山神（次の図面に示す部分に限る。）、遠見塚一丁目から三丁目まで、遠見塚東、中倉一丁目から三丁目まで、ないろの里一丁目から三丁目まで、古城二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目、南小泉二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び四丁目、大和町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、六丁の目元町（次の図面に示す部分に限る。）並びに若林三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目から七丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四十六　陸上自衛隊多賀城駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	
宮城県多賀城市	丸山二丁目一番一号

対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域		
宮城県多賀城市	宮城県仙台市宮城野区	宮城県塩釜市	宮城県多賀城市
丸山二丁目（次の図面に示す部分に限る。）	港四丁目（次の図面に示す部分に限る。）	芦畔町、牛生町（次の図面に示す部分に限る。）、新富町（次の図面に示す部分に限る。）、錦町（次の図面に示す部分に限る。）、花立町、舟入一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに南錦町（次の図面に示す部分に限る。）	大代一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から六丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、笠神一丁目から五丁目まで、下馬一丁目から五丁目まで、栄一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁目、桜木一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、中央三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、鶴ケ谷一丁目から

三丁目まで、伝上山一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、丸山一丁目及び二丁目、明月二丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに八幡四丁目（次の図面に示す部分に限る。）	境山一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、遠山一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、湊浜上ノ流、湊浜正監（次の図面に示す部分に限る。）、湊浜新田前並びに湊浜升形（次の図面に示す部分に限る。）	宮城県宮城郡七ケ浜町
一に掲げる点と二に掲げる点とを結んだ線及びこれらの点を結ぶ海岸線により囲まれた海域	一　北緯三十八度十八分二十六秒、東経百四十一度二分九秒の点 二　北緯三十八度十八分二十五秒、東経百四十一度二分十五秒の点	

三に掲げる点と四に掲げる点とを結んだ線及びこれらの点を結ぶ海岸線により囲まれた海域	三　北緯三十八度十六分五十二秒、東経百四十一度一分五十四秒の点 四　北緯三十八度十六分五十秒、東経百四十一度一分四十秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四十七　陸上自衛隊大和駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	宮城県黒川郡大和町	吉岡字西原二十一番地九
対象防衛関係施設の区域	宮城県黒川郡大和町	吉岡石神沢及び吉岡西原（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	宮城県黒川郡大衡村	大衡金谷及び大衡天姓院（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	宮城県黒川郡大和町	吉岡石神沢、吉岡石川裏、吉岡石川北、吉岡金谷上、吉岡金谷下、吉岡金谷中、吉岡上町（次の図面に示す部分に限る。）、吉岡熊野下、吉岡熊野堂上、吉岡熊野堂中（次の図面に示す部分

に限る。）、吉岡蔵下、吉岡車東、吉岡下町、吉岡館下、吉岡土保田、吉岡中町、吉岡西下蔵（次の図面に示す部分に限る。）、吉岡西原、吉岡古館、吉岡町裏（次の図面に示す部分に限る。）、吉岡まほろば二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、吉岡南一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、吉岡南金谷上、吉岡南金谷下、吉岡南金谷中、吉田一ノ坂、吉田入生田上、吉田倉林、吉田瘤屋敷（次の図面に示す部分に限る。）、吉田新入生田、吉田新瘤屋敷（次の図面に示す部分に限る。）、吉田新田、吉田中島、吉田中田、吉田中峯（次の図面に示す部分に限る。）、吉田行沢（次の図面に示す部分に限る。）、吉田三峯（次の図面に示す部分に限る。）、吉田山ノ神及び吉田山ノ神前	
大瓜岩下（次の図面に示す部分に限る。）、大瓜亀岡（次の図面に示す部分に限る。）、大瓜木通（次の図面に示す部分に限る。）、大瓜中山（次の図面に示す部分に限る。）、大瓜八幡、大衡石神沢、大衡稲荷坂、大衡大柳、大衡大童（次の図面に示す部分に限る。）、大衡鍛冶屋沢、大衡金谷、大衡亀岡（次の図面に示す	宮城県黒川郡大衡村

		部分に限る。）、大衡観音堂、大衡沢田（次の図面に示す部分に限る。）、大衡沢目、大衡塩浪（次の図面に示す部分に限る。）、大衡天姓院、大衡中名屋敷前、大衡野畑、大衡八幡（次の図面に示す部分に限る。）、大衡古舘前（次の図面に示す部分に限る。）、大衡松本（次の図面に示す部分に限る。）、大衡薬師浦及び大衡要害（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対

象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四十八　陸上自衛隊仙台駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	宮城県仙台市宮城野区	南目館一番一号
対象防衛関係施設の区域	宮城県仙台市宮城野区	南目館（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	宮城県仙台市宮城野区	銀杏町、大梶（次の図面に示す部分に限る。）、五輪一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、清水沼三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、新田一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、四丁目及び五丁目、新田東二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、苦竹一丁目から四丁目まで、萩野町一丁目から四丁目まで、原町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目（次の図面に示す部分に限

		る。）まで、五丁目及び六丁目、東仙台一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、東宮城野、日の出町一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、平成一丁目及び二丁目、松岡町、南目館、宮城野二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに宮千代一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目
	宮城県仙台市若林区	卸町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目まで

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区

域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四十九　陸上自衛隊仙台駐屯地反町分屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周
宮城県宮城郡松島町	宮城県宮城郡松島町	宮城県宮城郡松島町
初原字樋の沢十六番地	高城、初原及び初原樋ノ沢（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	桜渡戸芦ケ沢、桜渡戸欠ノ下、桜渡戸蒲ケ沢（次の図面に示す部分に限る。）、桜渡戸上境田（次の図面に示す部分に限る。）、

辺地域

桜渡戸三反田（次の図面に示す部分に限る。）、桜渡戸下境田、桜渡戸真言、桜渡戸檀山（次の図面に示す部分に限る。）、桜渡戸鶴巻、桜渡戸土井下、桜渡戸中島（次の図面に示す部分に限る。）、桜渡戸麦田（次の図面に示す部分に限る。）、桜渡戸四反田、高城（次の図面に示す部分に限る。）、高城愛宕一（次の図面に示す部分に限る。）、高城愛宕三（次の図面に示す部分に限る。）、高城居網一、高城居網二、高城石田沢一、高城石田沢二、高城井戸江一（次の図面に示す部分に限る。）、高城井戸下（次の図面に示す部分に限る。）、高城柿ノ木、高城小森一、高城小森二、高城三居山一、高城三居山二、高城城内一（次の図面に示す部分に限る。）、高城城内二、高城城内山、高城白坂、高城反町一、高城反町二、高城反町三、高城反町四、高城反町五、高城高山下（次の図面に示す部分に限る。）、高城田中一（次の図面に示す部分に限る。）、高城田中二、高城田中裏、高城動伝一（次の図面に示す部分に限る。）、高城動伝二（次の図面に示す部分に限る。）、高城動伝三、高城夏井（次の図面に示す部分に限る。）、高城根崎、高城馬場一、高城馬場二、高城前田沢、

		高城明神一（次の図面に示す部分に限る。）、高城明神二、高城明神三（次の図面に示す部分に限る。）、高城明神四（次の図面に示す部分に限る。）、根廻音無（次の図面に示す部分に限る。）、根廻桐田（次の図面に示す部分に限る。）、根廻山王前（次の図面に示す部分に限る。）、根廻猫迫（次の図面に示す部分に限る。）、根廻根崎山神、初原（次の図面に示す部分に限る。）、初原岩清水、初原欠田、初原金井神、初原黒ケ沢、初原志戸内、初原砂押、初原樋田、初原中田、初原日当、初原根廻、初原馬場、初原原、初原樋ノ沢、初原樋渡、初原松本、初原的場、初原宮下、初原向田、初原焼林、初原山下（次の図面に示す部分に限る。）及び松島（次の図面に示す部分に限る。）
宮城県黒川郡大郷町		川内細田山及び味明天神原（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネッ

トの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

五十　陸上自衛隊船岡駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	宮城県柴田郡柴田町
対象防衛関係施設の区域	宮城県角田市大字船岡字大沼端一番地一 神次郎石道（次の図面に示す部分に限る。）、神次郎梅ケ窪（次の図面に示す部分に限る。）、神次郎大石（次の図面に示す部分

に限る。）、神次郎釜ノ川（次の図面に示す部分に限る。）、神次郎上菅生、神次郎上中田（次の図面に示す部分に限る。）、神次郎上ノ沢（次の図面に示す部分に限る。）、神次郎竹ノ花、神次郎舘（次の図面に示す部分に限る。）、神次郎中田（次の図面に示す部分に限る。）、神次郎西中田（次の図面に示す部分に限る。）、神次郎日影（次の図面に示す部分に限る。）、神次郎東中田（次の図面に示す部分に限る。）、神次郎広窪（次の図面に示す部分に限る。）及び神次郎水上（次の図面に示す部分に限る。）	宮城県柴田郡柴田町	大字船岡大沼端（次の図面に示す部分に限る。）、大字船岡照内（次の図面に示す部分に限る。）、大字船岡道下、大字船岡並松（次の図面に示す部分に限る。）、大字船岡新沼、大字船岡馬場及び船岡南二丁目（次の図面に示す部分に限る。）	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	宮城県角田市	江尻内室、江尻江東（次の図面に示す部分に限る。）、江尻猫田（次の図面に示す部分に限る。）、江尻細谷（次の図面に示す部分に限る。）、江尻谷津前（次の図面に示す部分に限る。）、岡荒

西（次の図面に示す部分に限る。）、岡小浦（次の図面に示す部分に限る。）、岡土浮（次の図面に示す部分に限る。）、岡土浮（次の図面に示す部分に限る。）、君萱石崎、君萱岩井田（次の図面に示す部分に限る。）、君萱後田、君萱小金沢、君萱小金沢下、君萱千間堀、君萱田中（次の図面に示す部分に限る。）、君萱中森（次の図面に示す部分に限る。）、君萱沼下、君萱羽黒、君萱羽黒崎（次の図面に示す部分に限る。）、君萱南羽黒（次の図面に示す部分に限る。）、君萱山田（次の図面に示す部分に限る。）、神次郎新屋敷前（次の図面に示す部分に限る。）、神次郎石道、神次郎稲場下、神次郎内室、神次郎梅ケ窪、神次郎遠日（次の図面に示す部分に限る。）、神次郎大石、神次郎音ノ入、神次郎鍛治屋沢、神次郎柏崎、神次郎柏崎下、神次郎金越（次の図面に示す部分に限る。）、神次郎釜ノ川、神次郎釜川西入、神次郎上菅生、神次郎上中田、神次郎上ノ沢、神次郎仮亦、神次郎経塚、神次郎久城寺、神次郎高野坂、神次郎正覚寺（次の図面に示す部分に限る。）、神次郎新経塚、神次郎新東神（次の図面に示す部分に限る。）、神次郎新西神（次の図面に示す部分

に限る。）、神次郎神町、神次郎鯛ノ脇、神次郎高久蔵、神次郎高久蔵下、神次郎竹ノ花、神次郎舘、神次郎寺、神次郎東神、神次郎遠見、神次郎栃窪、神次郎中田、神次郎西高野、神次郎西神、神次郎西中田、神次郎日影、神次郎東高野、神次郎東中田、神次郎東ノ入、神次郎広窪、神次郎蛇山、神次郎弁天（次の図面に示す部分に限る。）、神次郎水上、神次郎宮窪、神次郎宮田及び神次郎四ツ町（次の図面に示す部分に限る。）

宮城県柴田郡柴田町	大字上名生新宮前（次の図面に示す部分に限る。）、大字上名生迫、大字上名生八幡前（次の図面に示す部分に限る。）、大字上名生東迫、大字上名生東船岡（次の図面に示す部分に限る。）、大字上名生前川（次の図面に示す部分に限る。）、大字中名生登夫（次の図面に示す部分に限る。）、大字中名生七草（次の図面に示す部分に限る。）、大字中名生西洞明田（次の図面に示す部分に限る。）、大字中名生八幡（次の図面に示す部分に限る。）、大字船岡大沼端、大字船岡大森、大字船岡久根添、大字船岡下横橋、大字船岡神山前、大字船岡新田（次の図面に示す部分に

		限る。）、大字船岡新野竹内、大字船岡滝沢、大字船岡館山（次の図面に示す部分に限る。）、大字船岡照内、大字船岡道下、大字船岡七作、大字船岡鍋倉（次の図面に示す部分に限る。）、大字船岡並松、大字船岡新沼、大字船岡西迫、大字船岡根形（次の図面に示す部分に限る。）、大字船岡迫、大字船岡馬場、大字船岡東神山前、大字船岡東町の口、大字船岡八入（次の図面に示す部分に限る。）、大字船岡山下、大字船岡山田、船岡新栄一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から六丁目まで、船岡中央一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目まで、船岡土手内一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、船岡西一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、船岡東一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで並びに船岡南一丁目及び二丁目

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

五十一　陸上自衛隊秋田駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	
秋田県秋田市	秋田県秋田市寺内字将軍野一番地	
	飯島大崩（次の図面に示す部分に限る。）、飯島長野、土崎港北三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び寺内将軍野	

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	秋田県秋田市飯島飯島大谷地（次の図面に示す部分に限る。）、飯島飯島水尻（次の図面に示す部分に限る。）、飯島飯田一丁目及び二丁目、飯島飯田水尻、飯島大崩、飯島大袋、飯島新町一丁目から三丁目まで、飯島田尻（次の図面に示す部分に限る。）、飯島田尻堰越、飯島長野、飯島長野上町、飯島長野中町、飯島長野本町、飯島長山下（次の図面に示す部分に限る。）、飯島南場掛、飯島西袋、飯島西袋一丁目から三丁目まで、飯島東上谷地、飯島東中谷地（次の図面に示す部分に限る。）、飯島船堰外谷地（次の図面に示す部分に限る。）、飯島文京町、飯島松根東町、港北新町、港北松野町、将軍野青山町、将軍野桂町、将軍野堰越、将軍野東一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目まで、将軍野向山（次の図面に示す部分に限る。）、外旭川大谷地、外旭川潟堰下（次の図面に示す部分に限る。）、外旭川潟ノ前（次の図面に示す部分に限る。）、外旭川小谷地（次の図面に示す部分に限る。）、外旭川朝鮮、外旭川鳥谷場（次の図面に示す部分に限る。）、外旭川中谷地（次の図面に示す部分に限る。）、外旭川前谷地、土崎港北

		一丁目から七丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、土崎港中央四丁目から七丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、土崎港東二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目まで、寺内将軍野並びに寺内通穴
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		

五十二　陸上自衛隊神町駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	山形県東根市	神町南三丁目一番一号
対象防衛関係施設の区域	山形県東根市	大字若木（次の図面に示す部分に限る。）、大字神町（次の図面に示す部分に限る。）、大字神町小原及び神町南三丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	山形県天童市	大字川原子（次の図面に示す部分に限る。）、大字道満（次の図面に示す部分に限る。）、大字成生（次の図面に示す部分に限る。）、大字乱川（次の図面に示す部分に限る。）、大字山口（次の図面に示す部分に限る。）及び万代
	山形県東根市	板垣大通り、板垣北小路、板垣北通り、板垣中通り、板垣西小路、一本木一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目、大字板垣新田、大字太田新田（次の図面に示す部分に

		限る。）、大字若木（次の図面に示す部分に限る。）、大字蟹沢（次の図面に示す部分に限る。）、大字郡山（次の図面に示す部分に限る。）、大字神町、大字神町小原、大字中島新田、大字野川（次の図面に示す部分に限る。）、大字野田（次の図面に示す部分に限る。）、大字羽入（次の図面に示す部分に限る。）、大字羽入柏原新林、大字東根甲（次の図面に示す部分に限る。）、若木一条通り、若木二条通り、若木三条通り、若木四条通り、若木五条通り、若木大通り、若木小路、若木通り一丁目から五丁目まで、柏原一丁目から三丁目まで、さくらんぼ駅前一丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、神町営団一条通り、神町営団二条通り、神町営団三条通り、神町営団大通り、神町営団中通り、神町営団南通り、神町北一丁目及び二丁目から五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、神町中央一丁目及び二丁目、神町西一丁目から六丁目まで、神町東一丁目から四丁目まで、神町南一丁目から三丁目まで、中島通り一丁目及び二丁目、中島東通り並びに羽入東

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

五十三　陸上自衛隊福島駐屯地

対象防衛関係施設の所在地
福島県福島市
荒井字原宿一番地

対象防衛関係施設の区域	福島県福島市荒井愛宕下、荒井愛宕原、荒井上雑木畑、荒井上七ツ森及び荒井原宿（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	福島県福島市荒井、荒井愛宕下、荒井愛宕原、荒井石仏、荒井梅後林、荒井御伊勢、荒井大竹、荒井上雑木畑、荒井上笊森、荒井上新田、荒井上新田下、荒井上七ツ森、荒井上町裏、荒井川端、荒井北三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、荒井北峠原（次の図面に示す部分に限る。）、荒井北原、荒井北原西、荒井椚田、荒井庚申下、荒井庚申塚、荒井小林、荒井鷺、荒井鷺下、荒井鷺新田、荒井鷺南、荒井地蔵原己（次の図面に示す部分に限る。）、荒井地蔵原戊（次の図面に示す部分に限る。）、荒井四本木、荒井清水内、荒井清水下、荒井清水田、荒井下雑木畑、荒井下笊森、荒井下峠原、荒井下七ツ森、荒井下町裏、荒井杉下、荒井杉下前、荒井杉下南、荒井砂田（次の図面に示す部分に限る。）、荒井台、荒井台西、荒井台原、荒井台番、荒井高土手、荒井田神前、荒井滝本、荒井峠原下、荒井峠原前、荒井中井端、荒井中雑木畑、荒井仲沢、荒井中ノ内前、荒井中町裏、荒井苗代添

		（次の図面に示す部分に限る。）、荒井荷渡、荒井荷渡北、荒井荷渡前、荒井荷渡南、荒井野村、荒井原宿、荒井原宿南、荒井原田、荒井古内、荒井古内後、荒井古内北、荒井古内東、荒井弁天前（次の図面に示す部分に限る。）、荒井前川原、荒井前野村、荒井弥陀内、荒井弥陀内上、荒井南峠原、荒井向田、荒井目増、荒井目増下、荒井藪、荒井山神前（次の図面に示す部分に限る。）、荒井山道、荒井横塚（次の図面に示す部分に限る。）、荒井若狭内、荒井若狭内前、荒井若狭北、上鳥渡姥川、上鳥渡上耕谷、上鳥渡仲原、上鳥渡半沢森（次の図面に示す部分に限る。）、上名倉新田（次の図面に示す部分に限る。）、上名倉天王前（次の図面に示す部分に限る。）、下鳥渡姥ケ懐（次の図面に示す部分に限る。）、山田（次の図面に示す部分に限る。）、山田赤仁井田（次の図面に示す部分に限る。）、山田音坊（次の図面に示す部分に限る。）、山田北焼野（次の図面に示す部分に限る。）、山田蛇音山（次の図面に示す部分に限る。）及び山田南音坊（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

五十四　陸上自衛隊郡山駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	
福島県郡山市	
大槻町字長右エ門林一番地	

対象防衛関係施設の区域	福島県郡山市大槻町字池上西（次の図面に示す部分に限る。）、大槻町字川廻（次の図面に示す部分に限る。）、大槻町字北八耕地（次の図面に示す部分に限る。）、大槻町字下反田（次の図面に示す部分に限る。）、大槻町字長右エ門林、大槻町字長右エ門林西、大槻町字長右エ門林東、大槻町字長右エ門林南（次の図面に示す部分に限る。）、大槻町字堤西（次の図面に示す部分に限る。）及び大槻町字西ノ宮北（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	福島県郡山市大槻町字池上西、大槻町字上柵（次の図面に示す部分に限る。）、大槻町字蝦夷坦、大槻町字大坪、大槻町字御花畑、大槻町字小山田、大槻町字小山田表（次の図面に示す部分に限る。）、大槻町字小山田西、大槻町字小山田前（次の図面に示す部分に限る。）、大槻町字影反田、大槻町字柏山、大槻町字春日、大槻町字金畑、大槻町字上篠林、大槻町字上中谷地、大槻町字上前田（次の図面に示す部分に限る。）、大槻町字上町、大槻町字川廻、大槻町字川向、大槻町字北田、大槻町字北寺、大槻町字北中野、大槻町字北中野下、大槻町字北ノ林、大槻町字北ノ山、大槻町字北

洞、大槻町字北八耕地、大槻町字久助林、大槻町字熊野木、大槻町字小金林、大槻町字小割林（次の図面に示す部分に限る。）、大槻町字三合畑、大槻町字下衛門田（次の図面に示す部分に限る。）、大槻町字下篠林、大槻町字下反田、大槻町字下中野、大槻町字下前田、大槻町字下町、大槻町字下町裏、大槻町字下町東、大槻町字城ノ内、大槻町字新池下、大槻町字菅田（次の図面に示す部分に限る。）、大槻町字仙海東、大槻町字反田、大槻町字大六田、大槻町字長右エ門林、大槻町字長右エ門林西、大槻町字長右エ門林東、大槻町字長右エ門林南、大槻町字土瓜、大槻町字堤西、大槻町字殿町、大槻町字中反田、大槻町字中野、大槻町字中ノ平（次の図面に示す部分に限る。）、大槻町字中ノ平東、大槻町字中ノ平南、大槻町字中前田（次の図面に示す部分に限る。）、大槻町字中谷地、大槻町字中柵、大槻町字西ノ宮、大槻町字西ノ宮北、大槻町字西ノ宮西、大槻町字西ノ山、大槻町字西宮前、大槻町字二本木、大槻町字人形坦、大槻町字人形坦東、大槻町字葉山下（次の図面に示す部分に限る。）、大槻町字原ノ町、大槻町字半縄田（次の図面に示す部分に限る。）、大

槻町字広町（次の図面に示す部分に限る。）、大槻町字福楽沢、大槻町字福楽沢北、大槻町字福楽沢前、大槻町字普門寺坦、大槻町字普門寺坦北、大槻町字古屋敷、大槻町字前畑、大槻町字町裏、大槻町字南反田、大槻町字南八耕地、大槻町字宮ノ前、大槻町字六角、大槻町字六角北、大槻町字早稲田、柏山町、片平町池下、片平町釜場、片平町上高森、片平町庚坦原（次の図面に示す部分に限る。）、片平町新蟻塚（次の図面に示す部分に限る。）、片平町出磐東、片平町出磐森、片平町遠辺田、片平町前田、片平町南出磐山（次の図面に示す部分に限る。）、亀田一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、御前南一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、五丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び六丁目、静西一丁目及び二丁目、静町（次の図面に示す部分に限る。）、島一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、台新一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、土瓜一丁目及び二丁目、堤一丁目から三丁目まで、富田町大徳南（次の図面に示す部分に限る。）、中野一丁目及び二丁目、鳴神一丁目から三丁目まで並びに谷地本町

備考
一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

五十五　陸上自衛隊勝田駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	茨城県ひたちなか市	勝倉三千四百三十三番地

対象防衛関係施設の区域	茨城県ひたちなか市	大字勝倉及び大字武田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	茨城県ひたちなか市	青葉町、石川町、大字勝倉（次の図面に示す部分に限る。）、大字金上（次の図面に示す部分に限る。）、大字武田（次の図面に示す部分に限る。）、大字中根（次の図面に示す部分に限る。）、大字東石川（次の図面に示す部分に限る。）、大字堀口（次の図面に示す部分に限る。）、大平一丁目から四丁目まで、表町、春日町、勝田泉町、勝田中央（次の図面に示す部分に限る。）、勝田本町、小砂町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、大成町、長堀町一丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに東石川三丁目（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

五十六　陸上自衛隊土浦駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	
茨城県稲敷郡阿見町	大字青宿百二十一番地一	
茨城県稲敷郡阿見町	大字阿見、大字青宿及び大字廻戸（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域		
茨城県土浦市	大岩田及び烏山二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
茨城県稲敷郡阿見町	大字青宿、大字曙（次の図面に示す部分に限る。）、大字阿見（次の図面に示す部分に限る。）、大字大室（次の図面に示す部分に限る。）、大字廻戸、岡崎一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目並びに中郷二丁目（次の図面に示す部分に限る。）	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ湖岸線により囲まれた水域 一　北緯三十六度三分四十二秒、東経百四十度十三分二十秒の点 二　北緯三十六度三分四十三秒、東経百四十度十三分二十九秒の点 三　北緯三十六度三分四十一秒、東経百四十度十三分四十六秒の点 四　北緯三十六度三分三十秒、東経百四十度十四分二秒の点 五　北緯三十六度二分五十四秒、東経百四十度十四分二十三秒の点

六	北緯三十六度二分四十秒、東経百四十度十四分二十秒の点
七	北緯三十六度二分三十秒、東経百四十度十四分十六秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

五十七　陸上自衛隊霞ケ浦駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	茨城県土浦市	右籾二千四百十番地
対象防衛関係施設の区域	茨城県土浦市	右籾（次の図面に示す部分に限る。）
	茨城県稲敷郡阿見町	大字阿見（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	茨城県土浦市	烏山一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、四丁目及び五丁目、中（次の図面に示す部分に限る。）、中村東二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目、中村南二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、摩利山新田並びに右籾（次の図面に示す部分に限る。）
	茨城県稲敷郡阿見町	うずら野一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、大字阿見（次の図面に示す部分に限る。）、大字荒川本郷（次の図面に示す部分に限る。）、大

		字実穀（次の図面に示す部分に限る。）、大字鈴木（次の図面に示す部分に限る。）、住吉一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、中郷二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、西郷三丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに本郷一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		

五十八　陸上自衛隊霞ケ浦駐屯地朝日分屯地

対象防衛関係施設の所在地	茨城県稲敷郡阿見町	うずら野三丁目四十七番地
対象防衛関係施設の区域	茨城県稲敷郡阿見町	うずら野三丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	茨城県土浦市	荒川沖東一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、摩利山新田（次の図面に示す部分に限る。）及び右籾（次の図面に示す部分に限る。）
	茨城県稲敷郡阿見町	うずら野一丁目から四丁目まで、大字阿見（次の図面に示す部分に限る。）、大字荒川本郷（次の図面に示す部分に限る。）、大字実穀（次の図面に示す部分に限る。）、大字鈴木（次の図面に示す部分に限る。）、住吉一丁目（次の図面に示す部分に限る。）

		及び二丁目並びに本郷一丁目から三丁目まで
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		
五十九	陸上自衛隊古河駐屯地	
対象防衛関係施設	茨城県古河市	上辺見千百九十五番地

の所在地		
対象防衛関係施設の区域	茨城県古河市	上辺見及び下辺見（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	茨城県古河市	旭町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、磯部（次の図面に示す部分に限る。）、大堤（次の図面に示す部分に限る。）、女沼（次の図面に示す部分に限る。）、上辺見（次の図面に示す部分に限る。）、鴻巣（次の図面に示す部分に限る。）、古河（次の図面に示す部分に限る。）、幸町（次の図面に示す部分に限る。）、下辺見（次の図面に示す部分に限る。）、下山町、茶屋新田（次の図面に示す部分に限る。）、西牛谷（次の図面に示す部分に限る。）、原（次の図面に示す部分に限る。）、東本町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目まで及び南町
備考		
一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネッ		

トの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

六十　陸上自衛隊北宇都宮駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域
栃木県宇都宮市	上横田町千三百六十番地
栃木県宇都宮市	江曽島町、上横田町及び台新田町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	栃木県宇都宮市	今宮一丁目から四丁目まで、江曽島一丁目から五丁目まで、江曽島本町、江曽島町（次の図面に示す部分に限る。）、春日町、上御田町（次の図面に示す部分に限る。）、上横田町（次の図面に示す部分に限る。）、川田町（次の図面に示す部分に限る。）、北若松原一丁目及び二丁目、城南一丁目から三丁目まで、雀の宮二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、雀宮町（次の図面に示す部分に限る。）、台新田一丁目、台新田町、西川田二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、六丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び七丁目、西川田東町（次の図面に示す部分に限る。）、西原町（次の図面に示す部分に限る。）、東横田町（次の図面に示す部分に限る。）、双葉一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、緑一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、四丁目及び五丁目、みどり野町（次の図面に示す部分に限る。）、宮の内一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、宮本町（次の図面に示す部分に限る。）、大和二丁目（次の図面に示す部分

に限る。）、横田新町並びに若松原一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

六十一　陸上自衛隊宇都宮駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	栃木県宇都宮市	茂原一丁目五番四十五号
対象防衛関係施設の区域	栃木県宇都宮市	茂原一丁目（次の図面に示す部分に限る。）
	栃木県下野市	上古山（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	栃木県宇都宮市	五代一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、さつき一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目まで、新富町、末広一丁目及び二丁目、雀の宮五丁目から七丁目まで、雀宮町（次の図面に示す部分に限る。）、高砂町、羽牛田町（次の図面に示す部分に限る。）、針ヶ谷町（次の図面に示す部分に限る。）、富士見町、御田長島町（次の図面に示す部分に限る。）、南高砂町、南町、茂原一丁目から三丁目まで並びに茂原町（次の図面に示す部分に限る。）
	栃木県下野市	上古山及び下古山（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

栃木県河内郡上三川町	大字上神主、大字下神主、大字鞘堂及び大字ゆうきが丘（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の所在地	群馬県北群馬郡榛東村	大字新井千十七番地二
対象防衛関係施設の区域	群馬県北群馬郡榛東村	大字新井及び大字広馬場（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	群馬県高崎市	箕郷町柏木沢及び箕郷町矢原（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	群馬県北群馬郡榛東村	大字新井、大字広馬場及び大字山子田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に

含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

六十三　陸上自衛隊新町駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	群馬県高崎市
対象防衛関係施設の区域	群馬県高崎市	新町千八十番地
対象防衛関係施設	群馬県高崎市	新町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設	群馬県高崎市	新町（次の図面に示す部分に限る。）

に係る対象施設周辺地域

群馬県藤岡市	岡之郷及び立石新田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
群馬県佐波郡玉村町	大字角渕（次の図面に示す部分に限る。）	
埼玉県児玉郡上里町	大字金久保、大字勅使河原及び大字毘沙吐（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる

区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

六十四　陸上自衛隊新町駐屯地吉井分屯地

対象防衛関係施設の所在地	群馬県高崎市	吉井町馬庭二千五百二十九番地
対象防衛関係施設の区域	群馬県高崎市	吉井町小暮及び吉井町馬庭（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	群馬県高崎市	城山町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、寺尾町（次の図面に示す部分に限る。）、山名町（次の図面に示す部分に限る。）、吉井町池（次の図面に示す部分に限る。）、根小屋町（次の図面に示す部分に限る。）、吉井町岩井（次の図面に示す部分に限る。）、吉井町岩崎（次の図面に示す部分

		に限る。）、吉井町小串（次の図面に示す部分に限る。）、吉井町小暮（次の図面に示す部分に限る。）、吉井町南陽台一丁目から三丁目まで並びに吉井町馬庭（次の図面に示す部分に限る。）
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		

六十五　陸上自衛隊大宮駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	埼玉県さいたま市北区	日進町一丁目四十番地七	
対象防衛関係施設の区域	埼玉県さいたま市北区	日進町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）	
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	埼玉県さいたま市西区	三橋五丁目及び六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに宮前町（次の図面に示す部分に限る。）、	
	埼玉県さいたま市北区	大成町四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、櫛引町二丁目並びに日進町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）	
	埼玉県さいたま市大宮区	大成町二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、櫛引町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに三橋一丁目（次の図面に示す部分に限る。）	

六十六　陸上自衛隊朝霞駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	東京都練馬区大泉学園町

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の区域	埼玉県朝霞市	大字岡、大字台、大字根岸及び大字溝沼（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	埼玉県和光市	広沢（次の図面に示す部分に限る。）
	埼玉県新座市	新塚（次の図面に示す部分に限る。）
	東京都練馬区	大泉学園町九丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	埼玉県朝霞市	青葉台一丁目、大字岡（次の図面に示す部分に限る。）、大字台（次の図面に示す部分に限る。）、大字根岸（次の図面に示す部分に限る。）、大字膝折、大字溝沼（次の図面に示す部分に限る。）、幸町二丁目及び三丁目、栄町一丁目から五丁目まで、仲町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、膝折町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに本町二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

	埼玉県和光市	下新倉一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、中央一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、新倉一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、西大和団地、広沢（次の図面に示す部分に限る。）、本町、丸山台一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに南一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	埼玉県新座市	栄二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、新塚、新塚一丁目、畑中二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び馬場二丁目（次の図面に示す部分に限る。）
	東京都練馬区	大泉学園町四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、六丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び七丁目（次の図面に示す部分に限る。）から九丁目まで並びに大泉町一丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

六十七　陸上自衛隊松戸駐屯地

対象防衛関係施設の所在地
千葉県松戸市
五香六実十七番地

対象防衛関係施設の区域	千葉県松戸市	五香六実（次の図面に示す部分に限る。）
	千葉県鎌ケ谷市	くぬぎ山一丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	千葉県松戸市	金ケ作（次の図面に示す部分に限る。）、串崎新田（次の図面に示す部分に限る。）、五香一丁目から六丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、七丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び八丁目、五香西一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、五香南一丁目から三丁目まで、五香六実、常盤平五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、六実一丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに六高台一丁目（次の図面に示す部分に限る。）
	千葉県鎌ケ谷市	北中沢一丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、串崎新田、くぬぎ山一丁目から五丁目まで、佐津間（次

		の図面に示す部分に限る。）、中沢（次の図面に示す部分に限る。）並びに初富（次の図面に示す部分に限る。）
六十八　陸上自衛隊習志野駐屯地	備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。	

対象防衛関係施設の所在地	千葉県船橋市	薬円台三丁目二十番地一
対象防衛関係施設の区域	千葉県船橋市	薬円台三丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	千葉県船橋市	田喜野井一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）から七丁目まで、七林町（次の図面に示す部分に限る。）、習志野一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、習志野台三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）から六丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、七丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び八丁目（次の図面に示す部分に限る。）、西習志野四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三山二丁目（次の図面に示す部分に

		限る。）、三丁目（次の図面に示す部分に限る。）から七丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び八丁目（次の図面に示す部分に限る。）、薬円台一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに薬園台町一丁目
千葉県習志野市	東習志野六丁目（次の図面に示す部分に限る。）	
千葉県八千代市	高津（次の図面に示す部分に限る。）	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

六十九　陸上自衛隊下志津駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	千葉県千葉市若葉区	若松町九百二番地
対象防衛関係施設の区域	千葉県千葉市若葉区	若松町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	千葉県千葉市稲毛区	小深町、山王町及び六方町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	千葉県千葉市若	愛生町（次の図面に示す部分に限る。）、都賀五丁目（次の図面

	葉区	に示す部分に限る。）、都賀の台一丁目から四丁目まで、西都賀二丁目から四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで及び五丁目、みつわ台三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目、源町（次の図面に示す部分に限る。）並びに若松町（次の図面に示す部分に限る。）
	千葉県四街道市	美しが丘一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、さつきケ丘、下志津新田（次の図面に示す部分に限る。）、大日（次の図面に示す部分に限る。）、めいわ三丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、四街道（次の図面に示す部分に限る。）、四街道一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目並びに和良比（次の図面に示す部分に限る。）
備考		

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

七十　陸上自衛隊木更津駐屯地

対象防衛関係施設の所在地		
対象防衛関係施設	千葉県木更津市	吾妻地先
対象防衛関係施設	千葉県木更津市	江川及び久津間（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

の区域		
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	千葉県木更津市	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸
	吾妻、吾妻一丁目及び二丁目、岩根一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、江川、木更津（次の図面に示す部分に限る。）、久津間（次の図面に示す部分に限る。）、畔戸（次の図面に示す部分に限る。）、新宿、中央一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目まで、中里（次の図面に示す部分に限る。）、中里一丁目及び二丁目、長須賀（次の図面に示す部分に限る。）、富士見一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目、西岩根（次の図面に示す部分に限る。）、中の島並びに内港	一　北緯三十五度二十四分五十六秒、東経百三十九度五十四分二十八秒の点 二　北緯三十五度二十四分五十五秒、東経百三十九度五十四分二十二秒の点 三　北緯三十五度二十四分四十五秒、東経百三十九度五十三分

線により囲まれた海域	五十一秒の点 四　北緯三十五度二十四分三十五秒、東経百三十九度五十三分三十一秒の点 五　北緯三十五度二十三分五十五秒、東経百三十九度五十三分二十七秒の点 六　北緯三十五度二十二分五十六秒、東経百三十九度五十三分五十三秒の点 七　北緯三十五度二十二分四十六秒、東経百三十九度五十四分二十八秒の点	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

七十一　陸上自衛隊練馬駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
東京都練馬区	東京都練馬区	東京都板橋区
北町四丁目一番一号	北町四丁目	赤塚一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、赤塚新町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、上板橋二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、桜川三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、徳丸一丁目から四丁目（いずれも次の図面に示

		す部分に限る。）まで、西台四丁目並びに若木一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	東京都練馬区	春日町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、北町一丁目から八丁目まで、田柄一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、錦一丁目及び二丁目、早宮一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、氷川台二丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに平和台一丁目から四丁目まで

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれ

るものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

七十二　陸上自衛隊十条駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	東京都北区
対象防衛関係施設の区域	東京都北区	十条台一丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	東京都北区	王子一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁目から六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、王子本町一丁目から三丁目ま

で、上十条一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、岸町一丁目及び二丁目、十条台一丁目及び二丁目、十条仲原一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、滝野川一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、四丁目、五丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、豊島一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、中十条一丁目から三丁目まで、東十条一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに堀船一丁目（次の図面に示す部分に限る。）	東京都板橋区	板橋一丁目、三丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、稲荷台（次の図面に示す部分に限る。）並びに加賀一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネッ

トの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

七十三　陸上自衛隊三宿駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域
東京都世田谷区	池尻一丁目二番二十四号
東京都目黒区	上目黒五丁目及び東山二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
東京都世田谷区	東京都目黒区	東京都世田谷区
池尻一丁目（次の図面に示す部分に限る。）	青葉台一丁目から四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、大橋一丁目及び二丁目、上目黒二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目まで、五本木一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、東山一丁目から三丁目まで並びに祐天寺一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）	池尻一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、三軒茶屋一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、下馬一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、四丁目、五丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、太子堂一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに三宿一丁目及

び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

七十四　陸上自衛隊用賀駐屯地

対象防衛関係施設	東京都世田谷区	上用賀一丁目二十番一号

の所在地		
対象防衛関係施設の区域	東京都世田谷区	上用賀一丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	東京都世田谷区	上用賀一丁目から五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、桜二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目、桜丘一丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、桜新町一丁目及び二丁目、新町一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、世田谷一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、玉川台一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、弦巻一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目まで、深沢八丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに用賀一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目まで

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

七十五　陸上自衛隊東立川駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	
東京都立川市	栄町一丁目二番地の十

対象防衛関係施設の区域	東京都立川市	曙町三丁目及び栄町一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	東京都国分寺市	西町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）
	東京都国立市	北三丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	東京都立川市	曙町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目、泉町（次の図面に示す部分に限る。）、栄町一丁目から五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、高松町一丁目から三丁目まで、錦町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに羽衣町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	東京都国分寺市	高木町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、西町一丁目から五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで並びに光町二丁目及び三丁目（いず

		れも次の図面に示す部分に限る。）
東京都国立市	北二丁目及び三丁目、中一丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに西一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

七十六　陸上自衛隊立川駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	東京都立川市	緑町五番地
対象防衛関係施設の区域	東京都立川市	泉町及び緑町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	東京都立川市	曙町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、泉町（次の図面に示す部分に限る。）、柏町一丁目から四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、上砂町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、柴崎町一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、砂川町一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、五丁目及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、高松町一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、富士見

		町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに緑町
	東京都昭島市	東町一丁目及び二丁目から四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで並びにもくせいの杜一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる

区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

七十七　陸上自衛隊横浜駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	神奈川県横浜市保土ケ谷区	岡沢町二百七十三番地
対象防衛関係施設の区域	神奈川県横浜市保土ケ谷区	岡沢町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	神奈川県横浜市神奈川区	三ツ沢上町（次の図面に示す部分に限る。）、三ツ沢西町及び三ツ沢南町（次の図面に示す部分に限る。）
	神奈川県横浜市西区	北軽井沢（次の図面に示す部分に限る。）、浅間台（次の図面に示す部分に限る。）、浅間町二丁目及び三丁目（いずれも次の図

面に示す部分に限る。）並びに宮ケ谷（次の図面に示す部分に限る。）		
	神奈川県横浜市保土ケ谷区	岡沢町、釜台町（次の図面に示す部分に限る。）、鎌谷町、川辺町（次の図面に示す部分に限る。）、常盤台（次の図面に示す部分に限る。）、星川一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、峰岡町一丁目から三丁目まで、峰沢町（次の図面に示す部分に限る。）、宮田町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目並びに和田一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区

域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

七十八　陸上自衛隊久里浜駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	神奈川県横須賀市	久比里二丁目一番一号
対象防衛関係施設の区域	神奈川県横須賀市	久比里二丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに長瀬一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周	神奈川県横須賀市	浦賀六丁目及び七丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、浦賀丘一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

辺地域

まで、久比里一丁目及び二丁目、久里浜一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁目から八丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、久里浜台一丁目及び二丁目、光風台、神明町（次の図面に示す部分に限る。）、長瀬一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、西浦賀一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、五丁目及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、東浦賀二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、舟倉一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、南浦賀、吉井一丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに若宮台	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸
一　北緯三十五度十四分二十九秒、東経百三十九度四十三分十秒の点 二　北緯三十五度十四分三十一秒、東経百三十九度四十三分十六秒の点 三　北緯三十五度十四分二十五秒、東経百三十九度四十三分二	

線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域	十六秒の点 四　北緯三十五度十四分十四秒、東経百三十九度四十三分三十秒の点 五　北緯三十五度十三分二十五秒、東経百三十九度四十三分三十七秒の点 六　北緯三十五度十三分十七秒、東経百三十九度四十三分十三秒の点
五に掲げる点と六に掲げる点とを結んだ線及びこれらの点を結ぶ海岸線により囲まれた海域	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれ

るものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

七十九　陸上自衛隊武山駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	神奈川県横須賀市	
対象防衛関係施設の区域	神奈川県横須賀市	御幸浜一番一号
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	神奈川県横須賀市	太田和二丁目、長井一丁目、長坂一丁目及び御幸浜（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
		芦名一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、太田和一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、荻野（次の図面に示す部分に限る。）、

佐島一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、佐島の丘一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、須軽谷（次の図面に示す部分に限る。）、武三丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、長井一丁目から五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、長坂一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、林一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、四丁目及び五丁目並びに御幸浜	神奈川県三浦市初声町高円坊及び初声町和田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	一に掲げる点と二に掲げる点とを結んだ線及びこれらの点を結ぶ海岸線により 一　北緯三十五度十二分三十六秒、東経百三十九度三十六分五十秒の点 二　北緯三十五度十二分五十四秒、東経百三十九度三十六分四十秒の点

囲まれた区域のうち陸域以外の区域	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の所在地	新潟県新発田市	大手町六丁目四番十六号
対象防衛関係施設の区域	新潟県新発田市	大手町三丁目及び六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	新潟県新発田市	大手町一丁目から六丁目まで、小舟町一丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、城北町一丁目から三丁目まで、新富町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、住吉町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、諏訪町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、大栄町一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び七丁目（次の図面に示す部分に限る。）、中央町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目まで、中曽根町一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す

		部分に限る。）、中田町一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、西園町一丁目から三丁目まで、舟入町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、本町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、緑町一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目並びに御幸町一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。		

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

八十一　陸上自衛隊高田駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
新潟県上越市	新潟県上越市	新潟県上越市
南城町三丁目七番一号	東城町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに南城町二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	大字今池（次の図面に示す部分に限る。）、大字上稲田（次の図面に示す部分に限る。）、大字鴨島（次の図面に示す部分に限る。）、大字子安（次の図面に示す部分に限る。）、大字島田下新

		田（次の図面に示す部分に限る。）、大字下新田（次の図面に示す部分に限る。）、大字七ケ所新田（次の図面に示す部分に限る。）、大字下箱井（次の図面に示す部分に限る。）、大字高田新田（次の図面に示す部分に限る。）、大字樋場、大字丸山新田（次の図面に示す部分に限る。）、大手町、大町一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、鴨島一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、北城町一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、子安（次の図面に示す部分に限る。）、子安新田（次の図面に示す部分に限る。）、新南町、とよば（次の図面に示す部分に限る。）、西城町一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、東城町一丁目から三丁目まで、本町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、南城町一丁目から四丁目まで、南新町（次の図面に示す部分に限る。）、南高田町（次の図面に示す部分に限る。）、南本町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び本城町

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

八十二　陸上自衛隊富山駐屯地

対象防衛関係施設の所在地
富山県砺波市
鷹栖出九百三十五

対象防衛関係施設の区域	富山県砺波市	鷹栖出（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	富山県砺波市	永福町、小島（次の図面に示す部分に限る。）、神島（次の図面に示す部分に限る。）、狐島（次の図面に示す部分に限る。）、新富町（次の図面に示す部分に限る。）、杉木一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、鷹栖（次の図面に示す部分に限る。）、中神、中神一丁目から五丁目まで、西中（次の図面に示す部分に限る。）、林（次の図面に示す部分に限る。）、広上町（次の図面に示す部分に限る。）、深江（次の図面に示す部分に限る。）、本町（次の図面に示す部分に限る。）並びに若草町

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に

含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

八十三　陸上自衛隊金沢駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	石川県金沢市	野田町一番八号
対象防衛関係施設の区域	石川県金沢市	野田町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設	石川県金沢市	泉野出町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限

に係る対象施設周辺地域
る。）、大桑一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目まで、大桑新町上葭島欠、大桑新町子、大桑新町ラ、大桑町イ、大桑町ウ、大桑町御所谷（次の図面に示す部分に限る。）、大桑町下葭島欠、大桑町タ（次の図面に示す部分に限る。）、大桑町平、大桑町チ（次の図面に示す部分に限る。）、大桑町ツ甲、大桑町ト、大桑町ナ、大桑町中尾山（次の図面に示す部分に限る。）、大桑町西ノ山、大桑町猫シタイ（次の図面に示す部分に限る。）、大桑町ノ、大桑町ハ、大桑町ム、大桑町ラ、大桑町リ（次の図面に示す部分に限る。）、大桑町ロ乙、大桑町ロ甲、大桑町和（次の図面に示す部分に限る。）、笠舞一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、笠舞本町一丁目及び二丁目、小立野三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、十一屋町（次の図面に示す部分に限る。）、城南一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、つつじが丘（次の図面に示す部分に限る。）、長坂一丁目から三丁目まで、長坂町未、長坂町ル、長坂町ヲ（次の図面に示す部分に限る。）、西大桑町、野田一丁目から四丁目まで、野田町（次の図面に示す部分に限る。）、野田町ソ、野田

		町タ、野田町チ、野田町ツ、野田町ト、野田町ナ、野田町中平ム（次の図面に示す部分に限る。）、野田町西（次の図面に示す部分に限る。）、野田町ネ、野田町野田山、野田町東（次の図面に示す部分に限る。）、野田町ヘ、野田町丙、野田町ム、野田町ヨ、野田町ラ、野田町ル、野田町レ、野田町ワ、野田町ヲ、花里町、平和町一丁目から三丁目まで、法島町（次の図面に示す部分に限る。）、三口新町、三口新町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁目、緑が丘、若草町並びに涌波二丁目（次の図面に示す部分に限る。）
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれ		

るものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

八十四　陸上自衛隊鯖江駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	福井県鯖江市
対象防衛関係施設の区域	福井県鯖江市	吉江町五字深田三
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	福井県福井市	上江尻町、三十八社町、清水山町、下江尻町、中野一丁目、花守町及び三尾野町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
		入町、西番町及び吉江町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

	福井県鯖江市	入町、杉本町（次の図面に示す部分に限る。）、つつじケ丘町（次の図面に示す部分に限る。）、西番町（次の図面に示す部分に限る。）、三尾野出作町（次の図面に示す部分に限る。）、吉江町（次の図面に示す部分に限る。）及び米岡町（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

八十五　陸上自衛隊北富士駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	山梨県南都留郡忍野村	忍草三千九十三番地
対象防衛関係施設の区域	山梨県南都留郡忍野村	忍草（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	山梨県南都留郡忍野村	忍草（次の図面に示す部分に限る。）
	山梨県南都留郡山中湖村	山中（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネッ

トの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

八十六　陸上自衛隊松本駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	長野県松本市	高宮西一番一号
対象防衛関係施設の区域	長野県松本市	石芝二丁目及び高宮西（次の図面に示す部分に限る。）

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	長野県松本市	井川城三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、石芝一丁目から四丁目まで、市場（次の図面に示す部分に限る。）、大字笹賀（次の図面に示す部分に限る。）、大字島立（次の図面に示す部分に限る。）、鎌田一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、笹部一丁目から四丁目まで、征矢野一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、高宮北、高宮中、高宮西、高宮東、高宮南、野溝西一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、野溝東一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、野溝木工一丁目及び二丁目、双葉、南原一丁目及び二丁目、南松本二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、宮田、芳野（次の図面に示す部分に限る。）並びに両島（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

八十七　陸上自衛隊富士駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	静岡県駿東郡小山町	須走四百八十一番地二十七	
対象防衛関係施設の区域	静岡県駿東郡小山町	須走（次の図面に示す部分に限る。）	

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	静岡県御殿場市	中畑（次の図面に示す部分に限る。）
	静岡県駿東郡小山町	須走（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の所在地	静岡県御殿場市	中畑二千九十二番地二
対象防衛関係施設の区域	静岡県御殿場市	中畑（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	静岡県御殿場市	川柳、柴怒田、中畑及び仁杉（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	静岡県駿東郡小山町	須走（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

八十九　陸上自衛隊駒門駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	静岡県御殿場市	駒門五丁目一番	
対象防衛関係施設の区域	静岡県御殿場市	神山、駒門及び中山（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	静岡県御殿場市	大坂、神山（次の図面に示す部分に限る。）、神山平一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、駒門（次の図面に示す部分に限る。）、駒門一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、中清水（次の図面に示す部分に限る。）、中山（次の図面に示す部分に限る。）、富士見原一丁目から三丁目まで及び二子（次の図面に示す部分に限る。）並びに大坂、神山、神山平一丁目から三丁目まで、駒門、駒門一丁目、中清水、中山、富士見原一丁目から三丁目まで及び二子以外の次の図面に示す地域

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

九十　陸上自衛隊板妻駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
静岡県御殿場市	静岡県御殿場市	静岡県御殿場市
板妻四十番地一	板妻（次の図面に示す部分に限る。）	板妻、印野、竈、川島田、神場、永塚及び保土沢（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

九十一　陸上自衛隊春日井駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	
愛知県春日井市	
西山町無番地	

対象防衛関係施設の区域	愛知県春日井市	西山町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	愛知県春日井市	下原町、鷹来町（次の図面に示す部分に限る。）、鷹来町一丁目、西島町、西山町、西山町一丁目から五丁目まで、東野町（次の図面に示す部分に限る。）、東野町四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、東野町茨沢（次の図面に示す部分に限る。）、東野町小堤、東野町西二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、東山町（次の図面に示す部分に限る。）、東山町平橋、南下原町三丁目から五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、桃山町（次の図面に示す部分に限る。）並びに桃山町一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目
	愛知県小牧市	大字大草（次の図面に示す部分に限る。）、大字上末（次の図面に示す部分に限る。）、大字下末（次の図面に示す部分に限る。）、大草中（次の図面に示す部分に限る。）、大草西、大草南（次の

		図面に示す部分に限る。）、城山四丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに高根二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の所在地	愛知県名古屋市守山区	守山三丁目十二番地一号
対象防衛関係施設の区域	愛知県名古屋市守山区	守山三丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	愛知県名古屋市東区	砂田橋二丁目、三丁目及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、大幸一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁目、矢田三丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに矢田町寺畑（次の図面に示す部分に限る。）
	愛知県名古屋市守山区	市場、大牧町、大屋敷、小幡常燈（次の図面に示す部分に限る。）、小幡千代田（次の図面に示す部分に限る。）、小幡中一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、金屋一丁目及び二丁目、小六町、更屋敷、城南町、新城、新守町（次の図面に示す部分に限る。）、新守西（次の図面に示す部分に限

		る。）、新守山（次の図面に示す部分に限る。）、大永寺町、長栄、鳥神町（次の図面に示す部分に限る。）、鳥羽見一丁目から三丁目まで、中新、永森町、西島町、西城一丁目及び二丁目、西新、廿軒家、八反、東山町、町北、町南、村合町、村前町、守牧町、森宮町（次の図面に示す部分に限る。）並びに守山一丁目から三丁目まで
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対		

象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

九十三　陸上自衛隊豊川駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	愛知県豊川市	穂ノ原一丁目一番地
対象防衛関係施設の区域	愛知県豊川市	穂ノ原一丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	愛知県豊川市	赤代町一丁目から三丁目まで、曙町一丁目から四丁目まで、市田町財木屋（次の図面に示す部分に限る。）、市田町東中野（次の図面に示す部分に限る。）、稲荷通二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、牛久保駅通五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、駅前通二丁目及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、大崎町小林（次の図面に示す部分に限る。）、大崎町下金居場（次の図面に示す部分に限る。）、大崎町野添（次の図面に示す部分に

限る。）、大崎町野中（次の図面に示す部分に限る。）、開運通一丁目及び二丁目、金屋町（次の図面に示す部分に限る。）、金屋西町一丁目から三丁目まで、金屋橋町、金屋本町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目まで、金屋元町一丁目及び二丁目、北浦町（次の図面に示す部分に限る。）、小桜町、幸町（次の図面に示す部分に限る。）、桜ケ丘町、桜木通一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から六丁目まで、佐土町、佐奈川町、三蔵子町一里塚、三蔵子町大道、三蔵子町北浦（次の図面に示す部分に限る。）、三蔵子町北添（次の図面に示す部分に限る。）、三蔵子町出口、三蔵子町中荒古、三蔵子町西浦（次の図面に示す部分に限る。）、三蔵子町野河薮、三蔵子町野添、三蔵子町橋本、三蔵子町福地荒古（次の図面に示す部分に限る。）、三蔵子町前畑、三蔵子町宮前、三蔵子町山塚（次の図面に示す部分に限る。）、篠田町新切（次の図面に示す部分に限る。）、篠田町四ツ家（次の図面に示す部分に限る。）、白雲町一丁目から三丁目まで、新宿町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、新道町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、末広通一丁目から

四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、諏訪一丁目から四丁目まで、諏訪西町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、樽井町川添（次の図面に示す部分に限る。）、千歳通一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、中央通二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目まで、中部町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、東光町一丁目から四丁目まで、東新町（次の図面に示す部分に限る。）、豊川町、豊川西町（次の図面に示す部分に限る。）、中野川町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、西桜木町一丁目及び二丁目、萩山町一丁目及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、東曙町（次の図面に示す部分に限る。）、東桜木町、豊栄町（次の図面に示す部分に限る。）、穂ノ原一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、本野町北浦、本野町北貝津、本野町百々、本野町中貝津、本野町西浦、本野町西野添、本野町東浦、本野町東野添、松久町一丁目、緑町、南大通五丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び六丁目、美幸町一丁目及び二丁目、山道町一丁目（次の図面に示す部分に限

九十四	陸上自衛隊久居駐屯地	三重県津市	久居新町九百七十五番地

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

る。）、若鳩町並びに若宮町

の所在地		
対象防衛関係施設の区域	三重県津市	久居井戸山町、久居新町及び久居野村町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	三重県津市	川方町（次の図面に示す部分に限る。）、高茶屋小森上野町（次の図面に示す部分に限る。）、高茶屋小森町（次の図面に示す部分に限る。）、新家町（次の図面に示す部分に限る。）、久居井戸山町、久居射場町（次の図面に示す部分に限る。）、久居烏木町、久居北口町（次の図面に示す部分に限る。）、久居桜が丘町（次の図面に示す部分に限る。）、久居幸町、久居新町、久居寺町、久居中町（次の図面に示す部分に限る。）、久居二ノ町、久居野口町、久居野村町（次の図面に示す部分に限る。）、久居旅籠町、久居東鷹跡町（次の図面に示す部分に限る。）、久居本町、久居持川町（次の図面に示す部分に限る。）、久居元町（次の図面に示す部分に限る。）、久居万町（次の図面に示す部分に限る。）及び牧町（次

		の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設	三重県伊勢市	小俣町明野五千五百九十三番地一

九十五　陸上自衛隊明野駐屯地

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

の所在地			
対象防衛関係施設の区域	三重県伊勢市		
	村松町及び小俣町明野（いずれも次の図面に示す部分に限る。）		
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域		三重県伊勢市	三重県多気郡明和町
		植山町（次の図面に示す部分に限る。）、小俣町明野（次の図面に示す部分に限る。）、西豊浜町（次の図面に示す部分に限る。）、野村町、東大淀町（次の図面に示す部分に限る。）及び村松町（次の図面に示す部分に限る。）	大字新茶屋及び大字明星（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考			
一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。			
二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に			

含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

九十六　陸上自衛隊今津駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	滋賀県高島市	今津町今津平郷国有地
対象防衛関係施設の区域	滋賀県高島市	今津町今津及び今津町大供（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設	滋賀県高島市	今津町今津（次の図面に示す部分に限る。）、今津町大供（次の

に係る対象施設周辺地域		図面に示す部分に限る。）、今津町大供大門一丁目及び二丁目、今津町上弘部（次の図面に示す部分に限る。）、今津町桜町一丁目及び二丁目、今津町下弘部（次の図面に示す部分に限る。）、今津町松陽台一丁目及び二丁目、今津町住吉二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、今津町中沼一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、今津町名小路一丁目及び二丁目、今津町弘川（次の図面に示す部分に限る。）、今津町舟橋二丁目並びに新旭町饗庭（次の図面に示す部分に限る。）
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる		

区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

九十七　陸上自衛隊大津駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	滋賀県大津市	際川一丁目一番一号
対象防衛関係施設の区域	滋賀県大津市	際川一丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	滋賀県大津市	あかね町、鏡が浜、唐崎一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、勧学一丁目及び二丁目、際川一丁目から四丁目まで、桜野町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、滋賀里一丁目、二丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、神宮町（次の図面に示す部分に限

る。）、高砂町（次の図面に示す部分に限る。）、茶が崎（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目、二本松、蓮池町、松山町、見世一丁目及び二丁目、南志賀一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目まで、柳が崎並びに柳川一丁目及び二丁目	
一　北緯三十五度二分四十九秒、東経百三十五度五十二分二十九秒の点 二　北緯三十五度二分四十五秒、東経百三十五度五十二分三十六秒の点 三　北緯三十五度二分十三秒、東経百三十五度五十二分五十六秒の点 四　北緯三十五度一分三十七秒、東経百三十五度五十二分四十秒の点 五　北緯三十五度一分二十四秒、東経百三十五度五十二分五秒の点	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結ぶ湖岸線により囲まれた水域

	六　北緯三十五度一分二十六秒、東経百三十五度五十一分五十秒の点
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。	

陸上自衛隊福知山駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	京都府福知山市	京都府福知山市
対象防衛関係施設の区域	京都府福知山市	京都府福知山市
	天田無番地 字天田（次の図面に示す部分に限る。）	字天田（次の図面に示す部分に限る。）、字猪崎（次の図面に示す部分に限る。）、字裏ノ（次の図面に示す部分に限る。）、字岡ノ、字鍛冶（次の図面に示す部分に限る。）、字上新（次の図面に示す部分に限る。）、字京（次の図面に示す部分に限る。）、字篠尾（次の図面に示す部分に限る。）、字正明寺（次の図面に示す部分に限る。）、字内記（次の図面に示す部分に限る。）、旭が丘、字堀（次の図面に示す部分に限る。）、駅南町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、駅前町（次の図面に示す部分に限る。）、末広町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、東羽合町（次の図面に示す部分に限る。）、広峯町、緑ヶ丘町、南岡町並びに夕陽が丘
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	京都府福知山市	

対象防衛関係施設の所在地
京都府京都市西京区
川島六ノ坪町

九十九　陸上自衛隊桂駐屯地

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の区域	京都府京都市南区	久世高田町（次の図面に示す部分に限る。）	
	京都府京都市西京区	川島五反長町、川島六ノ坪町、下津林佃、下津林津森、下津林番条及び下津林八島（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	京都府京都市南区	吉祥院石原西ノ開町（次の図面に示す部分に限る。）、吉祥院石原橋上、吉祥院新田参ノ段町（次の図面に示す部分に限る。）、吉祥院新田下ノ向町（次の図面に示す部分に限る。）、吉祥院新田弐ノ段町（次の図面に示す部分に限る。）、吉祥院堤外（次の図面に示す部分に限る。）、吉祥院堤外町（次の図面に示す部分に限る。）、久世大築町（次の図面に示す部分に限る。）、久世大藪町（次の図面に示す部分に限る。）、久世上久世町、久世川原町（次の図面に示す部分に限る。）、久世高田町、久世殿城町（次の図面に示す部分に限る。）、久世中久世町一丁目から五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び久世中久町	

京都府京都市西京区	牛ケ瀬青柳町、牛ケ瀬葭ノ本、牛ケ瀬奥ノ防町、牛ケ瀬川原口町、牛ケ瀬新開、牛ケ瀬新田泓町、牛ケ瀬高刎町（次の図面に示す部分に限る。）、牛ケ瀬堂田町、牛ケ瀬西柿町、牛ケ瀬林ノ本町、牛ケ瀬的場（次の図面に示す部分に限る。）、牛ケ瀬見附、牛ケ瀬南ノ口町、牛ケ瀬山柿町、牛ケ瀬弥生町、樫原畔ノ海道、樫原石畑町、樫原井戸、樫原宇治井町（次の図面に示す部分に限る。）、樫原宇治井西町（次の図面に示す部分に限る。）、樫原江ノ本町、樫原釘貫、樫原口戸、樫原甲水、樫原五反田、樫原里ノ垣外町、樫原下池田町（次の図面に示す部分に限る。）、樫原角田町、樫原茶ノ木本町、樫原塚ノ本町（次の図面に示す部分に限る。）、樫原佃（次の図面に示す部分に限る。）、樫原庭井、樫原八反田、樫原比恵田町、樫原平田町（次の図面に示す部分に限る。）、樫原前田町（次の図面に示す部分に限る。）、樫原水築町、樫原三宅町、樫原山路、樫原六反田、樫原分田、桂浅原町（次の図面に示す部分に限る。）、桂朝日町（次の図面に示す部分に限る。）、桂市ノ前町（次の図面に示す部分に限る。）、桂

	稲荷山町、桂北滝川町（次の図面に示す部分に限る。）、桂木ノ下町（次の図面に示す部分に限る。）、桂滝川町（次の図面に示す部分に限る。）、桂西滝川町、桂野里町（次の図面に示す部分に限る。）、桂南滝川町、川島有栖川町（次の図面に示す部分に限る。）、川島粟田町、川島梅園町、川島北裏町、川島五反長町、川島権田町（次の図面に示す部分に限る。）、川島桜園町、川島三重町、川島尻堀町（次の図面に示す部分に限る。）、川島竹園町、川島玉頭町、川島調子町、川島寺田町、川島流田町、川島滑樋町、川島野田町、川島東代町、川島松園町、川島松ノ木本町、川島莚田町、川島六ノ坪町、下津林北浦町、下津林楠町、下津林芝ノ宮町、下津林大般若町、下津林佃、下津林津森、下津林中島町、下津林番条、下津林番条町、下津林東芝ノ宮町、下津林東大般若町、下津林前泓町、下津林水掛町、下津林南大般若町、下津林南中島町、下津林八島及び下津林六反田
京都府向日市	寺戸町石田、寺戸町瓜生、寺戸町北前田（次の図面に示す部分に限る。）、寺戸町九ノ坪、寺戸町蔵ノ町、寺戸町笹屋、寺戸町

		三ノ坪、寺戸町志賀見、寺戸町修理式、寺戸町正田、寺戸町新田（次の図面に示す部分に限る。）、寺戸町寺田、寺戸町永田、寺戸町二ノ坪、寺戸町八ノ坪、寺戸町八反田、寺戸町東御泥、寺戸町七ノ坪、寺戸町飛龍（次の図面に示す部分に限る。）、寺戸町向畑（次の図面に示す部分に限る。）、寺戸町山縄手（次の図面に示す部分に限る。）、物集女町池ノ裏、物集女町ヲサン田、物集女町北ノ口（次の図面に示す部分に限る。）、物集女町クヅ子、物集女町御所海道、物集女町五ノ坪、物集女町坂本、物集女町立田、物集女町田原、物集女町出口（次の図面に示す部分に限る。）、物集女町堂ノ前、物集女町燈篭前、物集女町中海道（次の図面に示す部分に限る。）、物集女町中条、物集女町長野（次の図面に示す部分に限る。）、物集女町南条（次の図面に示す部分に限る。）、物集女町羽子田、物集女町豆尾、物集女町森ノ上、物集女町森ノ下及び物集女町吉田
備考		
一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネッ		

トの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百　陸上自衛隊宇治駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	京都府宇治市	五ケ庄官有地
対象防衛関係施設の区域	京都府宇治市	五ケ庄尼ケ塚（次の図面に示す部分に限る。）、五ケ庄池ノ浦（次の図面に示す部分に限る。）、五ケ庄居場道、五ケ庄梅林（次の

		対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
	京都府京都市伏見区	京都府宇治市
図面に示す部分に限る。）、五ケ庄大八木島（次の図面に示す部分に限る。）、五ケ庄葛森（次の図面に示す部分に限る。）、五ケ庄千入寺（次の図面に示す部分に限る。）、五ケ庄高車（次の図面に示す部分に限る。）、五ケ庄轟（次の図面に示す部分に限る。）及び五ケ庄野添（次の図面に示す部分に限る。）	向島清水町、向島鷹場町（次の図面に示す部分に限る。）、向島藤ノ木町（次の図面に示す部分に限る。）、向島四ツ谷池（次の図面に示す部分に限る。）、向島渡シ場町、桃山町大島（次の図面に示す部分に限る。）及び桃山南大島町（次の図面に示す部分に限る。）	五ケ庄尼ケ塚、五ケ庄池ノ浦、五ケ庄一番割、五ケ庄一里塚、五ケ庄居場道、五ケ庄上村、五ケ庄梅林、五ケ庄大林、五ケ庄大八木島、五ケ庄岡本、五ケ庄折坂、五ケ庄柏田、五ケ庄瓦塚、

五ケ庄北ノ庄、五ケ庄葛森、五ケ庄五雲峰（次の図面に示す部分に限る。）、五ケ庄九ツ池、五ケ庄三番割（次の図面に示す部分に限る。）、五ケ庄芝ノ東、五ケ庄新開、五ケ庄千入寺、五ケ庄高車、五ケ庄高峯山（次の図面に示す部分に限る。）、五ケ庄谷前、五ケ庄檀ノ東、五ケ庄辻本、五ケ庄寺界道、五ケ庄轟、五ケ庄戸ノ内、五ケ庄西浦、五ケ庄西川原、五ケ庄西田、五ケ庄二番割、五ケ庄野添、五ケ庄針木原、五ケ庄日皆田、五ケ庄雲雀島、五ケ庄平野、五ケ庄広岡谷（次の図面に示す部分に限る。）、五ケ庄福角、五ケ庄古川、木幡内畑、木幡大瀬戸（次の図面に示す部分に限る。）、木幡北山畑（次の図面に示す部分に限る。）、木幡熊小路（次の図面に示す部分に限る。）、木幡中村、木幡西浦、木幡西中（次の図面に示す部分に限る。）、木幡南端、木幡南山（次の図面に示す部分に限る。）、木幡南山畑、菟道西隼上り（次の図面に示す部分に限る。）、菟道東隼上り（次の図面に示す部分に限る。）、菟道平町（次の図面に示す部分に限る。）、羽戸山一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、槇島町石橋、槇島町一ノ坪（次の図面に示す部

		分に限る。）、槇島町大川原（次の図面に示す部分に限る。）、槇島町大島（次の図面に示す部分に限る。）、槇島町大幡（次の図面に示す部分に限る。）、槇島町北内（次の図面に示す部分に限る。）、槇島町郡、槇島町三十五、槇島町清水、槇島町十一（次の図面に示す部分に限る。）、槇島町十八、槇島町十六、槇島町千足、槇島町中川原、槇島町二十四、槇島町幡貫、槇島町吹前、槇島町目川（次の図面に示す部分に限る。）、槇島町本屋敷（次の図面に示す部分に限る。）及び槇島町門口
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。		

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百一　陸上自衛隊宇治駐屯地祝園分屯地

対象防衛関係施設の所在地	京都府相楽郡精華町	大字北稲八間小字縄田二百五十九番地
対象防衛関係施設の区域	京都府京田辺市	打田池田、打田大谷越、打田上煤谷、打田上羽川（次の図面に示す部分に限る。）、打田仕切ケ谷（次の図面に示す部分に限る。）、打田下煤谷、打田下羽川（次の図面に示す部分に限る。）、打田煤谷口、打田煤谷山口、打田滝替（次の図面に示す部分に限る。）、打田田尻、打田中煤谷、打田中羽川（次の図面に示す部分に限る。）、水取菰谷（次の図面に示す部分に限る。）及び水取寺ケ谷（次の図面に示す部分に限る。）

京都府相楽郡精華町	大字北稲八間打越（次の図面に示す部分に限る。）、大字北稲八間大塚（次の図面に示す部分に限る。）、大字北稲八間五反久保（次の図面に示す部分に限る。）、大字北稲八間蛇カンポ（次の図面に示す部分に限る。）、大字北稲八間猪口谷（次の図面に示す部分に限る。）、大字北稲八間縄田、大字北稲八間花ツラ（次の図面に示す部分に限る。）、大字北稲八間吹谷（次の図面に示す部分に限る。）、大字北稲八間南打越（次の図面に示す部分に限る。）、大字東畑大阪（次の図面に示す部分に限る。）、大字東畑北ノ下（次の図面に示す部分に限る。）、大字東畑古谷（次の図面に示す部分に限る。）、大字東畑古道（次の図面に示す部分に限る。）、大字東畑道除キ（次の図面に示す部分に限る。）、大字南稲八妻北谷（次の図面に示す部分に限る。）、大字南稲八妻口谷（次の図面に示す部分に限る。）、大字南稲八妻西燈明（次の図面に示す部分に限る。）、大字南稲八妻皿池（次の図面に示す部分に限る。）、大字南稲八妻猫ケ谷（次の図面に示す部分に限る。）、大字南稲八妻福生坊（次の図面に示す部分に限る。）

		対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
	京都府京田辺市	
及び大字南稲八妻若狭（次の図面に示す部分に限る。）並びに大字北稲八間打越、大字北稲八間大塚、大字北稲八間五反久保、大字北稲八間蛇カンポ、大字北稲八間猪口谷、大字北稲八間縄田、大字北稲八間花ツラ、大字北稲八間吹谷、大字北稲八間南打越、大字東畑大阪、大字東畑北ノ下、大字東畑古谷、大字東畑古道、大字東畑道除キ、大字南稲八妻北谷、大字南稲八妻口谷、大字南稲八妻西燈明、大字南稲八妻皿池、大字南稲八妻猫ケ谷、大字南稲八妻福生坊及び大字南稲八妻若狭以外の次の図面に示す地域	打田池田、打田池ノ谷、打田大谷越、打田奥中山、打田上煤谷、打田上西浦（次の図面に示す部分に限る。）、打田上羽川、打田北谷、打田仕切ケ谷、打田地蔵山、打田下煤谷、打田下羽川、打田煤谷口、打田煤谷山口、打田滝替、打田田尻、打田友谷、打田中煤谷、打田中羽川、打田中山口、打田西浦、打田西羽川、打田入道ケ谷（次の図面に示す部分に限る。）、打田埜田野、打田羽川口、打田萩原、打田峰山、打田宮下、打田宮東、打田宮	

	前、打田宮本、高船市ノ木（次の図面に示す部分に限る。）、高船野田農、高船前田（次の図面に示す部分に限る。）、高船向居（次の図面に示す部分に限る。）、天王大田尾（次の図面に示す部分に限る。）、天王上水無滝（次の図面に示す部分に限る。）、天王下水無滝（次の図面に示す部分に限る。）、天王居石（次の図面に示す部分に限る。）、天王長畑（次の図面に示す部分に限る。）、天王禿尾（次の図面に示す部分に限る。）、天王峯頭（次の図面に示す部分に限る。）、水取池ケ谷、水取池ケ原（次の図面に示す部分に限る。）、水取梅ノ木峠、水取御苗代、水取帰リ坂、水取門田（次の図面に示す部分に限る。）、水取車谷、水取菰谷、水取清水谷、水取菖蒲谷、水取須鎌、水取高井鎌（次の図面に示す部分に限る。）、水取高井谷（次の図面に示す部分に限る。）、水取寺ケ谷、水取浪江、水取西光明谷（次の図面に示す部分に限る。）、水取羽川、水取鬼灯及び宮津北ノ谷（次の図面に示す部分に限る。）
京都府相楽郡精	大字植田上山（次の図面に示す部分に限る。）、大字植田長利ケ

谷（次の図面に示す部分に限る。）、大字北稲八間小豆尾、大字北稲八間一ノ坪、大字北稲八間稲葉、大字北稲八間打越、大字北稲八間大路、大字北稲八間大塚、大字北稲八間柿添、大字北稲八間唐子谷、大字北稲八間北打越、大字北稲八間北垣外、大字北稲八間狐谷、大字北稲八間国名平、大字北稲八間五反久保、大字北稲八間胡麻谷、大字北稲八間蛇カンポ、大字北稲八間上坪（次の図面に示す部分に限る。）、大字北稲八間城山、大字北稲八間大将言（次の図面に示す部分に限る。）、大字北稲八間猪口谷、大字北稲八間寺垣外、大字北稲八間鳥取、大字北稲八間中垣外、大字北稲八間中ノ谷、大字北稲八間縄田、大字北稲八間花ツラ、大字北稲八間吹谷、大字北稲八間南打越、大字北稲八間南垣外、大字北稲八間焼山、大字下狛浅美原、大字下狛市原、大字下狛大池（次の図面に示す部分に限る。）、大字下狛大路、大字下狛大谷口（次の図面に示す部分に限る。）、大字下狛鬼谷、大字下狛柿添、大字下狛風ケ谷（次の図面に示す部分に限る。）、大字下狛亀ケ原、大字下狛鹿ケ谷、大字下狛下峠、大字下狛新池（次の図面に示す部分に限る。）、大字下狛煤谷（次

の図面に示す部分に限る。）、大字下狛鈴ノ庄、大字下狛砂川（次の図面に示す部分に限る。）、大字下狛大福寺（次の図面に示す部分に限る。）、大字下狛谷内垣外、大字下狛谷峠、大字下狛天神久保、大字下狛堂ケ原、大字下狛堂谷、大字下狛二ノ谷、大字下狛明法寺（次の図面に示す部分に限る。）、大字下狛向山、大字下狛ヲワン谷、大字東畑赤水、大字東畑荒内、大字東畑馬原、大字東畑大阪、大字東畑奥馬場野、大字東畑北口細、大字東畑北ノ下、大字東畑北除キ、大字東畑北ノ谷、大字東畑北山中、大字東畑口馬場野、大字東畑久保、大字東畑小松尾、大字東畑笹谷、大字東畑高塚（次の図面に示す部分に限る。）、大字東畑嶽ケ、大字東畑塚野、大字東畑鳥谷、大字東畑箱井谷、大字東畑古谷、大字東畑古道、大字東畑前坂、大字東畑松頭、大字東畑道除キ、大字東畑南谷、大字東畑南山中、大字東畑芳谷、大字南稲八妻大崩、大字南稲八妻蔭山、大字南稲八妻川原谷、大字南稲八妻北尻、大字南稲八妻北谷、大字南稲八妻口谷、大字南稲八妻小泓、大字南稲八妻西燈明、大字南稲八妻皿池、大字南稲八妻尻谷、大字南稲八妻砂留、大字南稲八妻谷ノ池、大

字南稲八妻塚本、大字南稲八妻堂垣内、大字南稲八妻西上、大字南稲八妻猫ケ谷、大字南稲八妻埜中（次の図面に示す部分に限る。）、大字南稲八妻蓮池、大字南稲八妻馬場脇（次の図面に示す部分に限る。）、大字南稲八妻平尾谷、大字南稲八妻笛竹、大字南稲八妻福生坊、大字南稲八妻政ケ谷、大字南稲八妻水落、大字南稲八妻森垣外（次の図面に示す部分に限る。）、大字南稲八妻門口、大字南稲八妻焼山、大字南稲八妻若狭、精華台一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から六丁目まで及び九丁目、光台一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、六丁目（次の図面に示す部分に限る。）から八丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び九丁目並びに大字植田上山、大字植田長利ケ谷、大字北稲八間小豆尾、大字北稲八間一ノ坪、大字北稲八間稲葉、大字北稲八間打越、大字北稲八間大路、大字北稲八間大塚、大字北稲八間柿添、大字北稲八間唐子谷、大字北稲八間北打越、大字北稲八間北垣外、大字北稲八間狐谷、大字北稲八間国名平、大字北稲八間五反久保、大字

北稲八間胡麻谷、大字北稲八間蛇カンポ、大字北稲八間上坪、大字北稲八間城山、大字北稲八間大将言、大字北稲八間猪口谷、大字北稲八間寺垣外、大字北稲八間鳥取、大字北稲八間中垣外、大字北稲八間中ノ谷、大字北稲八間縄田、大字北稲八間花ツラ、大字北稲八間吹谷、大字北稲八間南打越、大字北稲八間南垣外、大字北稲八間焼山、大字下狛浅美原、大字下狛市原、大字下狛大池、大字下狛大崩、大字下狛大路、大字下狛大谷、大字下狛大谷口、大字下狛鬼谷、大字下狛柿添、大字下狛風ケ谷、大字下狛亀ケ原、大字下狛鹿ケ谷、大字下狛下峠、大字下狛新池、大字下狛煤谷、大字下狛鈴ノ庄、大字下狛砂川、大字下狛大福寺、大字下狛谷内垣外、大字下狛谷峠、大字下狛天神久保、大字下狛堂ケ原、大字下狛堂谷、大字下狛二ノ谷、大字下狛袋谷、大字下狛二野、大字下狛明法寺、大字下狛向山、大字下狛ヲワン谷、大字東畑赤水、大字東畑荒内、大字東畑馬原、大字東畑大阪、大字東畑奥馬場野、大字東畑北口細、大字東畑北ノ下、大字東畑北除キ、大字東畑北ノ谷、大字東畑北山中、大字東畑口馬場野、大字東畑久保、大字東畑小松尾、大字東畑笹谷、大

	字東畑高塚、大字東畑嶽ケ、大字東畑塚野、大字東畑鳥谷、大字東畑箱井谷、大字東畑古谷、大字東畑古道、大字東畑前坂、大字東畑松頭、大字東畑道除キ、大字東畑南谷、大字東畑南山中、大字東畑芳谷、大字南稲八妻大崩、大字南稲八妻蔭山、大字南稲八妻川原谷、大字南稲八妻北尻、大字南稲八妻北谷、大字南稲八妻口谷、大字南稲八妻小泓、大字南稲八妻西燈明、大字南稲八妻皿池、大字南稲八妻尻谷、大字南稲八妻砂留、大字南稲八妻谷ノ池、大字南稲八妻塚本、大字南稲八妻堂垣内、大字南稲八妻西上、大字南稲八妻猫ケ谷、大字南稲八妻埜中、大字南稲八妻蓮池、大字南稲八妻馬場脇、大字南稲八妻平尾谷、大字南稲八妻笛竹、大字南稲八妻福生坊、大字南稲八妻政ケ谷、大字南稲八妻水落、大字南稲八妻森垣外、大字南稲八妻門口、大字南稲八妻焼山、大字南稲八妻若狭、新精台一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、精華台一丁目から六丁目及び九丁目並びに光台一丁目から九丁目以外の次の図面に示す地域

対象防衛関係施設	京都府宇治市	広野町風呂垣外一番地一
	奈良県生駒市	高山町（次の図面に示す部分に限る。）

百二　陸上自衛隊大久保駐屯地

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

の所在地		
対象防衛関係施設の区域	京都府宇治市	伊勢田町新中ノ荒、伊勢田町南山、大久保町井ノ尻、大久保町北ノ山、大久保町成手、大久保町西ノ端、広野町岩ケ鼻、広野町新成田、広野町成田、広野町西裏及び広野町風呂垣外（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	京都府宇治市	伊勢田町井尻、伊勢田町浮面（次の図面に示す部分に限る。）、伊勢田町ウトロ、伊勢田町大谷、伊勢田町蔭田、伊勢田町北山、伊勢田町北遊田（次の図面に示す部分に限る。）、伊勢田町毛語、伊勢田町新中ノ荒、伊勢田町砂田（次の図面に示す部分に限る。）、伊勢田町中荒、伊勢田町中ノ田、伊勢田町中山、伊勢田町名木一丁目から三丁目まで、伊勢田町南山、伊勢田町遊田（次の図面に示す部分に限る。）、伊勢田町若林、宇治蛇塚（次の図面に示す部分に限る。）、大久保町旦椋、大久保町井ノ尻、大久保町大竹、大久保町上ノ山、大久保町北ノ山、大久保町久保（次の図面に示す部分に限る。）、大久保町田原、大久保町成手、大久

	保町西ノ端、大久保町平盛、大久保町南ノ口、大久保町山ノ内、小倉町奥畑、小倉町中畑（次の図面に示す部分に限る。）、小倉町南町西畑、小倉町西山（次の図面に示す部分に限る。）、小倉町山際（次の図面に示す部分に限る。）、神明石塚（次の図面に示す部分に限る。）、神明宮北（次の図面に示す部分に限る。）、神明宮西（次の図面に示す部分に限る。）、寺山台一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、南陵町一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、羽拍子町、開町、広野町一里山、広野町岩ケ鼻、広野町小根尾（次の図面に示す部分に限る。）、広野町桐生谷、広野町新成田、広野町茶屋裏、広野町寺山（次の図面に示す部分に限る。）、広野町中島（次の図面に示す部分に限る。）、広野町成田、広野町西裏、広野町東裏、広野町風呂垣外、広野町丸山（次の図面に示す部分に限る。）及び広野町宮谷（次の図面に示す部分に限る。）
京都府城陽市	久世下大谷（次の図面に示す部分に限る。）、平川鍛治塚（次の

図面に示す部分に限る。）、平川車塚（次の図面に示す部分に限る。）、平川指月（次の図面に示す部分に限る。）、平川大将軍（次の図面に示す部分に限る。）、平川茶屋裏、平川長筬（次の図面に示す部分に限る。）、平川野原、平川浜道裏（次の図面に示す部分に限る。）、平川東垣外（次の図面に示す部分に限る。）、平川室木及び平川横道（次の図面に示す部分に限る。）		
	京都府久世郡久御山町	
	栄一丁目から四丁目まで、佐古清水、佐古三条（次の図面に示す部分に限る。）、佐古東角（次の図面に示す部分に限る。）、佐山双栗（次の図面に示す部分に限る。）、佐山籾池（次の図面に示す部分に限る。）、林鍬ノ本、林高黒、林中垣内、林八幡講及び林宮ノ後（次の図面に示す部分に限る。）	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に

含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百三　陸上自衛隊八尾駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設
大阪府八尾市	大阪府八尾市	大阪府八尾市
空港一丁目八十一番地	空港一丁目（次の図面に示す部分に限る。）	曙町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び四丁目、老原一

に係る対象施設周辺地域	丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、六丁目から八丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び九丁目、太田一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、六丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び七丁目、太田新町二丁目及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）から九丁目まで、北木の本一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、木の本一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、空港一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、志紀町一丁目から三丁目まで、志紀町西一丁目から四丁目まで、志紀町南一丁目から四丁目まで、田井中一丁目から四丁目まで、天王寺屋一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から七丁目まで、西弓削一丁目から三丁目まで、沼一丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、東老原一丁目及び二丁目、東弓削一丁目から三丁目まで、二俣一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目、南植松町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、南木の本一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、五丁目から七丁目（次の図面

に示す部分に限る。）まで、八丁目及び九丁目、都塚南一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、八尾木三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、五丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び六丁目、弓削町一丁目から三丁目まで並びに弓削町南一丁目から三丁目まで		
	大阪府柏原市	
	今町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、堂島町（次の図面に示す部分に限る。）、法善寺三丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに本郷一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目まで	
	大阪府藤井寺市	
	川北一丁目（次の図面に示す部分に限る。）	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に

含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百四　陸上自衛隊信太山駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設
大阪府和泉市	大阪府和泉市	大阪府泉大津市
伯太町官有地	黒鳥町及び伯太町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	北豊中町三丁目並びに東豊中町二丁目及び三丁目（いずれも次

に係る対象施設周辺地域	
	大阪府和泉市
の図面に示す部分に限る。）	芦部町（次の図面に示す部分に限る。）、池上町（次の図面に示す部分に限る。）、池上町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、一条院町、王子町（次の図面に示す部分に限る。）、王子町二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、尾井町（次の図面に示す部分に限る。）、小野町（次の図面に示す部分に限る。）、黒鳥町、黒鳥町一丁目から四丁目まで、桑原町（次の図面に示す部分に限る。）、幸一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目、阪本町（次の図面に示す部分に限る。）、山荘町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目まで、太町（次の図面に示す部分に限る。）、鶴山台四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、伯太町、伯太町一丁目から六丁目まで、東阪本町（次の図面に示す部分に限る。）、府中町（次の図面に示す部分に限る。）並びに府中町四丁目（次の図面に示す部分に限る。）から六丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び七丁目（次

の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百五　陸上自衛隊川西駐屯地

対象防衛関係施設	兵庫県川西市	久代四丁目一番五十号

の所在地		
対象防衛関係施設の区域	兵庫県川西市	久代四丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	兵庫県伊丹市	荒牧六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、鋳物師四丁目及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、大野一丁目から三丁目まで、荻野一丁目から五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、六丁目、七丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び八丁目（次の図面に示す部分に限る。）、荻野西一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、北伊丹八丁目（次の図面に示す部分に限る。）、東野一丁目から八丁目まで、瑞原二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び四丁目並びに緑ケ丘四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）から七丁目まで
	兵庫県宝塚市	口谷西二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目、口谷

		東二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目、山本野里一丁目から三丁目まで並びに山本丸橋二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目まで
	兵庫県川西市	加茂一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁目から六丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、久代一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から六丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで並びに東久代二丁目（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百六　陸上自衛隊伊丹駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域		対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
兵庫県伊丹市	兵庫県伊丹市	緑ヶ丘七丁目一番地の一	緑ヶ丘七丁目（次の図面に示す部分に限る。）
	兵庫県川西市	久代五丁目（次の図面に示す部分に限る。）	鋳物師一丁目から五丁目まで、大鹿二丁目から七丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、大野一丁目から三丁目まで、荻野一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁

		目（次の図面に示す部分に限る。）、春日丘二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び六丁目、北伊丹一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）から九丁目まで、北園一丁目から三丁目まで、鴻池一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、高台一丁目から五丁目まで、東野一丁目から八丁目まで、広畑一丁目、瑞ケ丘一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目から五丁目まで、瑞原一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目まで、瑞穂町一丁目から六丁目まで並びに緑ヶ丘一丁目から七丁目まで
兵庫県宝塚市	口谷西三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、口谷東三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び山本野里一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目まで	
兵庫県川西市	加茂三丁目から六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	

まで、久代一丁目から六丁目まで並びに東久代一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百七　陸上自衛隊千僧駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	兵庫県伊丹市	広畑一丁目一番一号
対象防衛関係施設の区域	兵庫県伊丹市	千僧三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び広畑一丁目
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	兵庫県伊丹市	鋳物師一丁目及び二丁目、大鹿一丁目から七丁目まで、春日丘一丁目から六丁目まで、北園一丁目及び二丁目、北本町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、行基町一丁目から四丁目まで、昆陽一丁目から五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、昆陽池一丁目から三丁目まで、昆陽北一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、昆陽東一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、桜ケ丘一丁目から八丁目まで、清水一丁目から四丁目まで、鈴原町四丁目及び七丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、千僧一丁目から六丁目まで、

		高台一丁目から五丁目まで、中央一丁目及び二丁目、中野東一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、西台一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、東野一丁目、二丁目、六丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び七丁目（次の図面に示す部分に限る。）、広畑一丁目から六丁目まで、船原一丁目及び二丁目、松ケ丘一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、瑞ケ丘一丁目から五丁目まで、瑞原一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁目、瑞穂町一丁目から六丁目まで、緑ケ丘一丁目から六丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び七丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに宮ノ前一丁目から三丁目まで

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百八　陸上自衛隊青野原駐屯地

対象防衛関係施設の所在地		兵庫県小野市	桜台一番地
対象防衛関係施設の区域	兵庫県小野市	桜台及び復井町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
	兵庫県加東市	桜台（次の図面に示す部分に限る。）	

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	兵庫県小野市	河合中町（次の図面に示す部分に限る。）、河合西町（次の図面に示す部分に限る。）、桜台及び復井町（次の図面に示す部分に限る。）	
	兵庫県加西市	青野原町、常吉町、繁昌町及び別府町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
	兵庫県加東市	上田（次の図面に示す部分に限る。）、河高（次の図面に示す部分に限る。）、桜台、高岡（次の図面に示す部分に限る。）及び野村（次の図面に示す部分に限る。）	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区

域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百九　陸上自衛隊姫路駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周
兵庫県姫路市	兵庫県姫路市	兵庫県姫路市
峰南町一番七十号	峰南町（次の図面に示す部分に限る。）	伊伝居（次の図面に示す部分に限る。）、威徳寺町、梅ケ枝町、梅ケ谷町（次の図面に示す部分に限る。）、上大野一丁目、二丁

辺地域	目（次の図面に示す部分に限る。）、六丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び七丁目（次の図面に示す部分に限る。）、北新在家一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目、北平野一丁目から六丁目まで、北平野奥垣内（次の図面に示す部分に限る。）、北平野台町（次の図面に示す部分に限る。）、北平野南の町、北八代一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、城北新町一丁目から三丁目まで、城北本町、白国（次の図面に示す部分に限る。）、白国一丁目から五丁目まで、新在家本町二丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、田寺東四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、西中島（次の図面に示す部分に限る。）、野里（次の図面に示す部分に限る。）、野里上野町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、野里大和町（次の図面に示す部分に限る。）、広峰一丁目及び二丁目、広嶺山（次の図面に示す部分に限る。）、保城（次の図面に示す部分に限る。）、峰南町、増位新町一丁目及び二丁目、増位本町一丁目及び二丁目、八代緑ケ丘町並びに八代宮前町（次の図面に示す部分に限る。）

対象防衛関係施設の所在地	
	和歌山県日高郡美浜町
	和田千百三十八番地

百十　陸上自衛隊和歌山駐屯地

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の区域	和歌山県日高郡美浜町	大字和田（次の図面に示す部分に限る。）	
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	和歌山県日高郡美浜町	大字和田（次の図面に示す部分に限る。）	
	和歌山県日高郡日高町	大字小池（次の図面に示す部分に限る。）	
		次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一　北緯三十三度五十三分十七秒、東経百三十五度八分一秒の点 二　北緯三十三度五十三分二秒、東経百三十五度七分四十七秒の点 三　北緯三十三度五十三分六秒、東経百三十五度七分〇秒の点 四　北緯三十三度五十三分三十五秒、東経百三十五度六分四十一秒の点

百十一	陸上自衛隊米子駐屯地	対象防衛関係施設の所在地	鳥取県米子市	両三柳二千六百三番地

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の区域	鳥取県米子市	両三柳（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	鳥取県米子市	上後藤三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、河崎（次の図面に示す部分に限る。）、三本松四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、新開四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、六丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び七丁目、西福原六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、八丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び九丁目、米原五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、七丁目（次の図面に示す部分に限る。）、八丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び九丁目並びに両三柳（次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる	一　北緯三十五度二十八分五秒、東経百三十三度十九分七秒の点 二　北緯三十五度二十八分七秒、東経百三十三度十九分十六秒

点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	の点 三　北緯三十五度二十八分七秒、東経百三十三度十九分三十五秒の点 四　北緯三十五度二十七分五十五秒、東経百三十三度二十分十七秒の点 五　北緯三十五度二十七分四十七秒、東経百三十三度二十分二十八秒の点 六　北緯三十五度二十七分四十七秒、東経百三十三度二十分三十秒の点 七　北緯三十五度二十七分四十四秒、東経百三十三度二十分三十一秒の点	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区

域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百十二　陸上自衛隊出雲駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	島根県出雲市	松寄下町千百四十二番地一
対象防衛関係施設の区域	島根県出雲市	松寄下町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周	島根県出雲市	荒茅町、下横町、大社町北荒木、大社町中荒木、高松町、浜町、東園町及び松寄下町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

辺地域		
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		
百十三　陸上自衛隊日本原駐屯地		
対象防衛関係施設	岡山県勝田郡奈	滝本官有無番地

の所在地	義町		
対象防衛関係施設の区域	岡山県勝田郡奈義町	荒内西、上町川、滝本及び中島西（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	岡山県勝田郡勝央町	下町川（次の図面に示す部分に限る。）	
	岡山県勝田郡奈義町	荒内西、上町川、滝本、中島西及び広岡（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれ

るものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百十四　陸上自衛隊三軒屋駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	岡山県岡山市北区	宿九百七十八番地
対象防衛関係施設の区域	岡山県岡山市北区	宿及び原（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	岡山県岡山市北区	栢谷（次の図面に示す部分に限る。）、北方二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、宿、宿本町、津島（次の図面に示す部分に限る。）、津島中三丁目、津島東二丁目（次の

		図面に示す部分に限る。）から四丁目まで、津島福居一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、津高（次の図面に示す部分に限る。）、津高台一丁目から四丁目まで、畑鮎（次の図面に示す部分に限る。）、原（次の図面に示す部分に限る。）、半田町、法界院、三野一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目まで、三野本町、横井上（次の図面に示す部分に限る。）並びに理大町
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。		

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百十五　陸上自衛隊海田市駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	広島県安芸郡海田町	寿町二番一号
対象防衛関係施設の区域	広島県広島市安芸区	矢野町（次の図面に示す部分に限る。）
	広島県安芸郡海田町	寿町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	広島県広島市南区	月見町（次の図面に示す部分に限る。）

広島県広島市安芸区	船越南三丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目まで、矢野新町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、矢野町（次の図面に示す部分に限る。）、矢野西一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）から六丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで並びに矢野東一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び五丁目	
広島県安芸郡海田町	曙町、稲荷町（次の図面に示す部分に限る。）、大立町（次の図面に示す部分に限る。）、上市（次の図面に示す部分に限る。）、窪町、寿町、栄町、昭和中町、昭和町（次の図面に示す部分に限る。）、新町（次の図面に示す部分に限る。）、大正町、月見町、つくも町、中店（次の図面に示す部分に限る。）、西明神町、東海田（次の図面に示す部分に限る。）、東昭和町、日の出町、堀川町、南幸町、南昭和町、南大正町、南つくも町、南堀川町、南本町、南明神町及び明神町	

広島県安芸郡坂町	北新地二丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに北新地二丁目及び四丁目以外の次の図面に示す地域	
	一に掲げる点と二に掲げる点とを結んだ線及びこれらの点を結ぶ海岸線により囲まれた海域	一　北緯三十四度二十一分二十秒、東経百三十二度三十分五十三秒の点 二　北緯三十四度二十一分四十五秒、東経百三十二度三十分五十三秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百十六　陸上自衛隊山口駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
山口県山口市	山口県山口市	山口県山口市
上宇野令七百八十四番地	上宇野令及び宮野下（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	石観音町、後河原、江良一丁目から三丁目まで、円政寺、円政寺町、大市町、大内御堀（次の図面に示す部分に限る。）、大内御堀一丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、大手町、大殿大路、折本一丁目及び二丁目（次の図面に示す部

		分に限る。）、金古曽町、上宇野令（次の図面に示す部分に限る。）、上竪小路、木町、久保小路、香山町（次の図面に示す部分に限る。）、桜畠一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、五丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三の宮一丁目及び二丁目、芝崎町、下竪小路、諸願小路、新馬場、銭湯小路、惣太夫町（次の図面に示す部分に限る。）、滝町（次の図面に示す部分に限る。）、天花一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、道祖町、堂の前町、中市町、中河原、中河原町（次の図面に示す部分に限る。）、七尾台、野田、東山二丁目、平野一丁目から三丁目まで、古熊一丁目から三丁目まで、水の上町（次の図面に示す部分に限る。）、緑ヶ丘、宮野下（次の図面に示す部分に限る。）並びに八幡馬場
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。		

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百十七　陸上自衛隊徳島駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	徳島県阿南市	
対象防衛関係施設の区域	徳島県阿南市那賀川町小延四百十三番地一 那賀川町江野島、那賀川町小延及び那賀川町島尻（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域		
	徳島県小松島市	坂野町岡ノ下（次の図面に示す部分に限る。）、坂野町加喜内（次の図面に示す部分に限る。）、坂野町春日（次の図面に示す部分に限る。）、坂野町神長（次の図面に示す部分に限る。）、坂野町高野、坂野町境野、経塚（次の図面に示す部分に限る。）、坂野町シヅ田（次の図面に示す部分に限る。）、坂野町シヤウ内（次の図面に示す部分に限る。）、坂野町紫蘭墾、坂野町高塚（次の図面に示す部分に限る。）、坂野町竹のはな（次の図面に示す部分に限る。）、坂野町天神東、坂野町天神前、坂野町豊田、坂野町野房（次の図面に示す部分に限る。）、坂野町東溜り、坂野町平間、坂野町松コロ、坂野町宮ノ東（次の図面に示す部分に限る。）、坂野町向原及び坂野町柳瀬
	徳島県阿南市	那賀川町今津浦喜来（次の図面に示す部分に限る。）、那賀川町今津浦宮面（次の図面に示す部分に限る。）、那賀川町色ケ島網干（次の図面に示す部分に限る。）、那賀川町色ケ島大久保（次の図面に示す部分に限る。）、那賀川町色ケ島塩ケ崎（次の図面に示す部分に限る。）、那賀川町色ケ島野上（次の図面に示す部

分に限る。）、那賀川町色ケ島向原（次の図面に示す部分に限る。）、那賀川町江野島（次の図面に示す部分に限る。）、那賀川町黒地（次の図面に示す部分に限る。）、那賀川町小延、那賀川町敷地、那賀川町島尻（次の図面に示す部分に限る。）、那賀川町八幡大久保（次の図面に示す部分に限る。）、那賀川町八幡前川（次の図面に示す部分に限る。）及び那賀川町豊香野	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一　北緯三十三度五十九分二秒、東経百三十四度三十九分十七秒の点 二　北緯三十三度五十八分四十四秒、東経百三十四度三十九分三十五秒の点 三　北緯三十三度五十八分二十九秒、東経百三十四度三十九分四十秒の点 四　北緯三十三度五十八分十九秒、東経百三十四度三十九分四十二秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百十八　陸上自衛隊善通寺駐屯地

対象防衛関係施設の所在地		
対象防衛関係施設	香川県善通寺市	南町二丁目一番一号
対象防衛関係施設	香川県善通寺市	生野町（次の図面に示す部分に限る。）、善通寺町（次の図面に

の区域		示す部分に限る。）、文京町二丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに南町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	香川県善通寺市	生野町（次の図面に示す部分に限る。）、生野本町一丁目及び二丁目、稲木町（次の図面に示す部分に限る。）、大麻町（次の図面に示す部分に限る。）、上吉田町（次の図面に示す部分に限る。）、上吉田町一丁目から八丁目まで、下吉田町（次の図面に示す部分に限る。）、善通寺町（次の図面に示す部分に限る。）、善通寺町一丁目から七丁目まで、仙遊町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、中村町（次の図面に示す部分に限る。）、中村町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、弘田町（次の図面に示す部分に限る。）、文京町一丁目から四丁目まで、南町一丁目から三丁目まで並びに与北町（次の図面に示す部分に限る。）
備考		

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百十九　陸上自衛隊松山駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設
愛媛県松山市	南梅本町乙百七番地
愛媛県松山市	北梅本町及び南梅本町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

の区域		
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	愛媛県東温市	西岡（次の図面に示す部分に限る。）
	愛媛県松山市	北梅本町、平井町、水泥町及び南梅本町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	愛媛県東温市	牛渕（次の図面に示す部分に限る。）、北野田（次の図面に示す部分に限る。）、志津川（次の図面に示す部分に限る。）、田窪（次の図面に示す部分に限る。）、西岡（次の図面に示す部分に限る。）並びに野田一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区

域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百二十　陸上自衛隊高知駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周
高知県香南市	高知県香南市	高知県香南市
香我美町上分三千三百九十	香我美町上分、香我美町徳王子及び夜須町西山（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	香我美町上分、香我美町下分、香我美町徳王子、夜須町上夜須、夜須町坪井及び夜須町西山（いずれも次の図面に示す部分に限

辺地域		る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百二十一	陸上自衛隊福岡駐屯地	
対象防衛関係施設	福岡県春日市	大和町五丁目十二番地

の所在地		
対象防衛関係施設の区域	福岡県春日市	大和町五丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	福岡県福岡市博多区	相生町一丁目から三丁目まで、銀天町一丁目から三丁目まで、寿町一丁目から三丁目まで、三筑一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、東雲町一丁目及び二丁目、昭南町一丁目から三丁目まで、新和町一丁目及び二丁目、竹丘町一丁目から三丁目まで、西春町一丁目から四丁目まで、春町一丁目及び二丁目、光丘町一丁目から三丁目まで、南八幡町一丁目及び二丁目、南本町一丁目及び二丁目、麦野四丁目から六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、元町一丁目から三丁目まで並びに諸岡六丁目（次の図面に示す部分に限る。）
	福岡県福岡市南区	井尻三丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに横手南町（次の図面に示す部分に限る。）

福岡県春日市	大字小倉、大谷一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）から六丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、七丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び八丁目（次の図面に示す部分に限る。）、岡本一丁目から七丁目まで、春日原北町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目、小倉一丁目から七丁目まで、小倉東一丁目及び二丁目、桜ヶ丘一丁目から八丁目まで、須玖北一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から六丁目まで、八丁目及び九丁目（次の図面に示す部分に限る。）、須玖南一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、四丁目から六丁目まで及び八丁目（次の図面に示す部分に限る。）、宝町一丁目から四丁目まで、千歳町一丁目から三丁目まで、昇町一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、伯玄町二丁目、原町二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、光町一丁目から三丁目まで、日の出町一丁目

		から七丁目まで、大和町一丁目から五丁目まで、弥生一丁目から七丁目まで、若葉台西一丁目から五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで並びに若葉台東一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	福岡県大野城市	栄町一丁目から三丁目まで並びに雑餉隈町一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる

区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百二十二　陸上自衛隊小倉駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	福岡県北九州市小倉南区	北方五丁目一番一号
対象防衛関係施設の区域	福岡県北九州市小倉南区	北方五丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	福岡県北九州市小倉北区	南丘一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	福岡県北九州市小倉南区	石田町、上石田一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、蒲生一丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す

部分に限る。）、企救丘五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、北方一丁目から五丁目まで、重住一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、下石田一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目、下城野一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、城野三丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、星和台一丁目及び二丁目、徳力新町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、西水町（次の図面に示す部分に限る。）、蜷田若園一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、葉山町一丁目から三丁目まで、春ケ丘、東水町（次の図面に示す部分に限る。）、日の出町一丁目及び二丁目、南若園町、守恒一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び五丁目、守恒本町一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、八重洲町、山手一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、湯川新町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、横代北町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに若園一丁目及び二丁目（次の

		図面に示す部分に限る。）から五丁目まで

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百二十三　陸上自衛隊小倉駐屯地富野分屯地

対象防衛関係施設	福岡県北九州市	大字富野官有無番地

の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域		
小倉北区	福岡県北九州市小倉北区	福岡県北九州市門司区	福岡県北九州市小倉北区	福岡県北九州市小倉南区
	大字足原及び大字富野（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	大字吉志（次の図面に示す部分に限る。）、大字大里（次の図面に示す部分に限る。）並びに上藤松二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	大字足原、大字富野、須賀町及び妙見町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	大字葛原及び大字吉田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネッ

トの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百二十四　陸上自衛隊飯塚駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	
福岡県飯塚市	福岡県飯塚市	津島二百八十二番地
		庄司及び津島（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

			福岡県鞍手郡小竹町	大字新多（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	福岡県飯塚市	目尾、庄司、津島、中、柳橋及び吉北（いずれも次の図面に示す部分に限る。）		
	福岡県宮若市	磯光及び宮田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）		
	福岡県鞍手郡小竹町	大字勝野及び大字新多（いずれも次の図面に示す部分に限る。）		

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれ

るものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百二十五　陸上自衛隊小郡駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	福岡県小郡市	小郡二千二百七十七番地
対象防衛関係施設の区域	福岡県小郡市	小郡（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	福岡県小郡市	大板井（次の図面に示す部分に限る。）、大保（次の図面に示す部分に限る。）、小郡（次の図面に示す部分に限る。）、祇園一丁目及び二丁目、小板井（次の図面に示す部分に限る。）並びに三

		沢（次の図面に示す部分に限る。）
佐賀県鳥栖市	永吉町及び幡崎町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
佐賀県三養基郡基山町	大字小倉及び大字長野（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対

象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百二十六　陸上自衛隊久留米駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	福岡県久留米市	国分町
対象防衛関係施設の区域	福岡県久留米市	高良内町及び国分町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	福岡県久留米市	上津町（次の図面に示す部分に限る。）、高良内町（次の図面に示す部分に限る。）、国分町（次の図面に示す部分に限る。）、青峰一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、野中町（次の図面に示す部分に限る。）、藤山町（次の図面に示す部分に限る。）及び御井町（次の図面に示す部分に限る。）
備考		

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百二十七　陸上自衛隊目達原駐屯地

対象防衛関係施設の所在地		
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町	立野七番地一	立野（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設		
佐賀県神埼郡吉		

の区域			
	野ヶ里町		
	佐賀県三養基郡 上峰町	大字坊所（次の図面に示す部分に限る。）	
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町	大曲（次の図面に示す部分に限る。）、立野、豆田（次の図面に示す部分に限る。）及び吉田（次の図面に示す部分に限る。）	
	佐賀県三養基郡 上峰町	大字堤、大字坊所及び大字前牟田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
	佐賀県三養基郡 みやき町	大字中津隈及び大字原古賀（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百二十八　陸上自衛隊目達原駐屯地鳥栖分屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	
佐賀県鳥栖市	佐賀県鳥栖市村田町（次の図面に示す部分に限る。）	
村田町千八十九番地一	村田町千八十九番地一	

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	佐賀県鳥栖市	江島町（次の図面に示す部分に限る。）、儀徳町（次の図面に示す部分に限る。）、蔵上四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、蔵上町（次の図面に示す部分に限る。）、幸津町（次の図面に示す部分に限る。）、桜ケ丘町、立石町（次の図面に示す部分に限る。）、西新町（次の図面に示す部分に限る。）、原古賀町（次の図面に示す部分に限る。）、平田町（次の図面に示す部分に限る。）、村田町（次の図面に示す部分に限る。）、山浦町（次の図面に示す部分に限る。）及び山都町（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる

区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百二十九　陸上自衛隊佐賀駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	佐賀県佐賀市	川副町大字犬井道九千四百七十六番二十九
対象防衛関係施設の区域	佐賀県佐賀市	川副町大字犬井道（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	佐賀県佐賀市	川副町大字犬井道及び川副町大字小々森（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線	一　北緯三十三度八分四十五秒、東経百三十度十八分三十一秒の点

及び一に掲げる点と八に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	二　北緯三十三度八分二十九秒、東経百三十度十八分十三秒の点 三　北緯三十三度八分二十八秒、東経百三十度十七分四十九秒の点 四　北緯三十三度八分三十四秒、東経百三十度十七分十五秒の点 五　北緯三十三度八分五十三秒、東経百三十度十六分五十七秒の点 六　北緯三十三度九分十秒、東経百三十度十六分五十一秒の点 七　北緯三十三度九分三十六秒、東経百三十度十六分五十七秒の点 八　北緯三十三度九分四十二秒、東経百三十度十七分七秒の点	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に

含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百三十　陸上自衛隊対馬駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	長崎県対馬市	厳原町桟原三十八番地
対象防衛関係施設の区域	長崎県対馬市	厳原町桟原及び厳原町東里（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設	長崎県対馬市	厳原町今屋敷（次の図面に示す部分に限る。）、厳原町北里（次

に係る対象施設周辺地域		
	の図面に示す部分に限る。）、厳原町桟原、厳原町天道茂（次の図面に示す部分に限る。）、厳原町中村、厳原町南室（次の図面に示す部分に限る。）、厳原町西里（次の図面に示す部分に限る。）、厳原町東里（次の図面に示す部分に限る。）、厳原町日吉及び厳原町宮谷	
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と三に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一　北緯三十四度十三分十五秒、東経百二十九度十七分五十八秒の点 二　北緯三十四度十三分一秒、東経百二十九度十八分十一秒の点 三　北緯三十四度十二分四十三秒、東経百二十九度十八分十秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百三十一　陸上自衛隊相浦駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	長崎県佐世保市	大潟町六百七十八番地	
対象防衛関係施設の区域	長崎県佐世保市	大潟町（次の図面に示す部分に限る。）	

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域		
長崎県佐世保市	相浦町、大潟町、川下町、椎木町、新田町、日野町及び母ケ浦町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一　北緯三十三度十分〇秒、東経百二十九度四十分二十二秒の点 二　北緯三十三度九分五十四秒、東経百二十九度四十分十二秒の点 三　北緯三十三度九分四十九秒、東経百二十九度四十分八秒の点 四　北緯三十三度九分四十八秒、東経百二十九度四十分五秒の点	次に掲げる五から七の点を順次に結んだ線、七に掲げる点と八に掲げる点とを 五　北緯三十三度九分四十八秒、東経百二十九度四十分二秒の点 六　北緯三十三度九分四十八秒、東経百二十九度三十九分五十九秒の点 七　北緯三十三度九分四十五秒、東経百二十九度三十九分五十

結ぶ海岸線、八に掲げる点と九に掲げる点とを結んだ線、九に掲げる点と十に掲げる点とを結ぶ海岸線、十に掲げる点と十一に掲げる点とを結んだ線、十一に掲げる点と十二に掲げる点とを結ぶ海岸線、次に掲げる十二から十五を順次に結んだ線及び五に掲げる点と	四秒の点 八　北緯三十三度九分四十四秒、東経百二十九度三十九分五十秒の点 九　北緯三十三度九分四十二秒、東経百二十九度三十九分四十秒の点 十　北緯三十三度九分四十四秒、東経百二十九度三十九分三十二秒の点 十一　北緯三十三度九分三十六秒、東経百二十九度三十九分九秒の点 十二　北緯三十三度九分三十四秒、東経百二十九度三十九分一秒の点 十三　北緯三十三度九分四十秒、東経百二十九度三十八分三十四秒の点 十四　北緯三十三度九分五十八秒、東経百二十九度三十八分十九秒の点 十五　北緯三十三度十分一秒、東経百二十九度三十八分十五秒の点

十五に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域		
次に掲げる点を順次に結んだ線及び十六に掲げる点と二十に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	十六　北緯三十三度十分十一秒、東経百二十九度三十八分十三秒の点 十七　北緯三十三度十分二十九秒、東経百二十九度三十八分八秒の点 十八　北緯三十三度十分五十六秒、東経百二十九度三十八分二十二秒の点 十九　北緯三十三度十一分九秒、東経百二十九度三十八分四十七秒の点 二十　北緯三十三度十一分二十秒、東経百二十九度三十九分十二秒の点	

対象防衛関係施設の所在地	長崎県佐世保市崎辺町十一番二号

百三十二　陸上自衛隊相浦駐屯地崎辺分屯地

備考
一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の区域	長崎県佐世保市	崎辺町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	長崎県佐世保市	崎辺町、天神四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、天神町（次の図面に示す部分に限る。）及び前畑町（次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域	一　北緯三十三度七分五十四秒、東経百二十九度四十四分二十九秒の点 二　北緯三十三度七分三十九秒、東経百二十九度四十四分三十七秒の点 三　北緯三十三度七分二十六秒、東経百二十九度四十四分三十六秒の点 四　北緯三十三度七分十一秒、東経百二十九度四十四分二十八秒の点 五　北緯三十三度六分五十八秒、東経百二十九度四十四分十三秒の点

六　北緯三十三度六分五十四秒、東経百二十九度四十三分四十九秒の点

七　北緯三十三度七分二秒、東経百二十九度四十三分二十五秒の点

八　北緯三十三度七分十五秒、東経百二十九度四十三分一秒の点

九　北緯三十三度七分三十二秒、東経百二十九度四十二分五十四秒の点

十　北緯三十三度七分四十七秒、東経百二十九度四十二分五十五秒の点

十一　北緯三十三度八分二秒、東経百二十九度四十三分七秒の点

十二　北緯三十三度八分十二秒、東経百二十九度四十三分二十七秒の点

十三　北緯三十三度八分十七秒、東経百二十九度四十四分四秒の点

十四　北緯三十三度八分十六秒、東経百二十九度四十四分九秒

対象防衛関係施設	長崎県大村市	西乾馬場町四百十六番地

百三十三　陸上自衛隊大村駐屯地

		の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

の所在地		
対象防衛関係施設の区域	長崎県大村市	西乾馬場町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	長崎県大村市	池田一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、池田新町、乾馬場町、植松一丁目から三丁目まで、小路口本町（次の図面に示す部分に限る。）、水主町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、上諏訪町（次の図面に示す部分に限る。）、協和町、杭出津一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目、古賀島町（次の図面に示す部分に限る。）、坂口町（次の図面に示す部分に限る。）、桜馬場一丁目及び二丁目、三城町（次の図面に示す部分に限る。）、諏訪一丁目から三丁目まで、竹松本町（次の図面に示す部分に限る。）、西乾馬場町、西大村本町、西三城町、原口町（次の図面に示す部分に限る。）、古町一丁目及び二丁目、松並一丁目及び二丁目、水田町並びに

対象防衛関係施設	長崎県大村市	富の原一丁目千番地

百三十四　陸上自衛隊竹松駐屯地

備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。	森園町（次の図面に示す部分に限る。）

の所在地		
対象防衛関係施設の区域	長崎県大村市	富の原一丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	長崎県大村市	今津町（次の図面に示す部分に限る。）、大川田町（次の図面に示す部分に限る。）、黒丸町（次の図面に示す部分に限る。）、古賀島町（次の図面に示す部分に限る。）、竹松本町（次の図面に示す部分に限る。）、富の原一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、原口町（次の図面に示す部分に限る。）並びに宮小路一丁目（次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸	一　北緯三十二度五十五分二十七秒、東経百二十九度五十五分五十四秒の点 二　北緯三十二度五十五分三十四秒、東経百二十九度五十五分二十三秒の点 三　北緯三十二度五十五分五十六秒、東経百二十九度五十五分

線により囲まれた海域		七秒の点 四　北緯三十二度五十六分二十七秒、東経百二十九度五十五分四秒の点 五　北緯三十二度五十六分三十九秒、東経百二十九度五十五分六秒の点 六　北緯三十二度五十六分五十七秒、東経百二十九度五十五分二十三秒の点 七　北緯三十二度五十七分一秒、東経百二十九度五十五分四十七秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百三十五　陸上自衛隊健軍駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
熊本県熊本市東区	熊本県熊本市東区	熊本県熊本市中央区
東町一丁目一番地の一	東町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	帯山三丁目、五丁目及び六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、神水二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三郎一丁目並びに東京塚町

備考		熊本県熊本市東区	榎町、尾ノ上一丁目から四丁目まで、小峯一丁目、三丁目及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、京塚本町（次の図面に示す部分に限る。）、健軍一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目、健軍本町、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、桜木三丁目、五丁目及び六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、佐土原一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三郎一丁目及び二丁目、昭和町（次の図面に示す部分に限る。）、新外一丁目から四丁目まで、月出一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、錦ケ丘、花立一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から六丁目まで、東京塚町、東本町、東町一丁目から四丁目まで、山ノ内一丁目から四丁目まで並びに山ノ神一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百三十六　陸上自衛隊健軍駐屯地高遊原分屯地

対象防衛関係施設の所在地	熊本県上益城郡益城町	大字小谷千八百十二番地
対象防衛関係施設	熊本県菊池郡菊	大字戸次（次の図面に示す部分に限る。）

の区域	陽町		
	熊本県上益城郡 益城町	大字小谷（次の図面に示す部分に限る。）	
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	熊本県菊池郡菊陽町	大字戸次、大字馬場楠及び大字曲手（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
	熊本県上益城郡 益城町	大字小谷、大字杉堂及び大字田原（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれ

るものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百三十七　陸上自衛隊北熊本駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
熊本県熊本市北区	熊本県熊本市北区	熊本県熊本市北区
八景水谷二丁目十七番一号	麻生田一丁目、清水岩倉二丁目、清水新地三丁目及び八景水谷二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	麻生田一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、兎谷一丁目から三丁目まで、大窪一丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分

		に限る。）、清水岩倉一丁目から三丁目まで、清水亀井町、清水新地一丁目から七丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、清水東町、清水本町（次の図面に示す部分に限る。）、清水万石二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目まで、高平二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、龍田三丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、鶴羽田一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、楡木一丁目から三丁目まで、乗越ケ丘（次の図面に示す部分に限る。）、八景水谷一丁目から四丁目まで、飛田三丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに山室一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から六丁目まで
	熊本県合志市	須屋（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネッ

トの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百三十八　陸上自衛隊別府駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域
大分県別府市	大字鶴見四千五百四十八番地百四十三 大字鶴見（次の図面に示す部分に限る。）
大分県別府市	

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	大分県別府市	朝日ケ丘町（次の図面に示す部分に限る。）、扇山一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、六丁目及び七丁目、大字鶴見（次の図面に示す部分に限る。）、大字南立石（次の図面に示す部分に限る。）、小倉町（次の図面に示す部分に限る。）、大畑町（次の図面に示す部分に限る。）、火売（次の図面に示す部分に限る。）、竹の内町（次の図面に示す部分に限る。）、堀田（次の図面に示す部分に限る。）、南立石生目町（次の図面に示す部分に限る。）、南立石板地町（次の図面に示す部分に限る。）、南立石公園町（次の図面に示す部分に限る。）並びに南立石本町（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に

含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百三十九　陸上自衛隊別府駐屯地大分分屯地

対象防衛関係施設の所在地	大分県大分市	大字鴛野百二十九番地
対象防衛関係施設の区域	大分県大分市	大字鴛野及び大字旦野原（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設	大分県大分市	大字鴛野（次の図面に示す部分に限る。）、大字鴛野敷戸駅北町、

に係る対象施設周辺地域	大字片島（次の図面に示す部分に限る。）、大字上判田（次の図面に示す部分に限る。）、大字下判田（次の図面に示す部分に限る。）、大字寒田（次の図面に示す部分に限る。）、大字寒田寒田南町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、大字旦野原（次の図面に示す部分に限る。）、大字旦野原花の木坂（次の図面に示す部分に限る。）、大字中判田（次の図面に示す部分に限る。）、大字曲（次の図面に示す部分に限る。）、大字松岡（次の図面に示す部分に限る。）、京が丘南四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、敷戸北町、敷戸新町、敷戸台一丁目及び二丁目、敷戸西町、敷戸東町、敷戸南町、星和台一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、寒田わかば台（次の図面に示す部分に限る。）、高江北一丁目及び二丁目、高江中央一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、高江南一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、判田台北一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、ひばりケ丘一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、四丁目及び五丁目並びに芳河原台

百四十　陸上自衛隊湯布院駐屯地	
対象防衛関係施設の所在地	大分県由布市湯布院町川上九百四十一番地

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の区域	大分県由布市	湯布院町川上（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	大分県由布市	湯布院町川上、湯布院町川北及び湯布院町川南（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百四十一　陸上自衛隊玖珠駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	大分県玖珠郡玖珠町	大分県玖珠郡玖珠町	大分県玖珠郡玖珠町
	大字帆足二千四百九十四番地	大字綾垣、大字帆足及び大字森（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	大字綾垣、大字岩室、大字太田、大字塚脇、大字帆足、大字森、大字山田及び大字四日市（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設の区域			
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域			
備考	一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネッ		

トの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百四十二　陸上自衛隊えびの駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	宮崎県えびの市
対象防衛関係施設の区域	大字大河平四千四百五十五番地一 大字大河平（次の図面に示す部分に限る。）

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	宮崎県小林市	北西方（次の図面に示す部分に限る。）
	宮崎県えびの市	大字大河平及び大字原田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百四十三　陸上自衛隊都城駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	宮崎県都城市	久保原町一街区十二号
対象防衛関係施設の区域	宮崎県都城市	久保原町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	宮崎県都城市	久保原町、五十町（次の図面に示す部分に限る。）、鷹尾一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、四丁目及び五丁目、平塚町（次の図面に示す部分に限る。）、南鷹尾町（次の図面に示す部分に限る。）、蓑原町（次の図面に示す部分に限る。）、都島町（次の図面に示す部分に限る。）並びに都原町（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネッ

トの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百四十四　陸上自衛隊川内駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	鹿児島県薩摩川内市
対象防衛関係施設の区域	鹿児島県薩摩川内市冷水町上床五百三十九番地二 隈之城町及び冷水町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	鹿児島県薩摩川内市	神田町、隈之城町（次の図面に示す部分に限る。）、鳥追町（次の図面に示す部分に限る。）、西開聞町（次の図面に示す部分に限る。）、西向田町（次の図面に示す部分に限る。）、東開聞町（次の図面に示す部分に限る。）、東向田町、冷水町、宮内町（次の図面に示す部分に限る。）、宮崎町（次の図面に示す部分に限る。）、宮里町（次の図面に示す部分に限る。）、向田町、向田本町（次の図面に示す部分に限る。）及び若松町

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる

区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百四十五　陸上自衛隊国分駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
鹿児島県霧島市	鹿児島県霧島市	鹿児島県霧島市
国分福島二丁目四番十四号	国分福島二丁目（次の図面に示す部分に限る。）	国分上小川（次の図面に示す部分に限る。）、国分野口町（次の図面に示す部分に限る。）、国分野口西（次の図面に示す部分に限る。）、国分広瀬（次の図面に示す部分に限る。）、国分広瀬一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、国分福島（次の図面に示す部分に限る。）、国分福島一丁目から三丁目（次

		の図面に示す部分に限る。）まで、国分松木（次の図面に示す部分に限る。）、国分松木町及び隼人町住吉（次の図面に示す部分に限る。）
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		

対象防衛関係施設の所在地	鹿児島県奄美市	名瀬大字大熊字中畑ケ二百六十六番地四十九
対象防衛関係施設の区域	鹿児島県奄美市	名瀬大字大熊（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	鹿児島県奄美市	名瀬大字芦花部、名瀬大字有良、名瀬大字大熊及び名瀬大熊町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と三に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸	一　北緯二十八度二十四分四十九秒、東経百二十九度三十分四十四秒の点 二　北緯二十八度二十四分五十三秒、東経百二十九度三十分四十三秒の点 三　北緯二十八度二十五分二十七秒、東経百二十九度三十分五十二秒の点

域以外の区域	四に掲げる点と五に掲げる点とを結んだ線及びこれらの点を結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域	四　北緯二十八度二十五分三十四秒、東経百二十九度三十一分一秒の点 五　北緯二十八度二十五分三十七秒、東経百二十九度三十一分七秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれ

るものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百四十七　陸上自衛隊奄美駐屯地瀬戸内分屯地

対象防衛関係施設の所在地	鹿児島県大島郡瀬戸内町	大字節子字犬山六百八十四番地二
対象防衛関係施設の区域	鹿児島県大島郡瀬戸内町	大字節子（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	鹿児島県大島郡瀬戸内町	大字網野子、大字嘉徳及び大字節子（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県那覇市	字鏡水六百七十九番地

百四十八　陸上自衛隊那覇駐屯地

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の区域	沖縄県那覇市	字鏡水（次の図面に示す部分に限る。）並びに住吉町一丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県那覇市	赤嶺一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、字安次嶺（次の図面に示す部分に限る。）、字大嶺（次の図面に示す部分に限る。）、字小禄（次の図面に示す部分に限る。）、字鏡水（次の図面に示す部分に限る。）、字当間（次の図面に示す部分に限る。）、奥武山町（次の図面に示す部分に限る。）、垣花町、垣花町一丁目から三丁目まで、金城一丁目から五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、住吉町一丁目から三丁目まで、田原一丁目、辻一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、通堂町、西一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、東町（次の図面に示す部分に限る。）及び山下町（次の図面に示す部分に限る。）
		次に掲げる点を
		一　北緯二十六度十二分四十二秒、東経百二十七度三十八分四

順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	十二秒の点 二　北緯二十六度十二分五十六秒、東経百二十七度三十八分四十五秒の点 三　北緯二十六度十三分十二秒、東経百二十七度三十九分八秒の点 四　北緯二十六度十三分十五秒、東経百二十七度三十九分四十四秒の点	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百四十九　陸上自衛隊那覇駐屯地白川分屯地

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県沖縄市	字白川百十九番地
対象防衛関係施設の区域	沖縄県沖縄市	字知花（次の図面に示す部分に限る。）及び字知花以外の次の図面に示す地域
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県沖縄市	字倉敷（次の図面に示す部分に限る。）、字大工廻、字知花（次の図面に示す部分に限る。）、字美里（次の図面に示す部分に限る。）、知花三丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び松本七丁目並びに字倉敷、字大工廻、字知花、字美里、知花三丁目から五丁目まで及び松本七丁目以外の次の図面に示す地域

百五十　陸上自衛隊那覇駐屯地勝連分屯地	対象防衛関係施設の所在地	沖縄県うるま市	勝連内間仲間屋原二千五百三十番地

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の区域	沖縄県うるま市		勝連内間、勝連平敷屋及び勝連平安名（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県うるま市		勝連内間、勝連平敷屋、勝連平安名、与那城安勢理及び与那城饒辺（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに勝連内間、勝連平敷屋、勝連平安名、与那城安勢理及び与那城饒辺以外の次の図面に示す地域
		次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域	一　北緯二十六度十七分五十七秒、東経百二十七度五十四分三十七秒の点 二　北緯二十六度十七分五十五秒、東経百二十七度五十四分三十秒の点 三　北緯二十六度十八分八秒、東経百二十七度五十三分二十六秒の点 四　北緯二十六度十八分三十六秒、東経百二十七度五十三分十三秒の点

	五　北緯二十六度十八分五十七秒、東経百二十七度五十三分十五秒の点
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。	

百五十一　陸上自衛隊那覇駐屯地知念分屯地

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県南城市	知念字知念上原千百七十七番地一
対象防衛関係施設の区域	沖縄県南城市	知念字知念（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県南城市	佐敷字伊原（次の図面に示す部分に限る。）、佐敷字佐敷（次の図面に示す部分に限る。）、佐敷字手登根（次の図面に示す部分に限る。）、知念字安座真（次の図面に示す部分に限る。）、知念字具志堅（次の図面に示す部分に限る。）、知念字久手堅（次の図面に示す部分に限る。）、知念字知念（次の図面に示す部分に限る。）、知念字山里（次の図面に示す部分に限る。）及び知念字吉富
次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる		一　北緯二十六度九分五十六秒、東経百二十七度四十九分三十一秒の点 二　北緯二十六度九分三十九秒、東経百二十七度四十九分二十

点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域	九秒の点 三　北緯二十六度九分二十一秒、東経百二十七度四十九分十三秒の点 四　北緯二十六度九分十五秒、東経百二十七度四十八分四十秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百五十二　陸上自衛隊那覇駐屯地八重瀬分屯地

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県島尻郡八重瀬町	字富盛二千六百八番地
対象防衛関係施設の区域	沖縄県島尻郡八重瀬町	字富盛（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県糸満市	字与座（次の図面に示す部分に限る。）
	沖縄県島尻郡八重瀬町	字安里、字大頓、字高良、字富盛、字玻名城及び字世名城（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百五十三　陸上自衛隊那覇駐屯地南与座分屯地

対象防衛関係施設の所在地		対象防衛関係施設の区域
沖縄県島尻郡八重瀬町	沖縄県糸満市	字仲座糸無名原千百十番地一 字真栄平（次の図面に示す部分に限る。）
	沖縄県島尻郡八	字安里及び字仲座（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

重瀬町	沖縄県糸満市	字新垣、字宇江城、字大里、字真栄平及び字与座（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
	沖縄県島尻郡八重瀬町	字安里、字高良、字富盛、字仲座及び字世名城（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百五十四　陸上自衛隊宮古島駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県宮古島市	上野字野原カギモリ原八十三番地五
対象防衛関係施設の区域	沖縄県宮古島市	上野字野原（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県宮古島市	上野字上野、上野字野原、下地字上地、下地字川満及び平良字下里（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考		
一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネッ		

トの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百五十五　陸上自衛隊石垣駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県石垣市
対象防衛関係施設の区域	字平得大俣千二百七十三番地四百四（次の図面に示す部分に限る。）

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県石垣市	字登野城、字平得及び字真栄里（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百五十六　陸上自衛隊与那国駐屯地（久部良地区）

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県八重山郡与那国町	字与那国樽舞三千七百六十五番地一
対象防衛関係施設の区域	沖縄県八重山郡与那国町	字与那国（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県八重山郡与那国町	字与那国（次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれ	一　北緯二十四度二十六分十八秒、東経百二十二度五十七分五十二秒の点 二　北緯二十四度二十六分二秒、東経百二十二度五十七分二十六秒の点 三　北緯二十四度二十六分二秒、東経百二十二度五十六分五十四秒の点

		備考
た海域		
四　北緯二十四度二十六分十八秒、東経百二十二度五十六分十四秒の点 五　北緯二十四度二十六分四十八秒、東経百二十二度五十六分二秒の点 六　北緯二十四度二十六分五十五秒、東経百二十二度五十六分二秒の点	次に掲げる点を順次に結んだ線及び七に掲げる点と十に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	
七　北緯二十四度二十七分三秒、東経百二十二度五十六分六秒の点 八　北緯二十四度二十七分十九秒、東経百二十二度五十六分十四秒の点 九　北緯二十四度二十七分三十四秒、東経百二十二度五十六分四十秒の点 十　北緯二十四度二十七分三十七秒、東経百二十二度五十六分五十六秒の点		

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百五十七　陸上自衛隊与那国駐屯地（祖納地区）

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県八重山郡与那国町	字与那国樽舞三千七百六十五番地一
対象防衛関係施設	沖縄県八重山郡	字与那国（次の図面に示す部分に限る。）

の区域			
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県八重山郡与那国町	与那国町	字与那国（次の図面に示す部分に限る。）
		次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一　北緯二十四度二十六分二十四秒、東経百二十二度五十九分五十五秒の点 二　北緯二十四度二十六分二十三秒、東経百二十二度五十九分五十四秒の点 三　北緯二十四度二十六分十六秒、東経百二十二度五十九分三十六秒の点 四　北緯二十四度二十六分十七秒、東経百二十二度五十九分十六秒の点 五　北緯二十四度二十六分二十二秒、東経百二十二度五十九分三秒の点 六　北緯二十四度二十六分三十一秒、東経百二十二度五十八分五十七秒の点

百五十八　陸上自衛隊北海道大演習場有明地区

対象防衛関係施設の所在地	
北海道札幌市清田区	有明

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の区域	北海道札幌市南区	滝野（次の図面に示す部分に限る。）	
	北海道札幌市清田区	有明（次の図面に示す部分に限る。）	
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道札幌市南区	滝野（次の図面に示す部分に限る。）	
	北海道札幌市清田区	有明（次の図面に示す部分に限る。）	
	北海道北広島市	仁別及び三島（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネッ

トの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百五十九　陸上自衛隊北海道大演習場西岡地区

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域
北海道札幌市豊平区	西岡（次の図面に示す部分に限る。）
北海道札幌市豊平区	西岡

	北海道札幌市清田区	有明（次の図面に示す部分に限る。）	
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道札幌市豊平区	西岡（次の図面に示す部分に限る。）	
	北海道札幌市南区	滝野及び真駒内（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
	北海道札幌市清田区	有明（次の図面に示す部分に限る。）	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に

含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百六十　陸上自衛隊北海道大演習場千歳地区

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	
北海道千歳市	北海道千歳市	北海道恵庭市
上長都	上長都、北信濃、紋別及び蘭越（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	恵南及び盤尻（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道千歳市
	北海道恵庭市
	恵南及び盤尻（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

百六十一	陸上自衛隊北海道大演習場東千歳地区

対象防衛関係施設の所在地	北海道千歳市　中央

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の区域	北海道千歳市		協和、駒里、祝梅及び中央（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	北海道勇払郡安平町		追分豊栄及び早来富岡（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道千歳市		柏台、協和、駒里、祝梅及び中央（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	北海道勇払郡安平町		安平、追分豊栄及び早来富岡（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に

含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百六十二　陸上自衛隊北海道大演習場恵庭地区

対象防衛関係施設の所在地		対象防衛関係施設の区域
北海道恵庭市	北海道千歳市	上長都、紋別及び蘭越（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	北海道恵庭市	恵南、盤尻及び牧場（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
盤尻		

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道千歳市	上長都、紋別及び蘭越（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	北海道恵庭市	恵南（次の図面に示す部分に限る。）、駒場町四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、桜森（次の図面に示す部分に限る。）、白樺町一丁目から四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、盤尻（次の図面に示す部分に限る。）及び牧場（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百六十三　陸上自衛隊北海道大演習場島松地区

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域		対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
北海道恵庭市	北海道恵庭市	北海道北広島市	北海道札幌市清田区	北海道恵庭市
桜森	柏木町、桜森、島松沢及び盤尻（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	仁別及び三島（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	有明（次の図面に示す部分に限る。）	柏木町（次の図面に示す部分に限る。）、柏木町一丁目、三丁目

		（次の図面に示す部分に限る。）、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目、北柏木町一丁目から五丁目まで、幸町一丁目から四丁目まで、桜森、島松沢（次の図面に示す部分に限る。）、西島松（次の図面に示す部分に限る。）、盤尻（次の図面に示す部分に限る。）、文京町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに牧場（次の図面に示す部分に限る。）
	北海道北広島市	島松、仁別及び三島（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百六十四　陸上自衛隊桜森高射教育訓練場

対象防衛関係施設の所在地	北海道恵庭市	桜森
対象防衛関係施設の区域	北海道恵庭市	桜森（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道恵庭市	桜森、島松沢及び西島松（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	北海道北広島市	島松及び三島（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百六十五　陸上自衛隊祝梅高射教育訓練場

対象防衛関係施設の所在地	
	北海道千歳市
	祝梅千十六番地

対象防衛関係施設の区域	北海道千歳市	祝梅（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道千歳市	柏台、駒里及び祝梅（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対

象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百六十六　陸上自衛隊上富良野演習場

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域			対象防衛関係施設
北海道空知郡上富良野町	北海道富良野市	字ベベルイ（次の図面に示す部分に限る。）及び字ベベルイ以外の次の図面に示す地域		北海道富良野市
	北海道空知郡上富良野町	国有無番地、十人牧場、第一安井牧場、中ノ沢及び倍本農場（いずれも次の図面に示す部分に限る。）		
	北海道空知郡中富良野町	字中富良野ベベルイ（次の図面に示す部分に限る。）		
				字東富丘及び字ベベルイ（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

に係る対象施設周辺地域	
北海道空知郡上富良野町	並びに字東富丘及び字ベベルイ以外の次の図面に示す地域 国有無番地（次の図面に示す部分に限る。）、十人牧場（次の図面に示す部分に限る。）、第一安井牧場（次の図面に示す部分に限る。）、中ノ沢（次の図面に示す部分に限る。）、倍本農場（次の図面に示す部分に限る。）、東五線北二十五号（次の図面に示す部分に限る。）、東五線北二十六号（次の図面に示す部分に限る。）、東五線北二十七号（次の図面に示す部分に限る。）、東五線北二十八号（次の図面に示す部分に限る。）、東六線北二十四号（次の図面に示す部分に限る。）、東六線北二十五号（次の図面に示す部分に限る。）、東六線北二十六号、東六線北二十七号、東六線北二十八号（次の図面に示す部分に限る。）、東六線北二十九号（次の図面に示す部分に限る。）、東七線北二十八号（次の図面に示す部分に限る。）、東十一線北二十一号（次の図面に示す部分に限る。）、東十二線北二十一号（次の図面に示す部分に限る。）、東十二線北二十二号（次の図面に示す部分に限る。） 及び東十二線北二十三号

北海道空知郡中富良野町	字中富良野ベベルイ（次の図面に示す部分に限る。）	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百六十七　陸上自衛隊矢臼別演習場

対象防衛関係施設の所在地			
北海道野付郡別海町	矢臼別無番地		
対象防衛関係施設の区域			
北海道厚岸郡厚岸町	トライベツ及び別寒辺牛（いずれも次の図面に示す部分に限る。）		
北海道厚岸郡浜中町	西円朱別西十七線、西円朱別西十八線、西円朱別西十九線、西円朱別西二十線、西円朱別西二十一線、西円朱別西二十二線、西円朱別西二十三線、西円朱別西二十四線、西円朱別西二十五線、西円朱別西二十六線及び西円朱別西二十七線（いずれも次の図面に示す部分に限る。）		
北海道野付郡別海町	上風連、中西別、西春別及び矢臼別（いずれも次の図面に示す部分に限る。）		
対象防衛関係施設			
北海道厚岸郡厚	トライベツ及び別寒辺牛（いずれも次の図面に示す部分に限る。）		

に係る対象施設周辺地域

岸町	北海道厚岸郡浜中町	西円朱別西十六線（次の図面に示す部分に限る。）、西円朱別西十七線（次の図面に示す部分に限る。）、西円朱別西十八線（次の図面に示す部分に限る。）、西円朱別西十九線（次の図面に示す部分に限る。）、西円朱別西二十線（次の図面に示す部分に限る。）、西円朱別西二十一線（次の図面に示す部分に限る。）、西円朱別西二十二線（次の図面に示す部分に限る。）、西円朱別西二十三線（次の図面に示す部分に限る。）、西円朱別西二十四線（次の図面に示す部分に限る。）、西円朱別西二十五線（次の図面に示す部分に限る。）、西円朱別西二十六線及び西円朱別西二十七線	
	北海道川上郡標茶町	字上チャンベツ原野、字多和、字チャンベツ原野及び字中チャンベツ原野（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
	北海道野付郡別	泉川（次の図面に示す部分に限る。）、上風連（次の図面に示す	

	海町	部分に限る。）、中西別（次の図面に示す部分に限る。）、西春別（次の図面に示す部分に限る。）及び矢臼別

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百六十八　陸上自衛隊朝霞訓練場

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域		対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
埼玉県新座市	埼玉県朝霞市	大字膝折、幸町三丁目及び膝折町二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	埼玉県朝霞市	青葉台一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、大字岡、大字台（次の図面に示す部分に限る。）、大字膝折、大字根岸（次の図面に示す部分に限る。）、大字溝沼（次の図面に示す部分に限る。）、幸町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目まで、栄町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目まで、膝折町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに本町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）
	埼玉県新座市	新塚及び新塚一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）		
無番地				

埼玉県和光市	広沢及び本町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
埼玉県新座市	池田一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、大字片山、栄一丁目から五丁目まで、道場一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、新塚、新塚一丁目、畑中一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで並びに馬場一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで	
東京都練馬区	大泉学園町六丁目から九丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に

含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百六十九　陸上自衛隊習志野演習場

対象防衛関係施設の所在地		対象防衛関係施設の区域
千葉県船橋市		習志野三丁目
千葉県船橋市		習志野三丁目（次の図面に示す部分に限る。）
千葉県八千代市		高津（次の図面に示す部分に限る。）

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	千葉県千葉市花見川区	作新台四丁目（次の図面に示す部分に限る。）
	千葉県船橋市	田喜野井六丁目及び七丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、坪井東一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、習志野一丁目から五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、習志野台三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）から六丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び八丁目、三山五丁目及び六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに薬円台二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで
	千葉県習志野市	東習志野二丁目から六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、七丁目及び八丁目

		千葉県八千代市
		大和田（次の図面に示す部分に限る。）、大和田新田（次の図面に示す部分に限る。）、高津、高津東一丁目から四丁目まで、緑が丘二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、八千代台北一丁目から十二丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、十三丁目から十五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、十六丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び十七丁目（次の図面に示す部分に限る。）、八千代台西一丁目から九丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び十丁目、八千代台東一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで並びに八千代台南一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百七十　陸上自衛隊名寄高射教育訓練場（内淵地区）

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	
北海道名寄市	字内淵 北海道名寄市 字内淵（次の図面に示す部分に限る。）	

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道名寄市	字智恵文及び字内淵（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域		
宮城県黒川郡大和町	宮城県黒川郡大和町	宮城県黒川郡大衡村	宮城県加美郡色麻町
吉田	吉田大森、吉田欠入、吉田欠入西、吉田国見、吉田沢渡北、吉田十文字、吉田檀ノ下、吉田桝沢、吉田丸森及び吉田山下（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに吉田大森、吉田欠入、吉田欠入西、吉田国見、吉田沢渡北、吉田十文字、吉田檀ノ下、吉田桝沢、吉田丸森及び吉田山下以外の次の図面に示す地域	大瓜、大瓜牛野、大瓜後女達居、大瓜北柏木、大瓜北新田、大瓜西沢、大瓜西新田、大瓜原沢、大瓜東牛野、大瓜南柏木及び大瓜南沢（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	王城寺及び小栗山（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	宮城県黒川郡大和町
	吉田板橋、吉田大西（次の図面に示す部分に限る。）、吉田大森、吉田欠入、吉田欠入西（次の図面に示す部分に限る。）、吉田金屑沢（次の図面に示す部分に限る。）、吉田金取北（次の図面に示す部分に限る。）、吉田上嘉太神東（次の図面に示す部分に限る。）、吉田栢橋、吉田栢橋西、吉田国見、吉田沢渡北（次の図面に示す部分に限る。）、吉田沢渡中（次の図面に示す部分に限る。）、吉田沢渡南（次の図面に示す部分に限る。）、吉田下原、吉田下原西、吉田十文字、吉田種沢（次の図面に示す部分に限る。）、吉田檀ノ下（次の図面に示す部分に限る。）、吉田中川原北（次の図面に示す部分に限る。）、吉田中見山下、吉田中見山中、吉田中見山西（次の図面に示す部分に限る。）、吉田滑谷地中、吉田滑谷地西、吉田滑谷地南、吉田日水（次の図面に示す部分に限る。）、吉田桝沢、吉田松場、吉田丸森、吉田明ケ沢（次の図面に示す部分に限る。）、吉田八志田（次の図面に示す部分に限る。）及び吉田山下（次の図面に示す部分に限る。）並びに吉田板橋、吉田大西、吉田大森、

	吉田欠入、吉田欠入西、吉田欠ノ上西平、吉田金屑沢、吉田金取北、吉田上嘉太神東、吉田栢橋、吉田栢橋西、吉田国見、吉田沢渡北、吉田沢渡中、吉田沢渡東、吉田沢渡南、吉田下原、吉田下原西、吉田十文字、吉田種沢、吉田檀ノ下、吉田中川原北、吉田中見山下、吉田中見山中、吉田中見山西、吉田滑谷地中、吉田滑谷地西、吉田滑谷地南、吉田日水、吉田桝沢、吉田松場、吉田丸森、吉田明ケ沢、吉田八志田及び吉田山下以外の次の図面に示す地域
宮城県黒川郡大衡村	大瓜、大瓜青木（次の図面に示す部分に限る。）、大瓜石崎、大瓜牛野、大瓜後女達居、大瓜上土橋（次の図面に示す部分に限る。）、大瓜北石崎、大瓜北柏木、大瓜北新田、大瓜沓掛（次の図面に示す部分に限る。）、大瓜源内（次の図面に示す部分に限る。）、大瓜小沼田（次の図面に示す部分に限る。）、大瓜小沼田前（次の図面に示す部分に限る。）、大瓜下西沢（次の図面に示す部分に限る。）、大瓜下南沢、大瓜達居、大瓜藤ノ沢、大瓜中島（次の図面に示す部分に限る。）、大瓜長町（次の図面に示す

部分に限る。）、大瓜中山（次の図面に示す部分に限る。）、大瓜西沢、大瓜西新田、大瓜沼田、大瓜野田、大瓜原沢、大瓜東石崎、大瓜東牛野、大瓜東新田（次の図面に示す部分に限る。）、大瓜東沼田、大瓜南柏木、大瓜南沢、大瓜南新田、大瓜宮沢（次の図面に示す部分に限る。）、大瓜向牛野（次の図面に示す部分に限る。）、大瓜焼切、大衡尾西（次の図面に示す部分に限る。）及び大衡道合（次の図面に示す部分に限る。）	宮城県加美郡色麻町
王城寺（次の図面に示す部分に限る。）、王城寺葛野沢六番、王城寺境野沢二番（次の図面に示す部分に限る。）、王城寺沢口一番（次の図面に示す部分に限る。）、王城寺下川原、王城寺下除、王城寺新下川原、王城寺新横内、王城寺八原（次の図面に示す部分に限る。）、王城寺横内四番（次の図面に示す部分に限る。）、黒沢切付（次の図面に示す部分に限る。）、小栗山（次の図面に示す部分に限る。）、四竈大原（次の図面に示す部分に限る。）、四竈伝八（次の図面に示す部分に限る。）、四竈谷地、大小原、大小原沢、大上新町（次の図面に示す部分に限る。）、大上本町、	

		大上焼切、大下本町（次の図面に示す部分に限る。）、大下本町南（次の図面に示す部分に限る。）、大天神堂原（次の図面に示す部分に限る。）、大永嶋南（次の図面に示す部分に限る。）、大前原（次の図面に示す部分に限る。）、大杢道及び大焼切裏並びに王城寺、王城寺葛野沢六番、王城寺境野沢二番、王城寺沢口一番、王城寺下川原、王城寺下除、王城寺新下川原、王城寺新横内、王城寺八原、王城寺横内四番、黒沢切付、小栗山、四竈大原、四竈伝八、四竈谷地、大小原、大小原沢、大上新町、大上本町、大上焼切、大下本町、大下本町南、大天神堂原、大永嶋南、大前原、大杢道及び大焼切裏以外の次の図面に示す地域
		備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれ

るものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百七十二　陸上自衛隊北富士演習場

対象防衛関係施設の所在地		対象防衛関係施設の区域	
山梨県富士吉田市 山梨県南都留郡山中湖村		山梨県富士吉田市	新屋及び上吉田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
		山梨県南都留郡山中湖村	山中（次の図面に示す部分に限る。）、山中西区十丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び山中富士桜丘二丁目から六丁目（い

		ずれも次の図面に示す部分に限る。）まで
	静岡県駿東郡小山町	須走（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	山梨県富士吉田市	新屋、新屋三丁目、上吉田及び上吉田東七丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	山梨県南都留郡忍野村	忍草（次の図面に示す部分に限る。）
	山梨県南都留郡山中湖村	平野（次の図面に示す部分に限る。）、平野中区一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、平野富士紅葉丘一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、山中（次の図面に示す部分に限る。）、山中西区一丁目から四丁目まで、七丁目、九丁目及び十丁目、山中富士桜丘一丁目から七丁目まで並びに山中富士見

台一丁目及び二丁目並びに平野、平野中区一丁目から三丁目まで及び五丁目、平野富士紅葉丘一丁目及び二丁目、山中、山中西区一丁目から四丁目まで、七丁目、九丁目及び十丁目、山中富士桜丘一丁目から七丁目まで並びに山中富士見台一丁目及び二丁目以外の次の図面に示す地域	静岡県駿東郡小山町 須走（次の図面に示す部分に限る。）	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と三に掲げる点とを結ぶ湖岸線により囲まれた水域 一　北緯三十五度二十五分四十六秒、東経百三十八度五十一分二十秒の点 二　北緯三十五度二十五分三十一秒、東経百三十八度五十一分三十五秒の点 三　北緯三十五度二十五分一秒、東経百三十八度五十一分二十九秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百七十三　陸上自衛隊東富士演習場

対象防衛関係施設の所在地	
	静岡県御殿場市
	静岡県裾野市

		静岡県駿東郡小山町			
対象防衛関係施設の区域	静岡県御殿場市	板妻、印野、神山、中畑及び仁杉（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに板妻、印野、神山、中畑及び仁杉以外の次の図面に示す地域			
	静岡県裾野市	今里、下和田及び須山（いずれも次の図面に示す部分に限る。）			
	静岡県駿東郡小山町	須走（次の図面に示す部分に限る。）			
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	山梨県富士吉田市	上吉田（次の図面に示す部分に限る。）			
	山梨県南都留郡山中湖村	平野（次の図面に示す部分に限る。）、平野中区一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、平野富士紅葉丘二丁目（次			

	の図面に示す部分に限る。）、山中（次の図面に示す部分に限る。）、山中西区一丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、山中富士桜丘一丁目から五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、六丁目及び七丁目並びに山中富士見台一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
静岡県御殿場市	板妻（次の図面に示す部分に限る。）、印野（次の図面に示す部分に限る。）、大坂（次の図面に示す部分に限る。）、川柳（次の図面に示す部分に限る。）、神山（次の図面に示す部分に限る。）、駒門（次の図面に示す部分に限る。）、駒門一丁目、柴怒田（次の図面に示す部分に限る。）、神場（次の図面に示す部分に限る。）、神場一丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、中清水（次の図面に示す部分に限る。）、中畑（次の図面に示す部分に限る。）、中山（次の図面に示す部分に限る。）、仁杉（次の図面に示す部分に限る。）、富士見原一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目並びに水土野（次の図面に示す部分に限る。）並びに板妻、印野、大坂、川柳、神山、

		駒門、駒門一丁目、柴怒田、神場、神場一丁目及び三丁目、中清水、中畑、中山、仁杉、富士見原一丁目から三丁目まで並びに水土野以外の次の図面に示す地域
静岡県裾野市	今里、下和田、須山及び御宿（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
静岡県駿東郡小山町	須走及び用沢（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百七十四　陸上自衛隊饗庭野演習場

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設
滋賀県高島市	滋賀県高島市	滋賀県高島市
今津町今津	安曇川町上古賀、安曇川町下古賀、今津町今津、今津町梅原、今津町追分、今津町大供、今津町上弘部、今津町北生見、今津町下弘部、今津町途中谷、今津町弘川、今津町保坂、今津町南生見、今津町藺生、朽木荒川及び新旭町饗庭（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	安曇川町上古賀（次の図面に示す部分に限る。）、安曇川町下古

に係る対象施設周辺地域	
賀（次の図面に示す部分に限る。）、安曇川町長尾（次の図面に示す部分に限る。）、今津町今津、今津町梅原（次の図面に示す部分に限る。）、今津町追分、今津町大供、今津町大供大門一丁目及び二丁目、今津町上弘部、今津町岸脇（次の図面に示す部分に限る。）、今津町北生見、今津町桜町一丁目及び二丁目、今津町下弘部、今津町松陽台一丁目及び二丁目、今津町杉山（次の図面に示す部分に限る。）、今津町住吉一丁目及び二丁目、今津町角川（次の図面に示す部分に限る。）、今津町途中谷、今津町中沼一丁目及び二丁目、今津町名小路一丁目及び二丁目、今津町浜分（次の図面に示す部分に限る。）、今津町弘川、今津町福岡（次の図面に示す部分に限る。）、今津町舟橋一丁目及び二丁目、今津町保坂（次の図面に示す部分に限る。）、今津町南生見、今津町南新保（次の図面に示す部分に限る。）、今津町椋川（次の図面に示す部分に限る。）、今津町藺生、朽木荒川（次の図面に示す部分に限る。）並びに新旭町饗庭（次の図面に示す部分に限る。）	

次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結ぶ湖岸線により囲まれた水域	一　北緯三十五度二十四分二十秒、東経百三十六度二分二十六秒の点 二　北緯三十五度二十四分九秒、東経百三十六度二分二十三秒の点 三　北緯三十五度二十三分四十九秒、東経百三十六度二分十三秒の点 四　北緯三十五度二十三分十七秒、東経百三十六度二分三十三秒の点 五　北緯三十五度二十二分四十八秒、東経百三十六度二分二十秒の点 六　北緯三十五度二十二分四十二秒、東経百三十六度二分九秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に

含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百七十五　陸上自衛隊大矢野原演習場

対象防衛関係施設の所在地	熊本県上益城郡山都町	水之田尾
対象防衛関係施設の区域	熊本県上益城郡山都町	金内、北中島及び田小野（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに金内、北中島及び田小野以外の次の図面に示す地域
対象防衛関係施設	熊本県阿蘇郡西	大字河原（次の図面に示す部分に限る。）

に係る対象施設周辺地域	原村	
	熊本県上益城郡御船町	大字田代（次の図面に示す部分に限る。）
	熊本県上益城郡山都町	金内、北中島、島木、下名連石及び田小野（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに金内、北中島、島木、下名連石及び田小野以外の次の図面に示す地域

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる

区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百七十六　陸上自衛隊十文字原演習場

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域		
大分県速見郡日出町	大分県別府市	南畑	
		大字内竈、大字南畑、大所及び湯山（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
	大分県杵築市	山香町大字久木野尾（次の図面に示す部分に限る。）	
	大分県速見郡日出町	大字南畑（次の図面に示す部分に限る。）	

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	大分県別府市	大字内竈、大字鉄輪、大字野田、大字南畑、小坂、大所、十文字原一丁目、明礬及び湯山（いずれも次の図面に示す部分に限る。）			
	大分県杵築市	山香町大字久木野尾（次の図面に示す部分に限る。）			
	大分県宇佐市	安心院町南畑（次の図面に示す部分に限る。）			
	大分県由布市	湯布院町塚原（次の図面に示す部分に限る。）			
	大分県速見郡日出町	大字南畑（次の図面に示す部分に限る。）			

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に

含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百七十七　陸上自衛隊日出生台演習場

対象防衛関係施設の所在地	大分県玖珠郡玖珠町	日出生
対象防衛関係施設の区域	大分県由布市	湯布院町川上（次の図面に示す部分に限る。）
	大分県玖珠郡九重町	大字松木（次の図面に示す部分に限る。）

	大分県玖珠郡玖珠町	大字岩室、大字日出生及び大字帆足（いずれも次の図面に示す部分に限る。）		
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	大分県宇佐市	安心院町寒水（次の図面に示す部分に限る。）		
	大分県由布市	湯布院町川上、湯布院町川北及び湯布院町塚原（いずれも次の図面に示す部分に限る。）		
	大分県玖珠郡九重町	大字野上及び大字松木（いずれも次の図面に示す部分に限る。）		
	大分県玖珠郡玖珠町	大字岩室、大字日出生、大字帆足及び大字森（いずれも次の図面に示す部分に限る。）		

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネッ

トの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百七十八　陸上自衛隊霧島演習場

対象防衛関係施設の所在地	宮崎県えびの市	大字西長江浦
対象防衛関係施設の区域	宮崎県えびの市大字浦及び大字西長江浦（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに大字浦及び大字西長江浦以外の次の図面に示す地域	

	鹿児島県姶良郡 湧水町	川添及び中津川（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	宮崎県えびの市	大字浦、大字西長江浦及び大字東長江浦（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに大字浦、大字西長江浦及び大字東長江浦以外の次の図面に示す地域	
	鹿児島県姶良郡 湧水町	川添及び中津川（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれ

るものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百七十九　陸上自衛隊佐多射撃場

対象防衛関係施設の所在地	鹿児島県肝属郡南大隅町	佐多辺塚字松橋二千百四十八番地二
対象防衛関係施設の区域	鹿児島県肝属郡南大隅町	佐多辺塚（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	鹿児島県肝属郡南大隅町	佐多辺塚（次の図面に示す部分に限る。）及び佐多辺塚以外の次の図面に示す地域

次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十一に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域

一　北緯三十一度五分三十七秒、東経百三十度五十一分三十四秒の点

二　北緯三十一度五分二十四秒、東経百三十度五十一分三十九秒の点

三　北緯三十一度五分十秒、東経百三十度五十一分三十七秒の点

四　北緯三十一度四分五十九秒、東経百三十度五十一分二十七秒の点

五　北緯三十一度四分五十秒、東経百三十度五十一分十四秒の点

六　北緯三十一度四分四十五秒、東経百三十度五十分五十七秒の点

七　北緯三十一度四分四十五秒、東経百三十度五十分三十九秒の点

八　北緯三十一度四分五十七秒、東経百三十度五十分十秒の点

九　北緯三十一度五分七秒、東経百三十度五十分二秒の点

十　北緯三十一度五分二十五秒、東経百三十度四十九分五十七

		秒の点 十一　北緯三十一度五分三十七秒、東経百三十度四十九分五十秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百八十　陸上自衛隊那覇訓練場

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県那覇市	字小禄石大庭原千八百三十八番地一
対象防衛関係施設の区域	沖縄県那覇市	字安次嶺、字小禄及び字鏡水（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県那覇市	赤嶺一丁目及び二丁目、字赤嶺、字安次嶺、字大嶺（次の図面に示す部分に限る。）、字小禄（次の図面に示す部分に限る。）、字鏡水（次の図面に示す部分に限る。）、字高良（次の図面に示す部分に限る。）、字田原（次の図面に示す部分に限る。）、字当間（次の図面に示す部分に限る。）、字宮城（次の図面に示す部分に限る。）、字栄原一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、垣花町（次の図面に示す部分に限る。）、垣花町一丁目から三丁目まで、金城一丁目から五丁目まで、住吉町一丁目から三丁目まで、高良三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、田原一丁目から四丁目

まで、辻三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、通堂町（次の図面に示す部分に限る。）、西一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで並びに山下町（次の図面に示す部分に限る。）	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一　北緯二十六度十二分三十五秒、東経百二十七度三十八分三十五秒の点 二　北緯二十六度十三分〇秒、東経百二十七度三十八分三十五秒の点 三　北緯二十六度十三分二十二秒、東経百二十七度三十八分五十六秒の点 四　北緯二十六度十三分二十一秒、東経百二十七度三十九分三十一秒の点 五　北緯二十六度十三分十五秒、東経百二十七度三十九分四十四秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百八十一　陸上自衛隊保良訓練場

対象防衛関係施設の所在地		
対象防衛関係施設	沖縄県宮古島市	城辺字保良前方原三百九十番地
沖縄県宮古島市		
城辺字保良（次の図面に示す部分に限る。）		

の区域		
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県宮古島市城辺字新城、城辺字福里及び城辺字保良（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域 一　北緯二十四度四十三分四十七秒、東経百二十五度二十五分五十七秒の点 二　北緯二十四度四十三分三十四秒、東経百二十五度二十六分〇秒の点 三　北緯二十四度四十三分十九秒、東経百二十五度二十五分四十九秒の点 四　北緯二十四度四十三分九秒、東経百二十五度二十五分三十四秒の点 五　北緯二十四度四十三分八秒、東経百二十五度二十四分五十五秒の点 六　北緯二十四度四十三分二十七秒、東経百二十五度二十四分三十一秒の点	

七　北緯二十四度四十三分四十六秒、東経百二十五度二十四分十九秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百八十二　海上自衛隊横須賀地方総監部船越庁舎

対象防衛関係施設の所在地	神奈川県横須賀市	船越町七丁目七十三番地
対象防衛関係施設の区域	神奈川県横須賀市	浦郷町一丁目及び船越町七丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	神奈川県横須賀市	浦郷町一丁目、二丁目及び三丁目から五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、追浜町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、追浜東町一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、湘南鷹取二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、田浦町一丁目から五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで及び六丁目、田浦港町、長浦町一丁目、二丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、箱崎町（次の図面に示す部分に限る。）、浜見台一丁目及び二丁目、船越町一丁目、二丁目から四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで及び五丁目から八丁目まで並びに港が丘一丁目（次の図面に示す部分に限

る。）及び二丁目	一　北緯三十五度十八分四十一秒、東経百三十九度三十八分四十二秒の点 二　北緯三十五度十八分二十三秒、東経百三十九度三十九分一秒の点 三　北緯三十五度十八分二十秒、東経百三十九度三十九分五秒の点 四　北緯三十五度十七分四十一秒、東経百三十九度三十八分五十八秒の点 五　北緯三十五度十七分三十九秒、東経百三十九度三十八分五十二秒の点	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に

含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百八十三　海上自衛隊横須賀地方総監部逸見庁舎

対象防衛関係施設の所在地	神奈川県横須賀市	西逸見町一丁目無番地
対象防衛関係施設の区域	神奈川県横須賀市	西逸見町一丁目及び東逸見町一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設	神奈川県横須賀	安針台、稲岡町（次の図面に示す部分に限る。）、楠ヶ浦町（次

に係る対象施設周辺地域	市	の図面に示す部分に限る。）、坂元町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、汐入町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目、田浦町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、田浦港町（次の図面に示す部分に限る。）、泊町（次の図面に示す部分に限る。）、長浦町一丁目、二丁目及び三丁目から五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、西逸見町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、箱崎町（次の図面に示す部分に限る。）、東逸見町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、本町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目まで、緑が丘（次の図面に示す部分に限る。）、山中町（次の図面に示す部分に限る。）並びに吉倉町一丁目及び二丁目
次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる		一　北緯三十五度十七分五十七秒、東経百三十九度三十八分三十三秒の点 二　北緯三十五度十七分五十八秒、東経百三十九度三十八分四

点と五に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域	十一秒の点 三　北緯三十五度十八分二秒、東経百三十九度三十九分十九秒の点 四　北緯三十五度十八分三秒、東経百三十九度三十九分二十一秒の点 五　北緯三十五度十七分四十二秒、東経百三十九度三十九分四十九秒の点	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百八十四　海上自衛隊舞鶴地方総監部第一地区

対象防衛関係施設の所在地	京都府舞鶴市	余部下千百九十番地
対象防衛関係施設の区域	京都府舞鶴市	字余部下（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	京都府舞鶴市	字余部上、字余部下、字北吸、字長浜、字森及び字和田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる	一　北緯三十五度二十九分〇秒、東経百三十五度二十二分五十三秒の点 二　北緯三十五度二十八分四十三秒、東経百三十五度二十三分

点と三に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	七秒の点 三　北緯三十五度二十八分三十六秒、東経百三十五度二十三分五秒の点	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百八十五　海上自衛隊大湊地区総監部

対象防衛関係施設の所在地	青森県むつ市
	大湊町四番一号
対象防衛関係施設の区域	青森県むつ市
	大湊町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	青森県むつ市
	宇田町、大字大湊字石橋、大字大湊字宇曽利川村（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字宇曽利川村下、大字大湊字宇曽利川村ノ内大道下（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字大川守（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字大惣沢（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字大近川（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字西の平（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字釜臥山（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字水上通ノ内梨木道（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字水上ノ内チエドリ（次の図面に示す部分に限る。）、大字

	大湊字水上ノ内薪取道、大字城ケ沢字相梨子（次の図面に示す部分に限る。）、大字城ケ沢字馬坂、大字城ケ沢字川向、大字城ケ沢字狐畑、大字城ケ沢字堺田（次の図面に示す部分に限る。）、大字城ケ沢字重星（次の図面に示す部分に限る。）、大字城ケ沢字トヤバ（次の図面に示す部分に限る。）、大字城ケ沢字早崎（次の図面に示す部分に限る。）、大字城ケ沢字薪取道（次の図面に示す部分に限る。）、大湊町、川守町（次の図面に示す部分に限る。）及び桜木町	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と三に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域
		一　北緯四十一度十五分四十九秒、東経百四十一度九分四秒の点 二　北緯四十一度十五分三十三秒、東経百四十一度九分三十秒の点 三　北緯四十一度十五分三十二秒、東経百四十一度九分三十一秒の点

対象防衛関係施設の所在地	長崎県佐世保市	平瀬町十八番

百八十六　海上自衛隊佐世保地方総監部

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の区域	長崎県佐世保市	平瀬町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	長崎県佐世保市	相生町、泉町、今福町、鵜渡越町（次の図面に示す部分に限る。）、上町、上京町、神島町、祇園町（次の図面に示す部分に限る。）、京坪町、熊野町（次の図面に示す部分に限る。）、光月町、高天町（次の図面に示す部分に限る。）、小島町（次の図面に示す部分に限る。）、木場田町、金比良町、栄町、塩浜町、島瀬町、島地町、下京町、新港町（次の図面に示す部分に限る。）、園田町、高砂町、立神町（次の図面に示す部分に限る。）、谷郷町、天満町、常盤町、戸尾町（次の図面に示す部分に限る。）、長尾町、名切町（次の図面に示す部分に限る。）、西大久保町、八幡町（次の図面に示す部分に限る。）、浜田町、東大久保町（次の図面に示す部分に限る。）、平瀬町、比良町、福田町（次の図面に示す部分に限る。）、松浦町、松川町（次の図面に示す部分に限る。）、三浦町（次の図面に示す部分に限る。）、湊町、御船町、宮崎町、宮地町、本島町、元町、矢岳町（次の図面に示す部分に限る。）、

	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	山県町及び万津町
		一　北緯三十三度九分四十三秒、東経百二十九度四十三分二十秒の点 二　北緯三十三度九分三十一秒、東経百二十九度四十二分五十二秒の点 三　北緯三十三度九分三十二秒、東経百二十九度四十二分三十四秒の点 四　北緯三十三度九分三十五秒、東経百二十九度四十二分二十六秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれ

るものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百八十七　海上自衛隊呉地方総監部

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
広島県呉市	広島県呉市	広島県呉市
幸町八番一号	幸町（次の図面に示す部分に限る。）	青山町、海岸一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、神原町（次の図面に示す部分に限る。）、幸町、三条一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、三和町（次の図面に示す

部分に限る。）、清水一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、昭和町（次の図面に示す部分に限る。）、宝町、中央一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、築地町（次の図面に示す部分に限る。）、中通一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、西中央一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、船見町（次の図面に示す部分に限る。）、本通一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、本町（次の図面に示す部分に限る。）、宮原一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から十丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、十一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び十二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、宮原村（次の図面に示す部分に限る。）、室瀬町（次の図面に示す部分に限る。）並びに八幡町	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる
一　北緯三十四度十三分四十六秒、東経百三十二度三十二分五十七秒の点 二　北緯三十四度十四分五秒、東経百三十二度三十二分四十六	

点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	秒の点 三　北緯三十四度十四分二十八秒、東経百三十二度三十二分五十四秒の点 四　北緯三十四度十四分三十四秒、東経百三十二度三十二分五十九秒の点	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百八十八　海上自衛隊鹿屋航空基地

対象防衛関係施設の所在地	鹿児島県鹿屋市
	西原三丁目十一番二号
対象防衛関係施設の区域	鹿児島県鹿屋市
	新栄町、新生町、田崎町及び西原（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	鹿児島県鹿屋市
	朝日町（次の図面に示す部分に限る。）、今坂町（次の図面に示す部分に限る。）、上野町（次の図面に示す部分に限る。）、上谷町（次の図面に示す部分に限る。）、川西町（次の図面に示す部分に限る。）、北田町（次の図面に示す部分に限る。）、共栄町、郷之原町（次の図面に示す部分に限る。）、下堀町（次の図面に示す部分に限る。）、白崎町（次の図面に示す部分に限る。）、新栄町、新川町（次の図面に示す部分に限る。）、新生町（次の図面に示す部分に限る。）、田崎町（次の図面に示す部分に限る。）、

		西原一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目まで、野里町（次の図面に示す部分に限る。）、向江町（次の図面に示す部分に限る。）及び横山町（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百八十九　海上自衛隊鹿屋航空基地古江貯油処

対象防衛関係施設の所在地	鹿児島県鹿屋市	古江町七千五百九十九番地二
対象防衛関係施設の区域	鹿児島県鹿屋市	古江町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	鹿児島県鹿屋市	海道町、花岡町、船間町、古江町及び古里町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一　北緯三十一度二十三分二十三秒、東経百三十度四十六分十六秒の点 二　北緯三十一度二十三分二十四秒、東経百三十度四十六分〇秒の点 三　北緯三十一度二十三分三十八秒、東経百三十度四十五分二十九秒の点 四　北緯三十一度二十四分十三秒、東経百三十度四十五分二十

		四秒の点
		五　北緯三十一度二十四分三十五秒、東経百三十度四十五分四十七秒の点
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		

対象防衛関係施設の所在地	青森県八戸市	大字河原木字高舘
対象防衛関係施設の区域	青森県八戸市	大字河原木字後平（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字北沼（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字小田平（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字小田上（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字竹ノ沢、大字河原木字田ノ沢（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字田ノ沢頭、大字河原木字長円坊堀（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字中崎（次の図面に示す部分に限る。）及び大字河原木字日計上（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	青森県八戸市	大字市川町字桔梗野（次の図面に示す部分に限る。）、大字市川町字桔梗野上（次の図面に示す部分に限る。）、大字市川町字桔梗野上官地、大字市川町字桔梗野官地、大字市川町字下水目沢

（次の図面に示す部分に限る。）、大字市川町字尻引堤沢（次の図面に示す部分に限る。）、大字市川町字田ノ沢頭（次の図面に示す部分に限る。）、大字市川町字長七谷地（次の図面に示す部分に限る。）、大字市川町字長者久保（次の図面に示す部分に限る。）、大字市川町字浜（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字青森谷地（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字後平、大字河原木字売場、大字河原木字蝦夷館（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字大タルミ、大字河原木字海岸（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字北沼、大字河原木字久保、大字河原木字小田、大字河原木字小田上、大字河原木字小田平、大字河原木字小館（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字五反田（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字沢尻、大字河原木字蛇ノ沢、大字河原木字簀子渡（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字宗斉久保、大字河原木字袖ノ沢、大字河原木字平（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字高館、大字河原木字高館根前（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字高館前（次の図面に示す部分に限る。）、大

字河原木字高森（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字竹ノ沢、大字河原木字館合堤下（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字田ノ沢（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字田ノ沢頭（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字長円坊堀、大字河原木字中崎、大字河原木字二階堀、大字河原木字蓮沼（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字八太郎山（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字八太郎山官地、大字河原木字浜名谷地（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字目計、大字河原木字目計上、大字河原木字程ノ沢（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字見立山（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字谷地田（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木字谷地畑、桔梗野工業団地二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、北インター工業団地一丁目及び六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、小田一丁目及び二丁目、下長三丁目から五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、高州一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、八太郎三丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示

す部分に限る。）、日計一丁目から五丁目まで並びに松ケ丘		
	一　北緯四十度三十四分十九秒、東経百四十一度二十八分五十一秒の点 二　北緯四十度三十四分十四秒、東経百四十一度二十九分十二秒の点	一に掲げる点と二に掲げる点とを結んだ線及びこれらの点を結ぶ海岸線により囲まれた海域
	三　北緯四十度三十三分五十三秒、東経百四十一度二十九分三十秒の点 四　北緯四十度三十三分二十八秒、東経百四十一度二十九分四十六秒の点	三に掲げる点と四に掲げる点とを結んだ線及びこれらの点を結ぶ海岸線により囲まれた海域

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百九十一　海上自衛隊館山航空基地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設
千葉県館山市	千葉県館山市 宮城無番地
富士見及び宮城（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	千葉県館山市

の区域		
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	千葉県館山市	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域
	大賀（次の図面に示す部分に限る。）、笠名（次の図面に示す部分に限る。）、香（次の図面に示す部分に限る。）、塩見（次の図面に示す部分に限る。）、館山（次の図面に示す部分に限る。）、沼（次の図面に示す部分に限る。）、富士見及び宮城（次の図面に示す部分に限る。）	一　北緯三十四度五十八分四十四秒、東経百三十九度四十八分四十五秒の点 二　北緯三十四度五十九分三秒、東経百三十九度四十八分四十二秒の点 三　北緯三十四度五十九分五十九秒、東経百三十九度四十九分二十四秒の点 四　北緯三十五度〇分三秒、東経百三十九度五十分三十四秒の点 五　北緯三十四度五十九分四十二秒、東経百三十九度五十一分

		十一秒の点
		六　北緯三十四度五十九分二十二秒、東経百三十九度五十一分十四秒の点
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		

対象防衛関係施設の所在地	長崎県大村市	今津町十番地
対象防衛関係施設の区域	長崎県大村市	今津町及び森園町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	長崎県大村市	今津町、協和町（次の図面に示す部分に限る。）、古賀島町、桜馬場二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、竹松本町（次の図面に示す部分に限る。）、富の原一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、原口町（次の図面に示す部分に限る。）、松山町（次の図面に示す部分に限る。）、並びに森園町
		次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる
		一　北緯三十二度五十四分四十八秒、東経百二十九度五十六分三十九秒の点
		二　北緯三十二度五十四分三十四秒、東経百二十九度五十六分

点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	二秒の点 三　北緯三十二度五十四分四十七秒、東経百二十九度五十五分三十三秒の点 四　北緯三十二度五十五分十秒、東経百二十九度五十五分九秒の点 五　北緯三十二度五十六分二秒、東経百二十九度五十五分六秒の点 六　北緯三十二度五十六分二十七秒、東経百二十九度五十五分十八秒の点 七　北緯三十二度五十六分三十八秒、東経百二十九度五十五分四十八秒の点	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区

域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百九十三　海上自衛隊岩国航空基地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周
山口県岩国市	山口県岩国市	山口県岩国市
三角町一丁目	三角町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）	三角町一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで

辺地域	
次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一　北緯三十四度九分九秒、東経百三十二度十五分五秒の点 二　北緯三十四度八分五十秒、東経百三十二度十五分十八秒の点 三　北緯三十四度八分十四秒、東経百三十二度十五分六秒の点 四　北緯三十四度八分四秒、東経百三十二度十四分五十二秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる

区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百九十四　海上自衛隊舞鶴航空基地

対象防衛関係施設の所在地	京都府舞鶴市	字長浜七百三十一番地二十
対象防衛関係施設の区域	京都府舞鶴市	字長浜（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	京都府舞鶴市	字余部下、字北吸、字佐波賀及び字長浜（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線	一　北緯三十五度二十九分十五秒、東経百三十五度二十一分四十四秒の点

		及び一に掲げる点と八に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域
二　北緯三十五度二十九分四十六秒、東経百三十五度二十一分四十四秒の点 三　北緯三十五度三十分六秒、東経百三十五度二十二分二十二秒の点 四　北緯三十五度二十九分五十八秒、東経百三十五度二十三分七秒の点 五　北緯三十五度二十九分三十三秒、東経百三十五度二十三分二十九秒の点 六　北緯三十五度二十八分五十六秒、東経百三十五度二十三分二十三秒の点 七　北緯三十五度二十八分四十秒、東経百三十五度二十二分四十九秒の点 八　北緯三十五度二十八分四十四秒、東経百三十五度二十二分二十秒の点		

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネッ

トの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百九十五　海上自衛隊小松島航空基地

対象防衛関係施設の所在地	徳島県小松島市
対象防衛関係施設の区域	和田島町字洲端四番地三 和田島町字洲端（次の図面に示す部分に限る。）

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	徳島県小松島市	豊浦町（次の図面に示す部分に限る。）、和田島町、和田島町字洲端、和田島町字勢以元、和田島町字外開（次の図面に示す部分に限る。）、和田島町字塚の間、和田島町字遠見、和田島町字西浜手、和田島町字西林、和田島町字浜田、和田島町字浜塚（次の図面に示す部分に限る。）、和田島町字平見、和田島町字松田新田（次の図面に示す部分に限る。）、和田島町字明神北（次の図面に示す部分に限る。）、和田島町字明神東（次の図面に示す部分に限る。）及び和田島町字山のはな（次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十一に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲ま	一　北緯三十三度五十九分四十秒、東経百三十四度三十七分十五秒の点 二　北緯三十三度五十九分五十秒、東経百三十四度三十六分五十三秒の点 三　北緯三十四度〇分二十五秒、東経百三十四度三十六分五十秒の点

れた海域

四　北緯三十四度〇分三十一秒、東経百三十四度三十六分五十秒の点

五　北緯三十四度〇分四十九秒、東経百三十四度三十六分五十五秒の点

六　北緯三十四度一分四秒、東経百三十四度三十七分二十四秒の点

七　北緯三十四度一分三秒、東経百三十四度三十七分五十三秒の点

八　北緯三十四度〇分五十一秒、東経百三十四度三十八分八秒の点

九　北緯三十四度〇分四十一秒、東経百三十四度三十八分三十三秒の点

十　北緯三十四度〇分二十秒、東経百三十四度三十八分三十五秒の点

十一　北緯三十四度〇分十五秒、東経百三十四度三十八分三十四秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百九十六　海上自衛隊大湊航空基地

対象防衛関係施設の所在地	
青森県むつ市	大字城ケ沢字早崎二番地

対象防衛関係施設の区域	青森県むつ市	大字大湊字宇曽利川村下（次の図面に示す部分に限る。）、大字城ケ沢字相梨子（次の図面に示す部分に限る。）、大字城ケ沢字川向（次の図面に示す部分に限る。）、大字城ケ沢字狐畑（次の図面に示す部分に限る。）、大字城ケ沢字堺田（次の図面に示す部分に限る。）、大字城ケ沢字下丁塚（次の図面に示す部分に限る。）、大字城ケ沢字トヤバ、大字城ケ沢字中丁塚（次の図面に示す部分に限る。）、大字城ケ沢字畑下丁塚（次の図面に示す部分に限る。）、大字城ケ沢字早崎（次の図面に示す部分に限る。）及び大字城ケ沢字薪取道
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	青森県むつ市	大字大湊字石橋（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字宇曽利川村（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字宇曽利川村下、大字大湊字宇曽利川村ノ内大道下、大字大湊字大近川（次の図面に示す部分に限る。）、大字城ケ沢（次の図面に示す部分に限る。）、大字城ケ沢字相梨子、大字城ケ沢字馬坂、大字城ケ沢字太田表、大字城ケ沢字上堺田、大字城ケ沢字上新之助（次

の図面に示す部分に限る。）、大字城ケ沢字川向、大字城ケ沢字狐畑、大字城ケ沢字クサイナ（次の図面に示す部分に限る。）、大字城ケ沢字堺田、大字城ケ沢字坂下、大字城ケ沢字下丁塚、大字城ケ沢字重星、大字城ケ沢字城ヶ沢、大字城ケ沢字新之助（次の図面に示す部分に限る。）、大字城ケ沢字早苅田、大字城ケ沢字袖越（次の図面に示す部分に限る。）、大字城ケ沢字田表、大字城ケ沢字滝ノ沢（次の図面に示す部分に限る。）、大字城ケ沢字トヤバ、大字城ケ沢字中丁塚、大字城ケ沢字梨子平、大字城ケ沢字畑下丁塚、大字城ケ沢字畑梨子平、大字城ケ沢字畑田表、大字城ケ沢字早崎（次の図面に示す部分に限る。）、大字城ケ沢字薪取道、大湊町（次の図面に示す部分に限る。）及び桜木町（次の図面に示す部分に限る。）	一に掲げる点と二に掲げる点とを結んだ線及びこれらの点を結
一　北緯四十一度十五分三秒、東経百四十一度八分二十六秒の点 二　北緯四十一度十四分五十五秒、東経百四十一度九分六秒の点	

ぶ海岸線により囲まれた海域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び三に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	三　北緯四十一度十四分四十二秒、東経百四十一度九分十九秒の点 四　北緯四十一度十四分十七秒、東経百四十一度九分三十四秒の点 五　北緯四十一度十三分四十一秒、東経百四十一度九分十八秒の点 六　北緯四十一度十三分三秒、東経百四十一度八分六秒の点 七　北緯四十一度十三分十一秒、東経百四十一度七分二十六秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に

含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百九十七　海上自衛隊下総航空基地

対象防衛関係施設の所在地	千葉県柏市	藤ヶ谷千六百十四番地一	
対象防衛関係施設の区域	千葉県柏市	高柳及び藤ケ谷（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
	千葉県鎌ケ谷市	粟野、軽井沢及び佐津間（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
千葉県松戸市	六実四丁目（次の図面に示す部分に限る。）から六丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び六高台五丁目（次の図面に示す部分に限る。）
千葉県柏市	風早一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、高南台一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、高柳（次の図面に示す部分に限る。）、高柳一丁目、塚崎（次の図面に示す部分に限る。）、藤ケ谷（次の図面に示す部分に限る。）、藤ケ谷新田（次の図面に示す部分に限る。）並びに南高柳
千葉県鎌ケ谷市	粟野（次の図面に示す部分に限る。）、軽井沢、佐津間（次の図面に示す部分に限る。）、新鎌ケ谷一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁目、中央二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、中佐津間一丁目及び二丁目、西佐津間一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、初富（次の図面に示す部分に限る。）、南佐津間並びに南初富一丁目（次の図面に示す部分に限る。）

	千葉県白井市	大山口一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、折立（次の図面に示す部分に限る。）、大松一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、富塚（次の図面に示す部分に限る。）、西白井一丁目から四丁目まで並びに根（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対

象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百九十八　海上自衛隊徳島航空基地

対象防衛関係施設の所在地	徳島県板野郡松茂町	住吉字住吉開拓三十八番地
対象防衛関係施設の区域	徳島県板野郡松茂町	笹木野八北開拓、住吉住吉開拓、豊岡豊岡開拓、豊岡山ノ手、豊久朝日野、豊久豊久開拓及び満穂満穂開拓（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	徳島県徳島市	川内町加賀須野（次の図面に示す部分に限る。）
	徳島県鳴門市	大津町徳長川向中ノ越、大津町徳長川向西ノ越、大津町矢倉西開、大津町矢倉中の越、大津町矢倉西の越、大津町矢倉東の越及び里浦町里浦恵美寿（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

徳島県板野郡松茂町

笹木野北上、笹木野北前、笹木野灘、笹木野八上、笹木野八北開拓、笹木野八下、笹木野八山開拓、笹木野山上、笹木野山下、笹木野山東、笹木野山南、住吉住吉開拓、豊岡芦田鶴（次の図面に示す部分に限る。）、豊岡鴨洲、豊岡小金洲（次の図面に示す部分に限る。）、豊岡豊岡開拓、豊岡山ノ手、豊中豊年、豊久朝日野、豊久豊久開拓（次の図面に示す部分に限る。）、中喜来稲本（次の図面に示す部分に限る。）、中喜来蔵野（次の図面に示す部分に限る。）、中喜来群恵、中喜来堤外、中喜来福有、中喜来福有開拓（次の図面に示す部分に限る。）、中喜来前原東一番越（次の図面に示す部分に限る。）、中喜来前原東五番越（次の図面に示す部分に限る。）、中喜来前原東七番越（次の図面に示す部分に限る。）、中喜来前原東六番越（次の図面に示す部分に限る。）、中喜来宮前五番越（次の図面に示す部分に限る。）、広島一番越、広島北川向三ノ越（次の図面に示す部分に限る。）、広島北川向二ノ越（次の図面に示す部分に限る。）、広島北川向四ノ越、広島北ハリ（次の図面に示す部分に限る。）、広島鍬ノ先、広島小喜来、広島三番越、広島中ハリ、広島二番越、広島

浜ノ須（次の図面に示す部分に限る。）、広島東裏、広島南ハリ（次の図面に示す部分に限る。）、広島四番越及び満穂満穂開拓	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一　北緯三十四度八分三十六秒、東経百三十四度三十六分二十八秒の点 二　北緯三十四度八分二十一秒、東経百三十四度三十七分五十四秒の点 三　北緯三十四度七分五十三秒、東経百三十四度三十八分十秒の点 四　北緯三十四度七分十七秒、東経百三十四度三十七分五十八秒の点 五　北緯三十四度七分五秒、東経百三十四度三十七分二十二秒の点 六　北緯三十四度七分十一秒、東経百三十四度三十六分十九秒の点
備考		

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百九十九　海上自衛隊徳島航空基地徳島燃料貯蔵所

対象防衛関係施設の所在地	徳島県板野郡松茂町	笹木野字八山開拓二十七番地
対象防衛関係施設	徳島県板野郡松	笹木野八山開拓（次の図面に示す部分に限る。）

の区域	茂町		
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	徳島県徳島市	川内町加賀須野、川内町平石夷野、川内町平石住吉及び川内町米津（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
	徳島県板野郡松茂町	笹木野北上、笹木野北前、笹木野八上、笹木野八北開拓（次の図面に示す部分に限る。）、笹木野八下、笹木野八山開拓、笹木野山上、笹木野山下、笹木野山東、笹木野山南、住吉住吉開拓（次の図面に示す部分に限る。）、豊岡芦田鶴（次の図面に示す部分に限る。）、豊岡鴨洲（次の図面に示す部分に限る。）、豊岡小金洲（次の図面に示す部分に限る。）、豊岡豊岡開拓（次の図面に示す部分に限る。）、豊中豊年、広島浜ノ須（次の図面に示す部分に限る。）及び満穂満穂開拓（次の図面に示す部分に限る。）	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百　海上自衛隊小月航空基地

対象防衛関係施設の所在地	山口県下関市	
対象防衛関係施設の区域	山口県下関市松屋本町三丁目二番一号	
	松屋本町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）	

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域		
山口県下関市		王喜宇津井一丁目から三丁目まで、王喜本町一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、五丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び六丁目、大字松屋（次の図面に示す部分に限る。）、小月南町（次の図面に示す部分に限る。）、清末東町五丁目及び六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、工領開作、白崎一丁目から四丁目まで、松屋上町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、松屋東町一丁目から三丁目まで並びに松屋本町一丁目から五丁目まで
山口県山陽小野田市	大字埴生（次の図面に示す部分に限る。）	
次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と八に掲げる点	一　北緯三十四度二分十六秒、東経百三十一度四分十七秒の点 二　北緯三十四度二分七秒、東経百三十一度四分十八秒の点 三　北緯三十四度一分四十七秒、東経百三十一度三分三十八秒の点	

点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	四　北緯三十四度二分四秒、東経百三十一度二分二十五秒の点 五　北緯三十四度二分十八秒、東経百三十一度二分十秒の点 六　北緯三十四度二分三十五秒、東経百三十一度二分四秒の点 七　北緯三十四度三分六秒、東経百三十一度二分四秒の点 八　北緯三十四度三分六秒、東経百三十一度二分一秒の点	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百一　海上自衛隊小月航空基地小月射撃場

対象防衛関係施設の所在地	山口県下関市	大字松屋
対象防衛関係施設の区域	山口県下関市	大字松屋（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	山口県下関市	王喜本町一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、大字宇津井（次の図面に示す部分に限る。）、大字松屋（次の図面に示す部分に限る。）、大字吉田（次の図面に示す部分に限る。）、大字吉田地方（次の図面に示す部分に限る。）、木屋川一丁目、木屋川本町一丁目及び二丁目から四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、木屋川南町一丁目及び二丁目から四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

まで並びに松屋上町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目	
大字埴生（次の図面に示す部分に限る。）	山口県山陽小野田市

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百二　海上自衛隊硫黄島航空基地

対象防衛関係施設の所在地	東京都小笠原村	硫黄島
対象防衛関係施設の区域	東京都小笠原村	硫黄島（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	東京都小笠原村	硫黄島（次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれ	一　北緯二十四度四十八分十八秒、東経百四十一度二十分二十九秒の点 二　北緯二十四度四十八分五秒、東経百四十一度二十一分七秒の点 三　北緯二十四度四十七分三十秒、東経百四十一度二十一分十八秒の点

た海域	
四　北緯二十四度四十七分三秒、東経百四十一度二十一分十四秒の点 五　北緯二十四度四十六分五十三秒、東経百四十一度二十一分〇秒の点	次に掲げる点を順次に結んだ線及び六に掲げる点と十に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域
六　北緯二十四度四十五分四十四秒、東経百四十一度十九分五秒の点 七　北緯二十四度四十五分四秒、東経百四十一度十八分四十四秒の点 八　北緯二十四度四十四分三十八秒、東経百四十一度十七分五十五秒の点 九　北緯二十四度四十四分四十四秒、東経百四十一度十七分十八秒の点 十　北緯二十四度四十四分四十六秒、東経百四十一度十七分十七秒の点	次に掲げる点を
十一　北緯二十四度四十四分五十八秒、東経百四十一度十七分	

順次に結んだ線及び十一に掲げる点と十九に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	七秒の点 十二　北緯二十四度四十五分一秒、東経百四十一度十七分四秒の点 十三　北緯二十四度四十五分五十七秒、東経百四十一度十六分五十四秒の点 十四　北緯二十四度四十六分二十九秒、東経百四十一度十六分五十八秒の点 十五　北緯二十四度四十六分五十六秒、東経百四十一度十六分三十三秒の点 十六　北緯二十四度四十七分二十秒、東経百四十一度十六分三十一秒の点 十七　北緯二十四度四十七分四十三秒、東経百四十一度十六分四十二秒の点 十八　北緯二十四度四十七分五十二秒、東経百四十一度十七分九秒の点 十九　北緯二十四度四十七分四十五秒、東経百四十一度十七分三十一秒の点

対象防衛関係施設の所在地	
二百三　海上自衛隊南鳥島航空基地	東京都小笠原村南鳥島

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の区域	東京都小笠原村	南鳥島（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と二十一に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域	一　北緯二十四度十八分二十七秒、東経百五十三度五十九分九秒の点 二　北緯二十四度十八分二十二秒、東経百五十三度五十九分二十五秒の点 三　北緯二十四度十八分十四秒、東経百五十三度五十九分三十五秒の点 四　北緯二十四度十七分五十八秒、東経百五十三度五十九分四十三秒の点 五　北緯二十四度十七分二十三秒、東経百五十三度五十九分四十六秒の点 六　北緯二十四度十七分八秒、東経百五十三度五十九分四十五秒の点 七　北緯二十四度十六分五十六秒、東経百五十三度五十九分三

十七秒の点

八　北緯二十四度十六分四十七秒、東経百五十三度五十九分二十六秒の点

九　北緯二十四度十六分四十二秒、東経百五十三度五十九分十五秒の点

十　北緯二十四度十六分三十秒、東経百五十三度五十九分四秒の点

十一　北緯二十四度十六分二十三秒、東経百五十三度五十八分四十六秒の点

十二　北緯二十四度十六分二十五秒、東経百五十三度五十八分二十一秒の点

十三　北緯二十四度十六分三十秒、東経百五十三度五十八分〇秒の点

十四　北緯二十四度十六分四十四秒、東経百五十三度五十七分四十四秒の点

十五　北緯二十四度十六分五十九秒、東経百五十三度五十七分三十六秒の点

		十六　北緯二十四度十七分十八秒、東経百五十三度五十七分三十九秒の点 十七　北緯二十四度十七分三十五秒、東経百五十三度五十七分五十一秒の点 十八　北緯二十四度十七分五十七秒、東経百五十三度五十八分十七秒の点 十九　北緯二十四度十八分十秒、東経百五十三度五十八分二十七秒の点 二十　北緯二十四度十八分二十三秒、東経百五十三度五十八分四十四秒の点 二十一　北緯二十四度十八分二十七秒、東経百五十三度五十八分五十五秒の点
		備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に

含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百四　海上自衛隊舞鶴水上訓練指導隊

対象防衛関係施設の所在地	京都府舞鶴市
対象防衛関係施設の区域	京都府舞鶴市	大字長浜小字長浜千八番地
対象防衛関係施設	京都府舞鶴市	字長浜（次の図面に示す部分に限る。） 字余部下、字佐波賀及び字長浜（いずれも次の図面に示す部分

に係る対象施設周辺地域	
次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と九に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域	に限る。） 一　北緯三十五度二十九分十九秒、東経百三十五度二十一分二十二秒の点 二　北緯三十五度二十九分四十八秒、東経百三十五度二十一分三十七秒の点 三　北緯三十五度二十九分五十八秒、東経百三十五度二十二分三秒の点 四　北緯三十五度二十九分五十九秒、東経百三十五度二十二分二十五秒の点 五　北緯三十五度二十九分四十六秒、東経百三十五度二十二分五十三秒の点 六　北緯三十五度二十九分二十二秒、東経百三十五度二十三分五秒の点 七　北緯三十五度二十八分五十七秒、東経百三十五度二十二分五十六秒の点 八　北緯三十五度二十八分四十六秒、東経百三十五度二十二分

		三十四秒の点
		九　北緯三十五度二十八分四十五秒、東経百三十五度二十二分二十秒の点
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		

対象防衛関係施設の所在地	青森県下北郡東通村	大字小田野沢字荒沼六十五番地
対象防衛関係施設の区域	青森県下北郡東通村	大字小田野沢字荒沼（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	青森県下北郡東通村	大字小田野沢字荒沼、大字小田野沢字中川目、大字小田野沢字浜通、大字小田野沢字焼山川目、大字小田野沢字湯ノ沢川目及び大字猿ケ森字左京平（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれ	一　北緯四十一度十五分十三秒、東経百四十一度二十四分三十五秒の点 二　北緯四十一度十四分四十五秒、東経百四十一度二十四分四十五秒の点 三　北緯四十一度十四分十四秒、東経百四十一度二十四分二十八秒の点

た海域		
	四　北緯四十一度十四分九秒、東経百四十一度二十四分十七秒の点	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の所在地	鹿児島県霧島市	福山町福山四千四十番地
対象防衛関係施設の区域	鹿児島県霧島市	福山町福山（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	鹿児島県霧島市	国分上之段、国分敷根及び福山町福山（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と八に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一　北緯三十一度四十分四十一秒、東経百三十度四十八分四十九秒の点 二　北緯三十一度四十分三十七秒、東経百三十度四十八分四十三秒の点 三　北緯三十一度四十分三十四秒、東経百三十度四十八分二十一秒の点 四　北緯三十一度四十分三十九秒、東経百三十度四十八分四秒の点

		五　北緯三十一度四十分五十一秒、東経百三十度四十七分四十五秒の点 六　北緯三十一度四十一分十二秒、東経百三十度四十七分四十秒の点 七　北緯三十一度四十一分二十六秒、東経百三十度四十七分四十一秒の点 八　北緯三十一度四十一分四十三秒、東経百三十度四十八分〇秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる

区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百七　海上自衛隊長浦・新井地区

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
神奈川県横須賀市	神奈川県横須賀市	神奈川県横須賀市
長浦町一丁目千五百五十五番二先	長浦町一丁目及び吉倉町一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	安針台、浦郷町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、楠ヶ浦町（次の図面に示す部分に限る。）、汐入町一丁目、二丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、田浦泉町（次の図面に示す部分に限る。）、田浦町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、田浦港町（次の図面に示す部分に限

る。）、長浦町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目、西逸見町一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、箱崎町（次の図面に示す部分に限る。）、東逸見町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、船越町七丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに吉倉町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域 一　北緯三十五度十七分四十六秒、東経百三十九度三十八分八秒の点 二　北緯三十五度十八分四秒、東経百三十九度三十八分十三秒の点 三　北緯三十五度十八分六秒、東経百三十九度三十八分二十秒の点 四　北緯三十五度十八分十八秒、東経百三十九度三十八分五十八秒の点 五　北緯三十五度十八分四秒、東経百三十九度三十九分二十三

		秒の点 六　北緯三十五度十七分三十三秒、東経百三十九度三十九分四十一秒の点 七　北緯三十五度十七分三十秒、東経百三十九度三十九分四十四秒の点 八　北緯三十五度十七分十一秒、東経百三十九度三十九分四十三秒の点 九　北緯三十五度十七分七秒、東経百三十九度三十九分三十七秒の点 十　北緯三十五度十七分〇秒、東経百三十九度三十九分三十六秒の点
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区		

域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百八　海上自衛隊吾妻島地区

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周
神奈川県横須賀市	神奈川県横須賀市	神奈川県横須賀市
箱崎町	箱崎町（次の図面に示す部分に限る。）	安針台（次の図面に示す部分に限る。）、浦郷町一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目（次の図面に示す部

辺地域

分に限る。）、楠ヶ浦町（次の図面に示す部分に限る。）、田浦町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、田浦港町（次の図面に示す部分に限る。）、泊町（次の図面に示す部分に限る。）、長浦町一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、夏島町（次の図面に示す部分に限る。）、箱崎町（次の図面に示す部分に限る。）、西逸見町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、船越町一丁目、七丁目及び八丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに吉倉町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれ
一　北緯三十五度十八分三十五秒、東経百三十九度三十八分十五秒の点 二　北緯三十五度十八分三十七秒、東経百三十九度三十八分二十秒の点 三　北緯三十五度十八分五十七秒、東経百三十九度三十九分四秒の点	

		四　北緯三十五度十八分五十秒、東経百三十九度三十九分三十五秒の点 五　北緯三十五度十八分二十六秒、東経百三十九度四十分四秒の点 六　北緯三十五度十八分六秒、東経百三十九度四十分九秒の点 七　北緯三十五度十七分三十七秒、東経百三十九度三十九分五十秒の点 八　北緯三十五度十七分三十秒、東経百三十九度三十九分四十四秒の点 九　北緯三十五度十七分二十五秒、東経百三十九度三十九分二十六秒の点 十　北緯三十五度十七分十五秒、東経百三十九度三十九分十一秒の点
		た区域のうち陸域以外の区域

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百九　海上自衛隊比与宇地区

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	
神奈川県横須賀市	神奈川県横須賀市田浦港町無番地	
	田浦港町及び長浦町一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	神奈川県横須賀市	安針台（次の図面に示す部分に限る。）、浦郷町一丁目、二丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、楠ヶ浦町（次の図面に示す部分に限る。）、田浦大作町（次の図面に示す部分に限る。）、田浦泉町（次の図面に示す部分に限る。）、田浦町一丁目、二丁目及び三丁目から六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、田浦港町、長浦町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目、西逸見町一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、箱崎町（次の図面に示す部分に限る。）、船越町一丁目、七丁目及び八丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、港が丘一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに吉倉町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）
次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる		一　北緯三十五度十八分二十九秒、東経百三十九度三十八分二十二秒の点 二　北緯三十五度十八分三十秒、東経百三十九度三十八分二十

点と十に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域	七秒の点
	三　北緯三十五度十八分三十一秒、東経百三十九度三十八分四十二秒の点
	四　北緯三十五度十八分二十三秒、東経百三十九度三十九分〇秒の点
	五　北緯三十五度十八分四秒、東経百三十九度三十九分二十三秒の点
	六　北緯三十五度十七分四十八秒、東経百三十九度三十九分三十一秒の点
	七　北緯三十五度十七分三十四秒、東経百三十九度三十九分二十六秒の点
	八　北緯三十五度十七分二十七秒、東経百三十九度三十九分二十八秒の点
	九　北緯三十五度十七分二十五秒、東経百三十九度三十九分二十六秒の点
	十　北緯三十五度十七分十一秒、東経百三十九度三十九分十七秒の点

対象防衛関係施設の所在地	市
	神奈川県横須賀
	田浦港町無番地

二百十　海上自衛隊横須賀地方総監部補給倉庫

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の区域	神奈川県横須賀市	田浦港町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	神奈川県横須賀市	安針台（次の図面に示す部分に限る。）、浦郷町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、田浦泉町（次の図面に示す部分に限る。）、田浦大作町（次の図面に示す部分に限る。）、田浦町一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、五丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び六丁目、田浦港町、長浦町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目、箱崎町（次の図面に示す部分に限る。）、船越町一丁目及び七丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、港が丘一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに吉倉町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）
次に掲げる点を		一　北緯三十五度十八分十二秒、東経百三十九度三十八分三十

順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域	一　秒の点 二　北緯三十五度十八分八秒、東経百三十九度三十八分四十六秒の点 三　北緯三十五度十七分四十七秒、東経百三十九度三十九分五秒の点 四　北緯三十五度十七分三十七秒、東経百三十九度三十九分七秒の点 五　北緯三十五度十七分十八秒、東経百三十九度三十八分五十八秒の点	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百十一　海上自衛隊父島基地分遣隊

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
東京都小笠原村父島字大根山	東京都小笠原村父島大根山（次の図面に示す部分に限る。）	東京都小笠原村父島大根山、父島奥村（次の図面に示す部分に限る。）、父島清瀬（次の図面に示す部分に限る。）、父島西町、父島東町、父島船見山、父島三日月山（次の図面に示す部分に限る。）、父島宮之浜（次の図面に示す部分に限る。）及び父島宮之浜道（次の図

面に示す部分に限る。）

一に掲げる点と二に掲げる点とを結んだ線、二に掲げる点と三に掲げる点とを結ぶ海岸線、次に掲げる三から九の点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と九に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域	一　北緯二十七度五分五十四秒、東経百四十二度十一分五十四秒の点 二　北緯二十七度五分四十五秒、東経百四十二度十二分五秒の点 三　北緯二十七度五分十二秒、東経百四十二度十二分十秒の点 四　北緯二十七度五分二秒、東経百四十二度十二分十秒の点 五　北緯二十七度四分四十七秒、東経百四十二度十一分四十四秒の点 六　北緯二十七度四分四十八秒、東経百四十二度十一分四秒の点 七　北緯二十七度五分九秒、東経百四十二度十分五十一秒の点 八　北緯二十七度五分三十秒、東経百四十二度十分四十四秒の点 九　北緯二十七度五分五十六秒、東経百四十二度十分五十六秒の点

二百十二	海上自衛隊呉地方総監部からす小島係留所	対象防衛関係施設の所在地	広島県呉市昭和町六番三十一号

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の区域	広島県呉市	昭和町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	広島県呉市	警固屋一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、警固屋町（次の図面に示す部分に限る。）、昭和町（次の図面に示す部分に限る。）、坪ノ内町、船見町、的場一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、宮原八丁目から十丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、十一丁目、十二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び十三丁目並びに宮原村（次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸	一　北緯三十四度十三分二十八秒、東経百三十二度三十二分二秒の点 二　北緯三十四度十三分五十一秒、東経百三十二度三十二分十秒の点 三　北緯三十四度十四分九秒、東経百三十二度三十二分三十秒

線により囲まれた海域	の点 四　北緯三十四度十四分十秒、東経百三十二度三十三分四秒の点	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の所在地	広島県呉市	昭和町五番二号
対象防衛関係施設の区域	広島県呉市	昭和町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	広島県呉市	青山町（次の図面に示す部分に限る。）、神原町（次の図面に示す部分に限る。）、警固屋一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、警固屋町（次の図面に示す部分に限る。）、幸町（次の図面に示す部分に限る。）、昭和町（次の図面に示す部分に限る。）、宝町（次の図面に示す部分に限る。）、築地町（次の図面に示す部分に限る。）、坪ノ内町、船見町、的場一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、宮原四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、五丁目（次の図面に示す部分に限る。）から十丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び十一丁目から十三丁目まで並びに宮原村（次の図面に示す部分に限る。）

次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十二に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域	一　北緯三十四度十三分三十二秒、東経百三十二度三十二分六秒の点 二　北緯三十四度十三分五十三秒、東経百三十二度三十二分三秒の点 三　北緯三十四度十四分八秒、東経百三十二度三十二分七秒の点 四　北緯三十四度十四分十五秒、東経百三十二度三十二分十三秒の点 五　北緯三十四度十四分二十九秒、東経百三十二度三十二分三十六秒の点 六　北緯三十四度十四分二十七秒、東経百三十二度三十二分四十六秒の点 七　北緯三十四度十四分二十九秒、東経百三十二度三十二分五十八秒の点 八　北緯三十四度十四分二十八秒、東経百三十二度三十三分一秒の点

		九　北緯三十四度十四分二十六秒、東経百三十二度三十三分十三秒の点 十　北緯三十四度十四分二十四秒、東経百三十二度三十三分十五秒の点 十一　北緯三十四度十四分二十一秒、東経百三十二度三十三分二十一秒の点 十二　北緯三十四度十四分十六秒、東経百三十二度三十三分十秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる

区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百十四　海上自衛隊阪神基地隊

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
兵庫県神戸市東灘区	兵庫県神戸市東灘区	兵庫県神戸市東灘区
魚崎浜町三十七番地	魚崎浜町（次の図面に示す部分に限る。）	魚崎浜町（次の図面に示す部分に限る。）、魚崎南町一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、青木一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、向洋町東三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び深江浜町（次の図面に示す部分に限る。）

次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域	一　北緯三十四度四十二分五十三秒、東経百三十五度十七分二十四秒の点 二　北緯三十四度四十二分五十二秒、東経百三十五度十七分三十五秒の点 三　北緯三十四度四十二分十九秒、東経百三十五度十七分五十七秒の点 四　北緯三十四度四十二分九秒、東経百三十五度十七分五十八秒の点 五　北緯三十四度四十一分四十九秒、東経百三十五度十七分五十一秒の点 六　北緯三十四度四十一分四十一秒、東経百三十五度十七分十九秒の点 七　北緯三十四度四十一分五十四秒、東経百三十五度十六分三十六秒の点 八　北緯三十四度四十二分八秒、東経百三十五度十六分二十五秒の点

		九　北緯三十四度四十二分二十九秒、東経百三十五度十六分三十五秒の点 十　北緯三十四度四十二分三十秒、東経百三十五度十六分三十四秒の点
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		

対象防衛関係施設の所在地	兵庫県淡路市	久留麻三十一番八号
対象防衛関係施設の区域	兵庫県淡路市	久留麻（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	兵庫県淡路市	浦及び久留麻（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
		一　北緯三十四度三十二分二十八秒、東経百三十四度五十九分四十六秒の点 二　北緯三十四度三十二分八秒、東経百三十五度〇分十四秒の点 三　北緯三十四度三十二分〇秒、東経百三十五度〇分二十秒の点 四　北緯三十四度三十一分二十八秒、東経百三十五度〇分十二
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	

		秒の点
		五　北緯三十四度三十一分十二秒、東経百三十四度五十九分五十二秒の点
		六　北緯三十四度三十一分十二秒、東経百三十四度五十九分三十五秒の点
		七　北緯三十四度三十一分十三秒、東経百三十四度五十九分二十七秒の点
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。		

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百十六　海上自衛隊由良基地分遣隊

対象防衛関係施設の所在地		対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
和歌山県日高郡由良町	大字阿戸七百八番地五	和歌山県日高郡由良町	和歌山県日高郡日高町	大字志賀（次の図面に示す部分に限る。）
		大字阿戸（次の図面に示す部分に限る。）	和歌山県日高郡由良町	大字網代、大字阿戸（次の図面に示す部分に限る。）、大字江ノ駒（次の図面に示す部分に限る。）、大字里（次の図面に示す部分に限る。）及び大字吹井（次の図面に示す部分に限る。）

次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一　北緯三十三度五十七分十二秒、東経百三十五度六分五秒の点 二　北緯三十三度五十七分二十五秒、東経百三十五度六分一秒の点 三　北緯三十三度五十七分四十秒、東経百三十五度六分三秒の点 四　北緯三十三度五十七分四十二秒、東経百三十五度六分六秒の点 五　北緯三十五度五十七分四十五秒、東経百三十五度六分七秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区

域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百十七　海上自衛隊呉教育隊

対象防衛関係施設の所在地	広島県呉市	幸町一番一号
対象防衛関係施設の区域	広島県呉市	幸町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周	広島県呉市	青山町、海岸一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、神原町（次の図面に示す部分に限る。）、幸町、三条一丁目から四丁目まで、

辺地域	三和町（次の図面に示す部分に限る。）、清水一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、昭和町（次の図面に示す部分に限る。）、宝町、中央一丁目から五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、築地町（次の図面に示す部分に限る。）、中通一丁目から四丁目まで、西愛宕町（次の図面に示す部分に限る。）、西中央一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、西三津田町（次の図面に示す部分に限る。）、東愛宕町（次の図面に示す部分に限る。）、東川原石町（次の図面に示す部分に限る。）、東中央一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、東三津田町（次の図面に示す部分に限る。）、本通一丁目から五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、本町、宮原一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から六丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、七丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び九丁目（次の図面に示す部分に限る。）、室瀬町（次の図面に示す部分に限る。）、八幡町、山手一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、両城一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限

る。）、和庄一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、和庄登町並びに和庄本町（次の図面に示す部分に限る。）	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一　北緯三十四度十三分五十秒、東経百三十二度三十三分九秒の点 二　北緯三十四度十三分五十六秒、東経百三十二度三十三分〇秒の点 三　北緯三十四度十四分二十三秒、東経百三十二度三十二分四十七秒の点 四　北緯三十四度十四分二十九秒、東経百三十二度三十二分五十秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区

域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百十八　海上自衛隊呉艦隊基地隊

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周
広島県呉市	広島県呉市	広島県呉市
幸町七番一号	幸町（次の図面に示す部分に限る。）	青山町、海岸一丁目、神原町（次の図面に示す部分に限る。）、幸町、三条一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）

辺地域	
	まで及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三和町（次の図面に示す部分に限る。）、清水一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、昭和町（次の図面に示す部分に限る。）、宝町、中央一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、築地町（次の図面に示す部分に限る。）、中通一丁目から三丁目まで、西中央一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、東川原石町（次の図面に示す部分に限る。）、船見町（次の図面に示す部分に限る。）、本通一丁目から三丁目まで、本町（次の図面に示す部分に限る。）、宮原一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から八丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、九丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び十丁目（次の図面に示す部分に限る。）、宮原村（次の図面に示す部分に限る。）、室瀬町（次の図面に示す部分に限る。）、八幡町、山手一丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに両城一丁目（次の図面に示す部分に限る。）
一に掲げる点と	一　北緯三十四度十三分五十三秒、東経百三十二度三十二分四

二に掲げる点とを結んだ線及びこれらの点を結ぶ海岸線により囲まれた海域	十二秒の点 二　北緯三十四度十四分二十九秒、東経百三十二度三十二分三十六秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百十九　海上自衛隊佐伯基地分遣隊

対象防衛関係施設の所在地	大分県佐伯市	鶴谷町三丁目三番三十七号
対象防衛関係施設の区域	大分県佐伯市	鶴谷町二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	大分県佐伯市	駅前一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、春日町（次の図面に示す部分に限る。）、蟹田（次の図面に示す部分に限る。）、葛港（次の図面に示す部分に限る。）、鶴谷町一丁目から三丁目まで、常盤東町（次の図面に示す部分に限る。）、中江町、長島町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、西浜（次の図面に示す部分に限る。）、野岡町一丁目及び二丁目、東浜（次の図面に示す部分に限る。）、東町、日の出町並びに平野町（次の図面に示す部分に限る。）並びに駅前一丁

目及び二丁目、春日町、葛港、蟹田、鶴谷町一丁目から三丁目まで、常盤東町、中江町、長島町一丁目及び二丁目、西浜、野岡町一丁目及び二丁目、東浜、東町、日の出町並びに平野町以外の次の図面に示す地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域 一　北緯三十二度五十八分四十二秒、東経百三十一度五十四分十六秒の点 二　北緯三十二度五十八分四十九秒、東経百三十一度五十四分三十二秒の点 三　北緯三十二度五十八分五十二秒、東経百三十一度五十四分五十六秒の点 四　北緯三十二度五十八分四十秒、東経百三十一度五十五分二十八秒の点 五　北緯三十二度五十八分二十二秒、東経百三十一度五十五分三十六秒の点 六　北緯三十二度五十七分五十八秒、東経百三十一度五十五分三十六秒の点

	七　北緯三十二度五十七分四十二秒、東経百三十一度五十五分二十四秒の点
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。	

対象防衛関係施設の所在地	広島県江田島市	
対象防衛関係施設の区域	広島県江田島市	江田島町及び江田島町切串一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	広島県江田島市	江田島町（次の図面に示す部分に限る。）、江田島町切串一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに江田島町小用四丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と八に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれ	一　北緯三十四度十七分十二秒、東経百三十二度二十八分十四秒の点 二　北緯三十四度十七分四十七秒、東経百三十二度二十八分三十三秒の点 三　北緯三十四度十七分四十八秒、東経百三十二度二十九分七秒の点

た海域		
四　北緯三十四度十七分三十一秒、東経百三十二度二十九分四十九秒の点 五　北緯三十四度十七分〇秒、東経百三十二度三十分十秒の点 六　北緯三十四度十六分〇秒、東経百三十二度三十分十二秒の点 七　北緯三十四度十六分〇秒、東経百三十二度三十分九秒の点 八　北緯三十四度十六分十秒、東経百三十二度二十九分五十二秒の点		

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる

区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百二十一　海上自衛隊呉弾薬整備補給所大麗女弾薬庫

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
広島県呉市	広島県呉市	広島県呉市
吉浦町字麗女	若葉町（次の図面に示す部分に限る。）	瀬戸見町（次の図面に示す部分に限る。）、晴海町（次の図面に示す部分に限る。）、光町（次の図面に示す部分に限る。）、吉浦池ノ浦町（次の図面に示す部分に限る。）、吉浦新町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び若葉町並びに瀬戸見町、晴見町、光町、吉浦池ノ浦町、吉浦新町二丁目及び若葉町以外の次の図

面に示す地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と九に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域
一　北緯三十四度十四分三十七秒、東経百三十二度三十二分七秒の点 二　北緯三十四度十四分二十秒、東経百三十二度三十二分六秒の点 三　北緯三十四度十三分五十六秒、東経百三十二度三十一分四十秒の点 四　北緯三十四度十三分五十七秒、東経百三十二度三十分五十七秒の点 五　北緯三十四度十四分十九秒、東経百三十二度三十分三十六秒の点 六　北緯三十四度十四分四十八秒、東経百三十二度三十分三十七秒の点 七　北緯三十四度十五分六秒、東経百三十二度三十分五十七秒の点 八　北緯三十四度十五分十一秒、東経百三十二度三十一分二十	

		五秒の点
		九　北緯三十四度十五分五秒、東経百三十二度三十一分四十八秒の点
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		

対象防衛関係施設の所在地	広島県江田島市	江田島町江南三丁目二番一号
対象防衛関係施設の区域	広島県江田島市	江田島町江南三丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	広島県江田島市	江田島町（次の図面に示す部分に限る。）、江田島町秋月四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、江田島町江南一丁目から三丁目まで、江田島町鷲部四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び大柿町飛渡瀬（次の図面に示す部分に限る。）
		次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸
		一　北緯三十四度十二分四十二秒、東経百三十二度二十九分二十二秒の点
		二　北緯三十四度十二分三十二秒、東経百三十二度二十九分三十七秒の点
		三　北緯三十四度十二分六秒、東経百三十二度二十九分五十六

線により囲まれた海域	秒の点 四　北緯三十四度十一分五十五秒、東経百三十二度二十九分五十六秒の点 五　北緯三十四度十一分二十九秒、東経百三十二度二十九分三十一秒の点 六　北緯三十四度十一分二十一秒、東経百三十二度二十八分四十六秒の点 七　北緯三十四度十一分三十七秒、東経百三十二度二十八分二十三秒の点	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百二十三　海上自衛隊呉造修補給所吉浦燃料貯蔵所

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
広島県呉市	広島県呉市	広島県呉市
吉浦町	吉浦町（次の図面に示す部分に限る。）	狩留賀町、松葉町（次の図面に示す部分に限る。）、吉浦池ノ浦町（次の図面に示す部分に限る。）、吉浦岩神町、吉浦上城町（次の図面に示す部分に限る。）、吉浦神賀町、吉浦新出町（次の図面に示す部分に限る。）、吉浦新町一丁目及び二丁目（次の図面

に示す部分に限る。）、吉浦潭鼓町（次の図面に示す部分に限る。）、吉浦町（次の図面に示す部分に限る。）、吉浦中町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、吉浦西城町、吉浦東本町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、吉浦東町（次の図面に示す部分に限る。）、吉浦本町一丁目から三丁目まで、吉浦松葉町（次の図面に示す部分に限る。）、吉浦宮花町並びに若葉町（次の図面に示す部分に限る。）	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域 一　北緯三十四度十五分二秒、東経百三十二度三十一分五十秒の点 二　北緯三十四度十四分四十八秒、東経百三十二度三十一分二十四秒の点 三　北緯三十四度十四分四十七秒、東経百三十二度三十分五十一秒の点 四　北緯三十四度十五分四秒、東経百三十二度三十分二十二秒の点 五　北緯三十四度十五分二十三秒、東経百三十二度三十分十六

		秒の点 六　北緯三十四度十五分四十八秒、東経百三十二度三十分二十秒の点 七　北緯三十四度十六分十六秒、東経百三十二度三十分五十八秒の点
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		

二百二十四　海上自衛隊呉港務部第三区

対象防衛関係施設の所在地	広島県呉市	宝町八番二十四号
対象防衛関係施設の区域	広島県呉市	宝町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	広島県呉市	海岸一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、幸町（次の図面に示す部分に限る。）、三条一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、昭和町（次の図面に示す部分に限る。）、宝町、中央一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、築地町、中通一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、西愛宕町（次の図面に示す部分に限る。）、西川原石町（次の図面に示す部分に限る。）、西中央一丁目及び二丁目、東愛宕町（次の図面に示す部分に限る。）、東川原石町、東塩屋町（次の図面

に示す部分に限る。）、光町（次の図面に示す部分に限る。）並びに両城一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）		
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域	
	一　北緯三十四度十三分五十四秒、東経百三十二度三十三分十三秒の点 二　北緯三十四度十三分五十六秒、東経百三十二度三十二分四十一秒の点 三　北緯三十四度十四分十七秒、東経百三十二度三十二分二十一秒の点 四　北緯三十四度十四分三十五秒、東経百三十二度三十二分二十二秒の点 五　北緯三十四度十四分四十四秒、東経百三十二度三十二分二十六秒の点 六　北緯三十四度十四分四十九秒、東経百三十二度三十二分二十九秒の点	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百二十五　海上自衛隊下関基地隊

対象防衛関係施設の所在地		
対象防衛関係施設	山口県下関市	永田本町四丁目八番一号
対象防衛関係施設	山口県下関市	永田本町四丁目（次の図面に示す部分に限る。）

の区域		
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	山口県下関市	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と九に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域
	大字永田郷（次の図面に示す部分に限る。）、大字吉見下（次の図面に示す部分に限る。）、永田本町一丁目から四丁目まで、吉見古宿町（次の図面に示す部分に限る。）、吉見里町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、吉見新町一丁目及び二丁目、吉見本町一丁目及び二丁目並びに吉見竜王町	一　北緯三十四度三分五十秒、東経百三十度五十四分二十一秒の点 二　北緯三十四度三分四十三秒、東経百三十度五十四分十八秒の点 三　北緯三十四度三分三十七秒、東経百三十度五十四分十一秒の点 四　北緯三十四度三分十七秒、東経百三十度五十三分五十七秒の点 五　北緯三十四度三分十二秒、東経百三十度五十三分二十秒の

		点
		六　北緯三十四度三分二十八秒、東経百三十度五十二分五十四秒の点
		七　北緯三十四度三分五十秒、東経百三十度五十二分四十一秒の点
		八　北緯三十四度四分二十秒、東経百三十度五十二分四十二秒の点
		九　北緯三十四度四分三十一秒、東経百三十度五十二分五十五秒の点
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。		

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百二十六　海上自衛隊沖縄基地隊（本部地区）

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
沖縄県うるま市	沖縄県うるま市	沖縄県うるま市
勝連平敷屋源河原三千九十五番地	勝連平敷屋（次の図面に示す部分に限る。）	勝連平敷屋及び与那城饒辺（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに勝連平敷屋及び与那城饒辺以外の次の図面に示す地域

次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と九に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域	
一　北緯二十六度十八分四十九秒、東経百二十七度五十五分九秒の点	
二　北緯二十六度十八分三十四秒、東経百二十七度五十五分三十五秒の点	
三　北緯二十六度十八分十四秒、東経百二十七度五十五分四十八秒の点	
四　北緯二十六度十七分四十秒、東経百二十七度五十五分三十六秒の点	
五　北緯二十六度十七分二十九秒、東経百二十七度五十五分十八秒の点	
六　北緯二十六度十七分二十五秒、東経百二十七度五十五分三秒の点	
七　北緯二十六度十七分二十六秒、東経百二十七度五十四分五十六秒の点	
八　北緯二十六度十七分四十三秒、東経百二十七度五十四分二十二秒の点	
九　北緯二十六度十八分四秒、東経百二十七度五十四分十七秒	

		の点
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		
二百二十七　海上自衛隊沖縄基地隊（桟橋地区）	対象防衛関係施設	沖縄県うるま市
		勝連平敷屋源河原千七百三番地二

の所在地			
対象防衛関係施設の区域	沖縄県うるま市	勝連平敷屋（次の図面に示す部分に限る。）	
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県うるま市	勝連内間及び勝連平敷屋（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに勝連内間及び勝連平敷屋以外の次の図面に示す地域	
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と八に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域	一　北緯二十六度十七分四十五秒、東経百二十七度五十五分七秒の点 二　北緯二十六度十七分三十秒、東経百二十七度五十五分〇秒の点 三　北緯二十六度十七分二十五秒、東経百二十七度五十四分五十四秒の点 四　北緯二十六度十七分十五秒、東経百二十七度五十四分二十三秒の点 五　北緯二十六度十七分十九秒、東経百二十七度五十四分十秒	

		の点 六　北緯二十六度十七分四十一秒、東経百二十七度五十三分四十八秒の点 七　北緯二十六度十八分七秒、東経百二十七度五十三分五十秒の点 八　北緯二十六度十八分十六秒、東経百二十七度五十三分五十八秒の点
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。		

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百二十八　海上自衛隊崎辺地区

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
長崎県佐世保市崎辺町官有無番地	長崎県佐世保市崎辺町、天神町及び前畑町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	長崎県佐世保市庵浦町（次の図面に示す部分に限る。）、崎辺町、十郎新町（次の図面に示す部分に限る。）、天神四丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、天神町（次の図面に示す部分に限る。）、東浜町（次の図面に示す部分に限る。）、干尽町（次の図面に示す部分に限る。）並びに前畑町（次の図面に示す部分に限る。）

次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十六に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域	一　北緯三十三度八分六秒、東経百二十九度四十四分四十一秒の点 二　北緯三十三度八分五秒、東経百二十九度四十四分四十一秒の点 三　北緯三十三度八分三秒、東経百二十九度四十四分四十一秒の点 四　北緯三十三度八分二秒、東経百二十九度四十四分三十九秒の点 五　北緯三十三度八分二秒、東経百二十九度四十四分三十八秒の点 六　北緯三十三度七分三十八秒、東経百二十九度四十四分三十七秒の点 七　北緯三十三度七分十三秒、東経百二十九度四十四分十秒の点 八　北緯三十三度七分〇秒、東経百二十九度四十三分二十六秒の点

九　北緯三十三度七分二十秒、東経百二十九度四十二分五十一秒の点

十　北緯三十三度七分三十六秒、東経百二十九度四十二分四十九秒の点

十一　北緯三十三度七分五十五秒、東経百二十九度四十二分三十六秒の点

十二　北緯三十三度八分二十三秒、東経百二十九度四十二分三十秒の点

十三　北緯三十三度八分四十七秒、東経百二十九度四十二分五十六秒の点

十四　北緯三十三度八分五十五秒、東経百二十九度四十三分十九秒の点

十五　北緯三十三度八分五十四秒、東経百二十九度四十三分三十秒の点

十六　北緯三十三度八分五十二秒、東経百二十九度四十三分四十秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百二十九　海上自衛隊干尽地区

対象防衛関係施設の所在地	長崎県佐世保市干尽町九番九号

対象防衛関係施設の区域	長崎県佐世保市	干尽町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	長崎県佐世保市	稲荷町、大宮町（次の図面に示す部分に限る。）、塩浜町、潮見町、島地町（次の図面に示す部分に限る。）、下京町、白南風町（次の図面に示す部分に限る。）、新港町、須田尾町（次の図面に示す部分に限る。）、大黒町（次の図面に示す部分に限る。）、立神町（次の図面に示す部分に限る。）、天神町（次の図面に示す部分に限る。）、戸尾町（次の図面に示す部分に限る。）、東山町（次の図面に示す部分に限る。）、干尽町（次の図面に示す部分に限る。）、平瀬町（次の図面に示す部分に限る。）、福石町、藤原町（次の図面に示す部分に限る。）、前畑町（次の図面に示す部分に限る。）、松川町（次の図面に示す部分に限る。）、三浦町、山県町（次の図面に示す部分に限る。）、山祇町（次の図面に示す部分に限る。）、万津町及び若葉町
		一に掲げる点と
		一　北緯三十三度八分五十二秒、東経百二十九度四十三分四十

秒の点	
二　北緯三十三度八分五十三秒、東経百二十九度四十三分三十秒の点	
二に掲げる点とを結んだ線及びこれらの点を結ぶ海岸線により囲まれた海域	
三　北緯三十三度八分五十五秒、東経百二十九度四十三分十九秒の点	次に掲げる点を順次に結んだ線及び三に掲げる点と九に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域
四　北緯三十三度九分二秒、東経百二十九度四十二分五十秒の点	
五　北緯三十三度九分九秒、東経百二十九度四十二分四十六秒の点	
六　北緯三十三度九分三十二秒、東経百二十九度四十二分四十四秒の点	
七　北緯三十三度九分三十八秒、東経百二十九度四十二分四十二秒の点	
八　北緯三十三度九分四十七秒、東経百二十九度四十二分四十	

		九秒の点
		九　北緯三十三度九分五十六秒、東経百二十九度四十三分二秒の点
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		

対象防衛関係施設の所在地	鹿児島県大島郡瀬戸内町	大字古仁屋字船津二十七番地
対象防衛関係施設の区域	鹿児島県大島郡瀬戸内町	大字古仁屋船津（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	鹿児島県大島郡瀬戸内町	大字古仁屋（次の図面に示す部分に限る。）、大字古仁屋大湊、大字古仁屋春日、大字古仁屋高丘（次の図面に示す部分に限る。）、大字古仁屋船津、大字古仁屋松江、大字古仁屋宮前、大字清水（次の図面に示す部分に限る。）、大字手安（次の図面に示す部分に限る。）、古仁屋瀬久井西及び古仁屋瀬久井東
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる	一　北緯二十八度八分七秒、東経百二十九度十九分十八秒の点 二　北緯二十八度八分〇秒、東経百二十九度十八分四十二秒の点 三　北緯二十八度八分二十九秒、東経百二十九度十八分十四秒

点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	の点 四　北緯二十八度八分四十九秒、東経百二十九度十八分二十秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の所在地	長崎県対馬市	美津島町竹敷四番地百九十一
対象防衛関係施設の区域	長崎県対馬市	美津島町竹敷（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	長崎県対馬市	美津島町黒瀬及び美津島町竹敷（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸	一　北緯三十四度十八分三十三秒、東経百二十九度十七分三十五秒の点 二　北緯三十四度十八分三十七秒、東経百二十九度十七分三十五秒の点 三　北緯三十四度十八分五十六秒、東経百二十九度十七分五十九秒の点 四　北緯三十四度十八分五十五秒、東経百二十九度十八分二十

		域以外の区域
九秒の点 五　北緯三十四度十八分四十五秒、東経百二十九度十八分四十七秒の点 六　北緯三十四度十八分三十一秒、東経百二十九度十八分五十八秒の点 七　北緯三十四度十八分二秒、東経百二十九度十八分五十八秒の点 八　北緯三十四度十七分四十九秒、東経百二十九度十八分四十三秒の点 九　北緯三十四度十七分四十秒、東経百二十九度十八分二十一秒の点 十　北緯三十四度十七分四十一秒、東経百二十九度十八分七秒の点		

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百三十二　海上自衛隊壱岐警備所

対象防衛関係施設の所在地	長崎県壱岐市	
対象防衛関係施設の区域	勝本町東触二千七百七十六番地六 勝本町東触（次の図面に示す部分に限る。）	

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	長崎県壱岐市勝本町勝本浦及び勝本町東触（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と二十に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域	一　北緯三十三度五十二分七秒、東経百二十九度四十分二十六秒の点 二　北緯三十三度五十二分二十七秒、東経百二十九度四十分三十六秒の点 三　北緯三十三度五十二分四十五秒、東経百二十九度四十分五十二秒の点 四　北緯三十三度五十二分四十八秒、東経百二十九度四十一分三秒の点 五　北緯三十三度五十二分三十四秒、東経百二十九度四十一分四十七秒の点 六　北緯三十三度五十二分十五秒、東経百二十九度四十一分四十七秒の点 七　北緯三十三度五十二分六秒、東経百二十九度四十一分五十四秒の点

八　北緯三十三度五十二分四秒、東経百二十九度四十一分五十三秒の点

九　北緯三十三度五十一分五十一秒、東経百二十九度四十一分五十五秒の点

十　北緯三十三度五十一分三十五秒、東経百二十九度四十一分四十六秒の点

十一　北緯三十三度五十一分二十九秒、東経百二十九度四十一分四十四秒の点

十二　北緯三十三度五十一分二十七秒、東経百二十九度四十一分四十四秒の点

十三　北緯三十三度五十一分二十五秒、東経百二十九度四十一分四十一秒の点

十四　北緯三十三度五十一分二十三秒、東経百二十九度四十一分三十五秒の点

十五　北緯三十三度五十一分二十一秒、東経百二十九度四十一分二十一秒の点

十六　北緯三十三度五十一分二十一秒、東経百二十九度四十一

		分〇秒の点
		十七　北緯三十三度五十一分三十一秒、東経百二十九度四十分四十四秒の点
		十八　北緯三十三度五十一分四十九秒、東経百二十九度四十分二十九秒の点
		十九　北緯三十三度五十一分五十六秒、東経百二十九度四十分三十二秒の点
		二十　北緯三十三度五十一分五十一秒、東経百二十九度四十分二十九秒の点
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。		

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百三十三　海上自衛隊上対馬警備所

対象防衛関係施設の所在地	長崎県対馬市	上対馬町大浦八百四十七番地
対象防衛関係施設の区域	長崎県対馬市	上対馬町大浦及び上対馬町鰐浦（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	長崎県対馬市	上対馬町大浦、上対馬町河内、上対馬町豊及び上対馬町鰐浦（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を	一　北緯三十四度四十分三十一秒、東経百二十九度二十六分一

順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域	秒の点 二　北緯三十四度四十分二十七秒、東経百二十九度二十五分四十三秒の点 三　北緯三十四度四十分三十四秒、東経百二十九度二十五分十二秒の点 四　北緯三十四度四十分五十五秒、東経百二十九度二十四分五十六秒の点
次に掲げる点を順次に結んだ線及び五に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	五　北緯三十四度四十一分二秒、東経百二十九度二十四分五十五秒の点 六　北緯三十四度四十一分十一秒、東経百二十九度二十四分五十六秒の点 七　北緯三十四度四十一分二十一秒、東経百二十九度二十五分一秒の点
次に掲げる点を	八　北緯三十四度四十一分三十三秒、東経百二十九度二十五分

	順次に結んだ線及び八に掲げる点と十四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域	十四秒の点 九　北緯三十四度四十一分三十六秒、東経百二十九度二十五分十八秒の点 十　北緯三十四度四十一分三十八秒、東経百二十九度二十五分二十三秒の点 十一　北緯三十四度四十一分四十一秒、東経百二十九度二十五分三十八秒の点 十二　北緯三十四度四十一分四十秒、東経百二十九度二十五分四十二秒の点 十三　北緯三十四度四十一分四十一秒、東経百二十九度二十五分五十一秒の点 十四　北緯三十四度四十一分三十九秒、東経百二十九度二十六分九秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百三十四　海上自衛隊下対馬警備所

対象防衛関係施設の所在地	長崎県対馬市	
対象防衛関係施設の区域	長崎県対馬市厳原町安神（次の図面に示す部分に限る。）	厳原町安神五百五十番地

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	長崎県対馬市厳原町安神及び厳原町久和（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域 一　北緯三十四度八分四十一秒、東経百二十九度十七分一秒の点 二　北緯三十四度八分九秒、東経百二十九度十七分四十秒の点 三　北緯三十四度七分三十一秒、東経百二十九度十七分三十六秒の点 四　北緯三十四度七分十二秒、東経百二十九度十六分五十七秒の点 五　北緯三十四度七分二十九秒、東経百二十九度十六分三秒の点 六　北緯三十四度七分三十六秒、東経百二十九度十五分五十九秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネッ

トの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百三十五　海上自衛隊佐世保弾薬整備補給所金山弾薬庫

対象防衛関係施設の所在地	長崎県佐世保市	大塔町金山
対象防衛関係施設の区域	長崎県佐世保市	白岳町及び大塔町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	長崎県佐世保市有福町（次の図面に示す部分に限る。）、大岳台町、沖新町（次の図面に示す部分に限る。）、卸本町（次の図面に示す部分に限る。）、白岳町（次の図面に示す部分に限る。）、大塔町（次の図面に示す部分に限る。）、ひうみ町（次の図面に示す部分に限る。）及び東浜町（次の図面に示す部分に限る。）	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域 一　北緯三十三度八分三十六秒、東経百二十九度四十六分二十四秒の点 二　北緯三十三度八分二十七秒、東経百二十九度四十六分二十四秒の点 三　北緯三十三度七分五十四秒、東経百二十九度四十五分五十五秒の点 四　北緯三十三度七分四十八秒、東経百二十九度四十五分五十二秒の点 五　北緯三十三度七分五十二秒、東経百二十九度四十五分三十五秒の点

		六　北緯三十三度七分五十一秒、東経百二十九度四十五分三十二秒の点 七　北緯三十三度八分十一秒、東経百二十九度四十四分四十八秒の点
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		

対象防衛関係施設の所在地	長崎県佐世保市	針尾北町
対象防衛関係施設の区域	長崎県佐世保市	針尾北町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	長崎県佐世保市	有福町、江上町、崎辺町、針尾北町及び東浜町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる一から六の点を順次に結んだ線、六に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線、次の点	一　北緯三十三度六分二十六秒、東経百二十九度四十五分七秒 二　北緯三十三度六分二十七秒、東経百二十九度四十四分四十七秒の点 三　北緯三十三度七分五秒、東経百二十九度四十三分五十八秒

に掲げる七から十三の点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十三に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域	四　北緯三十三度七分三十三秒、東経百二十九度四十三分五十八秒の点 五　北緯三十三度七分四十秒、東経百二十九度四十四分四秒の点 六　北緯三十三度七分五十六秒、東経百二十九度四十四分二十三秒の点 七　北緯三十三度八分〇秒、東経百二十九度四十四分三十三秒の点 八　北緯三十三度八分三秒、東経百二十九度四十四分三十六秒の点 九　北緯三十三度八分三秒、東経百二十九度四十四分三十九秒の点 十　北緯三十三度八分五秒、東経百二十九度四十四分四十一秒の点 十一　北緯三十三度八分五秒、東経百二十九度四十五分十二秒の点 十二　北緯三十三度八分三秒、東経百二十九度四十五分十八秒

の点		
十三　北緯三十三度七分五十三秒、東経百二十九度四十五分二十八秒の点		
十四　北緯三十三度七分五十一秒、東経百二十九度四十五分三十一秒の点	十四に掲げる点と十五に掲げる点とを結んだ線及びこれらの点を結ぶ海岸線により囲まれた海域	
十五　北緯三十三度七分三十八秒、東経百二十九度四十五分四十七秒の点		

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区

域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百三十七　海上自衛隊佐世保造修補給所立神桟橋

対象防衛関係施設の所在地	長崎県佐世保市	立神町無番地
対象防衛関係施設の区域	長崎県佐世保市	立神町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周	長崎県佐世保市	赤崎町（次の図面に示す部分に限る。）、今福町（次の図面に示す部分に限る。）、神島町（次の図面に示す部分に限る。）、小島

辺地域

町（次の図面に示す部分に限る。）、金比良町（次の図面に示す部分に限る。）、塩浜町（次の図面に示す部分に限る。）、新港町（次の図面に示す部分に限る。）、立神町（次の図面に示す部分に限る。）、干尽町（次の図面に示す部分に限る。）、平瀬町（次の図面に示す部分に限る。）、御船町（次の図面に示す部分に限る。）、山県町（次の図面に示す部分に限る。）及び万津町	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域 一　北緯三十三度九分二十六秒、東経百二十九度四十三分三十一秒の点 二　北緯三十三度九分十四秒、東経百二十九度四十三分二十八秒の点 三　北緯三十三度九分一秒、東経百二十九度四十三分十八秒の点 四　北緯三十三度八分五十五秒、東経百二十九度四十三分三秒の点 五　北緯三十三度八分五十八秒、東経百二十九度四十二分二十

		四秒の点 六　北緯三十三度九分三十四秒、東経百二十九度四十二分三秒の点 七　北緯三十三度九分四十七秒、東経百二十九度四十二分四秒の点
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		

二百三十八　海上自衛隊佐世保造修補給所西倉庫

対象防衛関係施設の所在地	長崎県佐世保市	立神町無番地
対象防衛関係施設の区域	長崎県佐世保市	立神町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	長崎県佐世保市	赤崎町（次の図面に示す部分に限る。）、泉町、今福町、鵜渡越町（次の図面に示す部分に限る。）、上町、神島町、小島町（次の図面に示す部分に限る。）、金比良町、塩浜町（次の図面に示す部分に限る。）、島地町（次の図面に示す部分に限る。）、新港町（次の図面に示す部分に限る。）、園田町、立神町（次の図面に示す部分に限る。）、長尾町、西大久保町（次の図面に示す部分に限る。）、浜田町（次の図面に示す部分に限る。）、東大久保町（次の図面に示す部分に限る。）、平瀬町、松浦町（次の図面

に示す部分に限る。）、湊町、御船町、元町、矢岳町（次の図面に示す部分に限る。）、山県町（次の図面に示す部分に限る。）及び万津町	一　北緯三十三度九分三十九秒、東経百二十九度四十三分六秒の点 二　北緯三十三度九分二十八秒、東経百二十九度四十二分五十三秒の点 三　北緯三十三度九分二十一秒、東経百二十九度四十二分十八秒の点	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と三に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区

域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百三十九　海上自衛隊平瀬地区

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周
長崎県佐世保市	長崎県佐世保市	長崎県佐世保市
平瀬町無番地	平瀬町（次の図面に示す部分に限る。）	相生町、泉町、今福町、鵜渡越町（次の図面に示す部分に限る。）、上町、上京町、神島町（次の図面に示す部分に限る。）、祇園町

辺地域	
	（次の図面に示す部分に限る。）、京坪町、熊野町（次の図面に示す部分に限る。）、光月町、高天町（次の図面に示す部分に限る。）、木場田町、金比良町、栄町、塩浜町、島瀬町、島地町、清水町（次の図面に示す部分に限る。）、下京町、新港町（次の図面に示す部分に限る。）、園田町、高砂町、高梨町（次の図面に示す部分に限る。）、立神町（次の図面に示す部分に限る。）、谷郷町、天満町、常盤町、戸尾町（次の図面に示す部分に限る。）、長尾町、名切町（次の図面に示す部分に限る。）、西大久保町、八幡町（次の図面に示す部分に限る。）、花園町（次の図面に示す部分に限る。）、浜田町、東大久保町（次の図面に示す部分に限る。）、平瀬町、比良町、福田町（次の図面に示す部分に限る。）、松浦町、松川町（次の図面に示す部分に限る。）、万徳町（次の図面に示す部分に限る。）、三浦町（次の図面に示す部分に限る。）、湊町、峰坂町（次の図面に示す部分に限る。）、御船町（次の図面に示す部分に限る。）、宮崎町、宮地町、本島町、元町、矢岳町（次の図面に示す部分に限る。）、山県町及び万津町

一に掲げる点と二に掲げる点とを結んだ線及びこれらの点を結ぶ海岸線により囲まれた海域	一　北緯三十三度九分四十二秒、東経百二十九度四十二分五十八秒の点 二　北緯三十三度九分四十一秒、東経百二十九度四十二分五十一秒の点	
三に掲げる点と四に掲げる点とを結んだ線及びこれらの点を結ぶ海岸線により囲まれた海域	三　北緯三十三度九分四十二秒、東経百二十九度四十二分三十五秒の点 四　北緯三十三度九分五十二秒、東経百二十九度四十二分二十三秒の点	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百四十　海上自衛隊大波射撃場

対象防衛関係施設の所在地	京都府舞鶴市	大字大波	
対象防衛関係施設の区域	京都府舞鶴市	字大波下（次の図面に示す部分に限る。）	

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域		
京都府舞鶴市		
字朝来中（次の図面に示す部分に限る。）、字大波上（次の図面に示す部分に限る。）、字河辺中（次の図面に示す部分に限る。）、字平（次の図面に示す部分に限る。）、字中田（次の図面に示す部分に限る。）、字西屋（次の図面に示す部分に限る。）、字室牛（次の図面に示す部分に限る。）及び中田町	一　北緯三十五度二十九分四十八秒、東経百三十五度二十三分五十三秒の点 二　北緯三十五度二十九分五十七秒、東経百三十五度二十三分四十四秒の点	一に掲げる点と二に掲げる点とを結んだ線及びこれらの点を結ぶ海岸線により囲まれた海域
	三　北緯三十五度三十分三十二秒、東経百三十五度二十三分三十二秒の点 四　北緯三十五度三十分五十二秒、東経百三十五度二十三分四	次に掲げる点を順次に結んだ線及び三に掲げる

点と五に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	十二秒の点 五　北緯三十五度三十分五十七秒、東経百三十五度二十三分四十七秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の所在地	京都府舞鶴市	字泉源寺小字知中百七十五番二
対象防衛関係施設の区域	京都府舞鶴市	字市場及び字泉源寺（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	京都府舞鶴市	字市場（次の図面に示す部分に限る。）、字大波上（次の図面に示す部分に限る。）、字大波下（次の図面に示す部分に限る。）、字北吸（次の図面に示す部分に限る。）、字浜（次の図面に示す部分に限る。）、字泉源寺（次の図面に示す部分に限る。）、字溝尻（次の図面に示す部分に限る。）、愛宕上町、愛宕下町、愛宕中町、愛宕浜町、矢之助町（次の図面に示す部分に限る。）及び竜宮町
		次に掲げる点を
		一　北緯三十五度二十八分四十四秒、東経百三十五度二十三分

順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	九秒の点 二　北緯三十五度二十九分五秒、東経百三十五度二十二分五十八秒の点 三　北緯三十五度二十九分二十二秒、東経百三十五度二十三分一秒の点 四　北緯三十五度二十九分五十三秒、東経百三十五度二十三分二十八秒の点 五　北緯三十五度二十九分五十三秒、東経百三十五度二十三分五十九秒の点	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百四十二　海上自衛隊舞鶴艦隊基地隊

対象防衛関係施設の所在地	京都府舞鶴市	大字浜小字浜二千十八番地
対象防衛関係施設の区域	京都府舞鶴市	字浜（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	京都府舞鶴市	字余部下、字市場、字北吸、字泉源寺、字長浜、字浜及び字溝尻（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を	一　北緯三十五度二十八分三十八秒、東経百三十五度二十二分

順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域	三十二秒の点 二　北緯三十五度二十八分五十二秒、東経百三十五度二十二分三十五秒の点 三　北緯三十五度二十九分十六秒、東経百三十五度二十二分四十四秒の点 四　北緯三十五度二十九分二十八秒、東経百三十五度二十三分十八秒の点 五　北緯三十五度二十九分十八秒、東経百三十五度二十三分四十六秒の点	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百四十三　海上自衛隊新潟基地分遣隊

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
新潟県新潟市東区	新潟県新潟市東区	臨海町一番一号
		臨海町（次の図面に示す部分に限る。）
		秋葉一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、秋葉通二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、大山二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、北葉町、神明町、末広町（次の図面に示す部分に限る。）、長者町、月見町（次の図面に示す部分

に限る。）、東新町（次の図面に示す部分に限る。）、浜町、古川町、古湊町、桃山町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、山の下町、臨海町、臨港一丁目並びに臨港町二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
入船町四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、海辺町一番町、海辺町二番町、窪田町（次の図面に示す部分に限る。）、西船見町（次の図面に示す部分に限る。）、雲雀町（次の図面に示す部分に限る。）、船見町一丁目及び二丁目、室町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、山田町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目並びに竜が島一丁目（次の図面に示す部分に限る。）	新潟県新潟市中央区
一　北緯三十七度五十六分四十七秒、東経百三十九度三分二十九秒の点 二　北緯三十七度五十六分五十四秒、東経百三十九度三分二十九秒の点	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる

点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	三　北緯三十七度五十七分七秒、東経百三十九度三分五十秒の点 四　北緯三十七度五十七分十一秒、東経百三十九度四分十一秒の点	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の所在地	京都府舞鶴市	大字北吸小字北宿千五十九番地
対象防衛関係施設の区域	京都府舞鶴市	字余部下及び字北吸（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	京都府舞鶴市	字余部上、字余部下、字北吸、字長浜、字浜、字森及び桃山町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれ	一　北緯三十五度二十九分十六秒、東経百三十五度二十二分四十四秒の点 二　北緯三十五度二十九分十三秒、東経百三十五度二十三分二十六秒の点 三　北緯三十五度二十八分五十八秒、東経百三十五度二十三分三十秒の点

た区域のうち陸域以外の区域	四　北緯三十五度二十八分五十一秒、東経百三十五度二十三分三十三秒の点 五　北緯三十五度二十八分四十三秒、東経百三十五度二十三分三十七秒の点 六　北緯三十五度二十八分四十秒、東経百三十五度二十三分四十四秒の点	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対

象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百四十五　海上自衛隊舞鶴弾薬整備補給所

対象防衛関係施設の所在地	京都府舞鶴市	大字長浜小字長浜千七番地
対象防衛関係施設の区域	京都府舞鶴市	字長浜（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	京都府舞鶴市	字余部上（次の図面に示す部分に限る。）、字余部下（次の図面に示す部分に限る。）、字北吸（次の図面に示す部分に限る。）、字佐波賀（次の図面に示す部分に限る。）、字下安久（次の図面に示す部分に限る。）、字白杉（次の図面に示す部分に限る。）、字長浜、字和田（次の図面に示す部分に限る。）及び白浜台
		次に掲げる点を
		一　北緯三十五度二十八分二十四秒、東経百三十五度十九分五

順次に結んだ線及び一に掲げる点と十二に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域	十三秒の点 二　北緯三十五度二十八分五十秒、東経百三十五度十九分四十三秒の点 三　北緯三十五度二十九分十九秒、東経百三十五度十九分五十二秒の点 四　北緯三十五度二十九分三十七秒、東経百三十五度十九分五十五秒の点 五　北緯三十五度三十分〇秒、東経百三十五度二十分二十秒の点 六　北緯三十五度三十分七秒、東経百三十五度二十分五十四秒の点 七　北緯三十五度二十九分五十三秒、東経百三十五度二十一分四十九秒の点 八　北緯三十五度二十九分五十七秒、東経百三十五度二十二分二十五秒の点 九　北緯三十五度二十九分四十二秒、東経百三十五度二十二分五十五秒の点

		十　北緯三十五度二十九分二十一秒、東経百三十五度二十三分七秒の点 十一　北緯三十五度二十九分三秒、東経百三十五度二十三分六秒の点 十二　北緯三十五度二十八分四十秒、東経百三十五度二十二分五十秒の点
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対		

象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百四十六　海上自衛隊舞鶴造修補給所大波燃料貯蔵所

対象防衛関係施設の所在地	京都府舞鶴市	大字大波小字大波下官有無番地
対象防衛関係施設の区域	京都府舞鶴市	字大波下（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	京都府舞鶴市	字大波上、字大波下、字佐波賀、字泉源寺、字平及び字中田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と八に掲げる	一　北緯三十五度二十九分二十一秒、東経百三十五度二十三分四十六秒の点 二　北緯三十五度二十九分二十四秒、東経百三十五度二十三分十三秒の点

点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域	三　北緯三十五度二十九分四十六秒、東経百三十五度二十二分五十四秒の点 四　北緯三十五度三十分十四秒、東経百三十五度二十三分〇秒の点 五　北緯三十五度三十分二十四秒、東経百三十五度二十三分一秒の点 六　北緯三十五度三十分二十七秒、東経百三十五度二十三分四秒の点 七　北緯三十五度三十分三十六秒、東経百三十五度二十三分十五秒の点 八　北緯三十五度三十分四十二秒、東経百三十五度二十三分四十一秒の点	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に

含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百四十七　海上自衛隊舞鶴造修補給所浜地区

対象防衛関係施設の所在地	京都府舞鶴市	大字浜二千十六番地
対象防衛関係施設の区域	京都府舞鶴市	字浜（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設	京都府舞鶴市	字余部下、字市場、字北吸、字泉源寺、字長浜、字浜、字溝尻、

に係る対象施設周辺地域		字森、浜町及び桃山町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一　北緯三十五度二十九分十六秒、東経百三十五度二十二分四十四秒の点 二　北緯三十五度二十九分十八秒、東経百三十五度二十二分五十一秒の点 三　北緯三十五度二十九分二十三秒、東経百三十五度二十三分二十二秒の点 四　北緯三十五度二十九分十一秒、東経百三十五度二十三分四十四秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれ

るものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百四十八　海上自衛隊函館基地隊本部

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
北海道函館市	北海道函館市	北海道函館市
大町十番三号	大町及び弁天町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	青柳町（次の図面に示す部分に限る。）、旭町（次の図面に示す部分に限る。）、入舟町（次の図面に示す部分に限る。）、大手町（次の図面に示す部分に限る。）、大町、栄町（次の図面に示す

	部分に限る。）、末広町、豊川町、函館山（次の図面に示す部分に限る。）、東川町（次の図面に示す部分に限る。）、船見町（次の図面に示す部分に限る。）、弁天町（次の図面に示す部分に限る。）、宝来町（次の図面に示す部分に限る。）、元町、弥生町及び若松町（次の図面に示す部分に限る。）
次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と三に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一　北緯四十一度四十六分二十七秒、東経百四十度四十一分五十秒の点 二　北緯四十一度四十六分四十一秒、東経百四十度四十一分五十秒の点 三　北緯四十一度四十六分五十六秒、東経百四十度四十二分九秒の点
次に掲げる点を順次に結んだ線及び四に掲げる	四　北緯四十一度四十六分五十八秒、東経百四十度四十二分十七秒の点 五　北緯四十一度四十六分五十八秒、東経百四十度四十二分五

点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	十八秒の点 六　北緯四十一度四十六分三十九秒、東経百四十度四十三分十八秒の点 七　北緯四十一度四十六分二十五秒、東経百四十度四十三分二十七秒の点	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百四十九　海上自衛隊芦崎訓練場

対象防衛関係施設の所在地	青森県むつ市	大字城ケ沢字早崎の内芦崎二十番地
対象防衛関係施設の区域	青森県むつ市	大字城ケ沢字早崎（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	青森県むつ市	宇田町（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字石橋（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字宇曽利川村（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字宇曽利川村下、大字大湊字大川守（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字大惣沢（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字鷹待（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字西の平（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字水上ノ内チエドリ（次の図面に示す部分に限る。）、大字城ケ沢字相梨子（次の図面に示す部分に限る。）、大字城ケ

沢字馬坂、大字城ケ沢字川向（次の図面に示す部分に限る。）、大字城ケ沢字狐畑、大字城ケ沢字トヤバ（次の図面に示す部分に限る。）、大字城ケ沢字早崎（次の図面に示す部分に限る。）、大湊上町（次の図面に示す部分に限る。）、大湊町（次の図面に示す部分に限る。）及び川守町	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十二に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域 一　北緯四十一度十六分十九秒、東経百四十一度九分二十二秒の点 二　北緯四十一度十六分二十秒、東経百四十一度九分四十秒の点 三　北緯四十一度十六分十秒、東経百四十一度十分二秒の点 四　北緯四十一度十五分五十四秒、東経百四十一度十分十七秒の点 五　北緯四十一度十五分二十七秒、東経百四十一度十分二十二秒の点 六　北緯四十一度十五分〇秒、東経百四十一度十分一十六秒の点

		七　北緯四十一度十四分二十二秒、東経百四十一度十分一秒の点 八　北緯四十一度十四分五秒、東経百四十一度九分四十五秒の点 九　北緯四十一度十三分四十七秒、東経百四十一度九分十九秒の点 十　北緯四十一度十三分四十一秒、東経百四十一度八分五十三秒の点 十一　北緯四十一度十三分四十三秒、東経百四十一度八分二十九秒の点 十二　北緯四十一度十三分五十秒、東経百四十一度八分十一秒の点
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に		

含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百五十　海上自衛隊松前警備所（本部地区）

対象防衛関係施設の所在地	北海道松前郡松前町	字建石五十三番地六
対象防衛関係施設の区域	北海道松前郡松前町	字建石及び字弁天（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設	北海道松前郡松	字愛宕（次の図面に示す部分に限る。）、字大磯（次の図面に示

に係る対象施設周辺地域	前町	す部分に限る。）、字建石（次の図面に示す部分に限る。）及び字弁天多（次の図面に示す部分に限る。）、字博
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一　北緯四十一度二十五分三十一秒、東経百四十度五分五十六秒の点 二　北緯四十一度二十五分七秒、東経百四十度五分五十五秒の点 三　北緯四十一度二十四分四十七秒、東経百四十度五分十八秒の点 四　北緯四十一度二十四分四十六秒、東経百四十度五分一秒の点 五　北緯四十一度二十五分九秒、東経百四十度四分十一秒の点 六　北緯四十一度二十五分四十七秒、東経百四十度四分十二秒の点 七　北緯四十一度二十五分五十秒、東経百四十度四分十四秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百五十一　海上自衛隊松前警備所（レーダー局舎等）

対象防衛関係施設の所在地	
北海道松前郡松前町	字建石二百二十六番地二

対象防衛関係施設の区域	北海道松前郡松前町	字建石（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道松前郡松前町	字愛宕、字建石、字館浜及び字西館（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一　北緯四十一度二十五分二十八秒、東経百四十度四分三十秒の点 二　北緯四十一度二十五分二十六秒、東経百四十度四分二十五秒の点 三　北緯四十一度二十五分二十五秒、東経百四十度四分十九秒の点 四　北緯四十一度二十五分三十八秒、東経百四十度三分五十一秒の点 五　北緯四十一度二十五分五十六秒、東経百四十度三分三十六秒の点 六　北緯四十一度二十六分八秒、東経百四十度三分三十四秒の

		点
		七　北緯四十一度二十六分十四秒、東経百四十度三分三十九秒の点
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		

対象防衛関係施設の所在地	青森県東津軽郡外ケ浜町	字三厩龍浜五十四番地	
対象防衛関係施設の区域	青森県東津軽郡外ケ浜町	字三厩龍浜（次の図面に示す部分に限る。）	
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	青森県東津軽郡外ケ浜町	字三厩宇鉄山（次の図面に示す部分に限る。）、字三厩木落、字三厩源兵衛間、字三厩龍浜、字三厩梹榔（次の図面に示す部分に限る。）及び字三厩鎧嶋（次の図面に示す部分に限る。）並びに字三厩宇鉄山、字三厩木落、字三厩源兵衛間、字三厩龍浜、字三厩梹榔及び字三厩鎧嶋以外の次の図面に示す地域	
	青森県北津軽郡中泊町	大字小泊及び大字小泊袰内（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
次に掲げる点を			

一　北緯四十一度十四分四十九秒、東経百四十度二十分三十四

順次に結んだ線及び一に掲げる点と十一に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域	秒の点 二　北緯四十一度十四分五十秒、東経百四十度二十分三十一秒の点 三　北緯四十一度十四分四十八秒、東経百四十度二十分十八秒の点 四　北緯四十一度十五分十六秒、東経百四十度十九分四十七秒の点 五　北緯四十一度十五分四十四秒、東経百四十度十九分四十七秒の点 六　北緯四十一度十六分八秒、東経百四十度二十分十二秒の点 七　北緯四十一度十六分七秒、東経百四十度二十分五十二秒の点 八　北緯四十一度十五分四十一秒、東経百四十度二十一分二十七秒の点 九　北緯四十一度十五分二十七秒、東経百四十度二十一分二十七秒の点 十　北緯四十一度十五分十六秒、東経百四十度二十一分二十三

		秒の点 十一　北緯四十一度十五分十五秒、東経百四十度二十一分二十二秒の点
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		

対象防衛関係施設の所在地	北海道余市郡余市町	港町国有地
対象防衛関係施設の区域	北海道余市郡余市町	港町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道余市郡余市町	梅川町（次の図面に示す部分に限る。）、富沢町六丁目から八丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで及び九丁目から十四丁目まで並びに港町並びに梅川町、富沢町六丁目から十四丁目まで及び港町以外の次の図面に示す地域
		次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十に掲げる点とを結ぶ海岸
		一　北緯四十三度十三分三十三秒、東経百四十度四十六分三十三秒の点
		二　北緯四十三度十三分三十三秒、東経百四十度四十六分三十四秒の点
		三　北緯四十三度十三分三十一秒、東経百四十度四十六分五十

線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域	六秒の点 四　北緯四十三度十三分二十五秒、東経百四十度四十七分十七秒の点 五　北緯四十三度十三分五秒、東経百四十度四十七分三十五秒の点 六　北緯四十三度十二分四十二秒、東経百四十度四十七分三十四秒の点 七　北緯四十三度十二分二十五秒、東経百四十度四十七分十七秒の点 八　北緯四十三度十二分十五秒、東経百四十度四十六分五十五秒の点 九　北緯四十三度十二分十五秒、東経百四十度四十六分四十一秒の点 十　北緯四十三度十二分二十秒、東経百四十度四十六分二十八秒の点	
備考		

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百五十四　海上自衛隊大湊弾薬整備補給所

対象防衛関係施設の所在地	青森県むつ市	大字大湊字石橋二十五番地
対象防衛関係施設	青森県むつ市	大字大湊字石橋、大字大湊字宇曽利川村、大字大湊字大近川、

の区域		
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	青森県むつ市	大字大湊字釜臥山及び桜木町（いずれも次の図面に示す部分に限る。） 大字大湊字石橋、大字大湊字宇曽利川村（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字宇曽利川村下、大字大湊字宇曽利川村ノ内大道下、大字大湊字大近川（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字釜臥山（次の図面に示す部分に限る。）、大字城ケ沢字相梨子（次の図面に示す部分に限る。）、大字城ケ沢字ウタハタ（次の図面に示す部分に限る。）、大字城ケ沢字馬坂、大字城ケ沢字上堺田、大字城ケ沢字川向、大字城ケ沢字狐畑、大字城ケ沢字クサイナ、大字城ケ沢字堺田、大字城ケ沢字シシコ平沢（次の図面に示す部分に限る。）、大字城ケ沢字下丁塚（次の図面に示す部分に限る。）、大字城ケ沢字重星、大字城ケ沢字助太郎（次の図面に示す部分に限る。）、大字城ケ沢字袖越（次の図面に示す部分に限る。）、大字城ケ沢字滝ノ沢（次の図面に示す部分に限る。）、大字城ケ沢字トヤバ、大字城ケ沢字中丁塚（次の図面に示す部分に限る。）、大字城ケ沢字畑梨子平（次の図面

に示す部分に限る。）、大字城ケ沢字早崎（次の図面に示す部分に限る。）、大字城ケ沢字薪取道（次の図面に示す部分に限る。）、大湊町（次の図面に示す部分に限る。）及び桜木町（次の図面に示す部分に限る。）	一　北緯四十一度十五分六秒、東経百四十一度八分三十六秒の点 二　北緯四十一度十四分五十三秒、東経百四十一度八分四十二秒の点 三　北緯四十一度十四分三十四秒、東経百四十一度八分四十四秒の点	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と三に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に

含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百五十五　海上自衛隊大湊造修補給所芦崎貯油所

対象防衛関係施設の所在地	青森県むつ市	大字城ケ沢字早崎ノ内芦崎二十番地
対象防衛関係施設の区域	青森県むつ市	大字城ケ沢字早崎（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設	青森県むつ市	宇田町、大字城ケ沢字早崎、大湊町及び川守町（いずれも次の

に係る対象施設周辺地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十一に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域（図面に示す部分に限る。）
	一　北緯四十一度十五分四十四秒、東経百四十一度九分一秒の点
	二　北緯四十一度十五分三十九秒、東経百四十一度九分二十九秒の点
	三　北緯四十一度十五分三十九秒、東経百四十一度九分三十三秒の点
	四　北緯四十一度十五分十八秒、東経百四十一度十分九秒の点
	五　北緯四十一度十五分七秒、東経百四十一度十分九秒の点
	六　北緯四十一度十四分三十四秒、東経百四十一度十分〇秒の点
	七　北緯四十一度十四分十二秒、東経百四十一度九分九秒の点
	八　北緯四十一度十四分十七秒、東経百四十一度八分五十秒の点
	九　北緯四十一度十四分二十六秒、東経百四十一度八分三十二秒の点

		十　北緯四十一度十四分四十秒、東経百四十一度八分十七秒の点 十一　北緯四十一度十四分四十八秒、東経百四十一度八分十六秒の点
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		

対象防衛関係施設の所在地	千葉県旭市	三川一万三千八百二十番地
対象防衛関係施設の区域	千葉県旭市	三川（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	千葉県旭市	倉橋、三川、萩園、蛇園及び横根（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考	一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区	

域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百五十七　海上自衛隊市原送信所

対象防衛関係施設の所在地	千葉県市原市
対象防衛関係施設の区域	千葉県市原市新巻二百九十六番地
対象防衛関係施設に係る対象施設周	千葉県市原市新巻及び大桶（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	新巻、大桶及び川在（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

辺地域	千葉県長生郡長柄町	刑部、長柄山及び針ケ谷（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百五十八　海上自衛隊えびの送信所

対象防衛関係施設の所在地	宮崎県えびの市	大字榎田字北野五百七十番地一地先
対象防衛関係施設の区域	宮崎県えびの市	大字榎田、大字小野及び大字大明司（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	熊本県人吉市	段塔町（次の図面に示す部分に限る。）
	宮崎県えびの市	大字小田、大字坂元及び大字大明司（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに大字小田、大字坂元及び大字大明司以外の次の図面に示す地域

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区

域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百五十九　海上自衛隊樺山送信所

対象防衛関係施設の所在地	青森県むつ市	青森県むつ市
対象防衛関係施設の区域	大字田名部字下平	大字田名部字下平（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周		大字関根字名子（次の図面に示す部分に限る。）、大字関根字水川目（次の図面に示す部分に限る。）、大字田名部字桂川目（次

辺地域		
		の図面に示す部分に限る。）、大字田名部字北椛山、大字田名部字小平舘（次の図面に示す部分に限る。）、大字田名部字小平舘ノ内尻釜（次の図面に示す部分に限る。）、大字田名部字下平、大字田名部字鶴沢（次の図面に示す部分に限る。）、大字田名部字前川目、大字田名部字南椛山及び大字田名部字宮後（次の図面に示す部分に限る。）
	青森県下北郡東通村	大字大利字荒谷沢（次の図面に示す部分に限る。）、大字大利字大場沢（次の図面に示す部分に限る。）、大字大利字下川代（次の図面に示す部分に限る。）、大字大利字留沢、大字大利字荷橋（次の図面に示す部分に限る。）、大字大利字冷水（次の図面に示す部分に限る。）及び大字大利字向平（次の図面に示す部分に限る。）
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。		

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百六十　海上自衛隊近川受信所

対象防衛関係施設の所在地	青森県むつ市	大字奥内字栖立場六十九番地
対象防衛関係施設の区域	青森県むつ市	大字奥内字栖立場及び大字奥内字近川（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	青森県むつ市大字奥内字、大字奥内字姥沢、大字奥内字奥内（次の図面に示す部分に限る。）、大字奥内字小渡（次の図面に示す部分に限る。）、大字奥内字佐井ノ上（次の図面に示す部分に限る。）、大字奥内字沢ノ下、大字奥内字栖立場（次の図面に示す部分に限る。）、大字奥内字竹立、大字奥内字舘ノ下（次の図面に示す部分に限る。）、大字奥内字近川（次の図面に示す部分に限る。）、大字奥内字沼山（次の図面に示す部分に限る。）、大字奥内字浜道（次の図面に示す部分に限る。）、大字奥内字江豚沢（次の図面に示す部分に限る。）、大字奥内字坊主流（次の図面に示す部分に限る。）、大字奥内字前谷地、大字奥内字渡戸（次の図面に示す部分に限る。）、大字中野沢字穴明窪（次の図面に示す部分に限る。）、大字中野沢字大近川（次の図面に示す部分に限る。）、大字中野沢字小川（次の図面に示す部分に限る。）及び大字中野沢字近川（次の図面に示す部分に限る。）並びに大字奥内字、大字奥内字姥沢、大字奥内字奥内、大字奥内字小渡、大字奥内字佐井ノ上、大字奥内字沢ノ下、大字奥内字栖立場、大字奥内字竹立、大字奥内字舘ノ下、大字奥内字近川、大字奥内字沼山、

		大字奥内字浜道、大字奥内字江豚沢、大字奥内字坊主流、大字奥内字前谷地、大字奥内字渡戸、大字中野沢字穴明窪、大字中野沢字大近川、大字中野沢字小川及び大字中野沢字近川以外の次の図面に示す地域
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		

対象防衛関係施設の所在地	鹿児島県鹿屋市	串良町細山田二千三十一番地一
対象防衛関係施設の区域	鹿児島県鹿屋市	串良町細山田（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	鹿児島県鹿屋市	串良町細山田（次の図面に示す部分に限る。）
	鹿児島県曽於郡大崎町	野方（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に

含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百六十二　海上自衛隊国頭受信所

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県国頭郡国頭村	字伊地五百九十五番地十一
対象防衛関係施設の区域	沖縄県国頭郡国頭村	字伊地（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設	沖縄県国頭郡国	字伊地、字宇良及び字与那（いずれも次の図面に示す部分に限

に係る対象施設周辺地域	頭村	る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百六十三　海上自衛隊第一術科学校

対象防衛関係施設の所在地	広島県江田島市	
対象防衛関係施設の区域	広島県江田島市	江田島町国有無番地（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	広島県江田島市	江田島町（次の図面に示す部分に限る。）、江田島町秋月一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、江田島町国有無番地、江田島町小用一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、江田島町中央一丁目から五丁目まで、江田島町宮ノ原一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに江田島町鷲部一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる	一　北緯三十四度十三分四十六秒、東経百三十二度二十八分四十六秒の点 二　北緯三十四度十三分四十三秒、東経百三十二度二十八分八秒の点

点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	三　北緯三十四度十四分二十四秒、東経百三十二度二十七分二十八秒の点 四　北緯三十四度十四分四十八秒、東経百三十二度二十七分十四秒の点 五　北緯三十四度十五分三秒、東経百三十二度二十七分十七秒の点 六　北緯三十四度十五分十五秒、東経百三十二度二十七分二十五秒の点 七　北緯三十四度十五分十六秒、東経百三十二度二十七分二十八秒の点	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれ

るものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百六十四　海上自衛隊第一術科学校大原訓練場

対象防衛関係施設の所在地	広島県江田島市	江田島町大原国有無番地
対象防衛関係施設の区域	広島県江田島市	江田島町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	広島県江田島市	江田島町（次の図面に示す部分に限る。）、江田島町津久茂（次の図面に示す部分に限る。）、江田島町津久茂一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び江田島町宮ノ原一丁目

（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目まで	
一　北緯三十四度十四分五十三秒、東経百三十二度二十七分五十四秒の点	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域
二　北緯三十四度十四分二十七秒、東経百三十二度二十七分二十六秒の点	
三　北緯三十四度十四分二十二秒、東経百三十二度二十六分五十五秒の点	
四　北緯三十四度十四分二十九秒、東経百三十二度二十六分三十二秒の点	
五　北緯三十四度十四分四十四秒、東経百三十二度二十六分二十三秒の点	
六　北緯三十四度十五分三十六秒、東経百三十二度二十六分二十一秒の点	次に掲げる点を順次に結んだ線及び六に掲げる点と八に掲げる点
七　北緯三十四度十五分五十七秒、東経百三十二度二十六分三十一秒の点	

点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	八　北緯三十四度十六分五秒、東経百三十二度二十六分四十三秒の点	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の所在地	広島県江田島市	江田島町津久茂
対象防衛関係施設の区域	広島県江田島市	江田島町及び江田島町津久茂（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	広島県江田島市	江田島町（次の図面に示す部分に限る。）、江田島町津久茂（次の図面に示す部分に限る。）、江田島町津久茂一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに江田島町宮ノ原三丁目
		次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれ
		一　北緯三十四度十五分十六秒、東経百三十二度二十六分一秒の点
		二　北緯三十四度十五分二十四秒、東経百三十二度二十五分五十六秒の点
		三　北緯三十四度十五分三十六秒、東経百三十二度二十五分五十秒の点

た海域		
四　北緯三十四度十五分四十七秒、東経百三十二度二十五分五十秒の点 五　北緯三十四度十五分五十七秒、東経百三十二度二十五分五十四秒の点 六　北緯三十四度十六分十六秒、東経百三十二度二十六分三秒の点 七　北緯三十四度十六分二十八秒、東経百三十二度二十六分十三秒の点		
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる		

区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百六十六　海上自衛隊艦船補給処

対象防衛関係施設の所在地	神奈川県横須賀市	田浦港町無番地
対象防衛関係施設の区域	神奈川県横須賀市	田浦町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、田浦港町（次の図面に示す部分に限る。）並びに船越町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	神奈川県横須賀市	安針台（次の図面に示す部分に限る。）、浦郷町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、追浜町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、追浜東町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、湘南鷹取二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、

田浦泉町（次の図面に示す部分に限る。）、田浦大作町（次の図面に示す部分に限る。）、田浦町一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、五丁目及び六丁目、田浦港町、長浦町一丁目から四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで及び五丁目、箱崎町（次の図面に示す部分に限る。）、浜見台一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、船越町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）から八丁目まで並びに港が丘一丁目及び二丁目	神奈川県逗子市	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結ぶ海岸
沼間五丁目及び六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）		一　北緯三十五度十八分二十三秒、東経百三十九度三十八分二十九秒の点 二　北緯三十五度十八分九秒、東経百三十九度三十八分四十七秒の点 三　北緯三十五度十七分四十一秒、東経百三十九度三十八分五

線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域	十五秒の点 四　北緯三十五度十七分三十五秒、東経百三十九度三十八分五十四秒の点 五　北緯三十五度十七分三十三秒、東経百三十九度三十八分五十六秒の点 六　北緯三十五度十七分三十一秒、東経百三十九度三十八分五十秒の点	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百六十七　海上自衛隊航空補給処

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
千葉県木更津市	千葉県木更津市	千葉県木更津市
江川無番地	江川（次の図面に示す部分に限る。）	吾妻二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、岩根一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、江川（次の図面に示す部分に限る。）、久津間（次の図面に示す部分に限る。）、高柳（次の図面に示す部分に限る。）、中里（次の図面に示す部分に限る。）、中里一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目並びに西岩根

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百六十八　航空自衛隊千歳基地

対象防衛関係施設の所在地	
	北海道千歳市
	平和無番地

対象防衛関係施設の区域	北海道苫小牧市	字美沢（次の図面に示す部分に限る。）
	北海道千歳市	美々及び平和（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道苫小牧市	字美沢（次の図面に示す部分に限る。）
	北海道千歳市	青葉一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）から八丁目まで、青葉丘、朝日町一丁目から八丁目まで、泉沢（次の図面に示す部分に限る。）、柏台（次の図面に示す部分に限る。）、柏台南一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、春日町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、幸町一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、東雲町一丁目から五丁目まで、清水町一丁目から七丁目まで、真町（次の図面に示す部分に限る。）、末広一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、千代田町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、錦町一

		丁目及び二丁目、日の出五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、日の出丘（次の図面に示す部分に限る。）、美々（次の図面に示す部分に限る。）、平和（次の図面に示す部分に限る。）、本町一丁目から五丁目まで、真々地一丁目から四丁目まで並びに流通一丁目（次の図面に示す部分に限る。）
		備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百六十九　航空自衛隊三沢基地

対象防衛関係施設の所在地	青森県三沢市	大字三沢字後久保百二十五番地七号
対象防衛関係施設の区域	青森県三沢市	大字三沢字後久保、大字三沢字下沢及び大字三沢字平畑（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	青森県三沢市	大字三沢字後久保、大字三沢字上野（次の図面に示す部分に限る。）、大字三沢字上屋敷（次の図面に示す部分に限る。）、大字三沢字北山（次の図面に示す部分に限る。）、大字三沢字淋代平（次の図面に示す部分に限る。）、大字三沢字下沢（次の図面に示す部分に限る。）、大字三沢字下野（次の図面に示す部分に限る。）、大字三沢字猫又（次の図面に示す部分に限る。）、大字三沢字平畑（次の図面に示す部分に限る。）、大字三沢字横沢（次の図面に示す部分に限る。）、岡三沢一丁目から八丁目まで、幸

		町一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目、桜町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、下久保一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目、中央町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、花園町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、東岡三沢一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、平畑一丁目及び二丁目並びに緑町一丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる		

区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百七十　航空自衛隊三沢基地四川目訓練場

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
青森県三沢市	青森県三沢市	青森県三沢市
四川目四丁目八十九番地二十一	四川目四丁目（次の図面に示す部分に限る。）	五川目一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、大字三沢字上野（次の図面に示す部分に限る。）、大字三沢字下野（次の図面に示す部分に限る。）、大字三沢字下堀（次の図面に示す部分に限る。）、大字三沢字水筒（次の図面に示す部分に限る。）、大字三沢字浜通（次の図面に示す部分に限る。）、

大字三沢字向平（次の図面に示す部分に限る。）、大字三沢字山下（次の図面に示す部分に限る。）、鹿中三丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに四川目一丁目から六丁目まで	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域 一　北緯四十度四十二分三十四秒、東経百四十一度二十五分二十八秒の点 二　北緯四十度四十二分三十二秒、東経百四十一度二十五分三十四秒の点 三　北緯四十度四十二分二十九秒、東経百四十一度二十五分四十秒の点 四　北緯四十度四十二分二十四秒、東経百四十一度二十五分四十八秒の点 五　北緯四十度四十二分十五秒、東経百四十一度二十五分五十六秒の点 六　北緯四十度四十二分六秒、東経百四十一度二十六分〇秒の点

		七　北緯四十度四十一分五十三秒、東経百四十一度二十六分一秒の点
		八　北緯四十度四十一分四十三秒、東経百四十一度二十五分五十八秒の点
		九　北緯四十度四十一分三十五秒、東経百四十一度二十五分五十一秒の点
		十　北緯四十度四十一分三十二秒、東経百四十一度二十五分四十六秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる

区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百七十一　航空自衛隊松島基地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
宮城県東松島市	宮城県東松島市	宮城県東松島市
矢本字板取八十五番地	矢本板取（次の図面に示す部分に限る。）	あおい一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、牛網海辺、牛網駅前東（次の図面に示す部分に限る。）、牛網上村松、牛網下江戸原（次の図面に示す部分に限る。）、牛網下四十八、牛網下村松、牛網新上四十八（次の図面に示す部分に限る。）、牛網新上村松、牛網新北大浮足、牛網新下四十八、牛網新下村松、牛網

新中四十八、牛網新中村松、牛網新西大浮足、牛網新西中浮足、牛網新東中浮足、牛網中四十八、牛網中村松、牛網西大浮足、牛網西中浮足、牛網東大浮足、牛網東中浮足、牛網平岡、牛網南大浮足、大曲上七丁、大曲上台、大曲堺堀（次の図面に示す部分に限る。）、大曲下七丁（次の図面に示す部分に限る。）、大曲下台（次の図面に示す部分に限る。）、大曲新田、大曲堰の内南（次の図面に示す部分に限る。）、大曲台、大曲新沼、大曲西田（次の図面に示す部分に限る。）、大曲横沼（次の図面に示す部分に限る。）、小松向田（次の図面に示す部分に限る。）、浜市新田（次の図面に示す部分に限る。）、浜市新西浮足、浜市須賀松（次の図面に示す部分に限る。）、浜市西浮足（次の図面に示す部分に限る。）、浜市東浮足（次の図面に示す部分に限る。）、みそら一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、矢本赤松、矢本穴尻（次の図面に示す部分に限る。）、矢本板取、矢本一本杉、矢本裏町、矢本大溜（次の図面に示す部分に限る。）、矢本大林、矢本笠松、矢本上河戸、矢本上沢目（次の図面に示す部分に限る。）、矢本上新沼、矢本河戸、矢本北浦、矢本弘法、矢本五反

田、矢本寿町、矢本栄町、矢本作田浦、矢本三間堀、矢本鹿石前（次の図面に示す部分に限る。）、矢本四反走、矢本下浦（次の図面に示す部分に限る。）、矢本下立沼前、矢本下前、矢本沼南、矢本関の内、矢本太子前（次の図面に示す部分に限る。）、矢本滝前（次の図面に示す部分に限る。）、矢本立沼、矢本立沼浦、矢本立沼前、矢本寺前（次の図面に示す部分に限る。）、矢本道地浦、矢本鳥子（次の図面に示す部分に限る。）、矢本中田、矢本中谷地、矢本新沼、矢本西新町、矢本二反走（次の図面に示す部分に限る。）、矢本野中、矢本蜂谷浦、矢本蜂谷前、矢本不動前（次の図面に示す部分に限る。）、矢本町浦及び矢本南浦	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれ
一　北緯三十八度二十四分十三秒、東経百四十一度十四分二十五秒の点 二　北緯三十八度二十三分五十秒、東経百四十一度十四分七秒の点 三　北緯三十八度二十三分十一秒、東経百四十一度十二分三十二秒の点	

た海域		
四　北緯三十八度二十二分四十九秒、東経百四十一度十二分七秒の点 五　北緯三十八度二十二分四十秒、東経百四十一度十一分三十一秒の点 六　北緯三十八度二十二分四十六秒、東経百四十一度十一分六秒の点 七　北緯三十八度二十二分五十秒、東経百四十一度十一分二秒の点		

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる

区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百七十二　航空自衛隊百里基地

対象防衛関係施設の所在地	茨城県小美玉市	
対象防衛関係施設の区域	茨城県小美玉市	百里百七十番地
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	茨城県鉾田市	上合、下吉影、百里及び与沢（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	茨城県小美玉市	紅葉（次の図面に示す部分に限る。）
		飯前（次の図面に示す部分に限る。）、上合（次の図面に示す部分に限る。）、倉数（次の図面に示す部分に限る。）、下吉影（次の図面に示す部分に限る。）、外之内（次の図面に示す部分に限

る。）、百里、山野（次の図面に示す部分に限る。）及び与沢（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百七十三　航空自衛隊熊谷基地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市	埼玉県深谷市
拾六間八百三十九番地	拾六間及び三ケ尻（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	籠原南三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、拾六間（次の図面に示す部分に限る。）、新堀（次の図面に示す部分に限る。）、新堀新田（次の図面に示す部分に限る。）、御稜威ヶ原（次の図面に示す部分に限る。）、三ヶ尻（次の図面に示す部分に限る。）及び美土里町一丁目から三丁目まで	上野台（次の図面に示す部分に限る。）、折之口（次の図面に示す部分に限る。）、上柴町東二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、六丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び七丁目並びに東方（次の図面に示す部分に限る。）

二百七十四	航空自衛隊市ヶ谷基地柏送信所	対象防衛関係施設の所在地	千葉県柏市	十余二百七十五番地四

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の区域	千葉県柏市	十余二（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	千葉県柏市	柏の葉一丁目から五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、高田（次の図面に示す部分に限る。）、十余二（次の図面に示す部分に限る。）、中十余二（次の図面に示す部分に限る。）、西柏台一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、西原六丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び七丁目並びに若柴（次の図面に示す部分に限る。）
	千葉県流山市	おおたかの森北三丁目、駒木、駒木台、東初石四丁目及び美田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネッ

トの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百七十五　航空自衛隊府中基地

対象防衛関係施設の所在地	東京都府中市
対象防衛関係施設の区域	浅間町一丁目五番地五
	浅間町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域		
東京都府中市		
東京都小金井市		
前原町四丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	小柳町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、是政一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、幸町二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、清水が丘一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目、白糸台一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、新町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、浅間町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁目、多磨町四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、天神町一丁目から四丁目まで、八幡町一丁目から三丁目まで、日吉町（次の図面に示す部分に限る。）、府中町二丁目及び三丁目、緑町一丁目から三丁目まで、宮町一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、紅葉丘一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。） 並びに若松町一丁目から五丁目まで	

二百七十六	航空自衛隊入間基地	対象防衛関係施設の所在地
	埼玉県狭山市	
	稲荷山二丁目三番地	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の区域	埼玉県狭山市	稲荷山二丁目、入間川、大字北入曽及び大字南入曽（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	埼玉県入間市	大字黒須（次の図面に示す部分に限る。）並びに向陽台一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	埼玉県狭山市	稲荷山一丁目及び二丁目、入間川（次の図面に示す部分に限る。）、入間川一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目まで、鵜ノ木、大字上奥富（次の図面に示す部分に限る。）、大字北入曽（次の図面に示す部分に限る。）、大字水野（次の図面に示す部分に限る。）、大字南入曽（次の図面に示す部分に限る。）、柏原（次の図面に示す部分に限る。）、祇園（次の図面に示す部分に限る。）、中央一丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、広瀬一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、広瀬東一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで並びに富士見一丁目及び二丁目

		埼玉県入間市
		東町一丁目から七丁目まで、大字扇町屋（次の図面に示す部分に限る。）、大字上藤沢（次の図面に示す部分に限る。）、大字黒須、大字下藤沢（次の図面に示す部分に限る。）、扇台一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、扇町屋一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、鍵山一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、春日町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、河原町、久保稲荷一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、黒須一丁目及び二丁目、向陽台一丁目及び二丁目、下藤沢一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、高倉一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、豊岡一丁目から五丁目まで並びに東藤沢一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百七十七　航空自衛隊静浜基地

対象防衛関係施設の所在地	静岡県焼津市	上小杉千六百二番地	
対象防衛関係施設の区域	静岡県焼津市	大島、上小杉、藤守及び宗高（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	静岡県焼津市	一色（次の図面に示す部分に限る。）、大島（次の図面に示す部分に限る。）、大島新田、上小杉（次の図面に示す部分に限る。）、上新田（次の図面に示す部分に限る。）、下江留（次の図面に示す部分に限る。）、下小杉（次の図面に示す部分に限る。）、惣右衛門（次の図面に示す部分に限る。）、高新田（次の図面に示す部分に限る。）、藤守（次の図面に示す部分に限る。）、本中根（次の図面に示す部分に限る。）、三和（次の図面に示す部分に限る。）、宗高（次の図面に示す部分に限る。）及び吉永（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百七十八　航空自衛隊浜松基地

対象防衛関係施設の所在地	静岡県浜松市中央区	西山町無番地
対象防衛関係施設の区域	静岡県浜松市中央区	泉町、高丘町、高丘東二丁目及び西山町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	静岡県浜松市中央区	葵西一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、葵東一丁目から三丁目まで、小豆餅一丁目から四丁目まで、伊左地町（次の図面に示す部分に限る。）、泉一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目まで、泉町、湖東町（次の図面に示す部分に限る。）、

		幸一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目、高丘北一丁目から四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、高丘町、高丘西一丁目から四丁目まで、高丘東一丁目から五丁目まで、富塚町（次の図面に示す部分に限る。）、西丘町（次の図面に示す部分に限る。）、西山町（次の図面に示す部分に限る。）、萩丘一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、初生町（次の図面に示す部分に限る。）、和合北二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目まで並びに和合町（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区

域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百七十九　航空自衛隊小牧基地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	
愛知県小牧市	愛知県春日井市	愛知県小牧市
春日寺一丁目一番地	味美上ノ町、春日井上ノ町上ノ町、春日井町七ツ割、春日井町町、宗法町宗法及び中町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	市之久田二丁目、大字南外山及び春日寺一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	愛知県名古屋市北区	北久手町（次の図面に示す部分に限る。）、桐畑町（次の図面に示す部分に限る。）、楠町大字如意（次の図面に示す部分に限る。）、如意三丁目から五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで及び六が池町
	愛知県春日井市	味美上ノ町、味美町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、味美西本町、稲口町、稲口町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、春日井上ノ町上ノ町、春日井上ノ町黒鉾、春日井上ノ町割畑、春日井町黒鉾、春日井町土合、春日井町七ツ割、春日井町町、上ノ町一丁目、黒鉾町大久手、黒鉾町黒鉾、下屋敷町一丁目及び二丁目、下屋敷町下屋敷、下屋敷町知光院、宗法町宗法、宗法町知光院、中町、西本町一丁目から三丁目まで、西屋
	愛知県西春日井郡豊山町	大字青山及び大字豊場（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

	町（次の図面に示す部分に限る。）、西屋町大久手、西屋町中新田、西屋町西屋敷、西屋町南野池（次の図面に示す部分に限る。）、西屋町割畑、如意申町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、花長町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、美濃町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、宮町二丁目及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、宮町下夕原、宮町長斉（次の図面に示す部分に限る。）、宮町中島、宮町宮町、四ツ家町二ツ杁（次の図面に示す部分に限る。）並びに四ツ家町四ツ家（次の図面に示す部分に限る。）
愛知県小牧市	市之久田一丁目及び二丁目、大字北外山（次の図面に示す部分に限る。）、大字南外山、小針一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目まで、掛割町、春日寺一丁目から三丁目まで、郷中一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、下小針天神一丁目から三丁目まで、下小針中島一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、外堀三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、多気中町（次の図面に示す部分に限る。）、

		多気東町（次の図面に示す部分に限る。）並びに若草町（次の図面に示す部分に限る。）
	愛知県西春日井郡豊山町	大字青山（次の図面に示す部分に限る。）、大字青山金剛（次の図面に示す部分に限る。）、大字青山神明、大字青山東栄（次の図面に示す部分に限る。）、大字豊場（次の図面に示す部分に限る。）、大字豊場神戸（次の図面に示す部分に限る。）、大字豊場小道、大字豊場新田町、大字豊場諏訪（次の図面に示す部分に限る。）、大字豊場殿釜、大字豊場中新田、大字豊場中之町（次の図面に示す部分に限る。）、大字豊場中之道（次の図面に示す部分に限る。）、大字豊場中道、大字豊場幟立、大字豊場林先、大字豊場東古諏訪、大字豊場丸田、大字豊場四ツ塚（次の図面に示す部分に限る。）、大字豊場若宮（次の図面に示す部分に限る。）及び大字豊場和合（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネッ

トの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百八十　航空自衛隊小牧基地笠原訓練場

対象防衛関係施設の所在地	岐阜県多治見市	笠原町字深山一番九
対象防衛関係施設の区域	岐阜県多治見市	笠原町（次の図面に示す部分に限る。）

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	岐阜県多治見市	笠原町（次の図面に示す部分に限る。）
	岐阜県土岐市	妻木町及び鶴里町柿野（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	愛知県瀬戸市	片草町及び上半田川町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対

象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百八十一　航空自衛隊岐阜基地

対象防衛関係施設の所在地	岐阜県各務原市	
対象防衛関係施設の区域	岐阜県各務原市	那加官有地無番地
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	岐阜県各務原市	蘇原三柿野町、那加官有地無番地、三井東町二丁目及び山脇町（いずれも次の図面に示す部分に限る。） 鵜沼朝日町一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、鵜沼大伊木町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、鵜沼各務原町一丁目、二丁目及び七丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、鵜沼川崎町一丁目から三丁目まで、鵜沼三ツ池町一丁目から六丁目まで、大佐野町（次の図面に示す部分に限る。）、大佐野町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限

る。）まで、各務西町四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、各務山の前町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、各務山一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、上中屋町（次の図面に示す部分に限る。）、上中屋町一丁目から五丁目まで、川崎町、小佐野町四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目、下切町（次の図面に示す部分に限る。）、下切町一丁目から九丁目まで、下中屋町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、上戸町一丁目から七丁目まで、蘇原旭町一丁目から四丁目まで、蘇原柿沢町一丁目から三丁目まで、蘇原菊園町一丁目から四丁目まで、蘇原希望町一丁目から四丁目まで、蘇原興亜町一丁目から五丁目まで、蘇原栄町一丁目から四丁目まで、蘇原早苗町、蘇原沢上町一丁目から四丁目まで、蘇原新栄町一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、蘇原瑞雲町一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、蘇原中央町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び四丁目、蘇原月丘町一丁目から四丁目まで、蘇原東栄町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、蘇原野口町五丁目（次の図面に示

す部分に限る。）、蘇原東島町四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、蘇原三柿野町、蘇原三柿野町一丁目から三丁目まで、蘇原緑町一丁目から四丁目まで、蘇原村雨町一丁目から四丁目まで、蘇原六軒町一丁目から四丁目まで、那加吾妻町、那加甥田町（次の図面に示す部分に限る。）、那加織田町一丁目及び二丁目、那加官有地無番地、那加北栄町、那加桐野外二ケ所大字入会地、那加楠町、那加栄町、那加桜町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、那加昭南町、那加住吉町一丁目から五丁目まで、那加大東町、那加東亜町（次の図面に示す部分に限る。）、那加東新町一丁目及び二丁目、那加西那加町（次の図面に示す部分に限る。）、那加信長町一丁目から三丁目まで、那加東那加町、那加日之出町、那加雲雀町、那加不動丘一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、那加本町（次の図面に示す部分に限る。）、那加前洞新町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、那加南栄町、那加元町、那加門前町一丁目から四丁目まで、那加雄飛ケ丘町、那加楽天地町（次の図面に示す部分に限る。）、入会町二丁目から四丁目まで、前渡北

		町一丁目から四丁目まで、前渡西町（次の図面に示す部分に限る。）、前渡西町一丁目から十二丁目まで、前渡東町（次の図面に示す部分に限る。）、前渡東町一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、五丁目から七丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、八丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び九丁目（次の図面に示す部分に限る。）、松本町（次の図面に示す部分に限る。）、松本町一丁目及び二丁目、三井北町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目まで、三井町一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁目から六丁目まで、三井東町一丁目から四丁目まで、三井山町一丁目及び二丁目、山脇町並びに山脇町一丁目から七丁目まで
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区		

域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百八十二　航空自衛隊小松基地

対象防衛関係施設の所在地	石川県小松市	向本折町戊二百六十七番地
対象防衛関係施設の区域	石川県小松市	浮柳町ヨ、佐美町、日末町、向本折町及び向本折町戌（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周	石川県小松市	安宅新町、安宅新町ア、安宅新町イ、安宅新町ウ、安宅新町乙、安宅新町カ、安宅新町甲、安宅新町タ、安宅新町ツ、安宅新町

辺地域

丁、安宅新町ナ、安宅新町ニ、安宅新町ネ、安宅新町丙、安宅新町ヨ、安宅新町ル、安宅新町レ、安宅新町ワ、安宅町ア、安宅町安宅林（次の図面に示す部分に限る。）、安宅町ウ、安宅町甲（次の図面に示す部分に限る。）、安宅町子（次の図面に示す部分に限る。）、安宅町ホ、安宅町ム、安宅町ラ、浮柳町ア、浮柳町イ、浮柳町ウ、浮柳町甲、浮柳町ソ、浮柳町ト、浮柳町ニ、浮柳町ハ、浮柳町ヘ、浮柳町丙、浮柳町ホ、浮柳町ヨ、浮柳町リ、浮柳町ル、浮柳町ロ、草野町、草野町ア、草野町イ、草野町ウ、草野町乙、草野町甲、草野町チ、草野町ト、草野町ニ、草野町ハ、草野町ヘ、草野町丙、草野町ホ、草野町ロ、工業団地一丁目及び二丁目、小島町ヲ（次の図面に示す部分に限る。）、湖東町（次の図面に示す部分に限る。）、佐美町（次の図面に示す部分に限る。）、佐美町い（次の図面に示す部分に限る。）、佐美町イ（次の図面に示す部分に限る。）、佐美町亥、佐美町申、佐美町壬、佐美町チ、佐美町に（次の図面に示す部分に限る。）、佐美町ニ、佐美町は、佐美町ハ、佐美町ほ（次の図面に示す部分に限る。）、佐美町戊（次の図面に示す部分に限る。）、佐美町

ろ（次の図面に示す部分に限る。）、下牧町（次の図面に示す部分に限る。）、下牧町癸、下牧町辛、下牧町ニ、下牧町子、下牧町ホ（次の図面に示す部分に限る。）、城南町（次の図面に示す部分に限る。）、末広町（次の図面に示す部分に限る。）、拓栄町（次の図面に示す部分に限る。）、鶴ケ島町（次の図面に示す部分に限る。）、鶴ケ島町丑、鶴ケ島町甲（次の図面に示す部分に限る。）、鶴ケ島町タ、鶴ケ島町ヌ、鶴ケ島町丙、鶴ケ島町南（次の図面に示す部分に限る。）、鶴ケ島町ヨ、鶴ケ島町ル、浜佐美本町（次の図面に示す部分に限る。）、浜佐美町（次の図面に示す部分に限る。）、浜佐美町乙、浜佐美町ト、浜佐美町ル（次の図面に示す部分に限る。）、浜佐美町ワ、浜佐美町ヲ、日末町、日末町い（次の図面に示す部分に限る。）、日末町井、日末町ウ、日末町北、日末町サ、日末町そ、日末町た、日末町ち、日末町チ、日末町つ、日末町と、日末町ニ、日末町西、日末町ヌ、日末町ね、日末町ノ、日末町東（次の図面に示す部分に限る。）、日末町へ、日末町ホ、日末町ま、日末町南（次の図面に示す部分に限る。）、日末町ム、日末町メ、日末町や、日末町よ、日末

町り、日末町リ、日末町る、日末町ル、日末町れ、日末町ろ、日末町わ、日末町を、日末町ヲ、松崎町（次の図面に示す部分に限る。）、向本折町、向本折町戌、向本折町甲イ、向本折町そ、向本折町タ、向本折町チ、向本折町つ、向本折町ト（次の図面に示す部分に限る。）、向本折町ヘ（次の図面に示す部分に限る。）、向本折町リ、向本折町れ並びに安宅新町、安宅新町ア、安宅新町イ、安宅新町ウ、安宅新町乙、安宅新町カ、安宅新町甲、安宅新町タ、安宅新町ツ、安宅新町丁、安宅新町ナ、安宅新町ニ、安宅新町ネ、安宅新町丙、安宅新町ヨ、安宅新町ル、安宅新町レ、安宅新町ワ、安宅町ア、安宅町安宅林、安宅町ウ、安宅町甲、安宅町子、安宅町ホ、安宅町ム、安宅町ラ、浮柳町ア、浮柳町イ、浮柳町ウ、浮柳町甲、浮柳町ソ、浮柳町ト、浮柳町ニ、浮柳町ハ、浮柳町へ、浮柳町丙、浮柳町ホ、浮柳町ヨ、浮柳町リ、浮柳町ル、浮柳町ロ、草野町、草野町ア、草野町イ、草野町ウ、草野町乙、草野町甲、草野町チ、草野町ト、草野町ニ、草野町ハ、草野町へ、草野町丙、草野町ホ、草野町ロ、工業団地一丁目及び二丁目、小島町ヲ、湖東町、佐美町、佐美町

い、佐美町イ、佐美町亥、佐美町申、佐美町壬、佐美町チ、佐美町に、佐美町ニ、佐美町は、佐美町ハ、佐美町ほ、佐美町戊、佐美町ろ、下牧町、下牧町癸、下牧町辛、下牧町ニ、下牧町子、下牧町ホ、城南町、末広町、拓栄町、鶴ケ島町、鶴ケ島町丑、鶴ケ島町甲、鶴ケ島町タ、鶴ケ島町ヌ、鶴ケ島町丙、鶴ケ島町南、鶴ケ島町ヨ、鶴ケ島町ル、浜佐美本町、浜佐美町、浜佐美町乙、浜佐美町ト、浜佐美町ル、浜佐美町ワ、浜佐美町ヲ、日末町、日末町い、日末町井、日末町ウ、日末町北、日末町サ、日末町そ、日末町た、日末町ち、日末町チ、日末町つ、日末町と、日末町ニ、日末町西、日末町ヌ、日末町ね、日末町ノ、日末町東、日末町へ、日末町ホ、日末町ま、日末町南、日末町ム、日末町メ、日末町や、日末町よ、日末町り、日末町リ、日末町る、日末町ル、日末町れ、日末町ろ、日末町わ、日末町を、日末町ヲ、松崎町、向本折町、向本折町戊、向本折町甲イ、向本折町そ、向本折町タ、向本折町チ、向本折町つ、向本折町ト、向本折町へ、向本折町リ並びに向本折町れ以外の次の図面に示す地域

次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一　北緯三十六度二十三分〇秒、東経百三十六度二十二分二十秒の点 二　北緯三十六度二十三分十一秒、東経百三十六度二十二分二十二秒の点 三　北緯三十六度二十三分三十五秒、東経百三十六度二十二分三十四秒の点 四　北緯三十六度二十三分五十八秒、東経百三十六度二十三分十七秒の点 五　北緯三十六度二十四分十秒、東経百三十六度二十三分二十八秒の点 六　北緯三十六度二十四分三十四秒、東経百三十六度二十四分十五秒の点	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百八十三　航空自衛隊美保基地

対象防衛関係施設の所在地		鳥取県境港市
対象防衛関係施設の区域	鳥取県米子市	小篠津町二千二百五十八番地
	鳥取県境港市	大篠津町及び葭津（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
		小篠津町（次の図面に示す部分に限る。）

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	鳥取県米子市	大篠津町、葭津及び和田町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	鳥取県境港市	幸神町、小篠津町、佐斐神町、財ノ木町、三軒屋町、誠道町（次の図面に示す部分に限る。）、中海干拓地（次の図面に示す部分に限る。）、新屋町（次の図面に示す部分に限る。）、麦垣町（次の図面に示す部分に限る。）、森岡町（次の図面に示す部分に限る。）、夕日ヶ丘一丁目及び二丁目並びに渡町（次の図面に示す部分に限る。）
		次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域
		一　北緯三十五度三十分三十七秒、東経百三十三度十五分十九秒の点
		二　北緯三十五度三十分二十九秒、東経百三十三度十五分三十四秒の点
		三　北緯三十五度三十分五秒、東経百三十三度十五分五十五秒の点

た海域	
次に掲げる点を順次に結んだ線及び五に掲げる点と十三に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域	四　北緯三十五度二十九分五十一秒、東経百三十三度十五分五十九秒の点 五　北緯三十五度二十八分三十一秒、東経百三十三度十四分四十秒の点 六　北緯三十五度二十八分三十秒、東経百三十三度十四分十三秒の点 七　北緯三十五度二十八分四十秒、東経百三十三度十三分五十五秒の点 八　北緯三十五度二十八分三十九秒、東経百三十三度十三分八秒の点 九　北緯三十五度二十八分五十九秒、東経百三十三度十二分四十五秒の点 十　北緯三十五度二十九分三十六秒、東経百三十三度十二分四十五秒の点 十一　北緯三十五度二十九分四十五秒、東経百三十三度十二分五十八秒の点

		十二　北緯三十五度三十分三十一秒、東経百三十三度十二分五十五秒の点 十三　北緯三十五度三十分三十三秒、東経百三十三度十二分五十五秒の点
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		

対象防衛関係施設の所在地	山口県防府市	大字田島無番地
対象防衛関係施設の区域	山口県防府市	大字田島（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	山口県防府市	伊佐江町、石が口二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、大字伊佐江、大字植松（次の図面に示す部分に限る。）、大字新田（次の図面に示す部分に限る。）、大字田島（次の図面に示す部分に限る。）、大字仁井令、大字西浦（次の図面に示す部分に限る。）、大字浜方（次の図面に示す部分に限る。）、開出西町（次の図面に示す部分に限る。）、開出本町（次の図面に示す部分に限る。）、桑山二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、清水町、桑南一丁目及び二丁目、高倉二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、仁井令町（次の図面に示す部分に限る。）、

	西仁井令一丁目及び二丁目、華城中央一丁目及び二丁目、華園町、東仁井令町並びに鞠生町（次の図面に示す部分に限る。）
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。	

二百八十五　航空自衛隊防府北基地レーダー地区

対象防衛関係施設の所在地	山口県山陽小野田市	大字埴生字埴生山二十番地
対象防衛関係施設の区域	山口県山陽小野田市	大字埴生（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	山口県山陽小野田市	大字津布田、大字埴生、大字福田及び大字山野井（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一　北緯三十四度一分四十四秒、東経百三十一度六分十五秒の点 二　北緯三十四度一分四十六秒、東経百三十一度六分十二秒の点 三　北緯三十四度一分四十六秒、東経百三十一度五分五十三秒の点 四　北緯三十四度二分六秒、東経百三十一度五分三十四秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百八十六　航空自衛隊築城基地

対象防衛関係施設の所在地	
福岡県築上郡築上町	大字西八田

対象防衛関係施設の区域	福岡県行橋市	大字松原（次の図面に示す部分に限る。）
	福岡県築上郡築上町	大字下別府、大字西八田及び大字弓の師（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	福岡県行橋市	大字稲童（次の図面に示す部分に限る。）、大字道場寺（次の図面に示す部分に限る。）、大字東徳永（次の図面に示す部分に限る。）、大字袋迫（次の図面に示す部分に限る。）及び大字松原
	福岡県築上郡築上町	大字宇留津（次の図面に示す部分に限る。）、大字上別府（次の図面に示す部分に限る。）、大字下別府、大字築城（次の図面に示す部分に限る。）、大字西八田、大字東築城、大字東八田（次の図面に示す部分に限る。）及び大字弓の師（次の図面に示す部分に限る。）
次に掲げる点を順次に結んだ線	一　北緯三十三度四十二分九秒、東経百三十一度二分六秒の点 二　北緯三十三度四十二分八秒、東経百三十一度二分九秒の点	

		及び一に掲げる点と十に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域
三　北緯三十三度四十二分八秒、東経百三十一度二分二十秒の点 四　北緯三十三度四十二分〇秒、東経百三十一度三分一秒の点 五　北緯三十三度四十二分〇秒、東経百三十一度三分二十四秒の点 六　北緯三十三度四十一分五十四秒、東経百三十一度三分四十八秒の点 七　北緯三十三度四十一分三十四秒、東経百三十一度四分二秒の点 八　北緯三十三度四十一分二十二秒、東経百三十一度四分三秒の点 九　北緯三十三度四十分五十八秒、東経百三十一度三分五十五秒の点 十　北緯三十三度四十分四十秒、東経百三十一度三分二十五秒の点		

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百八十七　航空自衛隊築城基地築城高射教育訓練場

対象防衛関係施設の所在地	福岡県京都郡みやこ町	呰見千五百六番一
対象防衛関係施設	福岡県京都郡み	呰見及び下原（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

の区域	やこ町		
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	福岡県行橋市	大字東徳永（次の図面に示す部分に限る。）及び大字袋迫	
	福岡県京都郡みやこ町	呰見（次の図面に示す部分に限る。）、綾野（次の図面に示す部分に限る。）、下原、徳永（次の図面に示す部分に限る。）及び吉岡（次の図面に示す部分に限る。）	
	福岡県築上郡築上町	大字上別府、大字下別府、大字船迫、大字安武及び大字弓の師（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれ

るものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百八十八　航空自衛隊芦屋基地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	
福岡県遠賀郡芦屋町	福岡県遠賀郡芦屋町	大字芦屋及び緑ケ丘（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	福岡県遠賀郡岡垣町	大字糠塚（次の図面に示す部分に限る。）
大字芦屋千四百五十五番地一		

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域			
福岡県遠賀郡芦屋町	大字芦屋、祇園町、幸町、白浜町、正門町、船頭町、高浜町、中ノ浜、西浜町、浜口町、緑ケ丘及び山鹿（次の図面に示す部分に限る。）並びに大字芦屋、祇園町、幸町、白浜町、正門町、船頭町、高浜町、中ノ浜、西浜町、浜口町、緑ケ丘及び山鹿以外の次の図面に示す地域		
福岡県遠賀郡岡垣町	大字黒山及び大字糠塚（いずれも次の図面に示す部分に限る。）		
福岡県遠賀郡遠賀町	大字尾崎、大字鬼津、大字島津及び大字若松（いずれも次の図面に示す部分に限る。）		
次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸	一　北緯三十三度五十二分五十二秒、東経百三十度三十七分十一秒の点 二　北緯三十三度五十二分五十六秒、東経百三十度三十七分十秒の点 三　北緯三十三度五十三分二十一秒、東経百三十度三十七分二		

線により囲まれた海域	十一秒の点 四　北緯三十三度五十三分三十九秒、東経百三十度三十七分五十四秒の点 五　北緯三十三度五十四分三秒、東経百三十度三十八分五十六秒の点 六　北緯三十三度五十四分五秒、東経百三十度三十九分三十二秒の点 七　北緯三十三度五十四分三秒、東経百三十度三十九分四十九秒の点	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百八十九　航空自衛隊春日基地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域		
福岡県春日市	福岡県福岡市博多区	大字雀居、大字下月隈及び大字東平尾（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
	福岡県春日市	春日公園六丁目及び原町三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
	福岡県大野城市	大字上大利（次の図面に示す部分に限る。）	
原町三丁目一番地一			

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	福岡県福岡市博多区	青木一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、板付一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、大字青木、大字板付、大字上臼井（次の図面に示す部分に限る。）、大字上月隈、大字雀居、大字下月隈（次の図面に示す部分に限る。）、大字東平尾、上牟田一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、寿町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、山王二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、昭南町一丁目から三丁目まで、新和町一丁目及び二丁目、竹丘町一丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、月隈一丁目、三丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、那珂四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、西月隈一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、西春町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目まで、春町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、半道橋一丁目及び二丁目、東那珂一丁目から三丁目

まで、東平尾一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目、東平尾公園二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、光丘町一丁目から三丁目まで並びに元町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目まで	
大字春日（次の図面に示す部分に限る。）、大字小倉、大谷一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）から八丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、春日一丁目から十丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、春日公園一丁目から八丁目まで、春日原北町一丁目から五丁目まで、春日原東町一丁目から四丁目まで、春日原南町一丁目から四丁目まで、小倉一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、四丁目から六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで及び七丁目、小倉東一丁目及び二丁目、惣利一丁目から六丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、宝町一丁目から四丁目まで、ちくし台一丁目から五丁目まで、千歳町一丁目から三丁目まで、伯玄町二丁目、原町一丁目から三丁目まで、	福岡県春日市

光町一丁目から三丁目まで、平田台一丁目から六丁目まで、紅葉ヶ丘西一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、紅葉ヶ丘東一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び八丁目（次の図面に示す部分に限る。）、大和町一丁目から五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、若葉台西一丁目から七丁目まで並びに若葉台東一丁目から五丁目まで	
曙町一丁目から三丁目まで、旭ケ丘一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、大字牛頸（次の図面に示す部分に限る。）、大字上大利（次の図面に示す部分に限る。）、大字白木原、上大利一丁目から五丁目まで、瓦田一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、栄町一丁目から三丁目まで、雑餉隈町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目まで、下大利一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、白木原一丁目、	福岡県大野城市

		二丁目及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、中央一丁目及び二丁目、筒井一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、錦町一丁目から四丁目まで、東大利一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、瑞穂町一丁目から四丁目まで、南大利一丁目及び二丁目、南ケ丘一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、紫台（次の図面に示す部分に限る。）、横峰一丁目並びに若草四丁目
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。		

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百九十　航空自衛隊新田原基地

対象防衛関係施設の所在地	宮崎県児湯郡新富町	大字新田一万九千五百八十一番地
対象防衛関係施設の区域	宮崎県児湯郡新富町	大字新田及び大字三納代（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	宮崎県児湯郡新富町	大字伊倉、大字上富田、大字新田及び大字三納代（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネッ

トの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百九十一　航空自衛隊那覇基地

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県那覇市	字当間三百一番地
対象防衛関係施設の区域	沖縄県那覇市	字赤嶺、字安次嶺、字大嶺、字具志、字高良、字当間及び字宮城（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県那覇市	赤嶺一丁目及び二丁目、字赤嶺、字安次嶺、字宇栄原（次の図面に示す部分に限る。）、字大嶺（次の図面に示す部分に限る。）、字小禄（次の図面に示す部分に限る。）、字鏡水（次の図面に示す部分に限る。）、字具志、字高良、字田原（次の図面に示す部分に限る。）、字当間、字宮城、字栄原一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、五丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び六丁目、垣花町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、金城一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目まで、具志一丁目から三丁目まで、住吉町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、高良一丁目から三丁目まで、田原一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目まで、宮城一丁目並びに山下町（次の図面に示す部分に限る。）
	沖縄県豊見城市	字瀬長、字田頭、字名嘉地及び字与根（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

一に掲げる点と二に掲げる点とを結んだ線及びこれらの点を結ぶ海岸線により囲まれた海域	一　北緯二十六度十分八秒、東経百二十七度三十八分五十五秒の点 二　北緯二十六度十分二十五秒、東経百二十七度三十八分三十七秒の点
次に掲げる点を順次に結んだ線及び三に掲げる点と六に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	三　北緯二十六度十分三十一秒、東経百二十七度三十八分二十四秒の点 四　北緯二十六度十分四十九秒、東経百二十七度三十八分十六秒の点 五　北緯二十六度十一分十二秒、東経百二十七度三十八分十一秒の点 六　北緯二十六度十二分六秒、東経百二十七度三十八分十二秒の点

七に掲げる点と八に掲げる点とを結んだ線及びこれらの点を結ぶ海岸線により囲まれた海域	七　北緯二十六度十二分十三秒、東経百二十七度三十八分十二秒の点 八　北緯二十六度十二分二十七秒、東経百二十七度三十八分二十六秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対

象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百九十二　航空自衛隊長沼分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	北海道夕張郡長沼町	字馬追台	
対象防衛関係施設の区域	北海道夕張郡長沼町	字馬追及び東十一線北（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道夕張郡由仁町	伏見（次の図面に示す部分に限る。）	
	北海道夕張郡長沼町	字加賀団体（次の図面に示す部分に限る。）、字伏古（次の図面に示す部分に限る。）、字馬追、東五線北（次の図面に示す部分に限る。）、東六線北（次の図面に示す部分に限る。）、東七線北（次の図面に示す部分に限る。）、東八線北（次の図面に示す部	

分に限る。）、東九線北（次の図面に示す部分に限る。）、東十線北及び東十一線北（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百九十三　航空自衛隊稚内分屯基地（庁舎地区等）

対象防衛関係施設の所在地	北海道稚内市	恵比須五丁目二番一号
対象防衛関係施設の区域	北海道稚内市	恵比須五丁目、大字稚内村ヤムワッカナイ、ノシャップ、ノシャップ四丁目及び富士見一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道稚内市	恵比須一丁目から五丁目まで、大字稚内村ヤムワッカナイ（次の図面に示す部分に限る。）、ノシャップ、ノシャップ一丁目から五丁目まで、富士見一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで並びに宝来四丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十四に掲げ	一　北緯四十五度二十五分二十三秒、東経百四十一度三十八分五秒の点 二　北緯四十五度二十五分二十九秒、東経百四十一度三十七分五十五秒の点

	る点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域
三	北緯四十五度二十五分三十七秒、東経百四十一度三十七分四十八秒の点
四	北緯四十五度二十六分〇秒、東経百四十一度三十七分三十七秒の点
五	北緯四十五度二十六分二十五秒、東経百四十一度三十七分四十四秒の点
六	北緯四十五度二十六分四十八秒、東経百四十一度三十八分四秒の点
七	北緯四十五度二十六分五十九秒、東経百四十一度三十八分二十三秒の点
八	北緯四十五度二十七分四秒、東経百四十一度三十八分三十秒の点
九	北緯四十五度二十七分十二秒、東経百四十一度三十八分四十四秒の点
十	北緯四十五度二十七分十五秒、東経百四十一度三十九分十八秒の点
十一	北緯四十五度二十六分五十三秒、東経百四十一度三十九

		分五十秒の点 十二　北緯四十五度二十六分三十八秒、東経百四十一度四十分三秒の点 十三　北緯四十五度二十六分十四秒、東経百四十一度四十分二十一秒の点 十四　北緯四十五度二十五分五十秒、東経百四十一度四十分十三秒の点
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。		

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百九十四　航空自衛隊稚内分屯基地（山頂地区）

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
北海道稚内市	北海道稚内市	北海道稚内市
恵比須五丁目二番一号	大字稚内村ヤムワッカナイ（次の図面に示す部分に限る。）	恵比須一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、大字稚内村ヤムワッカナイ（次の図面に示す部分に限る。）、富士見一丁目から五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで並びに宝来四丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百九十五　航空自衛隊網走分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	
	北海道網走市
	字美岬官有無番地

対象防衛関係施設の区域	北海道網走市	字美岬（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道網走市	字二ツ岩及び字美岬（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対

象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百九十六　航空自衛隊根室分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	北海道根室市	光洋町四丁目十五番地
対象防衛関係施設の区域	北海道根室市	光洋町四丁目及び牧の内（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道根室市	桂木（次の図面に示す部分に限る。）、光洋町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、駒場町二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、昭和町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目まで、宝林町三丁目から五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、牧の内（次の図面に示す部分に限る。）並びに明治町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）

次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と三に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一　北緯四十三度十九分〇秒、東経百四十五度三十七分十九秒の点 二　北緯四十三度十八分三十六秒、東経百四十五度三十七分二秒の点 三　北緯四十三度十八分二十六秒、東経百四十五度三十六分二十九秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる

区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百九十七　航空自衛隊根室分屯基地牧の内訓練場

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	備考
北海道根室市	北海道根室市	北海道根室市	
牧の内	牧の内（次の図面に示す部分に限る。）	牧の内（次の図面に示す部分に限る。）	

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百九十八　航空自衛隊当別分屯基地

対象防衛関係施設の所在地		
対象防衛関係施設	北海道石狩郡当別町	字弁華別番外地
北海道石狩市		厚田望来及び八幡町俊別（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

の区域			
	北海道石狩郡当別町	字青山及び字弁華別（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道石狩市	厚田望来及び八幡町俊別（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
	北海道石狩郡当別町	字青山及び字弁華別（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
備考			
一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。			
二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。			
三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる			

区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百九十九　航空自衛隊奥尻島分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	備考
北海道奥尻郡奥尻町字湯浜	北海道奥尻郡奥尻町字湯浜（次の図面に示す部分に限る。）	北海道奥尻郡奥尻町字赤石、字球浦及び字湯浜（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百　航空自衛隊襟裳分屯基地

対象防衛関係施設の所在地		
北海道幌泉郡えりも町	字えりも岬四百七番	
対象防衛関係施設	北海道幌泉郡えりも町	字えりも岬及び字東洋（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

の区域	りも町	
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道幌泉郡えりも町	字えりも岬及び字東洋（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百一　航空自衛隊八雲分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	北海道二海郡八雲町	緑町三十四番地
対象防衛関係施設の区域	北海道二海郡八雲町	三杉町及び緑町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道二海郡八雲町	相生町、熱田（次の図面に示す部分に限る。）、出雲町、内浦町（次の図面に示す部分に限る。）、大新（次の図面に示す部分に限る。）、春日（次の図面に示す部分に限る。）、栄町、東雲町（次の図面に示す部分に限る。）、末広町、住初町（次の図面に示す部分に限る。）、立岩（次の図面に示す部分に限る。）、東町（次の図面に示す部分に限る。）、富士見町、本町（次の図面に示す部分に限る。）、三杉町、緑町、宮園町及び元町（次の図面に示す部分に限る。）

対象防衛関係施設の所在地
青森県むつ市
大字大湊字大近川四十四番地ノ内官有地

三百二　航空自衛隊大湊分屯基地

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の区域	青森県むつ市	大字大湊字大近川及び大字大湊字釜臥山（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに大字大湊字大近川及び大字大湊字釜臥山以外の次の図面に示す地域
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	青森県むつ市	宇田町（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字石橋（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字宇曽利川村（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字大川守（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字大近川（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字釜臥山（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字水上通ノ内梨木道、大字大湊字水上ノ内薪取道、大畑町（次の図面に示す部分に限る。）、大湊町及び桜木町並びに宇田町、大字大湊字石橋、大字大湊字宇曽利川村、大字大湊字大川守、大字大湊字大近川、大字大湊字釜臥山、大字大湊字水上通ノ内梨木道、大字大湊字水上ノ内薪取道、大畑町、大湊町及び桜木町以外の次の図面に示す地域

次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一　北緯四十一度十五分十五秒、東経百四十一度八分四十六秒の点 二　北緯四十一度十五分五秒、東経百四十一度八分三十六秒の点 三　北緯四十一度十四分五十二秒、東経百四十一度八分三十四秒の点 四　北緯四十一度十四分四十一秒、東経百四十一度八分十九秒の点 五　北緯四十一度十四分三十六秒、東経百四十一度八分〇秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれ

るものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百三　航空自衛隊車力分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	青森県つがる市	富菏町屏風山一番地
対象防衛関係施設の区域	青森県つがる市	富菏町屏風山（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	青森県五所川原市	十三土佐（次の図面に示す部分に限る。）及び十三土佐以外の次の図面に示す地域

青森県つがる市	
車力町屏風山（次の図面に示す部分に限る。）、富菏町芦崎（次の図面に示す部分に限る。）、富菏町去来見（次の図面に示す部分に限る。）、富菏町泉川、富菏町萱津、富菏町小泉（次の図面に示す部分に限る。）、富菏町寿、富菏町荘野、富菏町荘山、富菏町里見（次の図面に示す部分に限る。）、富菏町静（次の図面に示す部分に限る。）、富菏町清水（次の図面に示す部分に限る。）、富菏町末広、富菏町千年、富菏町難波、富菏町林元、富菏町屏風山（次の図面に示す部分に限る。）、富菏町三室、富菏町藪分（次の図面に示す部分に限る。）、富菏町山里（次の図面に示す部分に限る。）、豊富町千貫（次の図面に示す部分に限る。）及び豊富町屏風山（次の図面に示す部分に限る。）	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結ぶ海岸
一　北緯四十度五十七分二十四秒、東経百四十度十八分四十一秒の点	
二　北緯四十度五十七分三十秒、東経百四十度十八分二十七秒の点	
三　北緯四十度五十七分五十九秒、東経百四十度十八分二十八	

線により囲まれた海域	秒の点 四　北緯四十度五十八分二十三秒、東経百四十度十八分三十八秒の点 五　北緯四十度五十八分三十七秒、東経百四十度十八分五十一秒の点	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の所在地	青森県上北郡東北町	字大沢五番地四
対象防衛関係施設の区域	青森県上北郡東北町	字大久保平、字大沢、字岩渡沢、字田村頭、字塔ノ沢、字塔ノ沢山及び字夏焼（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに字大久保平、字大沢、字岩渡沢、字田村頭、字塔ノ沢、字塔ノ沢山及び字夏焼以外の次の図面に示す地域
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	青森県上北郡東北町	字大久保平（次の図面に示す部分に限る。）、字大沢（次の図面に示す部分に限る。）、字小沢、字岩渡沢（次の図面に示す部分に限る。）、字枋木（次の図面に示す部分に限る。）、字下山（次の図面に示す部分に限る。）、字袖ノ沢、字田村頭、字塔ノ沢、字塔ノ沢山（次の図面に示す部分に限る。）、字夏焼、字羽立山、字寒水（次の図面に示す部分に限る。）、字寒水山（次の図面に

		示す部分に限る。）、字夫雑原（次の図面に示す部分に限る。）、字饅頭長根（次の図面に示す部分に限る。）、字山ノ下（次の図面に示す部分に限る。）、字横沢山（次の図面に示す部分に限る。）及び字大久保平、字大沢、字小沢、字岩渡沢、字枋木、字下山、字袖ノ沢、字田村頭、字塔ノ沢、字塔ノ沢山、字夏焼、字羽立山、字寒水、字寒水山、字夫雑原、字夫雑原下山、字饅頭長根、字山ノ下及び字横沢山以外の次の図面に示す地域
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる		

区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百五　航空自衛隊山田分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	岩手県下閉伊郡山田町	豊間根東山国有林九林班か小班
対象防衛関係施設の区域	岩手県宮古市	重茂第八地割及び重茂第九地割（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	岩手県下閉伊郡山田町	次の図面に示す部分に限る。
対象防衛関係施設に係る対象施設周	岩手県宮古市	重茂第八地割、重茂第九地割、重茂第十七地割、津軽石第十二地割及び津軽石第十三地割（いずれも次の図面に示す部分に限

辺地域	る。）
	岩手県下閉伊郡山田町	石峠第一地割（次の図面に示す部分に限る。）及び石峠第一地割以外の次の図面に示す地域

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の所在地	秋田県男鹿市	男鹿中国有地内
対象防衛関係施設の区域	秋田県男鹿市	男鹿中滝川（次の図面に示す部分に限る。）及び男鹿中滝川以外の次の図面に示す地域
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	秋田県男鹿市	男鹿中滝川、男鹿中滝川三ツ森上台（次の図面に示す部分に限る。）、北浦安全寺二手ノ沢（次の図面に示す部分に限る。）、北浦安全寺樋渡沢（次の図面に示す部分に限る。）、北浦安全寺水沢（次の図面に示す部分に限る。）、北浦安全寺横枕（次の図面に示す部分に限る。）、戸賀加茂青砂浜子坂（次の図面に示す部分に限る。）、戸賀加茂青砂ヒロキ（次の図面に示す部分に限る。）、戸賀加茂青砂堀（次の図面に示す部分に限る。）及び戸賀加茂青砂松倉（次の図面に示す部分に限る。）並びに男鹿中滝川、男鹿中滝川三ツ森上台、北浦安全寺二手ノ沢、北浦安全寺

		樋渡沢、北浦安全寺水沢、北浦安全寺横枕、戸賀加茂青砂浜子坂、戸賀加茂青砂ヒロキ、戸賀加茂青砂堀及び戸賀加茂青砂松倉以外の次の図面に示す地域

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の所在地	秋田県秋田市	雄和椿川字山籠二十三番地二十六
対象防衛関係施設の区域	秋田県秋田市	雄和椿川山籠（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	秋田県秋田市	雄和椿川奥椿岱、雄和椿川駒坂台、雄和椿川堤根、雄和椿川佛供田、雄和椿川山籠、雄和平尾鳥大巻、雄和平尾鳥竹ノ花、雄和平尾鳥中田及び雄和平尾鳥中村（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区

域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百八　航空自衛隊大滝根山分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	福島県双葉郡川内村	大字上川内字花の内六番地
対象防衛関係施設の区域	福島県田村市	滝根町神俣（次の図面に示す部分に限る。）及び滝根町神俣以外の次の図面に示す地域
	福島県双葉郡川内村	大字上川内、大字上川内後谷地及び大字上川内花ノ内（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	福島県田村市	滝根町神俣（次の図面に示す部分に限る。）及び滝根町神俣以外の次の図面に示す区域
	福島県双葉郡川内村	大字上川内、大字上川内後谷地、大字上川内高見曽根及び大字上川内花ノ内（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対

象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百九　航空自衛隊木更津分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	千葉県木更津市	岩根一丁目四番一号
対象防衛関係施設の区域	千葉県木更津市	岩根一丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに久津間（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	千葉県木更津市	岩根一丁目から四丁目まで、瓜倉（次の図面に示す部分に限る。）、江川（次の図面に示す部分に限る。）、高砂一丁目から三丁目まで、高柳（次の図面に示す部分に限る。）、中里（次の図面に示す部分に限る。）、中島（次の図面に示す部分に限る。）、西岩根、本郷一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び万石（次の図面に示す部分に限る。）

対象防衛関係施設の所在地
千葉県南房総市
丸山平塚乙二番地五百六十四

三百十　航空自衛隊峯岡山分屯基地

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の区域	千葉県鴨川市	吉尾平塚（次の図面に示す部分に限る。）
	千葉県南房総市	丸山平塚
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	千葉県鴨川市	大川面、大山平塚、釜沼、北風原、平塚、細野、宮山及び吉尾平塚（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	千葉県南房総市	大井（次の図面に示す部分に限る。）及び丸山平塚

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百十一　航空自衛隊佐渡分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
新潟県佐渡市	新潟県佐渡市	新潟県佐渡市
金井新保丙二番地二十七	金井新保及び中興（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに金井新保及び中興以外の次の図面に示す地域	泉、金井新保、千種及び中興（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに泉、金井新保、千種及び中興以外の次の図面に示す地域

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百十二　航空自衛隊新潟分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	区
	新潟県新潟市東船江町三丁目百三十五番地

対象防衛関係施設の区域	新潟県新潟市東区	河渡、船江町三丁目及び松浜町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	新潟県新潟市東区	空港西二丁目、幸栄一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目まで、河渡、河渡新町一丁目及び二丁目、向陽一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、下山三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、太平一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、根室新町、浜谷町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、船江町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目まで、松園二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、松浜町（次の図面に示す部分に限る。）並びに物見山三丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる	一　北緯三十七度五十七分三十一秒、東経百三十九度五分四十五秒の点 二　北緯三十七度五十七分三十一秒、東経百三十九度五分四十	

点と八に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	六秒の点 三　北緯三十七度五十七分四十秒、東経百三十九度五分四十四秒の点 四　北緯三十七度五十七分四十二秒、東経百三十九度五分五十六秒の点 五　北緯三十七度五十七分四十四秒、東経百三十九度五分五十五秒の点 六　北緯三十七度五十七分四十六秒、東経百三十九度六分五秒の点 七　北緯三十七度五十七分四十九秒、東経百三十九度六分四十六秒の点 八　北緯三十七度五十七分三十八秒、東経百三十九度七分六秒の点	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百十三　航空自衛隊輪島分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	石川県輪島市	
対象防衛関係施設の区域	石川県輪島市河井町十部二十九番地七	
	河井町十、河井町十一、杉平町一及び惣領町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	石川県輪島市稲舟町（次の図面に示す部分に限る。）、稲舟町上野、稲舟町歌波、稲舟町大浜、稲舟町春日、稲舟町竹ノ端、稲舟町前田、大野町（次の図面に示す部分に限る。）、河井町二（次の図面に示す部分に限る。）、河井町三、河井町四、河井町五、河井町六、河井町七、河井町八、河井町九、河井町十、河井町十一、河井町十二、河井町十三、河井町十四、河井町十五、河井町十六、河井町十七、河井町十八、河井町十九、河井町二十、河井町二十一、河井町二十二（次の図面に示す部分に限る。）、河井町二十三（次の図面に示す部分に限る。）、杉平町（次の図面に示す部分に限る。）、杉平町一、杉平町五、杉平町十一、杉平町蝦夷穴、杉平町円山、杉平町大百苅、杉平町鬼田、杉平町木戸谷内、杉平町源畑、杉平町下山、杉平町杉本谷内（次の図面に示す部分に限る。）、杉平町成坪（次の図面に示す部分に限る。）、杉平町成谷内（次の図面に示す部分に限る。）、杉平町西ノ草、杉平町深見田、杉平町矢田、惣領町（次の図面に示す部分に限る。）、宅田町（次の図面に示す部分に限る。）、塚田町一、塚田町二、塚田町三、深見町（次の図面に示す部分に限る。）、二ツ屋町（次

の図面に示す部分に限る。）、久手川町（次の図面に示す部分に限る。）、久手川町池田（次の図面に示す部分に限る。）、久手川町石坂、久手川町石田、久手川町堂山、久手川町堂前、久手川町花山、久手川町宮前、マリンタウン（次の図面に示す部分に限る。）、山岸町い、山岸町に（次の図面に示す部分に限る。）、山岸町は、山岸町へ（次の図面に示す部分に限る。）、山岸町ほ（次の図面に示す部分に限る。）、山岸町ろ及び横地町（次の図面に示す部分に限る。）並びに稲舟町、稲舟町上野、稲舟町歌波、稲舟町大浜、稲舟町春日、稲舟町竹ノ端、稲舟町前田、大野町、河井町二、河井町三、河井町四、河井町五、河井町六、河井町七、河井町八、河井町九、河井町十、河井町十一、河井町十二、河井町十三、河井町十四、河井町十五、河井町十六、河井町十七、河井町十八、河井町十九、河井町二十、河井町二十一、河井町二十二、河井町二十三、杉平町、杉平町一、杉平町五、杉平町十一、杉平町蝦夷穴、杉平町円山、杉平町大百苅、杉平町鬼田、杉平町木戸谷内、杉平町源畑、杉平町下山、杉平町杉本谷内、杉平町成坪、杉平町成谷内、杉平町西ノ草、杉平町深見

田、杉平町矢田、惣領町、宅田町、塚田町一、塚田町二、塚田町三、深見町、二ツ屋町、久手川町、久手川町池田、久手川町石坂、久手川町石田、久手川町堂山、久手川町堂前、久手川町花山、久手川町宮前、マリンタウン、山岸町い、山岸町に、山岸町は、山岸町へ、山岸町ほ、山岸町ろ及び横地町以外の次の図面に示す地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域
一　北緯三十七度二十三分五十秒、東経百三十六度五十四分十七秒の点 二　北緯三十七度二十三分五十一秒、東経百三十六度五十四分十九秒の点 三　北緯三十七度二十三分五十二秒、東経百三十六度五十四分二十一秒の点 四　北緯三十七度二十三分五十四秒、東経百三十六度五十四分二十三秒の点 五　北緯三十七度二十四分五秒、東経百三十六度五十四分五十三秒の点	

	六　北緯三十七度二十三分四十五秒、東経百三十六度五十五分三十六秒の点
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。	

三百十四　航空自衛隊御前崎分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	静岡県御前崎市	御前崎二千八百二十五番地一
対象防衛関係施設の区域	静岡県御前崎市	御前崎（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	静岡県御前崎市	御前崎、白羽及び港（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	一に掲げる点と二に掲げる点とを結んだ線及びこれらの点を結ぶ海岸線により囲まれた海域	一　北緯三十四度三十六分四十六秒、東経百三十八度十三分十一秒の点 二　北緯三十四度三十六分三十五秒、東経百三十八度十三分二十五秒の点 三　北緯三十四度三十五分四十四秒、東経百三十八度十三分四十二秒の点 次に掲げる点を順次に結んだ線

及び三に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	四　北緯三十四度三十五分二十六秒、東経百三十八度十三分七秒の点 五　北緯三十四度三十五分二十七秒、東経百三十八度十二分三十五秒の点 六　北緯三十四度三十五分四十三秒、東経百三十八度十二分八秒の点 七　北緯三十四度三十六分三秒、東経百三十八度十二分八秒の点	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる

区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百十五　航空自衛隊笠取山分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	三重県津市	榊原町四千百八十三番地十二
対象防衛関係施設の区域	三重県津市	榊原町、美里町桂畑及び美里町南長野（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	三重県伊賀市	奥馬野及び下阿波（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	三重県津市	榊原町、美里町桂畑及び美里町南長野（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

	三重県伊賀市
	奥馬野、下阿波及び猿野（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百十六　航空自衛隊経ヶ岬分屯基地（庁舎等地区）

対象防衛関係施設	京都府京丹後市
	丹後町袖志無番地

の所在地			
対象防衛関係施設の区域	京都府京丹後市丹後町尾和及び丹後町袖志（いずれも次の図面に示す部分に限る。）		
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	京都府京丹後市丹後町尾和、丹後町久僧、丹後町袖志及び丹後町中浜（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と八に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域	一　北緯三十五度四十五分四十三秒、東経百三十五度十分五十三秒の点 二　北緯三十五度四十五分五十一秒、東経百三十五度十分四十八秒の点 三　北緯三十五度四十五分五十八秒、東経百三十五度十分五十二秒の点 四　北緯三十五度四十六分十秒、東経百三十五度十分五十二秒の点 五　北緯三十五度四十六分三十六秒、東経百三十五度十一分十

		五秒の点
		六　北緯三十五度四十六分三十六秒、東経百三十五度十一分五十七秒の点
		七　北緯三十五度四十六分十二秒、東経百三十五度十二分二十秒の点
		八　北緯三十五度四十五分五十秒、東経百三十五度十二分二十四秒の点
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。		

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百十七　航空自衛隊経ヶ岬分屯基地（レーダー地区）

対象防衛関係施設の所在地	京都府京丹後市	丹後町袖志無番地	
対象防衛関係施設の区域	京都府京丹後市	丹後町袖志（次の図面に示す部分に限る。）	
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	京都府京丹後市	丹後町袖志（次の図面に示す部分に限る。）	
	京都府与謝郡伊根町	字蒲入（次の図面に示す部分に限る。）	
次に掲げる点を			
一　北緯三十五度四十五分五十秒、東経百三十五度十二分二十			

順次に結んだ線及び一に掲げる点と三に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域	四秒の点 二　北緯三十五度四十六分十七秒、東経百三十五度十二分四十六秒の点 三　北緯三十五度四十六分十九秒、東経百三十五度十三分二十秒の点	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百十八　航空自衛隊串本分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	和歌山県東牟婁郡串本町	須江千三百八十三番地十二
対象防衛関係施設の区域	和歌山県東牟婁郡串本町	樫野及び須江（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	和歌山県東牟婁郡串本町	大島、樫野及び須江（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる	一　北緯三十三度二十七分二十五秒、東経百三十五度四十九分二十五秒の点 二　北緯三十三度二十七分二十六秒、東経百三十五度四十九分

点と三に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	二十一秒の点 三　北緯三十三度二十七分四十二秒、東経百三十五度四十九分十秒の点
次に掲げる点を順次に結んだ線及び四に掲げる点と十に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域	四　北緯三十三度二十八分三十五秒、東経百三十五度四十八分五十九秒の点 五　北緯三十三度二十八分四十四秒、東経百三十五度四十九分四秒の点 六　北緯三十三度二十八分五十三秒、東経百三十五度四十九分十四秒の点 七　北緯三十三度二十八分五十九秒、東経百三十五度四十九分三十七秒の点 八　北緯三十三度二十八分五十三秒、東経百三十五度五十分二秒の点 九　北緯三十三度二十八分五十二秒、東経百三十五度五十分九秒の点

		十　北緯三十三度二十八分三十一秒、東経百三十五度五十分三十秒の点
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		
三百十九　航空自衛隊高蔵寺分屯基地		

対象防衛関係施設の所在地	愛知県春日井市	木附町堂ヲ須
対象防衛関係施設の区域	愛知県春日井市	木附町及び高座町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	愛知県瀬戸市	鹿乗町及び十軒町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	愛知県春日井市	石尾台一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び六丁目、岩成台一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、四丁目から九丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び十丁目（次の図面に示す部分に限る。）、押沢台一丁目から七丁目まで、木附町（次の図面に示す部分に限る。）、高蔵寺町三丁目から七丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで及び八丁目、高蔵寺町北二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目まで、白山町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、高座台一丁目から五

		丁目まで、高座町、高森台一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、七丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び八丁目（次の図面に示す部分に限る。）から十丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、玉野台一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、玉野町（次の図面に示す部分に限る。）、中央台一丁目から八丁目まで、外之原町（次の図面に示す部分に限る。）並びに藤山台一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百二十　航空自衛隊高蔵寺分屯基地飛地地区

対象防衛関係施設の所在地	愛知県春日井市	木附町無番地
対象防衛関係施設の区域	愛知県春日井市	木附町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	愛知県瀬戸市	鹿乗町及び川平町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	愛知県春日井市	押沢台一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁目から七丁目まで、木附町（次の図面に示す部分に限る。）、高座町（次の図面に示す部分に限る。）、玉野台一丁目から三丁目まで並びに玉野町（次の図面に示す部分に限る。）

三百二十一	航空自衛隊白山分屯基地	対象防衛関係施設の所在地	三重県津市	白山町大原二百九十七番地

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の区域	三重県津市	白山町大原、白山町小杉及び白山町福田山（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	三重県津市	白山町大原、白山町小杉及び白山町福田山（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	三重県伊賀市	霧生及び諸木（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる

区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百二十二　航空自衛隊饗庭野分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	滋賀県高島市	新旭町饗庭三千三百五十六番地一	
対象防衛関係施設の区域	滋賀県高島市	安曇川町下古賀及び新旭町饗庭（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	滋賀県高島市	安曇川町上古賀、安曇川町下古賀、新旭町饗庭、新旭町熊野本及び新旭町安井川（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
備考			

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百二十三　航空自衛隊高尾山分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	島根県松江市	美保関町森山千四百八十八番地二
対象防衛関係施設	島根県松江市	美保関町七類及び美保関町森山（いずれも次の図面に示す部分

の区域		
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	島根県松江市	に限る。）
	美保関町七類、美保関町福浦、美保関町森山及び美保関町諸喰（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一　北緯三十五度三十四分十六秒、東経百三十三度十三分二十八秒の点 二　北緯三十五度三十四分二十一秒、東経百三十三度十三分三十一秒の点 三　北緯三十五度三十四分二十四秒、東経百三十三度十四分九秒の点 四　北緯三十五度三十四分十二秒、東経百三十三度十四分三十二秒の点
備考		
一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。		

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百二十四　航空自衛隊高尾山分屯基地森山地区

対象防衛関係施設の所在地	島根県松江市	美保関町森山六百三十二番地
対象防衛関係施設の区域	島根県松江市	美保関町森山（次の図面に示す部分に限る。）

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域		
鳥取県境港市		相生町、朝日町（次の図面に示す部分に限る。）、栄町、京町、末広町、大正町、中町、入船町（次の図面に示す部分に限る。）、蓮池町（次の図面に示す部分に限る。）、浜ノ町、東本町（次の図面に示す部分に限る。）、日ノ出町、本町、松ケ枝町、湊町（次の図面に示す部分に限る。）、明治町、元町（次の図面に示す部分に限る。）、弥生町（次の図面に示す部分に限る。）及び米川町（次の図面に示す部分に限る。）
島根県松江市	美保関町片江、美保関町七類及び美保関町森山（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸	一　北緯三十五度三十三分〇秒、東経百三十三度十四分十七秒の点 二　北緯三十五度三十二分五十三秒、東経百三十三度十四分十八秒の点 三　北緯三十五度三十二分三十三秒、東経百三十三度十三分二	

線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域	秒の点 四　北緯三十五度三十二分四十五秒、東経百三十三度十二分四十六秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百二十五　航空自衛隊見島分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	山口県萩市	見島千五百十八番地一
対象防衛関係施設の区域	山口県萩市	見島（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	山口県萩市	見島（次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一　北緯三十四度四十五分三十八秒、東経百三十一度八分十秒の点 二　北緯三十四度四十五分三十六秒、東経百三十一度七分四十六秒の点 三　北緯三十四度四十五分四十九秒、東経百三十一度七分二十七秒の点 四　北緯三十四度四十六分十六秒、東経百三十一度七分十二秒の点

		五　北緯三十四度四十六分三十五秒、東経百三十一度七分十七秒の点 六　北緯三十四度四十七分二秒、東経百三十一度七分四十八秒の点
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		

三百二十六　航空自衛隊土佐清水分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	高知県土佐清水市	下益野二千七十八番地二
対象防衛関係施設の区域	高知県土佐清水市	下益野（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	高知県土佐清水市	上野及び下益野（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区

域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百二十七　航空自衛隊土佐清水分屯基地中継所地区

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周
高知県土佐清水市	高知県土佐清水市	高知県土佐清水市
上野字島ノ内二千五百二十一番地十	斧積（次の図面に示す部分に限る。）	上野及び斧積（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

三百二十八	航空自衛隊高良台分屯基地	対象防衛関係施設 福岡県久留米市 荒木町藤田官有地

辺地域

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

の所在地			
対象防衛関係施設の区域	福岡県久留米市	荒木町藤田及び上津町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
	福岡県八女郡広川町	大字藤田（次の図面に示す部分に限る。）	
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	福岡県久留米市	荒木町荒木、荒木町藤田、上津町、藤光町及び藤山町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
	福岡県八女郡広川町	大字一條、大字新代、大字広川及び大字藤田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
備考			
一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。			
二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に			

含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百二十九　航空自衛隊背振山分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	佐賀県神埼市	
対象防衛関係施設の区域	福岡県福岡市早良区	大字板屋（次の図面に示す部分に限る。）
	佐賀県神埼市	脊振町服巻（次の図面に示す部分に限る。）
		脊振町服巻字脊振山千三百五十八番地

	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町	松隈（次の図面に示す部分に限る。）		
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	福岡県福岡市早良区	大字板屋及び大字椎原（いずれも次の図面に示す部分に限る。）		
	佐賀県神埼市	脊振町服巻（次の図面に示す部分に限る。）		
	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町	松隈（次の図面に示す部分に限る。）		

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区

域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百三十　航空自衛隊海栗島分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	長崎県対馬市	上対馬町鰐浦千二百十七番地
対象防衛関係施設の区域	長崎県対馬市	上対馬町鰐浦（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周	長崎県対馬市	上対馬町鰐浦（次の図面に示す部分に限る。）

辺地域

次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十三に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域	一　北緯三十四度四十一分四十五秒、東経百二十九度二十六分二十三秒の点 二　北緯三十四度四十一分四十四秒、東経百二十九度二十六分十六秒の点 三　北緯三十四度四十一分三十九秒、東経百二十九度二十六分十秒の点 四　北緯三十四度四十一分四十二秒、東経百二十九度二十五分四十二秒の点 五　北緯三十四度四十一分五十四秒、東経百二十九度二十五分二十六秒の点 六　北緯三十四度四十二分十三秒、東経百二十九度二十五分十九秒の点 七　北緯三十四度四十二分二十九秒、東経百二十九度二十五分十九秒の点 八　北緯三十四度四十二分五十五秒、東経百二十九度二十五分三十一秒の点 九　北緯三十四度四十三分四秒、東経百二十九度二十五分五十

		九秒の点
		十　北緯三十四度四十三分三秒、東経百二十九度二十六分四十一秒の点
		十一　北緯三十四度四十二分三十三秒、東経百二十九度二十七分十二秒の点
		十二　北緯三十四度四十二分二十二秒、東経百二十九度二十七分十二秒の点
		十三　北緯三十四度四十二分七秒、東経百二十九度二十七分五秒の点
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。		

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百三十一　航空自衛隊福江島分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
長崎県五島市	長崎県五島市	長崎県五島市
三井楽町嶽七百七十番地一	三井楽町嶽及び三井楽町濱ノ畔（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	三井楽町丑ノ浦、三井楽町貝津、三井楽町柏、三井楽町塩水、三井楽町嶽、三井楽町波砂間、三井楽町濱窄、三井楽町濱ノ畔及び三井楽町渕ノ元（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百三十二　航空自衛隊高畑山分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	
宮崎県串間市	大字本城四番地

対象防衛関係施設の区域	宮崎県串間市	大字市木、大字大納及び大字本城（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	宮崎県串間市	大字市木、大字大納及び大字本城（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対

象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百三十三　航空自衛隊下甑島分屯基地（庁舎等地区）

対象防衛関係施設の所在地	鹿児島県薩摩川内市	下甑町長浜無番地
対象防衛関係施設の区域	鹿児島県薩摩川内市	下甑町長浜（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	鹿児島県薩摩川内市	下甑町青瀬、下甑町瀬々野浦及び下甑町長浜（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百三十四　航空自衛隊下甑島分屯基地（場外離着陸場）

対象防衛関係施設の所在地	鹿児島県薩摩川内市	下甑町長浜無番地	
対象防衛関係施設の区域	鹿児島県薩摩川内市	下甑町青瀬及び下甑町長浜（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域		
	鹿児島県薩摩川内市	下甑町青瀬及び下甑町長浜（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域	一　北緯三十一度四十二分三秒、東経百二十九度四十四分十八秒の点 二　北緯三十一度四十二分二秒、東経百二十九度四十四分二十九秒の点 三　北緯三十一度四十二分二秒、東経百二十九度四十四分四十三秒の点 四　北緯三十一度四十一分五十三秒、東経百二十九度四十五分三秒の点 五　北緯三十一度四十一分四十秒、東経百二十九度四十五分十三秒の点 六　北緯三十一度四十一分十五秒、東経百二十九度四十五分十二秒の点 七　北緯三十一度四十一分二秒、東経百二十九度四十五分四秒の点

		八　北緯三十一度四十分五十秒、東経百二十九度四十四分三十七秒の点 九　北緯三十一度四十分五十秒、東経百二十九度四十四分十二秒の点 十　北緯三十一度四十分五十五秒、東経百二十九度四十四分八秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対

象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百三十五　航空自衛隊奄美大島分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	鹿児島県奄美市	笠利町大字平字シリ原五百五番地二
対象防衛関係施設の区域	鹿児島県奄美市	笠利町大字平及び笠利町大字和野（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	鹿児島県奄美市	笠利町大字節田、笠利町大字平、笠利町大字手花部、笠利町大字中金久、笠利町大字万屋及び笠利町大字和野（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百三十六　航空自衛隊沖永良部島分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	鹿児島県大島郡知名町	大字瀬利覚三千百九十六番地一	
対象防衛関係施設の区域	鹿児島県大島郡知名町	大字上城、大字下城、大字住吉、大字瀬利覚及び大字田皆（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	鹿児島県大島郡知名町	大字芦清良、大字上城、大字上平川、大字黒貫、大字下城、大字下平川、大字住吉、大字瀬利覚及び大字田皆（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県国頭郡恩納村	字恩納七千四百四十一番地百十三
対象防衛関係施設の区域	沖縄県国頭郡恩納村	字恩納（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県国頭郡恩納村	字恩納及び字谷茶（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と八に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸	一　北緯二十六度二十八分二秒、東経百二十七度四十九分二十六秒の点 二　北緯二十六度二十八分二十一秒、東経百二十七度四十九分二十一秒の点 三　北緯二十六度二十八分四十三秒、東経百二十七度四十九分二十四秒の点 四　北緯二十六度二十九分六秒、東経百二十七度四十九分五十

域以外の区域		
八秒の点 五　北緯二十六度二十九分八秒、東経百二十七度五十分六秒の点 六　北緯二十六度二十九分七秒、東経百二十七度五十分十六秒の点 七　北緯二十六度二十九分八秒、東経百二十七度五十分二十三秒の点 八　北緯二十六度二十八分五十三秒、東経百二十七度五十分四十五秒の点		
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。		

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百三十八　航空自衛隊恩納分屯基地（通信地区）

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県国頭郡恩納村	字恩納七千四百四十一番地百十三
対象防衛関係施設の区域	沖縄県国頭郡恩納村	字富着及び字屋嘉（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県うるま市	石川（次の図面に示す部分に限る。）
	沖縄県国頭郡恩納村	字谷茶、字富着及び字屋嘉（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県島尻郡久米島町	字宇江城山田原二千六十四番地一

三百三十九　航空自衛隊久米島分屯基地

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の区域	沖縄県島尻郡久米島町	字宇江城、字上江洲及び字仲村渠（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県島尻郡久米島町	字宇江城、字上江洲、字兼城、字具志川、字仲地、字仲村渠、字西銘、字比屋定及び字山里（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百四十　航空自衛隊知念分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県南城市
対象防衛関係施設の区域	沖縄県南城市
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県南城市

佐敷字佐敷千六百四十一番地	
佐敷字佐敷、知念字知念及び知念字吉富（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
字つきしろ、佐敷字伊原（次の図面に示す部分に限る。）、佐敷字兼久（次の図面に示す部分に限る。）、佐敷字佐敷、佐敷字新里（次の図面に示す部分に限る。）、佐敷字手登根（次の図面に示す部分に限る。）、佐敷字冨祖崎（次の図面に示す部分に限る。）、佐敷字屋比久（次の図面に示す部分に限る。）、玉城字親慶原（次の図面に示す部分に限る。）、玉城字垣花（次の図面に	

示す部分に限る。）、玉城字仲村渠（次の図面に示す部分に限る。）、知念字安座真（次の図面に示す部分に限る。）、知念字久手堅（次の図面に示す部分に限る。）、知念字志喜屋（次の図面に示す部分に限る。）、知念字知名（次の図面に示す部分に限る。）、知念字知念、知念字山里（次の図面に示す部分に限る。）及び知念字吉富（次の図面に示す部分に限る。）	一　北緯二十六度十分十九秒、東経百二十七度四十七秒分十二秒の点 二　北緯二十六度十分十九秒、東経百二十七度四十七秒分二十六秒の点	一に掲げる点と二に掲げる点とを結んだ線及びこれらの点を結ぶ海岸線により囲まれた海域

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネッ

トの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百四十一　航空自衛隊与座岳分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	
沖縄県糸満市	沖縄県糸満市	字与座千七百八十番地
		字大里及び字与座（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

		沖縄県島尻郡八重瀬町 字富盛及び字世名城（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県糸満市	字新垣、字大里、字国吉、字真栄平及び字与座（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	沖縄県島尻郡八重瀬町	字安里、字高良、字富盛、字仲座、字玻名城及び字世名城（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる

区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百四十二　航空自衛隊宮古島分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県宮古島市	上野野原千百九十番地百八十九	
対象防衛関係施設の区域	沖縄県宮古島市	上野野原（次の図面に示す部分に限る。）	
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県宮古島市	上野野原、城辺下里添、平良下里及び平良西里（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
備考			

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百四十三　航空自衛隊武山高射訓練場長井統制地区

対象防衛関係施設の所在地		
神奈川県横須賀市	長井四丁目三千五百番地	
神奈川県横須賀市	長井四丁目（次の図面に示す部分に限る。）	
対象防衛関係施設		

の区域			
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	神奈川県横須賀市	市	長井一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、五丁目及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）
	神奈川県三浦市		初声町和田（次の図面に示す部分に限る。）
次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域			一　北緯三十五度十一分二十一秒、東経百三十九度三十七分〇秒の点 二　北緯三十五度十一分二十四秒、東経百三十九度三十六分四十三秒の点 三　北緯三十五度十一分二十五秒、東経百三十九度三十六分三十四秒の点 四　北緯三十五度十一分三十六秒、東経百三十九度三十六分十五秒の点 五　北緯三十五度十一分三十八秒、東経百三十九度三十六分十

三秒の点	六　北緯三十五度十一分四十七秒、東経百三十九度三十六分六秒の点 七　北緯三十五度十一分五十三秒、東経百三十九度三十六分六秒の点 八　北緯三十五度十二分十二秒、東経百三十九度三十六分十三秒の点 九　北緯三十五度十二分二十一秒、東経百三十九度三十六分十三秒の点 十　北緯三十五度十二分三十九秒、東経百三十九度三十六分三十一秒の点 十一　北緯三十五度十二分三十九秒、東経百三十九度三十六分四十秒の点 十二　北緯三十五度十二分三十七秒、東経百三十九度三十七分五秒の点 十三　北緯三十五度十二分二十八秒、東経百三十九度三十七分	次に掲げる点を順次に結んだ線及び六に掲げる点と十三に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百四十四　情報本部東千歳通信所

対象防衛関係施設	北海道千歳市	祝梅千十六番地

の所在地		
対象防衛関係施設の区域	北海道千歳市	祝梅及び中央（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道千歳市	祝梅及び中央（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる

区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の所在地	埼玉県ふじみ野市	亀久保千六百九十六番地三
対象防衛関係施設の区域	埼玉県ふじみ野市	亀久保（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	埼玉県川越市	大字上松原、大字下赤坂、大字下松原及び大字中福（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	埼玉県ふじみ野市	大井武蔵野（次の図面に示す部分に限る。）、亀久保（次の図面に示す部分に限る。）、西鶴ケ岡、西鶴ケ岡二丁目（次の図面に

	示す部分に限る。）並びに緑ケ丘一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
埼玉県入間郡三芳町	大字上富（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の所在地	新潟県新発田市	小舟町三丁目二番地十二
対象防衛関係施設の区域	新潟県新発田市	桑ノ口、小舟町及び中谷内（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	新潟県新発田市	桑ノ口（次の図面に示す部分に限る。）、小舟渡（次の図面に示す部分に限る。）、小舟町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、城北町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目、道賀（次の図面に示す部分に限る。）、中曽根（次の図面に示す部分に限る。）、中曽根町一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、中田町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、長畑（次の図

面に示す部分に限る。）、中谷内（次の図面に示す部分に限る。）、西園町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、舟入町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに緑町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）	新潟県北蒲原郡聖籠町	大字上大谷内、大字道賀新田及び大字丸潟（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
鳥取県境港市渡町二十一番地	鳥取県境港市三軒屋町及び渡町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	鳥取県境港市幸神町（次の図面に示す部分に限る。）、小篠津町（次の図面に示す部分に限る。）、三軒屋町、誠道町（次の図面に示す部分に限る。）、高松町（次の図面に示す部分に限る。）、竹内町（次の図面に示す部分に限る。）、中海干拓地（次の図面に示す部分に限る。）、新屋町（次の図面に示す部分に限る。）、森岡町（次の図面に示す部分に限る。）、夕日ヶ丘一丁目及び二丁目並びに渡

町（次の図面に示す部分に限る。）	一　北緯三十五度二十九分五十三秒、東経百三十三度十三分三十四秒の点 二　北緯三十五度二十九分五十一秒、東経百三十三度十三分三十秒の点 三　北緯三十五度三十分三十七秒、東経百三十三度十二分三十秒の点 四　北緯三十五度三十分四十秒、東経百三十三度十二分二十八秒の点 五　北緯三十五度三十分四十七秒、東経百三十三度十二分二十八秒の点	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に

含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百四十八　情報本部太刀洗通信所

対象防衛関係施設の所在地	福岡県朝倉郡筑前町	下高場千三百七十六番地二
対象防衛関係施設の区域	福岡県朝倉郡筑前町	下高場及び東小田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設	福岡県朝倉郡筑	上高場、四三嶋、篠隈、下高場、長者町、当所、東小田及び安

に係る対象施設周辺地域	前町	野（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
鹿児島県大島郡喜界町	鹿児島県大島郡喜界町	鹿児島県大島郡喜界町
大字川嶺二千九百十三番地一	大字川嶺及び大字花良治（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	大字阿伝、大字浦原、大字上嘉鉄、大字川嶺、大字城久、大字花良治、大字滝川、大字羽里及び大字山田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百五十　三沢飛行場

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域
青森県三沢市	青森県三沢市
大字三沢字平畑ほか	大字大浦母衣平出生（次の図面に示す部分に限る。）、大町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、岡三沢四丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、新町二丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、中央町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、花園町一丁目、二丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、平畑一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、大字三沢小山田（次の図面に示す部分に限

	青森県上北郡東北町	青森県三沢市対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
る。）、大字三沢淋代平（次の図面に示す部分に限る。）、大字三沢下沢（次の図面に示す部分に限る。）、大字三沢猫又（次の図面に示す部分に限る。）、大字三沢平畑（次の図面に示す部分に限る。）、大字三沢横沢（次の図面に示す部分に限る。）並びに東岡三沢一丁目（次の図面に示す部分に限る。）	大字大浦母衣平出生（次の図面に示す部分に限る。）	大字犬落瀬古間木（次の図面に示す部分に限る。）、大字犬落瀬堀切沢（次の図面に示す部分に限る。）、大字大浦淋代、大字大浦母衣平出生、大町一丁目から三丁目まで、岡三沢一丁目から八丁目まで、春日台一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、幸町一丁目から三丁目まで、栄町一丁目から三丁目まで、桜町一丁目から三丁目まで、新町二丁目から四丁目まで、中央町一丁目から四丁目まで、花園町一丁目から五丁目まで、東町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、平畑

一丁目及び二丁目、古間木一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目及び四丁目、字古間木山（次の図面に示す部分に限る。）、本町一丁目から四丁目まで、松園町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目及び三丁目、大字三沢後久保、大字三沢小山田、大字三沢上久保、大字三沢上野（次の図面に示す部分に限る。）、大字三沢上屋敷、大字三沢北山、大字三沢淋代平（次の図面に示す部分に限る。）、大字三沢下沢、大字三沢下久保（次の図面に示す部分に限る。）、大字三沢下野（次の図面に示す部分に限る。）、大字三沢下堀（次の図面に示す部分に限る。）、大字三沢猫又（次の図面に示す部分に限る。）、大字三沢平畑（次の図面に示す部分に限る。）、大字三沢堀口（次の図面に示す部分に限る。）、大字三沢南山（次の図面に示す部分に限る。）、大字三沢向平（次の図面に示す部分に限る。）、大字三沢山ノ神（次の図面に示す部分に限る。）、大字三沢横沢、大字三沢早稲田（次の図面に示す部分に限る。）、緑町一丁目から三丁目まで、南町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、美野原一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

まで、千代田町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目から四丁目まで及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、上久保一丁目から四丁目まで、東岡三沢一丁目から三丁目まで、下久保一丁目から三丁目まで並びに堀口一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）	青森県上北郡六戸町	大字犬落瀬金沢、大字犬落瀬中屋敷、大字犬落瀬堀切沢及び金矢三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	青森県上北郡東北町	大字大浦蛯沢（次の図面に示す部分に限る。）、大字大浦小川原湖（次の図面に示す部分に限る。）、大字大浦淋代、大字大浦助十郎崎（次の図面に示す部分に限る。）、大字大浦中久根下（次の図面に示す部分に限る。）、大字大浦寒水（次の図面に示す部分に限る。）、大字大浦母衣平出生及び大字大浦向山（次の図面に示す部分に限る。）	

上北郡おいらせ町	住吉一丁目（次の図面に示す部分に限る。）	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結ぶ湖岸線により囲まれた水域 一　北緯四十度四十三分四秒、東経百四十一度十七分五十八秒の点 二　北緯四十度四十三分三十六秒、東経百四十一度十八分十二秒の点 三　北緯四十度四十四分六秒、東経百四十一度十九分十五秒の点 四　北緯四十度四十三分五十九秒、東経百四十一度二十分三十七秒の点 五　北緯四十度四十四分十八秒、東経百四十一度二十分五十七秒の点 六　北緯四十度四十四分三十七秒、東経百四十一度二十一分三十五秒の点	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百五十一　八戸貯油施設

対象防衛関係施設の所在地	青森県八戸市	大字河原木字宇兵エ河原ほか
対象防衛関係施設	青森県八戸市	大字市川町浜及び大字河原木字兵エ河原（いずれも次の図面に

の区域		
	青森県上北郡おいらせ町	一川目及び二川目一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	青森県八戸市	大字市川町市川（次の図面に示す部分に限る。）、大字市川町壁取下（次の図面に示す部分に限る。）、大字市川町下揚（次の図面に示す部分に限る。）、大字市川町上大谷地（次の図面に示す部分に限る。）、大字市川町下大谷地、大字市川町長七谷地（次の図面に示す部分に限る。）、大字市川町堂ノ下（次の図面に示す部分に限る。）、大字市川町南大谷地、大字市川町橋向（次の図面に示す部分に限る。）、大字市川町浜、大字市川町古館（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木青森谷地（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木宇兵エ河原、大字河原木海岸（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木小田平（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木館（次の図面に示す部分に限る。）、大字河原木遠山新田（次の図面に示す部分に限る。）、江陽三丁
		示す部分に限る。）

		目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、小中野五丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び八丁目、大字湊町上ノ山（次の図面に示す部分に限る。）、大字湊町汐越（次の図面に示す部分に限る。）、大字湊町下条、大字湊町館鼻、大字湊町本町、大字湊町柳町（次の図面に示す部分に限る。）、豊洲（次の図面に示す部分に限る。）、新湊一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに桔梗野工業団地一丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
青森県上北郡おいらせ町	一川目（次の図面に示す部分に限る。）、一川目三丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、二川目一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで並びに向平（次の図面に示す部分に限る。）	
次に掲げる点を順次に結んだ線	一　北緯四十度三十九分三十二秒、東経百四十一度二十六分二十九秒の点	

及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域及び海域	二　北緯四十度三十九分二十秒、東経百四十一度二十七分八秒の点 三　北緯四十度三十八分四十四秒、東経百四十一度二十七分十八秒の点 四　北緯四十度三十八分二十三秒、東経百四十一度二十六分五十二秒の点 五　北緯四十度三十九分七秒、東経百四十一度二十五分三十八秒の点 六　北緯四十度三十九分八秒、東経百四十一度二十五分三十八秒の点 七　北緯四十度三十九分十秒、東経百四十一度二十五分三十九秒の点
次に掲げる点を順次に結んだ線及び八に掲げる点と十五に掲げる点と十五に掲げ	八　北緯四十度三十五分二十二秒、東経百四十一度二十八分十二秒の点 九　北緯四十度三十五分二十六秒、東経百四十一度二十八分三十一秒の点

る点とを結ぶ線により囲まれた陸域及び海域	十　北緯四十度三十五分十二秒、東経百四十一度二十九分六秒の点 十一　北緯四十度三十四分三十八秒、東経百四十一度二十九分十二秒の点 十二　北緯四十度三十四分二十一秒、東経百四十一度二十八分四十九秒の点 十三　北緯四十度三十四分十六秒、東経百四十一度二十八分二十九秒の点 十四　北緯四十度三十四分十六秒、東経百四十一度二十八分十二秒の点 十五　北緯四十度三十四分二十三秒、東経百四十一度二十八分〇秒の点
次に掲げる点を順次に結んだ線及び十六に掲げる点と二十六に	十六　北緯四十度三十二分三十五秒、東経百四十一度三十分五十二秒の点 十七　北緯四十度三十二分二十八秒、東経百四十一度三十一分十八秒の点

掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	十八　北緯四十度三十二分二十二秒、東経百四十一度三十一分三十五秒の点 十九　北緯四十度三十二分三秒、東経百四十一度三十一分四十九秒の点 二十　北緯四十度三十一分五十四秒、東経百四十一度三十一分五十二秒の点 二十一　北緯四十度三十一分四十六秒、東経百四十一度三十一分五十一秒の点 二十二　北緯四十度三十一分四十二秒、東経百四十一度三十一分四十六秒の点 二十三　北緯四十度三十一分二十一秒、東経百四十一度三十一分二十七秒の点 二十四　北緯四十度三十一分二十秒、東経百四十一度三十一分二十三秒の点 二十五　北緯四十度三十一分五十二秒、東経百四十一度三十分十四秒の点 二十六　北緯四十度三十一分五十七秒、東経百四十一度三十分

十五秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百五十二　三沢対地射爆撃場

対象防衛関係施設	青森県三沢市	大字天ケ森字天ケ森ほか

の所在地			
対象防衛関係施設の区域	青森県三沢市	大字天ケ森天ケ森及び大字三沢浜通（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
	青森県上北郡六ヶ所村	大字倉内前谷地、大字倉内道ノ下、大字平沼高田及び大字平沼道ノ下（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	青森県三沢市	大字天ケ森天ケ森及び大字三沢浜通（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
	青森県上北郡六ヶ所村	大字倉内前谷地（次の図面に示す部分に限る。）、大字倉内道ノ上（次の図面に示す部分に限る。）、大字倉内道ノ下（次の図面に示す部分に限る。）、大字平沼追舘（次の図面に示す部分に限る。）、大字平沼久保、大字平沼高田、大字平沼田面木（次の図面に示す部分に限る。）、大字平沼二階坂（次の図面に示す部分に限る。）、大字平沼道ノ上（次の図面に示す部分に限る。）及	

び大字平沼道ノ下	
一　北緯四十度五十分三十秒、東経百四十一度二十三分五十八秒の点 二　北緯四十度五十分四十九秒、東経百四十一度二十四分三十七秒の点 三　北緯四十度五十三分十七秒、東経百四十一度二十四分二十一秒の点 四　北緯四十度五十三分四十一秒、東経百四十一度二十四分三秒の点 五　北緯四十度五十三分五十二秒、東経百四十一度二十三分三十秒の点 六　北緯四十度五十三分二十一秒、東経百四十一度二十二分八秒の点 七　北緯四十度五十三分五秒、東経百四十一度二十一分四十四秒の点 八　北緯四十度五十三分四秒、東経百四十一度二十一分四十一	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十八に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域、水域及び海域

秒の点

九　北緯四十度五十二分五十七秒、東経百四十一度二十一分三十五秒の点

十　北緯四十度五十二分二十二秒、東経百四十一度二十一分十五秒の点

十一　北緯四十度五十二分〇秒、東経百四十一度二十一分十一秒の点

十二　北緯四十度五十一分三十九秒、東経百四十一度二十一分十秒の点

十三　北緯四十度五十一分十四秒、東経百四十一度二十一分二十二秒の点

十四　北緯四十度五十分四十一秒、東経百四十一度二十二分三十一秒の点

十五　北緯四十度五十分三十八秒、東経百四十一度二十二分三十三秒の点

十六　北緯四十度五十分三十五秒、東経百四十一度二十二分三十八秒の点

		十七　北緯四十度五十分三十四秒、東経百四十一度二十三分二十九秒の点 十八　北緯四十度五十分三十一秒、東経百四十一度二十三分四十一秒の点
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		

対象防衛関係施設の所在地	青森県つがる市	豊富町屏風山
対象防衛関係施設の区域	青森県つがる市	富菟町屏風山及び豊富町屏風山（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	青森県つがる市	車力町屏風山、富菟町屏風山及び豊富町屏風山（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域	一　北緯四十度五十八分四十四秒、東経百四十度十八分五十六秒の点 二　北緯四十度五十八分四十秒、東経百四十度十八分四十九秒の点 三　北緯四十度五十八分三十秒、東経百四十度十八分三十五秒の点

た海域		
四　北緯四十度五十八分二十四秒、東経百四十度十八分三十四秒の点 五　北緯四十度五十七分五十六秒、東経百四十度十八分二十五秒の点 六　北緯四十度五十七分二十四秒、東経百四十度十八分四十一秒の点		

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対

象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百五十四　所沢通信施設

対象防衛関係施設の所在地	埼玉県所沢市	
対象防衛関係施設の区域	埼玉県所沢市	並木六丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	埼玉県所沢市	並木ほか 泉町（次の図面に示す部分に限る。）、大字牛沼（次の図面に示す部分に限る。）、大字神米金（次の図面に示す部分に限る。）、大字北岩岡（次の図面に示す部分に限る。）、北所沢町（次の図面に示す部分に限る。）、喜多町、北有楽町、こぶし町、大字下新井（次の図面に示す部分に限る。）、中新井一丁目から五丁目まで、大字中新井、大字中富（次の図面に示す部分に限る。）、並木一丁目から八丁目まで、西新井町、花園一丁目から四丁目

		まで、東新井町（次の図面に示す部分に限る。）、松葉町、緑町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、美原町一丁目から五丁目まで、宮本町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、御幸町（次の図面に示す部分に限る。）、弥生町、有楽町（次の図面に示す部分に限る。）、若松町、北原町、所沢新町並びに中富南一丁目（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対

象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百五十五　大和田通信所

対象防衛関係施設の所在地	埼玉県新座市	西堀ほか
対象防衛関係施設の区域	埼玉県新座市	あたご一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、西堀一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目並びに本多一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	東京都清瀬市	下清戸一丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	埼玉県新座市	あたご一丁目から三丁目まで、石神一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、四丁目及び五丁目、新堀一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、

		菅沢一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、道場二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、西堀一丁目から三丁目まで、野火止一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、馬場四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、堀ノ内一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目まで並びに本多一丁目及び二丁目
東京都清瀬市		旭が丘一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、下清戸一丁目から五丁目まで、中清戸一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目並びに中里五丁目（次の図面に示す部分に限る。）
東京都東久留米市		上の原一丁目及び二丁目、金山町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、神宝町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに氷川台二丁目（次の図

面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百五十六　木更津飛行場

対象防衛関係施設	千葉県木更津市	吾妻ほか

の所在地		
対象防衛関係施設の区域	千葉県木更津市	
	江川及び久津間（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	千葉県木更津市	
	吾妻、吾妻一丁目及び二丁目、岩根一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、江川、木更津（次の図面に示す部分に限る。）、久津間（次の図面に示す部分に限る。）、畔戸（次の図面に示す部分に限る。）、潮浜一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、新宿、中央一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目まで、中里（次の図面に示す部分に限る。）、中里一丁目及び二丁目、長須賀（次の図面に示す部分に限る。）、富士見一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目、西岩根（次の図面に示す部分に限る。）、中の島並びに内港	
	次に掲げる点を順次に結んだ線	
	一　北緯三十五度二十四分五十六秒、東経百三十九度五十四分二十八秒の点	

及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	二　北緯三十五度二十四分五十五秒、東経百三十九度五十四分二十二秒の点 三　北緯三十五度二十四分四十五秒、東経百三十九度五十三分五十一秒の点 四　北緯三十五度二十四分三十五秒、東経百三十九度五十三分三十一秒の点 五　北緯三十五度二十三分五十五秒、東経百三十九度五十三分二十七秒の点 六　北緯三十五度二十二分五十六秒、東経百三十九度五十三分五十三秒の点 七　北緯三十五度二十二分四十六秒、東経百三十九度五十四分二十八秒の点	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に

含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百五十七　赤坂プレス・センター

対象防衛関係施設の所在地	東京都港区	六本木
対象防衛関係施設の区域	東京都港区	六本木七丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設	東京都港区	赤坂五丁目から七丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

に係る対象施設周辺地域		
	まで、八丁目及び九丁目、麻布十番一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、西麻布一丁目から四丁目まで、南青山一丁目から四丁目まで、五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、六丁目及び七丁目、南麻布五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、元麻布一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目並びに六本木二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び四丁目から七丁目まで	東京都渋谷区
	渋谷四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、東四丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに広尾三丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に

含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百五十八　横田飛行場

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	
東京都福生市	東京都立川市	東京都昭島市
大字熊川ほか	西砂町四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び七丁目	美堀町三丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

東京都福生市	大字熊川及び横田基地内（いずれも次の図面に示す部分に限る。）				
東京都武蔵村山市	大字岸及び大字三ツ木				
東京都羽村市	横田基地内				
東京都西多摩郡瑞穂町	大字石畑、大字殿ケ谷、大字箱根ケ崎及び大字武蔵（いずれも次の図面に示す部分に限る。）				
東京都立川市	一番町二丁目から四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、五丁目及び六丁目並びに西砂町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目から七丁目まで	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域			
東京都昭島市	拝島町二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、松原町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目から五丁目まで、緑町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）				

から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、四丁目及び五丁目、美堀町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目から五丁目まで並びに代官山一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目		
牛浜（次の図面に示す部分に限る。）、加美平一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び四丁目、大字熊川（次の図面に示す部分に限る。）、志茂（次の図面に示す部分に限る。）、大字福生（次の図面に示す部分に限る。）、本町（次の図面に示す部分に限る。）、南田園一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、武蔵野台一丁目及び二丁目、横田基地内、東町、大字熊川二宮並びに大字福生二宮	東京都福生市
伊奈平一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁目から六丁目まで、大字岸、残堀一丁目から五丁目まで、大字三ツ木、三ツ藤一丁目か		東京都武蔵村山市

ら三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、岸一丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに中原一丁目から五丁目まで	東京都羽村市	
川崎（次の図面に示す部分に限る。）、五ノ神（次の図面に示す部分に限る。）、神明台一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目から四丁目まで、羽（次の図面に示す部分に限る。）、富士見平二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、双葉町一丁目から三丁目まで並びに横田基地内	東京都西多摩郡瑞穂町	
大字石畑（次の図面に示す部分に限る。）、大字駒形富士山（次の図面に示す部分に限る。）、大字高根（次の図面に示す部分に限る。）、大字殿ケ谷（次の図面に示す部分に限る。）、大字箱根ケ崎（次の図面に示す部分に限る。）、大字武蔵、長岡一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、箱根ケ崎西松原、箱根ケ崎東松原、南平一丁目及び二丁目並びにむさし野一丁目から三丁目まで		

三百五十九　ニューサンノー米軍センター	対象防衛関係施設の所在地	東京都港区南麻布四丁目

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域		
東京都港区	東京都港区		
南麻布四丁目（次の図面に示す部分に限る。）	麻布十番二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、白金一丁目から六丁目まで、白金台一丁目、三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、四丁目及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、高輪一丁目、西麻布三丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、三田五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、南麻布一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目から五丁目まで並びに元麻布一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで	東京都品川区	東京都目黒区
		上大崎二丁目（次の図面に示す部分に限る。）	三田一丁目（次の図面に示す部分に限る。）

	東京都渋谷区	恵比寿一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで並びに広尾一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、四丁目及び五丁目

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の所在地	神奈川県横浜市神奈川区	瑞穂町ほか
対象防衛関係施設の区域	神奈川県横浜市神奈川区	鈴繁町、千若町二丁目及び瑞穂町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	神奈川県横浜市神奈川区	青木町（次の図面に示す部分に限る。）、出田町、浦島丘（次の図面に示す部分に限る。）、浦島町、恵比須町（次の図面に示す部分に限る。）、大野町（次の図面に示す部分に限る。）、神奈川一丁目及び二丁目、神奈川本町、亀住町、幸ケ谷（次の図面に示す部分に限る。）、子安通一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、栄町（次の図面に示す部分に限る。）、白幡南町（次の図面に示す部分に限る。）、新浦島町一丁目及び二丁目、新町、鈴繁町、立町、反町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、千若

町一丁目から三丁目まで、富家町、鳥越（次の図面に示す部分に限る。）、七島町（次の図面に示す部分に限る。）、西神奈川一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、橋本町一丁目から三丁目まで、東神奈川一丁目及び二丁目、広台太田町（次の図面に示す部分に限る。）、二ツ谷町（次の図面に示す部分に限る。）、星野町、瑞穂町、守屋町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで並びに山内町		
みなとみらい一丁目及び六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	神奈川県横浜市西区	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれ
一　北緯三十五度二十八分三十八秒、東経百三十九度三十九分四十二秒の点 二　北緯三十五度二十七分四十五秒、東経百三十九度三十九分五十九秒の点 三　北緯三十五度二十七分十三秒、東経百三十九度三十九分二十八秒の点		

た海域	
四　北緯三十五度二十七分二十秒、東経百三十九度三十八分四十四秒の点 五　北緯三十五度二十七分二十一秒、東経百三十九度三十八分四十六秒の点 六　北緯三十五度二十七分二十五秒、東経百三十九度三十八分四十九秒の点 七　北緯三十五度二十七分二十八秒、東経百三十九度三十八分四十四秒の点 八　北緯三十五度二十七分二十三秒、東経百三十九度三十八分三十九秒の点 九　北緯三十五度二十七分三十一秒、東経百三十九度三十八分三十五秒の点 十　北緯三十五度二十七分三十一秒、東経百三十九度三十八分十九秒の点	十一に掲げる点と十二に掲げる
十一　北緯三十五度二十八分〇秒、東経百三十九度三十七分五十一秒の点	

点とを結んだ線及びこれらの点を結ぶ海岸線により囲まれた海域	十二　北緯三十五度二十八分二秒、東経百三十九度三十七分五十秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百六十一　キャンプ座間

対象防衛関係施設の所在地	神奈川県座間市	座間ほか
対象防衛関係施設の区域	神奈川県相模原市南区	磯部及び新戸（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	神奈川県座間市	栗原（次の図面に示す部分に限る。）、座間（次の図面に示す部分に限る。）、栗原中央一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに入谷東一丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	神奈川県相模原市南区	麻溝台（次の図面に示す部分に限る。）、麻溝台八丁目（次の図面に示す部分に限る。）新磯野、新磯野一丁目から五丁目まで、磯部（次の図面に示す部分に限る。）、相模台三丁目から七丁目

（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、相模台団地（次の図面に示す部分に限る。）、下溝（次の図面に示す部分に限る。）、新戸（次の図面に示す部分に限る。）、相武台一丁目から三丁目まで並びに相武台団地一丁目及び二丁目	神奈川県座間市
栗原（次の図面に示す部分に限る。）、相模が丘一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、座間（次の図面に示す部分に限る。）、座間一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、新田宿（次の図面に示す部分に限る。）、相武台一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び四丁目、立野台一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、ひばりが丘四丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、広野台一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、緑ケ丘一丁目から六丁目まで、明王、東原一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、南栗原一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部	

		分に限る。）まで及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、栗原中央一丁目から六丁目まで、西栗原一丁目、入谷東一丁目から三丁目まで及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに入谷西一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）

対象防衛関係施設の所在地	神奈川県綾瀬市	蓼川ほか
対象防衛関係施設の区域	神奈川県大和市	上草柳（次の図面に示す部分に限る。）、桜森一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、下草柳（次の図面に示す部分に限る。）、福田（次の図面に示す部分に限る。）及び本蓼川
	神奈川県綾瀬市	蓼川（次の図面に示す部分に限る。）、深谷、本蓼川（次の図面に示す部分に限る。）及び深谷上四丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	神奈川県藤沢市	長後（次の図面に示す部分に限る。）
	神奈川県大和市	上草柳（次の図面に示す部分に限る。）、上草柳一丁目から三丁

	目（次の図面に示す部分に限る。）まで、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、上和田（次の図面に示す部分に限る。）、桜森一丁目から三丁目まで、下草柳、草柳一丁目から三丁目まで、代官一丁目から四丁目まで、中央一丁目から七丁目まで、深見（次の図面に示す部分に限る。）、福田（次の図面に示す部分に限る。）、福田一丁目から八丁目まで、本蓼川、柳橋一丁目から五丁目まで、大和東一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、大和南一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、深見西一丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに渋谷一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目、四丁目及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）
神奈川県海老名市	東柏ケ谷一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、五丁目及び六丁目

	神奈川県綾瀬市	
		大上一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、四丁目から六丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び七丁目から九丁目まで、小園（次の図面に示す部分に限る。）、蓼川一丁目から三丁目まで、寺尾釜田一丁目から三丁目まで、寺尾北三丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、寺尾中一丁目から四丁目まで、寺尾西一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、寺尾南一丁目から三丁目まで、寺尾台一丁目、三丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、寺尾本町一丁目から三丁目まで、早川（次の図面に示す部分に限る。）、深谷、本蓼川、早川城山一丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、深谷中一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目（次の図面に示す部分に限る。）から六丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び七丁目から九丁目まで、深谷南三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、四丁目及び五丁目並びに深谷上一丁目から八丁目まで

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百六十三　相模総合補給廠

対象防衛関係施設の所在地	
神奈川県相模原市中央区	
矢部新田ほか	

対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
神奈川県相模原市中央区	東京都町田市	神奈川県相模原市中央区
小山（次の図面に示す部分に限る。）、上矢部及び矢部新田	小山町（次の図面に示す部分に限る。）、上小山田町（次の図面に示す部分に限る。）、常盤町（次の図面に示す部分に限る。）、矢部町（次の図面に示す部分に限る。）、小山田桜台二丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに小山ヶ丘一丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	相生一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、小山、小山一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、鹿沼台一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、上矢部、上矢部一丁目から五丁目まで、向陽町、相模原一丁目から八丁目まで、すすきの町、清新一丁目から三丁目まで、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び七丁目（次の図面に示す部分に限る。）、中央一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び

		四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、氷川町、富士見一丁目から三丁目まで及び四丁目から六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、淵野辺一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、淵野辺本町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、宮下一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、宮下本町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、矢部一丁目から四丁目まで、矢部新町並びに矢部新田

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百六十四　吾妻倉庫地区

対象防衛関係施設の所在地	神奈川県横須賀市	箱崎町ほか
対象防衛関係施設の区域	神奈川県横須賀市	田浦港町、長浦町一丁目及び箱崎町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	神奈川県横須賀市	浦郷町一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、楠ヶ浦町（次の図面に示す部分に限る。）、汐入町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、田浦港町（次の図面に示す部分に限る。）、田浦町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、泊町（次の図面に示す部

分に限る。）、長浦町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、四丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、夏島町（次の図面に示す部分に限る。）、西逸見町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、箱崎町、東逸見町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、船越町一丁目、七丁目及び八丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、吉倉町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに安針台（次の図面に示す部分に限る。）	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域及び海域 一　北緯三十五度十九分六秒、東経百三十九度三十八分五十六秒の点 二　北緯三十五度十八分四十九秒、東経百三十九度三十九分四十五秒の点 三　北緯三十五度十八分七秒、東経百三十九度四十分十二秒の点 四　北緯三十五度十七分十秒、東経百三十九度三十九分三十三秒の点

		五　北緯三十五度十七分六秒、東経百三十九度三十九分二十六秒の点 六　北緯三十五度十七分五秒、東経百三十九度三十八分二十七秒の点 七　北緯三十五度十七分十二秒、東経百三十九度三十八分十四秒の点
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対		

象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百六十五　横須賀海軍施設

対象防衛関係施設の所在地	神奈川県横須賀市	神奈川県横須賀市
対象防衛関係施設の区域	神奈川県横須賀市	稲岡町（次の図面に示す部分に限る。）、楠ヶ浦町、泊町、本町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに長井四丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	神奈川県横須賀市	稲岡町、不入斗町四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、上町一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、大滝町一丁目及び二丁目、小川町、楠ヶ浦町、坂本町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、汐入町一丁目から五丁目まで、新港町、泊町、長浦町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限	本町ほか

		る。）、西逸見町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、箱崎町（次の図面に示す部分に限る。）、東逸見町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、日の出町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、深田台（次の図面に示す部分に限る。）、本町一丁目から三丁目まで、緑が丘、吉倉町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、米が浜通一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、若松町一丁目から三丁目まで、長井一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、四丁目、五丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに安針台（次の図面に示す部分に限る。）
神奈川県三浦市	初声町入江、初声町下宮田及び初声町和田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
次に掲げる点を順次に結んだ線	一　北緯三十五度十七分四十五秒、東経百三十九度三十八分四十八秒の点	

及び一に掲げる点と八に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	
次に掲げる点を順次に結んだ線	二　北緯三十五度十七分四十六秒、東経百三十九度三十八分五十秒の点 三　北緯三十五度十八分二十七秒、東経百三十九度三十九分七秒の点 四　北緯三十五度十八分四十五秒、東経百三十九度四十分五秒の点 五　北緯三十五度十八分二十四秒、東経百三十九度四十一分六秒の点 六　北緯三十五度十七分四十二秒、東経百三十九度四十一分三十六秒の点 七　北緯三十五度十六分五十九秒、東経百三十九度四十一分二十七秒の点 八　北緯三十五度十六分四十七秒、東経百三十九度四十分五十秒の点 九　北緯三十五度十分五十三秒、東経百三十九度三十六分五十七秒の点

及び九に掲げる点と十三に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	十　北緯三十五度十一分一秒、東経百三十九度三十六分六秒の点 十一　北緯三十五度十一分四十一秒、東経百三十九度三十五分五十三秒の点 十二　北緯三十五度十一分五十六秒、東経百三十九度三十六分三秒の点 十三　北緯三十五度十二分〇秒、東経百三十九度三十六分二十秒の点	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる

区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百六十六　浦郷倉庫地区

対象防衛関係施設の所在地	神奈川県横須賀市	浦郷町
対象防衛関係施設の区域	神奈川県横須賀市	浦郷町一丁目及び船越町七丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	神奈川県横須賀市	浦郷町一丁目から五丁目まで、追浜東一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、追浜町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、湘南鷹取二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、田浦港町、田浦町一丁目から五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで及び六丁目、長浦町一

丁目、二丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、夏島町（次の図面に示す部分に限る。）、箱崎町、浜見台一丁目及び二丁目、船越町一丁目、二丁目から四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで及び五丁目から八丁目まで並びに港が丘一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一　北緯三十五度十八分五十六秒、東経百三十九度三十九分四秒の点 二　北緯三十五度十八分二十一秒、東経百三十九度三十九分十五秒の点 三　北緯三十五度十八分十五秒、東経百三十九度三十九分十七秒の点 四　北緯三十五度十七分四十一秒、東経百三十九度三十八分五十四秒の点 五　北緯三十五度十七分四十一秒、東経百三十九度三十八分五十一秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百六十七　鶴見貯油施設

対象防衛関係施設の所在地	
神奈川県横浜市鶴見区	安善町

対象防衛関係施設の区域		
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	神奈川県横浜市鶴見区	安善町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	神奈川県横浜市鶴見区	朝日町一丁目及び二丁目、安善町一丁目及び二丁目、潮田町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び四丁目、扇島（次の図面に示す部分に限る。）、寛政町、汐入町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、末広町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、大東町、仲通三丁目、浜町一丁目及び二丁目、平安町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、弁天町（次の図面に示す部分に限る。）並びに向井町四丁目（次の図面に示す部分に限る。）
	神奈川県川崎市川崎区	浅田一丁目から四丁目まで、扇島（次の図面に示す部分に限る。）、扇町（次の図面に示す部分に限る。）、大川町、小田四丁目（次の図面に示す部分に限る。）から七丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、京町三丁目、鋼管通五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、白石町、田辺新田並びに南渡田町（次の図面に示す部分に限る。）

備考		次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域
		一　北緯三十五度三十分二十秒、東経百三十九度四十二分五十五秒の点 二　北緯三十五度三十分十七秒、東経百三十九度四十二分五十七秒の点 三　北緯三十五度二十九分三十九秒、東経百三十九度四十三分十二秒の点 四　北緯三十五度二十九分二十一秒、東経百三十九度四十三分十四秒の点 五　北緯三十五度二十八分四十三秒、東経百三十九度四十二分一秒の点 六　北緯三十五度二十九分十四秒、東経百三十九度四十一分三十四秒の点 七　北緯三十五度二十九分三十一秒、東経百三十九度四十一分三十三秒の点

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百六十八　富士営舎地区

対象防衛関係施設の所在地	静岡県御殿場市	中畑ほか
対象防衛関係施設	静岡県御殿場市	中畑（次の図面に示す部分に限る。）

の区域		
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	静岡県御殿場市印野、川柳及び中畑（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域	
	一　北緯三十五度十九分五十六秒、東経百三十八度五十一分三十七秒の点	
	二　北緯三十五度十九分五十秒、東経百三十八度五十一分二十二秒の点	
	三　北緯三十五度十九分四十一秒、東経百三十八度五十一分十四秒の点	
	四　北緯三十五度十九分十八秒、東経百三十八度五十分五十四秒の点	
	五　北緯三十五度十八分五十九秒、東経百三十八度五十分四十六秒の点	
	六　北緯三十五度十八分三十七秒、東経百三十八度五十分五十三秒の点	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百六十九　沼津海浜訓練場

対象防衛関係施設の所在地	
静岡県沼津市	
今沢	

対象防衛関係施設の区域	静岡県沼津市	今沢及び大塚（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	静岡県沼津市	今沢、大塚（次の図面に示す部分に限る。）、西椎路（次の図面に示す部分に限る。）、原（次の図面に示す部分に限る。）、東原（次の図面に示す部分に限る。）、松長（次の図面に示す部分に限る。）及び北今沢
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一　北緯三十五度七分十秒、東経百三十八度四十七分五十五秒の点 二　北緯三十五度六分三十二秒、東経百三十八度四十七分五十八秒の点 三　北緯三十五度六分十四秒、東経百三十八度四十八分五十五秒の点 四　北緯三十五度六分三十五秒、東経百三十八度四十九分二十一秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百七十　経ヶ岬通信所

対象防衛関係施設の所在地	京都府京丹後市
	丹後町袖志小字文珠野百六十一ほか

対象防衛関係施設の区域	京都府京丹後市	丹後町袖志（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	京都府京丹後市	丹後町尾和、丹後町久僧、丹後町袖志及び丹後町中浜（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十三に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域及び海域	一　北緯三十五度四十五分四十二秒、東経百三十五度十一分二秒の点 二　北緯三十五度四十六分十七秒、東経百三十五度十分五十六秒の点 三　北緯三十五度四十六分四十一秒、東経百三十五度十一分三十八秒の点 四　北緯三十五度四十六分二十五秒、東経百三十五度十二分二十二秒の点 五　北緯三十五度四十五分五十二秒、東経百三十五度十二分三十秒の点 六　北緯三十五度四十五分四十九秒、東経百三十五度十二分三

備考		十二秒の点 七　北緯三十五度四十五分四十五秒、東経百三十五度十二分三十三秒の点 八　北緯三十五度四十五分三十二秒、東経百三十五度十二分二十七秒の点 九　北緯三十五度四十五分二十三秒、東経百三十五度十二分十七秒の点 十　北緯三十五度四十五分十八秒、東経百三十五度十一分五十秒の点 十一　北緯三十五度四十五分二十秒、東経百三十五度十一分二十七秒の点 十二　北緯三十五度四十五分三十四秒、東経百三十五度十一分六秒の点 十三　北緯三十五度四十五分三十八秒、東経百三十五度十一分四秒の点

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百七十一　秋月弾薬庫

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設
広島県江田島市	広島県江田島市江田島町字秋月
江田島町（次の図面に示す部分に限る。）並びに江田島町秋月一	対象防衛関係施設

の区域		丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	広島県江田島市	江田島町（次の図面に示す部分に限る。）、江田島町秋月一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、江田島町国有無番地（次の図面に示す部分に限る。）、江田島町小用一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、江田島町中央一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目から五丁目まで並びに江田島町鷲部一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十三に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域及び海域	一　北緯三十四度十五分十一秒、東経百三十二度二十九分四十四秒の点 二　北緯三十四度十四分五十二秒、東経百三十二度三十分三十一秒の点 三　北緯三十四度十三分五十秒、東経百三十二度三十分二十九秒の点 四　北緯三十四度十三分二十一秒、東経百三十二度三十分三秒

の点

五　北緯三十四度十三分十七秒、東経百三十二度二十九分二十六秒の点

六　北緯三十四度十三分十九秒、東経百三十二度二十九分二十二秒の点

七　北緯三十四度十三分二十五秒、東経百三十二度二十九分九秒の点

八　北緯三十四度十三分三十九秒、東経百三十二度二十八分五十六秒の点

九　北緯三十四度十三分五十六秒、東経百三十二度二十八分四十一秒の点

十　北緯三十四度十四分十八秒、東経百三十二度二十八分二十八秒の点

十一　北緯三十四度十四分五十九秒、東経百三十二度二十八分三十九秒の点

十二　北緯三十四度十五分十八秒、東経百三十二度二十九分十三秒の点

十三　北緯三十四度十五分十四秒、東経百三十二度二十九分四十三秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の所在地	広島県東広島市	八本松町飯田
対象防衛関係施設の区域	広島県東広島市	八本松町飯田及び八本松町宗吉（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	広島県東広島市	志和町七条椛坂（次の図面に示す部分に限る。）、志和町志和東（次の図面に示す部分に限る。）、八本松町飯田（次の図面に示す部分に限る。）、八本松町宗吉（次の図面に示す部分に限る。）、八本松町原（次の図面に示す部分に限る。）、八本松南一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、八本松東七丁目、八本松飯田四丁目、五丁目から七丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、八丁目及び九丁目並びに八本松西一丁目から七丁目まで
	次に掲げる点を順次に結んだ線	一　北緯三十四度二十七分三十八秒、東経百三十二度四十二分二十五秒の点

及び一に掲げる点と十七に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域	
二　北緯三十四度二十八分四秒、東経百三十二度四十二分九秒の点	
三　北緯三十四度二十八分十七秒、東経百三十二度四十一分五十三秒の点	
四　北緯三十四度二十八分三十二秒、東経百三十二度四十一分三十九秒の点	
五　北緯三十四度二十八分三十九秒、東経百三十二度四十一分十五秒の点	
六　北緯三十四度二十八分三十六秒、東経百三十二度四十分五十五秒の点	
七　北緯三十四度二十八分三十一秒、東経百三十二度四十分四十秒の点	
八　北緯三十四度二十八分二十八秒、東経百三十二度四十分三十三秒の点	
九　北緯三十四度二十八分七秒、東経百三十二度三十九分四十六秒の点	
十　北緯三十四度二十七分五十八秒、東経百三十二度三十九分	

備考		四十一秒の点 十一　北緯三十四度二十七分四十四秒、東経百三十二度三十九分三十二秒の点 十二　北緯三十四度二十七分二十一秒、東経百三十二度三十九分二十九秒の点 十三　北緯三十四度二十七分一秒、東経百三十二度三十九分四十秒の点 十四　北緯三十四度二十六分五十五秒、東経百三十二度三十九分四十一秒の点 十五　北緯三十四度二十六分二十八秒、東経百三十二度四十分六秒の点 十六　北緯三十四度二十六分十四秒、東経百三十二度四十一分七秒の点 十七　北緯三十四度二十六分二十六秒、東経百三十二度四十一分三十三秒の点

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百七十三　広弾薬庫

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設
広島県呉市	広島県呉市
広黄幡町	広黄幡町
広黄幡町及び広長浜一丁目（次の図面に示す部分に限る。）	対象防衛関係施設

の区域		
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	広島県呉市	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域
	広中町（次の図面に示す部分に限る。）、広町（次の図面に示す部分に限る。）、広黄幡町、広小坪一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、広白岳一丁目、三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、広末広一丁目及び二丁目、広多賀谷一丁目から四丁目まで、広津久茂町、広長浜一丁目から五丁目まで並びに広名田一丁目及び二丁目	一　北緯三十四度十三分十三秒、東経百三十二度三十六分十秒の点 二　北緯三十四度十二分十七秒、東経百三十二度三十六分二十四秒の点 三　北緯三十四度十一分五十九秒、東経百三十二度三十七分十二秒の点 四　北緯三十四度十二分二十一秒、東経百三十二度三十七分四十五秒の点

対象防衛関係施設の所在地	広島県呉市昭和町

三百七十四　呉第六突堤

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の区域	広島県呉市	昭和町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	広島県呉市	青山町（次の図面に示す部分に限る。）、警固屋一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、警固屋町（次の図面に示す部分に限る。）、幸町（次の図面に示す部分に限る。）、昭和町（次の図面に示す部分に限る。）、坪ノ内町、船見町、的場一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、宮原五丁目から七丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、八丁目、九丁目及び十丁目（次の図面に示す部分に限る。）から十三丁目まで並びに宮原村（次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十に掲げる	一　北緯三十四度十三分四十三秒、東経百三十二度三十二分十七秒の点 二　北緯三十四度十四分六秒、東経百三十二度三十二分二十四秒の点

	点とを結ぶ線により囲まれた陸域及び海域	三　北緯三十四度十四分十九秒、東経百三十二度三十三分〇秒の点 四　北緯三十四度十四分十秒、東経百三十二度三十三分二十七秒の点 五　北緯三十四度十三分四十四秒、東経百三十二度三十三分四十七秒の点 六　北緯三十四度十三分二十六秒、東経百三十二度三十三分四十五秒の点 七　北緯三十四度十三分八秒、東経百三十二度三十三分三十一秒の点 八　北緯三十四度十三分〇秒、東経百三十二度三十三分七秒の点 九　北緯三十四度十三分三秒、東経百三十二度三十二分四十五秒の点 十　北緯三十四度十三分三秒、東経百三十二度三十二分四十秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百七十五　灰ヶ峰通信施設

対象防衛関係施設の所在地	
広島県呉市	
栃原町	

対象防衛関係施設の区域	広島県呉市	阿賀町及び栃原町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	広島県呉市	阿賀町、上畑町、郷原町、荘山田村、栃原町及び広町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と九に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域	一　北緯三十四度十六分十六秒、東経百三十二度三十六分十九秒の点 二　北緯三十四度十六分三十二秒、東経百三十二度三十六分十六秒の点 三　北緯三十四度十六分五十秒、東経百三十二度三十五分三十八秒の点 四　北緯三十四度十六分四十三秒、東経百三十二度三十五分九秒の点 五　北緯三十四度十六分三十二秒、東経百三十二度三十四分五十八秒の点 六　北緯三十四度十六分一秒、東経百三十二度三十四分五十五

		秒の点
		七　北緯三十四度十五分四十一秒、東経百三十二度三十五分十四秒の点
		八　北緯三十四度十五分三十七秒、東経百三十二度三十五分四十秒の点
		九　北緯三十四度十五分四十八秒、東経百三十二度三十六分十一秒の点
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。		

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百七十六　岩国飛行場

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	
山口県岩国市	広島県大竹市	山口県岩国市
三角町	阿多田及び小方町小方（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	旭町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、牛野谷町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、尾津町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、車町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三角町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、門前町五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、由宇町（次の図面に示す部分に限る。）並びに愛宕町二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

		対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	広島県大竹市	
一　北緯三十四度九分三十六秒、東経百三十二度十四分五十四秒の点 二　北緯三十四度九分二十八秒、東経百三十二度十六分五秒の点 三　北緯三十四度八分十九秒、東経百三十二度十七分三十四秒の点 四　北緯三十四度六分十二秒、東経百三十二度十五分四十六秒の点 五　北緯三十四度七分三十七秒、東経百三十二度十四分一秒の点	阿多田及び小方町小方（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
	山口県岩国市	旭町一丁目から三丁目まで、飯田町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、今津町一丁目から三丁目まで及び五丁目（いずれ

も次の図面に示す部分に限る。）、岩国三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、牛野谷町一丁目から三丁目まで、尾津町一丁目から四丁目まで及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、桂町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、川口町一丁目及び二丁目、川下町一丁目から三丁目まで、川西四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、楠町一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、車町一丁目から三丁目まで、中津町一丁目から三丁目まで、灘町（次の図面に示す部分に限る。）、錦見四丁目から六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、七丁目及び八丁目（次の図面に示す部分に限る。）、日の出町、平田一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁目から六丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、三笠町一丁目から三丁目まで、三角町一丁目から三丁目まで、海土路町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、南岩国町一丁目から三丁目まで及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、元町一丁目から四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、門前町一丁目から五

丁目まで、山手町四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、由宇町（次の図面に示す部分に限る。）並びに愛宕町一丁目から三丁目まで	
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十七に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域及び海域
一　北緯三十四度十分十五秒、東経百三十二度十四分五十四秒の点	
二　北緯三十四度十分十二秒、東経百三十二度十四分五十六秒の点	
三　北緯三十四度九分五十八秒、東経百三十二度十六分二十四秒の点	
四　北緯三十四度八分三十四秒、東経百三十二度十八分十二秒の点	
五　北緯三十四度八分九秒、東経百三十二度十八分十四秒の点	
六　北緯三十四度五分四十一秒、東経百三十二度十六分九秒の点	
七　北緯三十四度五分三十七秒、東経百三十二度十五分三十三秒の点	

八　北緯三十四度七分二十六秒、東経百三十二度十三分八秒の点

九　北緯三十四度七分三十六秒、東経百三十二度十三分四秒の点

十　北緯三十四度七分三十八秒、東経百三十二度十二分七秒の点

十一　北緯三十四度七分三十八秒、東経百三十二度十二分六秒の点

十二　北緯三十四度九分三十四秒、東経百三十二度十分四十八秒の点

十三　北緯三十四度九分三十七秒、東経百三十二度十分五十五秒の点

十四　北緯三十四度九分三十五秒、東経百三十二度十二分二十九秒の点

十五　北緯三十四度九分二十八秒、東経百三十二度十二分二十九秒の点

十六　北緯三十四度九分二十九秒、東経百三十二度十二分四十

	五秒の点
	十七　北緯三十四度九分三十六秒、東経百三十二度十二分四十二秒の点
次に掲げる点を順次に結んだ線及び十八に掲げる点と二十五に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域及び海域	十八　北緯三十四度十二分七秒、東経百三十二度十八分二十六秒の点 十九　北緯三十四度十一分五十九秒、東経百三十二度十九分二十秒の点 二十　北緯三十四度十一分四十六秒、東経百三十二度十九分十一秒の点 二十一　北緯三十四度十一分二十四秒、東経百三十二度十九分十二秒の点 二十二　北緯三十四度十一分〇秒、東経百三十二度十八分五十一秒の点 二十三　北緯三十四度十分五十九秒、東経百三十二度十八分九秒の点 二十四　北緯三十四度十一分十六秒、東経百三十二度十七分四

十九秒の点 二十五　北緯三十四度十一分五十四秒、東経百三十二度十七分五十一秒の点		
二十六　北緯三十四度七分五十四秒、東経百三十二度十九分九秒の点 二十七　北緯三十四度七分二十九秒、東経百三十二度十九分四十五秒の点 二十八　北緯三十四度六分五十一秒、東経百三十二度十九分三十五秒の点 二十九　北緯三十四度六分三十八秒、東経百三十二度十八分四十七秒の点 三十　北緯三十四度七分四秒、東経百三十二度十八分十五秒の点 三十一　北緯三十四度七分三十九秒、東経百三十二度十八分二十一秒の点	次に掲げる点を順次に結んだ線及び二十六に掲げる点と三十一に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域及び海域	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百七十七　祖生通信所

対象防衛関係施設の所在地	山口県岩国市	周東町ほか

対象防衛関係施設の区域	山口県岩国市	通津及び周東町祖生（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	山口県岩国市	通津、六呂師及び周東町祖生（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と九に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域	一　北緯三十四度四分五十七秒、東経百三十二度八分五十秒の点 二　北緯三十四度五分四秒、東経百三十二度九分十九秒の点 三　北緯三十四度四分五十二秒、東経百三十二度九分五十秒の点 四　北緯三十四度四分十五秒、東経百三十二度十分三秒の点 五　北緯三十四度三分四十秒、東経百三十二度九分三十五秒の点 六　北緯三十四度三分四十一秒、東経百三十二度九分〇秒の点 七　北緯三十四度三分四十八秒、東経百三十二度八分四十二秒の点

		八　北緯三十四度四分四秒、東経百三十二度八分三十一秒の点 九　北緯三十四度四分二十四秒、東経百三十二度八分二十三秒の点
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		

対象防衛関係施設の所在地	福岡県福岡市博多区	雀居字頭割百七十二番のうち外
対象防衛関係施設の区域	福岡県福岡市博多区	大字雀居及び大字東平尾（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	福岡県福岡市博多区	大字青木、板付一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、榎田二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、大字上臼井（次の図面に示す部分に限る。）、上牟田一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、大字雀居、山王二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、大字下月隈（次の図面に示す部分に限る。）、東光寺町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、那珂四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、西月隈一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、半道橋一丁目及び二丁目、東那珂一丁目から三丁目まで、大字東平尾、青木一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、

		空港前四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、東平尾一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目まで並びに月隈一丁目（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
長崎県佐世保市	長崎県佐世保市	長崎県佐世保市
平瀬町	金比良町、立神町、平瀬町及び御船町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	相生町、赤崎町（次の図面に示す部分に限る。）、泉町、今福町、鵜渡越町（次の図面に示す部分に限る。）、上町、上京町、神島町、京坪町、祇園町（次の図面に示す部分に限る。）、熊野町、光月町、高天町、小島町（次の図面に示す部分に限る。）、木場田町、金比良町、栄町、塩浜町、潮見町、島瀬町、島地町、下京町、白南風町（次の図面に示す部分に限る。）、城山町（次の図面に示す部分に限る。）、園田町、高砂町、高梨町（次の図面に示す部分に限る。）、立神町（次の図面に示す部分に限る。）、谷郷町、天満町、常盤町、戸尾町、長尾町、名切町（次の図面に示す部分に限る。）、西大久保町、八幡町（次の図面に示す部

分に限る。）、花園町（次の図面に示す部分に限る。）、浜田町、東大久保町（次の図面に示す部分に限る。）、平瀬町、比良町、福石町（次の図面に示す部分に限る。）、福田町（次の図面に示す部分に限る。）、松浦町、松川町（次の図面に示す部分に限る。）、万徳町（次の図面に示す部分に限る。）、三浦町（次の図面に示す部分に限る。）、湊町、峰坂町（次の図面に示す部分に限る。）、御船町、宮崎町、宮地町、本島町、元町、矢岳町（次の図面に示す部分に限る。）、山県町、山祇町（次の図面に示す部分に限る。）、万津町、若葉町（次の図面に示す部分に限る。）及び新港町	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と八に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸の点 一　北緯三十三度九分六秒、東経百二十九度四十三分十七秒の点 二　北緯三十三度九分四秒、東経百二十九度四十二分五十一秒の点 三　北緯三十三度九分十秒、東経百二十九度四十二分二十三秒

域及び海域		
四　北緯三十三度九分五十六秒、東経百二十九度四十一分四十一秒の点 五　北緯三十三度十分八秒、東経百二十九度四十一分四十一秒の点 六　北緯三十三度十分三十秒、東経百二十九度四十二分三秒の点 七　北緯三十三度十分五十秒、東経百二十九度四十二分十八秒の点 八　北緯三十三度十分五十二秒、東経百二十九度四十二分二十一秒の点		
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれ		

るものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百八十　佐世保ドライ・ドック地区

対象防衛関係施設の所在地	長崎県佐世保市	立神町ほか
対象防衛関係施設の区域	長崎県佐世保市	赤崎町及び立神町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	長崎県佐世保市	赤崎町（次の図面に示す部分に限る。）、鵜渡越町（次の図面に示す部分に限る。）、鹿子前町（次の図面に示す部分に限る。）、神島町、小島町、立神町（次の図面に示す部分に限る。）、長坂

町（次の図面に示す部分に限る。）、日野町（次の図面に示す部分に限る。）、船越町（次の図面に示す部分に限る。）及び御船町（次の図面に示す部分に限る。）	
一　北緯三十三度九分十秒、東経百二十九度四十二分二十三秒の点 二　北緯三十三度九分二十二秒、東経百二十九度四十二分三十三秒の点 三　北緯三十三度九分三十八秒、東経百二十九度四十二分三十八秒の点 四　北緯三十三度十分十五秒、東経百二十九度四十一分五十五秒の点 五　北緯三十三度十分十六秒、東経百二十九度四十一分四十五秒の点 六　北緯三十三度九分五十三秒、東経百二十九度四十一分十秒の点 七　北緯三十三度九分四十九秒、東経百二十九度四十一分五秒	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域及び海域

対象防衛関係施設	長崎県佐世保市	赤崎町

三百八十一　赤崎貯油所

		の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

の所在地		
対象防衛関係施設の区域	長崎県佐世保市	赤崎町、庵浦町、下船越町及び船越町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	長崎県佐世保市	赤崎町、庵浦町、神島町、小島町、下船越町、立神町、船越町及び前畑町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と八に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一　北緯三十三度九分三十九秒、東経百二十九度四十二分五十二秒の点 二　北緯三十三度九分二十秒、東経百二十九度四十三分一秒の点 三　北緯三十三度八分五十二秒、東経百二十九度四十三分九秒の点 四　北緯三十三度八分四十八秒、東経百二十九度四十三分七秒の点 五　北緯三十三度八分三十三秒、東経百二十九度四十三分十四

秒の点 六　北緯三十三度八分十二秒、東経百二十九度四十三分十七秒の点 七　北緯三十三度七分四十秒、東経百二十九度四十二分五十八秒の点 八　北緯三十三度七分三十二秒、東経百二十九度四十二分三十八秒の点	
九　北緯三十三度八分十七秒、東経百二十九度四十一分十一秒の点 十　北緯三十三度八分四十秒、東経百二十九度四十一分八秒の点	九に掲げる点と十に掲げる点とを結んだ線及びこれらの点を結ぶ海岸線により囲まれた海域

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネッ

トの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百八十二　佐世保弾薬補給所

対象防衛関係施設の所在地		
対象防衛関係施設	長崎県佐世保市	前畑町
長崎県佐世保市		天神町、干尽町及び前畑町（いずれも次の図面に示す部分に限

の区域		
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	長崎県佐世保市	る。）
		庵浦町（次の図面に示す部分に限る。）、稲荷町（次の図面に示す部分に限る。）、大宮町（次の図面に示す部分に限る。）、崎辺町（次の図面に示す部分に限る。）、潮見町（次の図面に示す部分に限る。）、十郎新町（次の図面に示す部分に限る。）、大黒町、天神町、東浜町（次の図面に示す部分に限る。）、東山町、干尽町（次の図面に示す部分に限る。）、福石町、藤原町（次の図面に示す部分に限る。）、前畑町、若葉町（次の図面に示す部分に限る。）、天神一丁目、二丁目から四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで及び五丁目並びに新港町（次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる	一　北緯三十三度九分四十三秒、東経百二十九度四十三分三十二秒の点 二　北緯三十三度九分三十九秒、東経百二十九度四十三分二十四秒の点

点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	三　北緯三十三度八分五十二秒、東経百二十九度四十二分三十九秒の点 四　北緯三十三度八分二十二秒、東経百二十九度四十二分三十三秒の点 五　北緯三十三度八分十秒、東経百二十九度四十二分三十一秒の点 六　北緯三十三度七分四十八秒、東経百二十九度四十二分五十二秒の点 七　北緯三十三度七分四十一秒、東経百二十九度四十三分三十秒の点
八に掲げる点と九に掲げる点とを結んだ線及びこれらの点を結ぶ海岸線により囲まれた海域	八　北緯三十三度七分五十二秒、東経百二十九度四十三分五十七秒の点 九　北緯三十三度八分六秒、東経百二十九度四十四分十二秒の点

三百八十三　庵崎貯油所

対象防衛関係施設の所在地	長崎県佐世保市　庵浦町

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の区域	長崎県佐世保市	庵浦町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	長崎県佐世保市	庵浦町及び野崎町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十三に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域及び海域	一　北緯三十三度七分四十九秒、東経百二十九度四十二分三十六秒の点 二　北緯三十三度七分三十秒、東経百二十九度四十三分十六秒の点 三　北緯三十三度六分四十七秒、東経百二十九度四十三分二十六秒の点 四　北緯三十三度六分十九秒、東経百二十九度四十二分五十一秒の点 五　北緯三十三度六分二十六秒、東経百二十九度四十一分五十六秒の点 六　北緯三十三度六分五十八秒、東経百二十九度四十一分三十

		二秒の点 七　北緯三十三度七分二秒、東経百二十九度四十一分三十四秒の点 八　北緯三十三度七分二十二秒、東経百二十九度四十一分三十九秒の点 九　北緯三十三度七分三十五秒、東経百二十九度四十一分四十六秒の点 十　北緯三十三度七分四十六秒、東経百二十九度四十一分五十九秒の点 十一　北緯三十三度七分四十八秒、東経百二十九度四十二分六秒の点 十二　北緯三十三度七分四十九秒、東経百二十九度四十二分十秒の点 十三　北緯三十三度七分五十二秒、東経百二十九度四十二分十九秒の点
備考		

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百八十四　横瀬貯油所

対象防衛関係施設の所在地	長崎県西海市	西海町横瀬郷
対象防衛関係施設	長崎県西海市	西海町横瀬郷（次の図面に示す部分に限る。）

の区域		
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	長崎県西海市西海町水浦郷及び西海町横瀬郷（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域及び海域 一　北緯三十三度五分二十七秒、東経百二十九度四十一分四十二秒の点 二　北緯三十三度五分四十七秒、東経百二十九度四十二分九秒の点 三　北緯三十三度五分五十三秒、東経百二十九度四十二分四十九秒の点 四　北緯三十三度五分二秒、東経百二十九度四十三分五十七秒の点 五　北緯三十三度四分十八秒、東経百二十九度四十三分五十四秒の点 六　北緯三十三度四分五秒、東経百二十九度四十三分四十秒の点

		七　北緯三十三度三分五十七秒、東経百二十九度四十三分六秒の点 八　北緯三十三度四分十七秒、東経百二十九度四十二分十四秒の点 九　北緯三十三度四分五十三秒、東経百二十九度四十一分三十九秒の点 十　北緯三十三度五分三秒、東経百二十九度四十一分三十八秒の点
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる		

区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百八十五　針尾島弾薬集積所

対象防衛関係施設の所在地	長崎県佐世保市	針尾北町
対象防衛関係施設の区域	長崎県佐世保市	有福町、江上町及び針尾北町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	長崎県佐世保市	有福町、江上町、指方町、白岳町、大塔町、針尾北町、針尾東町及び東浜町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線	一　北緯三十三度六分六秒、東経百二十九度四十五分一秒の点 二　北緯三十三度六分三十一秒、東経百二十九度四十四分二十

及び一に掲げる点と八に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	九秒の点 三　北緯三十三度七分十八秒、東経百二十九度四十四分二十九秒の点 四　北緯三十三度七分四十四秒、東経百二十九度四十四分四十七秒の点 五　北緯三十三度八分二十四秒、東経百二十九度四十四分五十二秒の点 六　北緯三十三度八分三十四秒、東経百二十九度四十五分十八秒の点 七　北緯三十三度八分三十九秒、東経百二十九度四十五分三十九秒の点 八　北緯三十三度八分三十六秒、東経百二十九度四十五分五十七秒の点	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百八十六　立神港区

対象防衛関係施設の所在地	長崎県佐世保市	立神町ほか
対象防衛関係施設の区域	長崎県佐世保市	立神町（次の図面に示す部分に限る。）

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	長崎県佐世保市赤崎町（次の図面に示す部分に限る。）、泉町、今福町、鵜渡越町（次の図面に示す部分に限る。）、上町（次の図面に示す部分に限る。）、神島町、小島町（次の図面に示す部分に限る。）、金比良町、塩浜町（次の図面に示す部分に限る。）、島瀬町（次の図面に示す部分に限る。）、島地町（次の図面に示す部分に限る。）、立神町、長尾町、西大久保町（次の図面に示す部分に限る。）、平瀬町、松浦町（次の図面に示す部分に限る。）、湊町、御船町、本島町（次の図面に示す部分に限る。）、元町（次の図面に示す部分に限る。）、矢岳町（次の図面に示す部分に限る。）、山県町（次の図面に示す部分に限る。）、万津町及び新港町（次の図面に示す部分に限る。）
次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と八に掲げる点とを結ぶ線に	一　北緯三十三度九分四十六秒、東経百二十九度四十三分二十五秒の点 二　北緯三十三度九分二十八秒、東経百二十九度四十三分二十三秒の点 三　北緯三十三度九分十五秒、東経百二十九度四十三分十六秒

より囲まれた陸域及び海域	の点 四　北緯三十三度九分四秒、東経百二十九度四十二分五十一秒の点 五　北緯三十三度九分二秒、東経百二十九度四十二分二十四秒の点 六　北緯三十三度九分五十六秒、東経百二十九度四十一分四十一秒の点 七　北緯三十三度十分八秒、東経百二十九度四十一分四十一秒の点 八　北緯三十三度十分二十秒、東経百二十九度四十一分五十三秒の点	備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区

域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百八十七　北部訓練場

対象防衛関係施設の所在地		対象防衛関係施設の区域
沖縄県国頭郡東村	沖縄県国頭郡国頭村	字安田、字安波、字伊地、字奥間、字浜、字比地、字辺土名及び字与那（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	沖縄県国頭郡東村	字川田、字高江及び字宮城（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
		字高江ほか

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県国頭郡国頭村	沖縄県国頭郡大宜味村	沖縄県国頭郡東村
	字安田、字安波、字伊地、字奥間、字謝敷、字浜、字比地、字辺土名及び字与那（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	字謝名城及び字田嘉里（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	字川田、字高江及び字宮城（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と三十一に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域及び海域 一　北緯二十六度三十九分三十二秒、東経百二十八度十五分二十三秒の点 二　北緯二十六度三十九分二十六秒、東経百二十八度十五分三十五秒の点 三　北緯二十六度四十分二秒、東経百二十八度十六分五十八秒の点 四　北緯二十六度四十一分二秒、東経百二十八度十七分二十一		

秒の点

五　北緯二十六度四十一分四十秒、東経百二十八度十七分五十

六秒の点

六　北緯二十六度四十二分七秒、東経百二十八度十七分五十一

秒の点

七　北緯二十六度四十二分二十六秒、東経百二十八度十七分二

十七秒の点

八　北緯二十六度四十二分三十三秒、東経百二十八度十六分五

十四秒の点

九　北緯二十六度四十二分十九秒、東経百二十八度十六分十一

秒の点

十　北緯二十六度四十二分三十三秒、東経百二十八度十五分五

十四秒の点

十一　北緯二十六度四十三分二十秒、東経百二十八度十五分三

十七秒の点

十二　北緯二十六度四十三分三十二秒、東経百二十八度十六分

一秒の点

十三　北緯二十六度四十四分三十六秒、東経百二十八度十六分四十二秒の点

十四　北緯二十六度四十五分十二秒、東経百二十八度十六分四十三秒の点

十五　北緯二十六度四十五分四十二秒、東経百二十八度十六分十七秒の点

十六　北緯二十六度四十五分三十八秒、東経百二十八度十五分二十七秒の点

十七　北緯二十六度四十四分五十一秒、東経百二十八度十四分四十二秒の点

十八　北緯二十六度四十四分四十八秒、東経百二十八度十四分六秒の点

十九　北緯二十六度四十三分四十三秒、東経百二十八度十三分十六秒の点

二十　北緯二十六度四十三分八秒、東経百二十八度十三分二十八秒の点

二十一　北緯二十六度四十二分三十九秒、東経百二十八度十二

分二十五秒の点

二十二　北緯二十六度四十分五十九秒、東経百二十八度十一分十八秒の点

二十三　北緯二十六度三十九分三十四秒、東経百二十八度十一分三十四秒の点

二十四　北緯二十六度三十八分五十九秒、東経百二十八度十一分二十五秒の点

二十五　北緯二十六度三十八分四十二秒、東経百二十八度十一分三十六秒の点

二十六　北緯二十六度三十七分五十一秒、東経百二十八度十三分四十一秒の点

二十七　北緯二十六度三十七分五十三秒、東経百二十八度十三分五十五秒の点

二十八　北緯二十六度三十八分十二秒、東経百二十八度十四分二十四秒の点

二十九　北緯二十六度三十八分五十二秒、東経百二十八度十四分四十秒の点

		三十　北緯二十六度三十九分八秒、東経百二十八度十五分一秒の点 三十一　北緯二十六度三十九分三十八秒、東経百二十八度十五分九秒の点
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県国頭郡伊江村	字西江上ほか
対象防衛関係施設の区域	沖縄県国頭郡伊江村	字川平、字西江上、字西江前、字東江上及び字東江前（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県国頭郡伊江村	字川平（次の図面に示す部分に限る。）、字西江上、字西江前、字東江上（次の図面に示す部分に限る。）及び字東江前（次の図面に示す部分に限る。）
		次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と九に掲げる点とを結ぶ海岸
		一　北緯二十六度四十四分十七秒、東経百二十七度四十八分四十秒の点
		二　北緯二十六度四十四分三十九秒、東経百二十七度四十八分十六秒の点
		三　北緯二十六度四十四分三十八秒、東経百二十七度四十六分

線により囲まれた海域	五十五秒の点 四　北緯二十六度四十四分五十三秒、東経百二十七度四十五分三十一秒の点 五　北緯二十六度四十四分二十三秒、東経百二十七度四十四分三十四秒の点 六　北緯二十六度四十三分四秒、東経百二十七度四十四分十五秒の点 七　北緯二十六度四十二分十七秒、東経百二十七度四十四分五十九秒の点 八　北緯二十六度四十二分二秒、東経百二十七度四十六分十六秒の点 九　北緯二十六度四十二分三十六秒、東経百二十七度四十七分八秒の点
次に掲げる点を順次に結んだ線	十　北緯二十六度四十二分三十五秒、東経百二十七度四十七分二十七秒の点

及び十に掲げる点と十四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	十一　北緯二十六度四十二分二十九秒、東経百二十七度四十七分二十五秒の点 十二　北緯二十六度四十一分五十四秒、東経百二十七度四十七分四十八秒の点 十三　北緯二十六度四十一分五十七秒、東経百二十七度四十八分四十六秒の点 十四　北緯二十六度四十二分二十九秒、東経百二十七度四十九分八秒の点	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県国頭郡本部町	字大嘉陽
対象防衛関係施設の区域	沖縄県名護市	字勝山（次の図面に示す部分に限る。）
	沖縄県国頭郡本部町	字大嘉陽及び字辺名地（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周	沖縄県名護市	字安和及び字勝山（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

辺地域	
沖縄県国頭郡本部町	字伊豆味、字大嘉陽、字並里及び字辺名地（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域	一　北緯二十六度三十八分四十四秒、東経百二十七度五十五分三十三秒の点 二　北緯二十六度三十八分二十五秒、東経百二十七度五十六分二秒の点 三　北緯二十六度三十七分五十七秒、東経百二十七度五十六分六秒の点 四　北緯二十六度三十七分二十四秒、東経百二十七度五十五分三十八秒の点 五　北緯二十六度三十七分二十九秒、東経百二十七度五十四分五十一秒の点 六　北緯二十六度三十七分五十四秒、東経百二十七度五十四分三十一秒の点 七　北緯二十六度三十八分三十四秒、東経百二十七度五十四分四十一秒の点

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県名護市	字辺野古ほか

三百九十　キャンプ・シュワブ

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の区域	沖縄県名護市		字許田、字久志、字数久田、字豊原、字辺野古及び字世冨慶（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	沖縄県国頭郡宜野座村		字松田（次の図面に示す部分に限る。）
		一に掲げる点から真方位九十度に引いた線と二に掲げる点から真方位百三十二度四十五分に引いた線との間の陸岸の前面五百メートル以内の海域	一　北緯二十六度三十一分五十四秒、東経百二十八度二分四十四秒の点 二　北緯二十六度三十一分十一秒、東経百二十八度二分九秒の点

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域		
沖縄県名護市		字許田（次の図面に示す部分に限る。）、字久志（次の図面に示す部分に限る。）、字幸喜（次の図面に示す部分に限る。）、字数久田（次の図面に示す部分に限る。）、字豊原（次の図面に示す部分に限る。）、字名護（次の図面に示す部分に限る。）、字二見（次の図面に示す部分に限る。）、字辺野古及び字世冨慶（次の図面に示す部分に限る。）
沖縄県国頭郡宜野座村		字宜野座及び字松田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と三十六に掲げる点とを結ぶ線により囲まれ	一　北緯二十六度三十分四十二秒、東経百二十八度一分四十秒の点 二　北緯二十六度三十分二十一秒、東経百二十八度二分二十四秒の点 三　北緯二十六度三十分二十六秒、東経百二十八度三分四十一秒の点	

四　北緯二十六度三十一分二秒、東経百二十八度四分八秒の点

五　北緯二十六度三十一分四十五秒、東経百二十八度四分四秒の点

六　北緯二十六度三十二分二十一秒、東経百二十八度三分三十二秒の点

七　北緯二十六度三十二分三十五秒、東経百二十八度二分四十秒の点

八　北緯二十六度三十三分六秒、東経百二十八度二分六秒の点

九　北緯二十六度三十三分十三秒、東経百二十八度二分二秒の点

十　北緯二十六度三十三分二十一秒、東経百二十八度一分五十四秒の点

十一　北緯二十六度三十三分三十一秒、東経百二十八度一分九秒の点

十二　北緯二十六度三十四分十五秒、東経百二十八度〇分四十三秒の点

十三　北緯二十六度三十四分三十六秒、東経百二十八度〇分二

十六秒の点

十四　北緯二十六度三十四分四十五秒、東経百二十七度五十九分五十二秒の点

十五　北緯二十六度三十四分三十九秒、東経百二十七度五十九分二十九秒の点

十六　北緯二十六度三十四分二十五秒、東経百二十七度五十九分十五秒の点

十七　北緯二十六度三十四分二十一秒、東経百二十七度五十九分十四秒の点

十八　北緯二十六度三十四分十秒、東経百二十七度五十九分九秒の点

十九　北緯二十六度三十四分五秒、東経百二十七度五十九分一秒の点

二十　北緯二十六度三十三分五十秒、東経百二十七度五十八分五十四秒の点

二十一　北緯二十六度三十三分三十五秒、東経百二十七度五十八分四十四秒の点

二十二　北緯二十六度三十三分四秒、東経百二十七度五十八分十一秒の点

二十三　北緯二十六度三十二分六秒、東経百二十七度五十七分四十八秒の点

二十四　北緯二十六度三十一分五十秒、東経百二十七度五十七分四十八秒の点

二十五　北緯二十六度三十一分二十四秒、東経百二十七度五十七分五十一秒の点

二十六　北緯二十六度三十分五十八秒、東経百二十七度五十八分十四秒の点

二十七　北緯二十六度三十分三十六秒、東経百二十七度五十八分三十五秒の点

二十八　北緯二十六度三十分三十五秒、東経百二十七度五十八分五十秒の点

二十九　北緯二十六度三十分三十秒、東経百二十七度五十九分二十二秒の点

三十　北緯二十六度三十分三十四秒、東経百二十七度五十九分

		二十七秒の点 三十一　北緯二十六度三十分三十五秒、東経百二十七度五十九分四十秒の点 三十二　北緯二十六度三十分四十八秒、東経百二十七度五十九分五十七秒の点 三十三　北緯二十六度三十分四十七秒、東経百二十八度〇分十六秒の点 三十四　北緯二十六度三十分四十一秒、東経百二十八度〇分二十一秒の点 三十五　北緯二十六度三十分四十三秒、東経百二十八度〇分五十九秒の点 三十六　北緯二十六度三十分四十四秒、東経百二十八度一分九秒の点
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。		

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百九十一　辺野古弾薬庫

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県名護市	字辺野古	
対象防衛関係施設の区域	沖縄県名護市	字二見及び字辺野古（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県名護市字大浦、字瀬嵩、字二見及び字辺野古（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十五に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域及び海域

一　北緯二十六度三十二分五十六秒、東経百二十八度二分五十三秒の点

二　北緯二十六度三十二分二十八秒、東経百二十八度三分十六秒の点

三　北緯二十六度三十一分四十秒、東経百二十八度三分二十七秒の点

四　北緯二十六度三十一分十三秒、東経百二十八度三分十五秒の点

五　北緯二十六度三十分五十六秒、東経百二十八度二分三十五秒の点

六　北緯二十六度三十一分十秒、東経百二十八度二分六秒の点

七　北緯二十六度三十一分三十九秒、東経百二十八度一分五十一秒の点

八　北緯二十六度三十二分十六秒、東経百二十八度一分十八秒

		の点 九　北緯二十六度三十二分五十秒、東経百二十八度一分二十三秒の点 十　北緯二十六度三十二分五十三秒、東経百二十八度一分二十四秒の点 十一　北緯二十六度三十三分十九秒、東経百二十八度一分四十八秒の点 十二　北緯二十六度三十三分二十四秒、東経百二十八度二分十秒の点 十三　北緯二十六度三十三分十九秒、東経百二十八度二分三十一秒の点 十四　北緯二十六度三十三分十九秒、東経百二十八度二分三十三秒の点 十五　北緯二十六度三十三分十七秒、東経百二十八度二分三十八秒の点	備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百九十二　キャンプ・ハンセン

対象防衛関係施設の所在地		
対象防衛関係施設	沖縄県国頭郡金武町	字金武ほか
沖縄県国頭郡恩		字安富祖、字恩納、字喜瀬武原、字瀬良垣及び字名嘉真（いず

の区域			
	納村	れも次の図面に示す部分に限る。）	
	沖縄県国頭郡宜野座村	字漢那、字宜野座、字惣慶及び字松田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
	沖縄県国頭郡金武町	字伊芸、字金武及び字屋嘉（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県名護市	字喜瀬、字許田、字久志及び字幸喜（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
	沖縄県国頭郡恩納村	字安富祖（次の図面に示す部分に限る。）、字恩納（次の図面に示す部分に限る。）、字喜瀬武原、字瀬良垣、字谷茶（次の図面に示す部分に限る。）及び字名嘉真（次の図面に示す部分に限る。）	
	沖縄県国頭郡宜野座村	字漢那、字宜野座、字惣慶及び字松田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	

沖縄県国頭郡金武町	字伊芸、字金武（次の図面に示す部分に限る。）及び字屋嘉（次の図面に示す部分に限る。）

次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と三十四に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域及び海域

一　北緯二十六度三十分四十秒、東経百二十七度五十九分五十八秒の点

二　北緯二十六度三十一分十七秒、東経百二十七度五十九分五十五秒の点

三　北緯二十六度三十一分四十四秒、東経百二十七度五十九分十二秒の点

四　北緯二十六度三十二分十四秒、東経百二十七度五十八分五十二秒の点

五　北緯二十六度三十二分二十二秒、東経百二十七度五十八分二十秒の点

六　北緯二十六度三十一分二十一秒、東経百二十七度五十六分五十五秒の点

七　北緯二十六度三十一分十七秒、東経百二十七度五十六分十

七秒の点

八　北緯二十六度三十分十秒、東経百二十七度五十四分五秒の点

九　北緯二十六度三十分二十五秒、東経百二十七度五十三分四十一秒の点

十　北緯二十六度三十分二十五秒、東経百二十七度五十三分二十九秒の点

十一　北緯二十六度三十分二十七秒、東経百二十七度五十三分二十六秒の点

十二　北緯二十六度三十分二十六秒、東経百二十七度五十三分十七秒の点

十三　北緯二十六度三十一分三秒、東経百二十七度五十二分四十三秒の点

十四　北緯二十六度三十一分五秒、東経百二十七度五十一分四十四秒の点

十五　北緯二十六度三十分三十四秒、東経百二十七度五十一分二十二秒の点

十六　北緯二十六度三十分二十四秒、東経百二十七度五十一分二十秒の点

十七　北緯二十六度三十分十六秒、東経百二十七度五十分三十九秒の点

十八　北緯二十六度二十九分四十七秒、東経百二十七度五十分十九秒の点

十九　北緯二十六度二十九分二十三秒、東経百二十七度五十分二十九秒の点

二十　北緯二十六度二十八分四十三秒、東経百二十七度五十分二十七秒の点

二十一　北緯二十六度二十七分五十三秒、東経百二十七度五十分二十九秒の点

二十二　北緯二十六度二十七分三十五秒、東経百二十七度五十分四十八秒の点

二十三　北緯二十六度二十七分一秒、東経百二十七度五十一分十秒の点

二十四　北緯二十六度二十六分四十二秒、東経百二十七度五十

一分三十五秒の点

二十五　北緯二十六度二十七分六秒、東経百二十七度五十二分四十二秒の点

二十六　北緯二十六度二十六分四十秒、東経百二十七度五十三分十九秒の点

二十七　北緯二十六度二十六分二十秒、東経百二十七度五十四分二十八秒の点

二十八　北緯二十六度二十六分三十七秒、東経百二十七度五十五分〇秒の点

二十九　北緯二十六度二十七分三十八秒、東経百二十七度五十六分五十秒の点

三十　北緯二十六度二十七分三十七秒、東経百二十七度五十六分五十一秒の点

三十一　北緯二十六度二十七分五十七秒、東経百二十七度五十七分六秒の点

三十二　北緯二十六度二十八分二十五秒、東経百二十七度五十七分十四秒の点

		三十三　北緯二十六度二十九分四十二秒、東経百二十七度五十九分五十五秒の点 三十四　北緯二十六度三十分十五秒、東経百二十八度〇分八秒の点
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県国頭郡金武町	字金武
対象防衛関係施設の区域	沖縄県国頭郡金武町	字金武（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県国頭郡金武町	字金武（次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれ	一　北緯二十六度二十六分二十一秒、東経百二十七度五十五分二十七秒の点 二　北緯二十六度二十六分十秒、東経百二十七度五十四分四十秒の点 三　北緯二十六度二十六分二十八秒、東経百二十七度五十四分四秒の点

	た海域	四　北緯二十六度二十六分五十六秒、東経百二十七度五十三分五十九秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県国頭郡金武町	字金武
対象防衛関係施設の区域	沖縄県国頭郡金武町	字金武（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県国頭郡金武町	字金武（次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域及び海域	一　北緯二十六度二十七分十六秒、東経百二十七度五十六分五十三秒の点 二　北緯二十六度二十六分三十八秒、東経百二十七度五十七分三十九秒の点 三　北緯二十六度二十五分五十五秒、東経百二十七度五十七分三十三秒の点 四　北緯二十六度二十五分四十秒、東経百二十七度五十六分五十九秒の点

		五　北緯二十六度二十五分五十九秒、東経百二十七度五十五分四十七秒の点 六　北緯二十六度二十六分二十一秒、東経百二十七度五十五分二十七秒の点 七　北緯二十六度二十七分五十一秒、東経百二十七度五十五分十六秒の点 八　北緯二十六度二十八分一秒、東経百二十七度五十五分二十二秒の点 九　北緯二十六度二十八分八秒、東経百二十七度五十五分三十一秒の点 十　北緯二十六度二十八分十秒、東経百二十七度五十五分五十二秒の点
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に		

含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百九十五　嘉手納弾薬庫地区

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県中頭郡読谷村	字親志親志原ほか
対象防衛関係施設の区域	沖縄県沖縄市	字池原、字倉敷、字大工廻、字知花、知花四丁目、池原二丁目及び三丁目、字御殿敷並びに字白川（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

沖縄県うるま市	石川楚南、石川山城及び字栄野比（いずれも次の図面に示す部分に限る。）		
沖縄県国頭郡恩納村	字真栄田及び字山田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）		
沖縄県中頭郡読谷村	字伊良皆（次の図面に示す部分に限る。）、字大湾（次の図面に示す部分に限る。）、字親志（次の図面に示す部分に限る。）、字喜名（次の図面に示す部分に限る。）、字座喜味（次の図面に示す部分に限る。）、字長田、字長浜（次の図面に示す部分に限る。）、字比謝（次の図面に示す部分に限る。）及び字牧原（次の図面に示す部分に限る。）		
沖縄県中頭郡嘉手納町	字久得（次の図面に示す部分に限る。）		
沖縄県沖縄市	字池原、字倉敷、字大工廻、字知花、字登川（次の図面に示す		

対象防衛関係施設

に係る対象施設周辺地域		
		部分に限る。）、字美里（次の図面に示す部分に限る。）、美里六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、登川三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、知花二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、松本五丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び七丁目、池原一丁目から五丁目まで、字御殿敷、字白川、字嘉良川（次の図面に示す部分に限る。）、字宇久田（次の図面に示す部分に限る。）並びに字森根（次の図面に示す部分に限る。）
	沖縄県うるま市	石川嘉手苅、石川楚南、石川東恩納、石川山城、字栄野比、字兼箇段、字川崎及び字昆布（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	沖縄県国頭郡恩納村	字仲泊、字真栄田及び字山田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

沖縄県中頭郡読谷村	字伊良皆、字大木（次の図面に示す部分に限る。）、字大湾（次の図面に示す部分に限る。）、字親志、字喜名、字座喜味（次の図面に示す部分に限る。）、字楚辺（次の図面に示す部分に限る。）、字長田、字長浜（次の図面に示す部分に限る。）、字比謝、字比謝矼、字古堅（次の図面に示す部分に限る。）及び字牧原	
沖縄県中頭郡嘉手納町	字嘉手納（次の図面に示す部分に限る。）、字久得、字屋良（次の図面に示す部分に限る。）、屋良一丁目及び字東（次の図面に示す部分に限る。）	
		次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十五に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域及び海域 一　北緯二十六度二十六分三十四秒、東経百二十七度四十六分六秒の点 二　北緯二十六度二十六分二十二秒、東経百二十七度四十五分十九秒の点 三　北緯二十六度二十五分四十四秒、東経百二十七度四十四分三十八秒の点 四　北緯二十六度二十五分二十四秒、東経百二十七度四十四分

三十一秒の点

五　北緯二十六度二十一分四十五秒、東経百二十七度四十五分二十四秒の点

六　北緯二十六度二十一分四十七秒、東経百二十七度四十六分三十五秒の点

七　北緯二十六度二十一分六秒、東経百二十七度四十七分二十七秒の点

八　北緯二十六度二十一分四秒、東経百二十七度四十八分九秒の点

九　北緯二十六度二十四分三十六秒、東経百二十七度四十八分四十八秒の点

十　北緯二十六度二十四分三十九秒、東経百二十七度四十八分二十七秒の点

十一　北緯二十六度二十四分五十七秒、東経百二十七度四十八分十一秒の点

十二　北緯二十六度二十五分十二秒、東経百二十七度四十八分一秒の点

		十三　北緯二十六度二十五分二十九秒、東経百二十七度四十七分三十九秒の点 十四　北緯二十六度二十五分四十秒、東経百二十七度四十七分二十七秒の点 十五　北緯二十六度二十五分五十秒、東経百二十七度四十七分二秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対

象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百九十六　天願桟橋

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県うるま市	字昆布昆布先原ほか
対象防衛関係施設の区域	沖縄県うるま市	字昆布（次の図面に示す部分に限る。）
	次に示す海域	桟橋の周囲（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県うるま市	石川東恩納、字栄野比、字昆布及び字天願（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる	一　北緯二十六度二十四分五十秒、東経百二十七度五十分十三秒の点 二　北緯二十六度二十五分〇秒、東経百二十七度五十分三十六

点と五に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	秒の点 三　北緯二十六度二十四分五十六秒、東経百二十七度五十一分二十四秒の点 四　北緯二十六度二十四分二十四秒、東経百二十七度五十一分四十七秒の点 五　北緯二十六度二十三分五十五秒、東経百二十七度五十一分二十六秒の点	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百九十七　キャンプ・コートニー

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
沖縄県うるま市	沖縄県うるま市	沖縄県うるま市
字天願	字宇堅、字昆布及び字天願（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	字赤野（次の図面に示す部分に限る。）、字安慶名（次の図面に示す部分に限る。）、字西原（次の図面に示す部分に限る。）、字宇堅（次の図面に示す部分に限る。）、字栄野比（次の図面に示す部分に限る。）、字川崎（次の図面に示す部分に限る。）、字昆布（次の図面に示す部分に限る。）、字田場（次の図面に示す部分に限る。）、字天願、みどり町一丁目から六丁目まで及び安慶

名一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで		
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一　北緯二十六度二十四分十四秒、東経百二十七度五十分四十八秒の点 二　北緯二十六度二十四分二十八秒、東経百二十七度五十一分十四秒の点 三　北緯二十六度二十四分二十六秒、東経百二十七度五十一分五十二秒の点 四　北緯二十六度二十三分三十一秒、東経百二十七度五十二分三十九秒の点 五　北緯二十六度二十三分一秒、東経百二十七度五十二分三十五秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百九十八　キャンプ・シールズ

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県沖縄市	字知花曲茶原ほか
対象防衛関係施設の区域	沖縄県沖縄市	字知花（次の図面に示す部分に限る。）、字登川（次の図面に示す部分に限る。）並びに知花四丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県沖縄市	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる
	字池原（次の図面に示す部分に限る。）、字倉敷（次の図面に示す部分に限る。）、字大工廻（次の図面に示す部分に限る。）、字知花、字登川（次の図面に示す部分に限る。）、字美里（次の図面に示す部分に限る。）、登川一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、知花一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目から五丁目まで及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、松本五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、六丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び七丁目、池原二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、字御殿敷（次の図面に示す部分に限る。）、字白川（次の図面に示す部分に限る。）並びに字嘉良川（次の図面に示す部分に限る。）	一　北緯二十六度二十一分二十二秒、東経百二十七度四十八分十五秒の点 二　北緯二十六度二十一分二十五秒、東経百二十七度四十七分

点と五に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域	五十四秒の点 三　北緯二十六度二十一分四十七秒、東経百二十七度四十七分三十二秒の点 四　北緯二十六度二十二分十五秒、東経百二十七度四十七分三十一秒の点 五　北緯二十六度二十三分五秒、東経百二十七度四十八分四秒の点	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県中頭郡読谷村	字楚辺前原
対象防衛関係施設の区域	沖縄県中頭郡読谷村	字大木、字大湾、字瀬名波、字楚辺、字渡具知及び字古堅（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県中頭郡読谷村	字伊良皆（次の図面に示す部分に限る。）、字宇座（次の図面に示す部分に限る。）、字大木、字大湾（次の図面に示す部分に限る。）、字喜名（次の図面に示す部分に限る。）、字儀間（次の図面に示す部分に限る。）、字座喜味（次の図面に示す部分に限る。）、字瀬名波、字楚辺、字渡具知、字渡慶次（次の図面に示す部分に限る。）、字都屋（次の図面に示す部分に限る。）、字長

浜（次の図面に示す部分に限る。）、字比謝（次の図面に示す部分に限る。）、字比謝矼（次の図面に示す部分に限る。）及び字古堅		
字嘉手納及び字水釜（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	沖縄県中頭郡嘉手納町	
一　北緯二十六度二十五分二十秒、東経百二十七度四十四分三十秒の点 二　北緯二十六度二十五分五十二秒、東経百二十七度四十四分二十五秒の点 三　北緯二十六度二十六分七秒、東経百二十七度四十四分二秒の点 四　北緯二十六度二十六分七秒、東経百二十七度四十三分四十秒の点 五　北緯二十六度二十三分三十五秒、東経百二十七度四十三分	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	次に掲げる点を

順次に結んだ線及び五に掲げる点と八に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	十九秒の点 六　北緯二十六度二十二分五十八秒、東経百二十七度四十三分三秒の点 七　北緯二十六度二十一分四十五秒、東経百二十七度四十三分三十四秒の点 八　北緯二十六度二十一分三十五秒、東経百二十七度四十四分二十一秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四百　嘉手納飛行場

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	
沖縄県中頭郡嘉手納町	沖縄県沖縄市	沖縄県中頭郡嘉
字屋良前原ほか	字上地（次の図面に示す部分に限る。）、字大工廻（次の図面に示す部分に限る。）、字美里（次の図面に示す部分に限る。）、字諸見里（次の図面に示す部分に限る。）、字山内（次の図面に示す部分に限る。）、字御殿敷（次の図面に示す部分に限る。）、字白川（次の図面に示す部分に限る。）、字嘉良川（次の図面に示す部分に限る。）、字宇久田（次の図面に示す部分に限る。）及び字森根	字嘉手納（次の図面に示す部分に限る。）、字兼久（次の図面に

手納町		
	沖縄県中頭郡北谷町	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
		沖縄県沖縄市
示す部分に限る。）、字久得（次の図面に示す部分に限る。）、字水釜（次の図面に示す部分に限る。）、字屋良（次の図面に示す部分に限る。）、字野里、字東（次の図面に示す部分に限る。）、字国直、及び字野国（次の図面に示す部分に限る。）	字伊平（次の図面に示す部分に限る。）、字上勢頭（次の図面に示す部分に限る。）、字下勢頭、字砂辺（次の図面に示す部分に限る。）及び字浜川（次の図面に示す部分に限る。）	字上地、字倉敷（次の図面に示す部分に限る。）、胡屋一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、字大工廻（次の図面に示す部分に限る。）、字知花（次の図面に示す部分に限る。）、仲宗根町（次の図面に示す部分に限る。）、字美里（次の図面に示す部分に限る。）、室川一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、字諸見里、字山内、嘉間良一丁目から三丁目まで、住吉一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、中央一丁

	目から四丁目まで、八重島一丁目から三丁目まで、園田一丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、越来一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、美里三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、五丁目及び六丁目、諸見里一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、山内一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目及び四丁目、南桃原三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び四丁目、知花一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目から四丁目まで及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、松本一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目から七丁目まで、上地一丁目から四丁目まで、字御殿敷、字白川、字嘉良川、字宇久田並びに字森根
沖縄県中頭郡読谷村	字大湾（次の図面に示す部分に限る。）、字渡具知（次の図面に示す部分に限る。）、字長田（次の図面に示す部分に限る。）、字比謝（次の図面に示す部分に限る。）、字比謝矼、字古堅（次の

	沖縄県中頭郡嘉手納町	字嘉手納、字兼久、字久得（次の図面に示す部分に限る。）、字水釜、字屋良、水釜六丁目、屋良一丁目、字野里、字東、字国直及び字野国
	沖縄県中頭郡北谷町	字伊平、字上勢頭、字桑江（次の図面に示す部分に限る。）、字下勢頭、字砂辺、字浜川、字港、字宮城、字吉原（次の図面に示す部分に限る。）、字桃原（次の図面に示す部分に限る。）、字美浜（次の図面に示す部分に限る。）、美浜二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目、伊平一丁目及び二丁目並びに桑江一丁目
次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十四に掲げ		一　北緯二十六度二十二分〇秒、東経百二十七度四十八分二十五秒の点 二　北緯二十六度二十二分十七秒、東経百二十七度四十七分五十七秒の点

る点とを結ぶ線により囲まれた陸域及び海域	三　北緯二十六度二十二分四十五秒、東経百二十七度四十七分五十八秒の点 四　北緯二十六度二十三分二十四秒、東経百二十七度四十七分三十秒の点 五　北緯二十六度二十三分二十八秒、東経百二十七度四十六分四十秒の点 六　北緯二十六度二十三分一秒、東経百二十七度四十五分五十五秒の点 七　北緯二十六度二十二分三十四秒、東経百二十七度四十五分三十六秒の点 八　北緯二十六度二十一分四十八秒、東経百二十七度四十四分十四秒の点 九　北緯二十六度二十一分二十八秒、東経百二十七度四十三分五十九秒の点 十　北緯二十六度二十分五十一秒、東経百二十七度四十四分〇秒の点 十一　北緯二十六度二十分十四秒、東経百二十七度四十四分二

		十二秒の点 十二　北緯二十六度十九分二十二秒、東経百二十七度四十四分三十六秒の点 十三　北緯二十六度十九分三秒、東経百二十七度四十五分五秒の点 十四　北緯二十六度十九分一秒、東経百二十七度四十五分十四秒の点
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。		

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四百一　キャンプ瑞慶覧

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	
沖縄県宜野湾市	沖縄県宜野湾市	字安仁屋、字新城、字伊佐、字喜友名、字普天間及び普天間一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
字安仁屋安仁屋原ほか	沖縄県沖縄市	字山里（次の図面に示す部分に限る。）、山里二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに南桃原一丁目（次の図面に示す部分に限る。）
	沖縄県中頭郡北谷町	字大村（次の図面に示す部分に限る。）、字北前（次の図面に示す部分に限る。）、字玉上（次の図面に示す部分に限る。）、字北

		谷（次の図面に示す部分に限る。）並びに北谷一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	沖縄県中頭郡北中城村	字安谷屋、字喜舎場、字瑞慶覧、字比嘉及び字屋宜原（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県宜野湾市	字安仁屋、字新城（次の図面に示す部分に限る。）、字伊佐、字上原（次の図面に示す部分に限る。）、字大山（次の図面に示す部分に限る。）、字神山（次の図面に示す部分に限る。）、字喜友名、字中原（次の図面に示す部分に限る。）、字野嵩（次の図面に示す部分に限る。）、字普天間、新城一丁目及び二丁目、野嵩一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目、三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び四丁目、普天間一丁目及び二丁目、伊佐一丁目から四丁目まで、喜友名一丁目及び二丁目、大山一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目、四丁目、五丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び七丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに字

	宜野湾（次の図面に示す部分に限る。）
沖縄県沖縄市	字山里、久保田一丁目から三丁目まで、園田一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、諸見里一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目、山内一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、山里一丁目から三丁目まで並びに南桃原一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで
沖縄県中頭郡北谷町	字大村、字北前、字桑江（次の図面に示す部分に限る。）、字玉上、字北谷、字吉原（次の図面に示す部分に限る。）、字桃原、字美浜（次の図面に示す部分に限る。）、北前一丁目、北谷一丁目及び二丁目並びに美浜一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）
沖縄県中頭郡北	字安谷屋（次の図面に示す部分に限る。）、字熱田（次の図面に

中城村 示す部分に限る。）、字荻道（次の図面に示す部分に限る。）、字喜舎場、字島袋（次の図面に示す部分に限る。）、字瑞慶覧、字仲順（次の図面に示す部分に限る。）、字渡口（次の図面に示す部分に限る。）、字比嘉（次の図面に示す部分に限る。）、字屋宜原、字和仁屋（次の図面に示す部分に限る。）及び字ライカム	沖縄県中頭郡中城村 字登又（次の図面に示す部分に限る。）	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十一に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域及び海域 一　北緯二十六度十八分五十三秒、東経百二十七度四十五分十三秒の点 二　北緯二十六度十八分三十七秒、東経百二十七度四十四分五十七秒の点 三　北緯二十六度十七分五十九秒、東経百二十七度四十五分一秒の点 四　北緯二十六度十七分二十秒、東経百二十七度四十四分四十四秒の点

		五　北緯二十六度十六分四十三秒、東経百二十七度四十四分五十秒の点 六　北緯二十六度十六分三十秒、東経百二十七度四十五分十九秒の点 七　北緯二十六度十六分五十秒、東経百二十七度四十六分十二秒の点 八　北緯二十六度十六分五十四秒、東経百二十七度四十六分三十九秒の点 九　北緯二十六度十八分二十秒、東経百二十七度四十八分七秒の点 十　北緯二十六度十八分二十九秒、東経百二十七度四十八分〇秒の点 十一　北緯二十六度十八分三十八秒、東経百二十七度四十八分十秒の点
		備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネッ

トの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四百二　泡瀬通信施設

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県沖縄市	字高原ほか
対象防衛関係施設の区域	沖縄県沖縄市	字泡瀬（次の図面に示す部分に限る。）

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県沖縄市	字泡瀬、海邦町（次の図面に示す部分に限る。）、泡瀬一丁目から四丁目まで及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、高原六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、海邦一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、比屋根二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、潮乃森（次の図面に示す部分に限る。）並びに字比屋根
	沖縄県うるま市	字州崎（次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一　北緯二十六度十八分三十三秒、東経百二十七度四十九分四十三秒の点 二　北緯二十六度十八分十八秒、東経百二十七度四十九分五十九秒の点 三　北緯二十六度十八分十秒、東経百二十七度五十分五十七秒の点 四　北緯二十六度十八分四十秒、東経百二十七度五十一分二十九秒の点

		五　北緯二十六度十九分五秒、東経百二十七度五十一分三十秒の点 六　北緯二十六度十九分三十三秒、東経百二十七度五十一分十九秒の点
七に掲げる点と八に掲げる点とを結んだ線及びこれらの点を結ぶ海岸線により囲まれた海域		七　北緯二十六度十九分四十六秒、東経百二十七度五十分十四秒の点 八　北緯二十六度十九分四十三秒、東経百二十七度五十分十秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区

域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四百三　ホワイト・ビーチ地区

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周
沖縄県うるま市	沖縄県うるま市	沖縄県うるま市
勝連平敷屋ほか	勝連内間、勝連平敷屋、勝連平安名及び与那城饒辺（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	勝連内間、勝連平敷屋、勝連平安名（次の図面に示す部分に限る。）、与那城安勢理、与那城饒辺（次の図面に示す部分に限る。）

辺地域

次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と八に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	及び与那城屋慶名（次の図面に示す部分に限る。）
	一　北緯二十六度十九分〇秒、東経百二十七度五十三分十二秒の点
	二　北緯二十六度十八分三十九秒、東経百二十七度五十三分九秒の点
	三　北緯二十六度十七分二十二秒、東経百二十七度五十三分五十一秒の点
	四　北緯二十六度十六分四十八秒、東経百二十七度五十四分四十八秒の点
	五　北緯二十六度十六分四十九秒、東経百二十七度五十五分二十秒の点
	六　北緯二十六度十七分三十九秒、東経百二十七度五十六分一秒の点
	七　北緯二十六度十八分二十一秒、東経百二十七度五十五分四十八秒の点
	八　北緯二十六度十八分五十五秒、東経百二十七度五十五分六

四百四　普天間飛行場	対象防衛関係施設	沖縄県宜野湾市
		字佐真下赤田地原ほか

秒の点	備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

の所在地		
対象防衛関係施設の区域	沖縄県宜野湾市	対象防衛関係施設
	字赤道、字新城（次の図面に示す部分に限る。）、字伊佐（次の図面に示す部分に限る。）、字上原（次の図面に示す部分に限る。）、字大謝名（次の図面に示す部分に限る。）、字大山、字神山、字喜友名（次の図面に示す部分に限る。）、字佐真下（次の図面に示す部分に限る。）、字中原、字野嵩（次の図面に示す部分に限る。）、字真志喜（次の図面に示す部分に限る。）、野嵩二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、伊佐一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、喜友名一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、大山一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、真志喜一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、上原一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、大謝名二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、字宜野湾並びに宜野湾一丁目（次の図面に示す部分に限る。）	沖縄県宜野湾市 字赤道、字安仁屋（次の図面に示す部分に限る。）、字新城、字

に係る対象施設周辺地域	伊佐、字上原、字大謝名、字大山、字神山、字我如古、字喜友名、字佐真下、字中原、字野嵩、字普天間（次の図面に示す部分に限る。）、字真栄原、字真志喜、新城一丁目及び二丁目、野嵩一丁目から四丁目まで、普天間一丁目及び二丁目、伊佐一丁目から四丁目まで、喜友名一丁目及び二丁目、大山一丁目から七丁目まで、真志喜一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目、嘉数一丁目及び二丁目から四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、真栄原一丁目から三丁目まで、我如古一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び四丁目、赤道一丁目及び二丁目、上原一丁目及び二丁目、大謝名一丁目から四丁目まで及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、字宜野湾、宜野湾一丁目から三丁目まで、志真志一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び四丁目、長田一丁目、二丁目、三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び四丁目、愛知一丁目から三丁目まで、神山一丁目並びに字地泊一丁目から

	三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで
沖縄県浦添市	牧港四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び西原一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで
沖縄県中頭郡北谷町	字北前（次の図面に示す部分に限る。）
沖縄県中頭郡北中城村	字安谷屋（次の図面に示す部分に限る。）
沖縄県中頭郡中城村	字新垣、字北上原及び字登又（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる	一　北緯二十六度十七分〇秒、東経百二十七度四十四分十六秒の点 二　北緯二十六度十七分五秒、東経百二十七度四十四分十七秒

点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	の点 三　北緯二十六度十七分十八秒、東経百二十七度四十四分三十四秒の点 四　北緯二十六度十七分四十一秒、東経百二十七度四十五分八秒の点	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四百五　牧港補給地区

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
沖縄県浦添市	沖縄県浦添市	沖縄県那覇市	沖縄県浦添市
字城間ほか	字城間、字小湾、字仲西、字港川、字宮城、字屋富祖及び勢理客四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	曙二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、字安謝（次の図面に示す部分に限る。）、港町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、字銘苅（次の図面に示す部分に限る。）、安謝一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに銘苅三丁目（次の図面に示す部分に限る。）	字城間、字小湾、字仲西、字牧港、字港川、字宮城、字屋富祖、牧港一丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、

港川一丁目及び二丁目、伊祖一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、大平一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、屋富祖一丁目から四丁目まで、西洲一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目、城間一丁目から四丁目まで、宮城一丁目から五丁目まで及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、仲西一丁目から三丁目まで、内間三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目、勢理客一丁目から四丁目まで並びに伊奈武瀬一丁目（次の図面に示す部分に限る。）	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域
一　北緯二十六度十六分二十九秒、東経百二十七度四十三分十秒の点 二　北緯二十六度十六分五十一秒、東経百二十七度四十二分三十七秒の点 三　北緯二十六度十六分五十秒、東経百二十七度四十二分七秒の点	

た海域	四　北緯二十六度十五分二十五秒、東経百二十七度四十分四十二秒の点	
五に掲げる点と六に掲げる点とを結んだ線及びこれらの点を結ぶ海岸線により囲まれた海域	五　北緯二十六度十五分二十一秒、東経百二十七度四十分四十二秒の点 六　北緯二十六度十四分四十六秒、東経百二十七度四十分四十三秒の点	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四百六　那覇港湾施設

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県那覇市	垣花町ほか
対象防衛関係施設の区域	沖縄県那覇市	字鏡水（次の図面に示す部分に限る。）、垣花町（次の図面に示す部分に限る。）、垣花町一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで並びに住吉町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで
対象防衛関係施設に係る対象施設周	沖縄県那覇市	旭町、字安次嶺（次の図面に示す部分に限る。）、泉崎一丁目及び二丁目、奥武山町、字大嶺（次の図面に示す部分に限る。）、

辺地域	
字小禄（次の図面に示す部分に限る。）、字鏡水（次の図面に示す部分に限る。）、垣花町、垣花町一丁目から三丁目まで、鏡原町（次の図面に示す部分に限る。）、久米一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、久茂地一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、住吉町一丁目から三丁目まで、楚辺一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目、字田原（次の図面に示す部分に限る。）、辻一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、字当間（次の図面に示す部分に限る。）、通堂町、西一丁目から三丁目まで、東町、松尾一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、松山一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、山下町、古波蔵三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、金城一丁目から四丁目まで及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、田原一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに壺川一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目	

備考		次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域及び海域
		一　北緯二十六度十二分四十二秒、東経百二十七度三十八分四十三秒の点 二　北緯二十六度十三分九秒、東経百二十七度三十八分四十八秒の点 三　北緯二十六度十三分二十五秒、東経百二十七度三十九分十二秒の点 四　北緯二十六度十三分二十秒、東経百二十七度四十分五秒の点 五　北緯二十六度十一分五十六秒、東経百二十七度四十分五十九秒の点 六　北緯二十六度十一分四十九秒、東経百二十七度四十分五十一秒の点 七　北緯二十六度十二分十八秒、東経百二十七度三十八分五十五秒の点

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四百七　陸軍貯油施設

対象防衛関係施設の所在地		
対象防衛関係施設	沖縄県うるま市	字天願ほか
対象防衛関係施設	沖縄県宜野湾市	伊佐一丁目（次の図面に示す部分に限る。）

の区域				
	沖縄県沖縄市	字池原、字倉敷及び池原四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）		
	沖縄県うるま市	字栄野比、字川崎、字昆布及び字天願（いずれも次の図面に示す部分に限る。）		
	沖縄県中頭郡嘉手納町	字野国（次の図面に示す部分に限る。）		
	沖縄県中頭郡北谷町	字伊平、字桑江及び字砂辺（いずれも次の図面に示す部分に限る。）		
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県宜野湾市	字伊佐、字大山（次の図面に示す部分に限る。）、字神山（次の図面に示す部分に限る。）、字喜友名（次の図面に示す部分に限る。）、字中原（次の図面に示す部分に限る。）、新城二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、伊佐一丁目から三丁目（次の図面		

に示す部分に限る。）まで及び四丁目、喜友名一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、大山一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに字宜野湾（次の図面に示す部分に限る。）		
	沖縄県沖縄市	
字池原、字倉敷（次の図面に示す部分に限る。）、字知花（次の図面に示す部分に限る。）、字登川（次の図面に示す部分に限る。）並びに池原一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目から五丁目まで		
	沖縄県うるま市	
字安慶名（次の図面に示す部分に限る。）、石川楚南（次の図面に示す部分に限る。）、石川東恩納（次の図面に示す部分に限る。）、字西原（次の図面に示す部分に限る。）、字宇堅（次の図面に示す部分に限る。）、字栄野比（次の図面に示す部分に限る。）、字川崎（次の図面に示す部分に限る。）、字昆布、字天願（次の図面に示す部分に限る。）、みどり町五丁目及び六丁目（い		

		ずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに安慶名二丁目（次の図面に示す部分に限る。）
沖縄県中頭郡嘉手納町		字兼久、字水釜、水釜六丁目、字野里及び字野国（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
沖縄県中頭郡北谷町		字伊平、字上勢頭（次の図面に示す部分に限る。）、字北前（次の図面に示す部分に限る。）、字桑江（次の図面に示す部分に限る。）、字下勢頭（次の図面に示す部分に限る。）、字砂辺、字浜川、字港、字宮城、字吉原（次の図面に示す部分に限る。）、字美浜（次の図面に示す部分に限る。）、美浜一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目まで、伊平一丁目及び二丁目並びに桑江一丁目
次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる		一　北緯二十六度二十三分二十一秒、東経百二十七度五十二分〇秒の点 二　北緯二十六度二十三分五十三秒、東経百二十七度五十二分

点と十一に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域及び海域	十七秒の点 三　北緯二十六度二十四分二十三秒、東経百二十七度五十一分五十八秒の点 四　北緯二十六度二十四分二十九秒、東経百二十七度五十一分二十秒の点 五　北緯二十六度二十四分五十三秒、東経百二十七度五十分四十九秒の点 六　北緯二十六度二十四分五十秒、東経百二十七度五十分十三秒の点 七　北緯二十六度二十三分五十一秒、東経百二十七度四十八分一秒の点 八　北緯二十六度二十三分四十四秒、東経百二十七度四十七分五十六秒の点 九　北緯二十六度二十三分五秒、東経百二十七度四十七分三十八秒の点 十　北緯二十六度二十二分五十一秒、東経百二十七度四十七分四十六秒の点

	十一　北緯二十六度二十二分三十三秒、東経百二十七度四十八分五秒の点
次に掲げる点を順次に結んだ線及び十二に掲げる点と十八に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域及び海域	十二　北緯二十六度二十一分二十四秒、東経百二十七度四十四分二十五秒の点 十三　北緯二十六度二十一分二秒、東経百二十七度四十四分〇秒の点 十四　北緯二十六度二十分四秒、東経百二十七度四十四分十秒の点 十五　北緯二十六度十九分十二秒、東経百二十七度四十四分五十三秒の点 十六　北緯二十六度十八分五十六秒、東経百二十七度四十五分十二秒の点 十七　北緯二十六度二十分二十四秒、東経百二十七度四十五分四十六秒の点 十八　北緯二十六度二十一分二十五秒、東経百二十七度四十五分十四秒の点

	次に掲げる点を順次に結んだ線及び十九に掲げる点と二十四に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域及び海域	十九　北緯二十六度十七分四十四秒、東経百二十七度四十五分二十六秒の点 二十　北緯二十六度十七分四十五秒、東経百二十七度四十五分十秒の点 二十一　北緯二十六度十七分二十秒、東経百二十七度四十四分四十四秒の点 二十二　北緯二十六度十六分三十二秒、東経百二十七度四十四分五十六秒の点 二十三　北緯二十六度十六分三十秒、東経百二十七度四十五分三十九秒の点 二十四　北緯二十六度十六分五十七秒、東経百二十七度四十五分五十八秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	
沖縄県島尻郡久米島町	字宇江城	
	字宇江城（次の図面に示す部分に限る。）	
沖縄県島尻郡久米島町		

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県島尻郡久米島町	字宇江城（次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域及び海域	一　北緯二十六度三十六分二十三秒、東経百二十六度四十九分五十八秒の点 二　北緯二十六度三十六分一秒、東経百二十六度五十分三十七秒の点 三　北緯二十六度三十五分二十二秒、東経百二十六度五十分三十三秒の点 四　北緯二十六度三十四分五十六秒、東経百二十六度四十九分四十七秒の点 五　北緯二十六度三十五分十六秒、東経百二十六度四十九分八秒の点 六　北緯二十六度三十六分二秒、東経百二十六度四十九分十一秒の点
備考		

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四百九　出砂島射爆撃場

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県島尻郡渡名喜村	字入砂
対象防衛関係施設	沖縄県島尻郡渡	字入砂

の区域		
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県島尻郡渡名喜村	名喜村
次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた海域	字入砂	
一　北緯二十六度二十三分二十四秒、東経百二十七度七分〇秒の点		
二　北緯二十六度二十三分五十四秒、東経百二十七度六分二十二秒の点		
三　北緯二十六度二十三分四十四秒、東経百二十七度五分三十一秒の点		
四　北緯二十六度二十二分四十四秒、東経百二十七度五分十五秒の点		
五　北緯二十六度二十二分十五秒、東経百二十七度五分五十秒の点		
六　北緯二十六度二十二分三十五秒、東経百二十七度六分四十八秒の点		

対象防衛関係施設の所在地	
	沖縄県島尻郡久米島町
	字奥武

四百十　久米島射爆撃場

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の区域	沖縄県島尻郡久米島町	字奥武（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県島尻郡久米島町	字奥武（次の図面に示す部分に限る。）
		次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域及び海域 一　北緯二十六度二十分四十九秒、東経百二十六度五十分五十六秒の点 二　北緯二十六度二十分五十三秒、東経百二十六度五十分十秒の点 三　北緯二十六度二十分二十四秒、東経百二十六度四十九分五十三秒の点 四　北緯二十六度二十分十一秒、東経百二十六度四十九分五十一秒の点 五　北緯二十六度十九分四十一秒、東経百二十六度五十分十五秒の点

		六　北緯二十六度十九分四十六秒、東経百二十六度五十分五十六秒の点 七　北緯二十六度二十分十六秒、東経百二十六度五十一分十四秒の点
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県うるま市	字津堅
対象防衛関係施設の区域	沖縄県うるま市	勝連津堅（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県うるま市	勝連津堅 一　北緯二十六度十五分五十四秒、東経百二十七度五十六分五十四秒の点 二　北緯二十六度十六分三秒、東経百二十七度五十六分十九秒の点 三　北緯二十六度十五分五十五秒、東経百二十七度五十五分五十秒の点 四　北緯二十六度十五分十一秒、東経百二十七度五十五分三十
		次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域及び海域

		六秒の点
		五　北緯二十六度十四分三十七秒、東経百二十七度五十五分四十七秒の点
		六　北緯二十六度十四分二十八秒、東経百二十七度五十六分三十五秒の点
		七　北緯二十六度十五分六秒、東経百二十七度五十六分五十九秒の点
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。		

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四百十二　沖大東島射爆撃場

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県島尻郡北大東村	字ラサ
対象防衛関係施設の区域	沖縄県島尻郡北大東村	字ラサ
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県島尻郡北大東村	字ラサ
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる	一　北緯二十四度二十八分三十九秒、東経百三十一度十二分十三秒の点 二　北緯二十四度二十九分〇秒、東経百三十一度十分五十七秒

点と七に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた海域	の点 三　北緯二十四度二十八分三十九秒、東経百三十一度十分十三秒の点 四　北緯二十四度二十七分五十一秒、東経百三十一度十分十六秒の点 五　北緯二十四度二十七分八秒、東経百三十一度十分五十秒の点 六　北緯二十四度二十七分七秒、東経百三十一度十一分四十四秒の点 七　北緯二十四度二十七分五十三秒、東経百三十一度十二分二十五秒の点	備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区

域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。